

マッセ Osaka

地方分権ゼミナール

「地方財政研究」報告書

「需要額・決算対比分析の

理論とその応用

：受益と負担の一致をめざして」

平成 15 年 12 月

財団法人 大阪府市町村振興協会
おおさか市町村職員研修研究センター

刊行にあたって

現在、地方税財政改革に向けて、国庫補助金・地方交付税・税源移譲に関していわゆる「三位一体の改革」が進められようとしています。

本年6月には、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」が閣議決定され、「三位一体の改革」について、一定の方向性が示されており、その具体化は、国の予算編成の中で検討されることになっております。

当振興協会では、昨年度に続き、平成15年6月から8月にかけて、5日間の日程で、地方分権ゼミナール「地方財政研究」を開催しました。本年度は、受益と負担の明確化を図る観点から、新たな地方財政制度にあり方について、参加者がレポート作成による問題提起をし、議論を進めました。

本報告書は、本ゼミナールにおける議論を踏まえ、「需要額・決算対比分析の理論とその応用：受益と負担の一致をめざして」として、参加者の提言をとりまとめたものです。本報告書が府内市町村において地方財政を議論する際の参考にしていただければと考えております。

最後に、本ゼミナールにおいて指導助言を務めていただきますとともに、本報告書のとりまとめにご尽力いただきました中井英雄先生（近畿大学経済学部教授）にあらためてお礼申し上げます。

平成15年12月

財団法人大阪府市町村振興協会
おおさか市町村職員研修研究センター
所長 米原 淳七郎

目 次

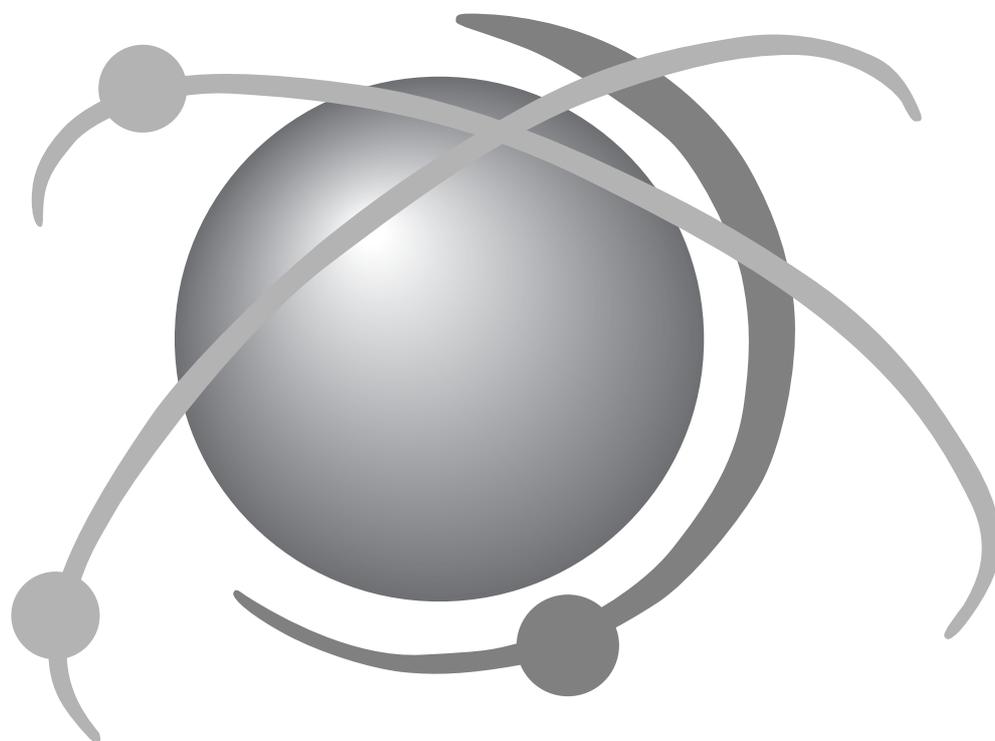
需要額・決算対比分析の理論とその応用：受益と負担の一致をめざして

第1章	需要額対比表による財政責任の基礎理論	近畿大学 中井英雄	
	～最低保障と行政効率化をビルト・インした三位一体改革～		
	・ 財政責任論からみた構造改革と意識改革		3
	・ 不交付団体の基準型財政責任の確保		4
	・ 税率操作権の行使による限界的財政責任の発揮		6
	・ 意識改革による全体的財政責任への接近		7
第2章	実務的視点から見た需要額・決算対比表分析	大阪府市町村課 宮崎 豊	
	・ 需要額・決算対比表分析		9
	・ 全体分析：修正対比指数と修正経常収支比率		10
	・ 費目別の分析		11
	・ 需要額・決算対比の将来的な意義		14
第3章	中核市移行に伴う財政負担の転嫁問題	東大阪市 森 美樹	
	・ 中核市制度の要件緩和と未移行市		17
	・ 中核市移行に伴う財政配当と財政負担の転嫁		18
	・ 中核市制度の充実に向けて		21
第4章	性質別分類で比較可能な「実験的」需要額・決算対比分析	大東市 川口克仁	
	～社会福祉費の乖離度を中心にして～		
	・ 実験的な需要額対比表による性質別分類の決算対比		25
	・ 決算統計の「児童福祉費」の人件費に依存した社会福祉費の高い乖離度		26
	・ 民間保育所ベースの需要額算定：「保育士」人件費の需要額不算入		27
	・ 措置から契約の保育行政とNPM理論		28
第5章	保育所民営化によるエンゼルプランの実現	和泉市 藤井 満	
	・ エンゼルプランと措置から契約の保育行政		31
	・ 和泉市における保育行政の現状		32
	・ 和泉市における保育所民営化の財政効果		33
	・ 公立保育園を民営化へ		34
第6章	受益と負担の明確化による住みたい「まち」へ	泉南市 伊藤公喜	
	・ 住みたい「まち」への「まち」づくり		37
	・ 需要額対比表によるメニューの質・信憑性・改善		38
	・ 住みたい「まち」による人口増加のメリットと受益・負担の明確化		41

第7章 介護保険のシビル・ミニマムによる限界的財政責任の発揮 枚方市 川嶋徹也	
・「措置」から「契約」に移行した介護サービス	43
・措置制度を引きずった横並び意識の強い自治体	44
・シビル・ミニマムと保険料の追加負担のシミュレーション	45
・介護保険制度の限界的財政責任の発揮	46
第8章 下水道事業の受益と負担の妥当性は説明できるか 高槻市 徳島巳樹典	
・下水道特別会計への繰出金	49
・経費の妥当性	51
・下水道事業の説明責任をはたす	54
第9章 松原市のし尿処理行政と下水道普及促進におけるジレンマ 松原市 津村直輝	
・松原市のし尿処理と下水道事業の概況	57
・公共下水道普及率と水洗化率の乖離	58
・し尿処理の現状と将来像	59
・公共下水道を接続しない理由とは	60
・し尿汲取助成金の功罪（社会的意義と弊害）	62
・下水道の普及促進＝汲取世帯・浄化槽世帯の水洗化のために	63
・まとめ	64
第10章 パチンコ税の導入について～地方税財源の充実確保策～ 阪南市 山中富士夫	
・パチンコ利用者・企業の公共福祉への貢献	65
・新地方税「パチンコ税」の概要	67
・風俗営業法改正等パチンコ産業の改革	71
・市民のための地方財源	74
第11章 財政的な立場から「課税自主権」を考える 大阪府市町村課 神谷雅之	
・市町村が自ら「税」を決めるのは聖域か	79
・料金による「実質的な増減税」	79
・増税をめぐる府内市町村の最近の議論	81
・実際に増税を行う際の問題点は何か	81
・「減税とサービス水準の引き下げ」も可能な選択肢	84
【資料】	
大阪府内市町村需要額・決算対比表	87

需要額・決算対比分析の 理論とその応用

～ 受益と負担の一致をめざして～





第1章 需要額対比表による財政責任の基礎理論

～最低保障と行政効率化をビルト・インした三位一体改革～

近畿大学経済学部 中井英雄

【概要】三位一体の構造改革が、ナショナル・ミニマムの基準型財政責任を確保した不交付団体を増加させるならば、地方は国への依存体質からの脱却につながる。他方、シビル・ミニマムの受益と負担を一致させるには、地方が限界的財政責任の発揮のために税率操作権を行使する必要がある。これらの受益と負担の明確化は、国民や地域住民の最低保障を確保するために、行政効率化をビルト・インした全体的財政責任に接近できる方途である。

．財政責任論からみた構造改革と意識改革

1．財政負担と財政責任

三位一体改革の税源移譲は現状からの増減額に重きをおくのではなく、国・都道府県・市町村の本来必要とされる「財政負担」に応じて税源を配分すべきである。この財政負担を負った「歳出する団体が財源調達にも責任をもつこと」を、英国のレイフィールド報告は財政責任（public accountability）と定義している。私見によれば、この財政責任は、次の3段階に類型化できる。

- [1] **基準**（standard）型財政責任：ナショナル・ミニマムの受益と負担の**接近**（三位一体論）
- [2] **限界**（marginal）的財政責任：シビル・ミニマムの受益と負担の**一致**（選択と負担）
- [3] **全体**（full）的財政責任：受益と負担の**明確化**（最低保障と行政効率化のビルト・イン）

2．基準型財政責任

基準型財政責任は、各自治体が行政サービスのナショナル・ミニマムを自前の地方税で賄うことを要請する。だが、人口1人当たり歳出構造のU字形と税源の偏在化によって、すべての自治体がその経費を地方税だけで賄うことはできない。このため、国庫支出金や地方交付税が国の「良識的関与」として不可欠になる。ところが、国庫支出金や地方交付税の規模が大きくなりすぎると、国の財源保障に対する地方の依存体質が強くなり、「貧困のワナ」のように国の良識的関与が「閉塞的関与」に転換しやすい。

3．基本方針2003の構造改革

この閉塞的関与を解消するため、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（2003年6月、以下「基本方針2003」）は、歳入面で 地方の自主財源の充実を図りながら、歳出面で 市町村合併や 団体規模に応じた権能差を設け、 9割以上の自治体が交付団体の現状を是正しようとしたわけである。このため、「基本方針2003」の三位一体論は、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を検討しながら、ナショナル・ミニマムの受益と負担をできる限り接近させる「構造改革」によって、「国民」の最低保障の基準型財政責任の確保をめざすものである。

4．限界的財政責任の発揮

国の基準を上回るシビル・ミニマムの行政サービスを必要とする自治体は、その追加的行政コストの受益と負担の一致を選挙民の判断に委ねなければならない。これが第2臨調の「選択と負担」の考え方でもあり、筆者は経済学の文脈から「限界的財政責任」と呼ぶ。この考え方は、追加的行政サービスについても「歳出する団体が財源調達にも責任をもつこと」が必要であるから、受益者負担や地方税の税率操作権の行使を伴うものでなければならない。この限界的財政責任の発揮は、「地域住民」の最低保障のために行政効率化をビルト・インした「意識改革」をめざすものである。

5．全体的財政責任への意識改革

全体的財政責任は、基準型と限界的財政責任の発揮によって受益と負担の明確化を図りながら、国民と地域住民の最低保障と行政効率化をビルト・インした構造改革と意識改革によって、福祉の向上をめざすことになる。

．不交付団体の基準型財政責任の確保

1．補助金の廃止・縮減

「基本方針2003」は、三位一体改革の具体的な方策として、まず教育、福祉、社会資本など4兆円程度の規模で国庫補助負担事業の廃止・縮減をあげている。小中学校の教員は、国が40人学級制で標準定数を定め、給与の半分を国庫負担するという2重の関与となっている。学校施設が十分に整備された今日では、国庫負担金で財源の使い道を制限しなくても、義務教育の水準は確保できよう。また、福祉系統でも「措置」から「契約」制度に移行した保育や介護は、制度の定着の程度に応じて、補助金の廃止・縮減が望ましい。

2．基本方針2003と財政負担の転嫁問題

補助金カットは、第2臨調が昭和60年度以降の数年間で、生活保護や社会福祉分野などで実

施された。補助金カットは、交付税制度のルールにしたがって需要額が引き上げられ、交付団体では補助金から交付税への振替えられた〔中井（1988）参照〕。しかし、それに伴う地方税への振替えや交付税率の変更がなかったから、国の財政負担の一部が不交付団体と地方全体に転嫁された〔池上（1998）参照〕。

このため、総務大臣の「片山試案」（2002年5月）では、国庫支出金の整理合理化による地方税への振替えの「先行実施」が唱われたと考えられる。この税源移譲の規模は、住民税3兆円、地方消費税1%の2.5兆円の合計5.5兆円（先行実施分）である。片山試案では、さらに地方財政収支の改善を踏まえ、地方交付税を地方税に振り替えて国税と地方税の「1：1案」をめざしている。「基本方針2003」による4兆円規模の国庫補助負担金の廃止・縮減は、奨励的な事業の8割、義務的な事業の全額を対象に税源移譲が行われる。その実施は、毎年度の予算編成過程を通じて行われるから、実施の進捗状況や財政負担の転嫁問題に注意する必要がある。

3. 三位一体改革による不交付団体の増加

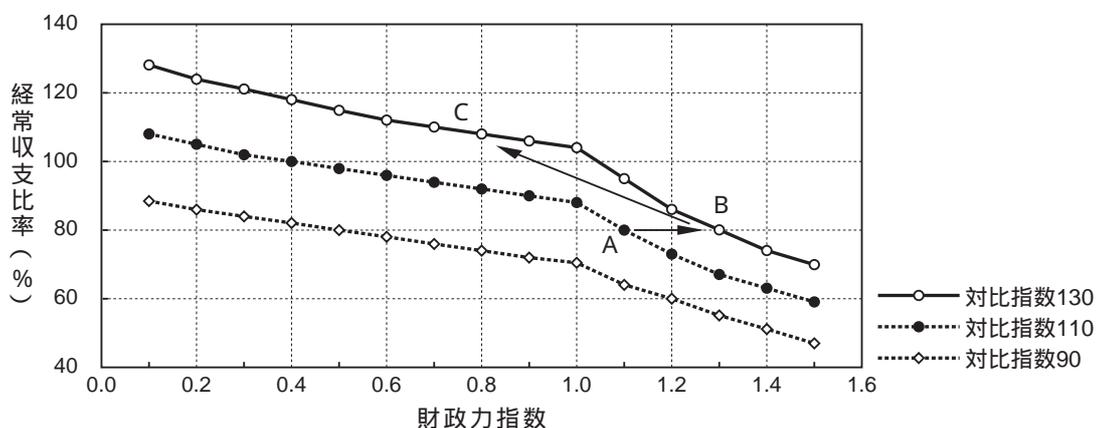
伊東（1996）の不交付団体増加策や「7兆円の税源移譲により不交付団体となる市町村人口が12%から39%になる」（2001年度「経済財政白書」）のように、三位一体改革の評価は、不交付団体数（あるいは住民数）の増加が一つの指標となる。基準財政需要額（以下、需要額）を自前の地方税で賄える不交付団体は、国庫支出金を除けば、基準型財政責任を確保したことになる。交付団体と不交付団体の経常収支比率は都道府県の場合、以下のように需要額を分母とする「対比指数」（＝経常経費÷需要額）と、単年度の財政力指数（＝収入額÷需要額）に分解できる。

$$[\text{交付団体：経常収支比率}] = (\text{対比指数}) \div [1 + 0.25 \times (\text{財政力指数})]. \quad (1)$$

$$[\text{不交付団体：経常収支比率}] = (\text{対比指数}) \div [1.25 \times (\text{財政力指数})]. \quad (2)$$

ここで、市町村の場合は基準財政収入額の基準税率の違いにより、(1)式の0.25が0.33（＝1/3）、(2)式の1.25が1.33（＝4/3）になる。経常収支比率は、財政力指数が1のときに一致するから、両式をつないだ財政力指数との関係式を「経常収支比率曲線」としよう。

図1 都道府県の経常収支比率曲線



4. 交付団体転落による財政危機

例えば、交付団体に転落した場合、財政力指数1.1の不交付団体のとき、対比指数が110であれば、経常収支比率は(2)式から、80%で健全である。バブル期に財政力指数が1.3に上昇したとしよう。このとき、毎年度の収支均衡で予算を編成すれば、独自施策の経常経費を増加して対比指数を130にシフトさせても、その比率は図1のように、同じ80%で健全性が確保できる。しかし、この高い対比指数のまま、バブル経済の崩壊で財政力指数が0.8の交付団体になれば、経常収支比率は、一気に108%にまで上昇する。なぜなら、経常収支比率は、財政力指数が1.0から0.9に下がるとき、交付税の財源保障（基準税率分）で2ポイント程度の上昇にとどまるが、不交付団体から交付団体に転落する1.1から1.0に下がるとき、財源保障がないから10ポイント上昇する。

・ 税率操作権の行使による限界的財政責任の発揮

1. 需要額対比表とシビル・ミニマム

需要額を100としたときの経常経費の対比指数は、行政項目別に細分化できる。行政項目別対比指数と需要額の構成比の差を乖離度とすれば、乖離度の大きな行政項目がシビル・ミニマム行政であることが分かる。

都道府県全体では、ナショナル・ミニマムの性格が強い警察、小・中学校の義務教育や高等

表1 3県下市町村合計別の需要額対比表（1996年度）

（単位：％）

区 分	A県下市町村合計 乖離度			B県下市町村合計 乖離度			C県下市町村合計 乖離度		
	a)需要額	b)支出額	(b-a)	a)需要額	b)支出額	(b-a)	a)需要額	b)支出額	(b-a)
1 消防費	5.6	6.4	0.8	7.5	7.5	-0.0	8.1	7.4	-0.7
2 土木費	10.5	12.9	2.4	6.2	13.8	7.6	6.0	16.8	10.7
下水道費	1.2	5.3	4.1	0.9	7.2	6.4	1.4	9.4	8.0
3 教育費	10.7	14.8	4.1	12.2	17.6	5.4	11.9	20.7	8.8
その他教育	3.6	7.3	3.7	5.3	9.6	4.4	5.2	10.9	5.7
4 厚生費	19.7	29.5	9.9	23.2	31.8	8.6	28.0	49.5	21.5
生活保護費	2.6	2.5	-0.1	1.2	0.7	-0.4	3.9	4.6	0.7
社会福祉費	2.5	10.9	8.4	3.4	10.4	7.0	3.9	18.9	15.0
保健衛生費	5.0	6.8	1.7	4.9	8.5	3.6	5.0	8.0	3.1
高齢者保健福祉費	5.5	5.8	0.3	7.5	5.7	-1.9	6.2	6.9	0.6
清掃費	4.1	3.6	-0.5	6.2	6.4	0.3	9.0	11.1	2.1
5 産業経済費	2.1	5.7	3.6	2.5	5.7	3.3	1.2	1.7	0.5
6 その他	15.0	20.1	5.1	16.0	22.8	6.8	14.7	21.8	7.1
企画振興その他	12.1	17.9	5.7	12.8	19.9	7.2	11.3	17.4	6.1
経常経費合計	63.5	89.4	25.9	67.5	99.1	31.6	70.1	118.0	47.9
投資経費合計	31.1	17.5	-13.6	29.2	32.5	3.2	24.4	19.5	-4.9
公債費	5.1	21.5	16.5	3.1	20.9	17.8	5.5	19.5	13.9
合計	100.0	128.5	28.5	100.0	152.5	52.5	100.0	156.9	56.9
経常収支比率	78.7			74.1			94.7		
対比指数	111.0			120.1			137.4		
財政力指数	0.243			0.707			0.847		

学校が、需要額全体の4割以上を占めるから、極端に大きな乖離度を示す項目は少ない。それでも、1990年代では、教育費の私学助成や社会教育などの「その他教育」が約4ポイント、厚生労働費の社会福祉や保健衛生が合計で約5ポイントの乖離度を示している。

市町村でも、「その他教育」が5ポイント前後の乖離度になっている。また、介護保険などの高齢者保健福祉費はそれ程大きな乖離度を示していないが、保育など社会福祉費は、大都市圏の15ポイントから町村部の7ポイントと極端に大きな乖離度を示している。

2．NPMの内部市場化

社会教育や福祉サービスは、地域住民の最低保障としてシビル・ミニマムを確保する必要がある。だが、ニュー・パブリック・マネジメント（NPM：新公共経営）は、行政が地域住民（納税者）から付託された購入者（purchaser）として、費用対効果の観点から民間と公立の提供者（provider）を選択すべきことを要請している。これが、行政の内部市場化による効率化をビルト・インした意識改革である。近年、保育所の民営化や駅前保育などの民間参入が顕著に見られることは、意識改革の表れである。

3．限界的財政責任の発揮

また、経済財政諮問会議への片山議員提出資料（2003.4.1）「三位一体改革の進め方について」によれば、課税自主権の活用は三位一体改革の中心的役割を果たし得るものではないが、地方が納税者の理解を得ながら、超過課税や法定外税など課税自主権を活用して地方税の充実確保を図ることは重要な課題としている。

介護保険や国民健康保険の保険料や上下水道の料金などの受益者負担はすでに限界的財政責任を発揮しており、この考え方を目的税や普通税に拡張していくのも一つの方策である。具体的な税率操作の対象としては、住民税均等割、固定資産税、外形標準化された後の事業税などが考えられる。このほか、現行の地方税財政制度のなかに、税率操作権の行使を阻むような「閉塞的」関与があれば、税率操作権の行使しやすい「良識的」関与への見直しを必要とする。閉塞的関与の事例として、起債の許可制による地方税率の制限がある。現在の許可制を廃止したとき、税率引き下げ競争に陥る危険性があるならば、上限だけでなく、下限の設定を行ってもよい。

．意識改革による全体的財政責任への接近

1．依存体質から脱却

三位一体の構造改革が、ナショナル・ミニマムの基準型財政責任を確保した不交付団体を増加させるならば、地方は国への依存体質から脱却する意識改革につながる。

2．税率操作権の行使

シビル・ミニマムの受益と負担を一致させるには、地方が限界的財政責任の発揮のために税率操作権を行使する意識改革が必要である。このとき、納税者は、実際の税率が標準税率よりも高いとき、居住する自治体のサービスが国の基準よりも高いことを理解できる。

3．行政効率化のビルト・イン

自治体が超過課税の予算案に地方議会の合意を得るには、費用対効果やPFI（民間資金を活用した社会資本整備）などの成果を積極的に公開し、内部市場化によるNPMへの意識改革が必要になる。基準型と限界的財政責任の発揮による受益と負担の明確化は、国民や地域住民の最低保障を確保するために、行政効率化をビルト・インした全体的財政責任に接近できる方途である。

<参考文献>

- 池上岳彦（1998）「第2章 一般財源主義の限界と新たな一般財源主義の課題」（神野直彦・金子勝編著『地方に税源を』東洋経済新報社）。
- 伊東弘文（1996）「第2章 財政分権の具体的設計の課題」（地方自治総合研究所『地方分権の戦略』第一書林）。
- 齊藤慎・中井英雄（2002.8.22）「自治体 財政責任を担え」『経済教室』日本経済新聞社。
- 齊藤慎・中井英雄（2000）「第3章 第4節 過疎・過密化による家庭内福祉サービスの弱体化」（松田芳郎・垂水共之・近藤建文『講座ミクロ統計分析 第3巻 地域社会経済の構造』日本評論社）。
- 中井英雄（2001）「良識的関与による限界的財政責任の発揮」『地方財政』7月。
- 中井英雄（2000）「第6章 地方財政における補完性の原理」（神野直彦編著『分権型税財政の運営』ぎょうせい）。
- 中井英雄（1999）「自治体財政危機の需要額対比表分析～受益と負担の一致をめざして」近畿大学『商経学叢』第45巻、第3号。
- 中井英雄（1988）『現代財政負担の数量分析』有斐閣。



第2章 実務的視点から見た需要額・決算対比表分析

大阪府総務部市町村課 宮崎 豊

【概要】普通交付税の基準財政需要額と実際の決算額を対比することにより、地方団体の行財政内容を分析する手法がある。この分析において、決算統計における臨時的経費の要素を加味すると、より実態に即した形でその団体の財政運営を把握することが可能となる。また、需要額と決算額との乖離度について、その「ばらつき具合」を行政費目別に見れば、効率性を発揮できる行政分野を絞り込むことができる。

・需要額・決算対比表分析

地方交付税の機能の一つとして、「地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障すること」（地方交付税法第1条）が掲げられている。これは、一般に財源保障機能の説明とされているが、この「基準の設定」を通じて、交付税制度は、地方団体の行財政運営の指針としての役割も同時に果たしている。すなわち、交付税の基準財政需要額を予算編成時の目安としたり、需要額と決算額との対比を通じて地方団体の行財政内容をチェックすることができるのである。

本稿では、府内市町村（大阪市除く）の平成13年度決算数値等を用いて、需要額・決算対比表を作成したうえで、これについて簡単な分析を行ってみた（16頁参照）。なお、個別団体のものは、資料として87頁以降に掲載した。

需要額・決算対比表とは、普通交付税の基準財政需要額算定における各行政項目の需要額に対して、各地方団体が、どの程度の一般財源を支出しているかを「乖離度」という形で示したものである。この「乖離度」がプラスに大きければ大きいほど、当該行政項目について、基準財政需要額に見積もられたよりも多額の一般財源を支出していることを意味し、逆に「乖離度」がマイナスであれば、当該行政項目について、国が想定したよりも少額しか支出していないことを表している。

また、経常経費の総額と需要額の総額を対比すると、経常収支比率の動向を見ることができるが、本稿では、単年度（平成13年度）の決算値のみを取り扱っている関係上、経年比較による府内市町村の財政危機の解明については触れない。

本稿においては、紙幅の都合もあり、一般的な分析については最小限にとどめているとともに、

分析手法等については、全面的に中井（2000）等に準拠していることを申し添える。なお、本稿中意見にわたる部分はすべて私見である。

・全体分析：修正対比指数と修正経常収支比率

まず、「対比指数」を、中井（2000）の例により「経常一般財源等充当経費 ÷ 基準財政需要額」と定義する。これは、ある地方団体において、基準財政需要額総額を100としたときに経常経費をどの程度支出しているかを表す指数であり、平成13年度の府内市町村平均（加重平均。以下の数値は、特に断りのない限り府内市町村平均（大阪市を除く）を指す。）は、121.8となっている。

この対比指数は、本来は基準財政需要額の各費目別に細分化できるが、地方財政状況調査（いわゆる決算統計）においては、費目別の一般財源等の額は分かるものの、その性質が経常的か臨時的かは分からない。そのため、費目別の対比指数と言った場合には、「臨時分を含んだ一般財源等充当経費 ÷ 各費目の基準財政需要額」を表すこととする。したがって、費目別の対比指数の総和は、臨時的経費の分だけ先に定義した対比指数を上回ることとなる。

そこで、本稿では、試みに臨時的な経費についても対比指数に加味して検討を行ってみた。すなわち、本来は経常一般財源等充当経費のみである対比指数の算式の分子に、臨時一般財源等充当経費（投資的経費充当分を除く（注1）。以下同じ。）を加えて対比指数を求めてみた（これを便宜上「修正対比指数」という。）

修正対比指数を用いる意義は、以下の諸点にある。

経常一般財源等充当経費と臨時一般財源等充当経費との比率は、市町村によってかなりばらつきがみられること

基準財政需要額の積算に当たっては、経常・臨時という区別は行われていないこと

臨時一般財源等充当経費といっても、必ずしも一時的、偶発的な行政需要に対して支出されるものばかりでなく、その一部は、経常的な要素を持ったものも含まれること（例：繰出金のうちいわゆる基準外繰出金は、臨時的経費に区分されるが、毎年赤字補てん的に繰出している場合、経常化しているといえる。）

なお、この修正対比指数は、需要額・決算対比表の右から2列目の表頭「支出額」表側「合計」欄の数値と理論上は一致するはずであるが、下水道費（経常）の把握方法等の関係で、多少の食い違いが見られることをお断りしておく。

これによると、修正対比指数は137.0となり、通常の対比指数よりも15.2ポイント上昇する。これは、もちろん団体により差はあるものの、府内市町村の歳出一般財源が、国が想定しているよりも37%多額となっていることを意味しており、留保財源率を考慮しても、府内市町村が当然に赤字基調となっていることを示している。

つまり、留保財源率は25%であることから、修正対比指数が $100\% / (100\% - 25\%) = 133.3$ を超えるということは、理論上、財政力指数が1.00（基準財政需要額 = 基準財政収入額）である

富裕団体ですら、その年度の歳入すべてをもってしても、(投資的経費を除くという意味での) 経常的経費を賄い得ないことを意味しているのである。

次に、この修正対比指数を用いて、臨時一般財源等充当経費を分子に加算した経常収支比率(以下「修正経常収支比率」という。)を試算してみる。中井(2000)の方法により、次の算式に各数値を代入してみると、需要額・決算対比表の「修正経常収支比率」欄のとおりとなる。

[交付団体] $((\text{修正})\text{対比指数}) \div [1 + (1/3 \times \text{財政力指数})]$

[不交付団体] $((\text{修正})\text{対比指数}) \div [4/3 \times \text{財政力指数}]$

これによると、府内市町村平均の修正経常収支比率は108.3まで跳ね上がってしまう。ただし、この数字には問題があり、臨時一般財源等充当経費という支出面を考慮するのであれば、「経常的側面を持った臨時一般財源等」(都市計画税や特別交付税などがこれに相当するものと考えられる。)という歳入面の要素も同時に反映させるべきであろうが、本算式上は一切これが加味されないため、どうしても実態よりも高い(=悪い)数値となってしまう。

もちろん歳入面の要素を同時に考慮する方法もあるが、これにより算式の複雑化を招くうえに、団体間の比較を行うためには歳出面の要素のみで足りることから、今回は、特に歳入面は考慮しなかった。臨時一般財源等充当経費のうち、どのような経費が経常的側面を有するかについて定見はないので、確たることは言えないが、おそらくは臨時一般財源等を加味しても、通常の経常収支比率よりも高い数値となることは間違いないものと思われる(注2)。

臨時的な収入・支出の中にも経常的色合いを持つものがあることを考慮すると、より一層財政運営の実態を的確に表せるのではないか。こうした観点から、「平成13年度市町村決算の概況」(大阪府総務部市町村課『自治大阪』2003年2月号)の「特別分析」において実験的な分析を試みているので参照されたい。

・ 費目別の分析

次に、基準財政需要額の各費目別に、需要額と決算額の乖離度を比較してみることにする。冒頭に述べたとおり、これにより、各団体がどの程度国が設定した基準に沿った行財政運営を行っているかを見ることができる。

ただ、基準財政需要額は、各地方団体が標準的な行財政運営を行うのに必要十分な経費を積算するためのひとつの基準に過ぎないことは、特に強調されねばならない。

すなわち、地方団体は、「合理的、且つ、妥当な水準」(地方交付税法第3条第3項)の行政を維持する努力義務を負っているだけであり(法令の規定に基づく行政の規模・内容を備えることは当然であるが)、実際の行政を執行するに当たっては、必ずしも基準財政需要額積算の基礎となっている事務事業に囚われる必要はないものである。

したがって、行政項目別の乖離度がマイナスとなっているからといって、その一事をもってナショナル・ミニマムを満たしていないというわけでは決してないし、逆に、乖離度が大幅にプラ

スであっても、それが行政の非効率ゆえであれば、「手厚い」行政を行っているとは言えないのは当然のことである。

まず、全体的な特徴であるが、需要額と比較して、実際の支出額が経常経費に極端にシフトしていることが見て取れる（表1）。府内市町村平均では、需要額のうち70.9%が経常経費分となっているが、実支出額では、これが79.4%に達しており、乖離度は35.4%となっている。これは、投資的事業そのものを必要最小限に抑えていることも大きな要因であるが、同時に、投資的事業の財源の大半を地方債で賄ったり、公共施設等整備基金を充当したりといった方法で、投資的経費への一般財源の支出を可能な限り抑制しているためであると考えられる。

表1 府内市町村の需要額・決算対比表の乖離度と標準偏差

	乖 離 度			標準偏差
	都市計	町村計	計	
消 防 費	-1.1	-1.2	-1.2	1.573
土 木 費	3.8	0.1	3.6	2.704
道路橋りょう費	0.8	-0.2	0.8	0.765
港 湾 費	0.0	0.0	0.0	0.074
都市計画費	2.3	-0.2	2.2	1.848
公 園 費	0.7	0.1	0.7	0.683
下水道費	-0.3	-0.4	-0.3	0.567
その他の土木費	0.3	0.8	0.3	1.022
教 育 費	5.7	4.1	5.7	2.597
小 学 校 費	1.7	1.2	1.6	1.033
中 学 校 費	-0.1	-0.4	-0.2	0.564
高等学校費	0.1	0.0	0.1	0.108
その他の教育費	4.1	3.2	4.0	1.998
厚 生 費	18.7	17.7	18.8	4.916
生活保護費	0.0	0.3	0.1	0.506
社会福祉費	14.1	10.4	13.9	3.648
保健衛生費	2.4	2.3	2.4	1.900
高齢者保健福祉費	0.5	-1.0	0.4	1.298
清 掃 費	1.8	5.8	1.9	3.163
産業経済費	0.4	-0.2	0.3	0.763
農業行政費	0.3	0.3	0.4	0.519
商工行政費	0.0	-0.6	0.0	0.575
その他の産業経済費	0.1	0.0	0.1	0.140
その他の行政費	8.0	13.6	8.3	6.880
徴 税 費	-0.1	0.4	-0.1	0.654
戸籍住民基本台帳費	0.1	0.0	0.1	0.393
企画振興費・その他の諸費	8.0	13.2	8.3	6.742
経常経費 計	35.5	34.0	35.4	12.073
投資的経費 計	-12.9	-17.8	-13.1	4.996
除・後年度事業費補正	-8.0	-7.5	-7.6	4.414
公 債 費 計	11.5	14.3	11.6	4.794
公債費+後年度事業費補正	6.1	4.5	6.1	3.821
合 計	34.1	30.5	33.9	14.956

次に、経常経費の中でも特に乖離度が大きいのは、社会福祉費（13.9%）、企画振興費及びその他の諸費（8.3%）、その他の教育費（4.0%）の順となっている。これと同時に、標準偏

差を用いて、各団体の乖離度にどの程度ばらつきがあるかを見てみると、企画振興費及びその他の諸費（6.742）、社会福祉費（3.648）、清掃費（3.163）の順になっている。

その他の諸費は、いわゆる包括算入費目であり、対応する支出額についても、総務費の大半が算入されていることなどから、ばらつきが大きいのは仕方のないところである。また、その他の教育費や社会福祉費については、公立幼稚園や公立保育所の数やその運営方法によって、大きく較差が生じているものと見られるが、府内の団体はほぼ共通して高い乖離度を示している。

興味深いのは清掃費で、乖離度は1.9ポイントにすぎないが、標準偏差は3.163となっている。清掃費の需要額では、主にごみ処理費とし尿処理費が算入されているため、下水道事業の進捗状況、ごみ・し尿の収集及び処理業務をどの程度民営化しているか、一部事務組合による広域処理の実施状況などにより、団体間に大きな較差が生じているものと考えられる。

ところで、乖離度のばらつきが大きいということは、それだけ各団体が実施する施策の「自由度」が高い行政分野だと言えるのではないだろうか。生活保護費のように、国の補助負担金制度と交付税算定方法が精緻にできていて、超過負担等が発生しにくい費目については、乖離度、標準偏差とも非常に小さくなっている。逆に、乖離度も標準偏差も大きい費目は、施策選択の幅が広いが、歳出改善の余地が非常に大きく、やり方次第ではもっと効果的・効率的に施策を実施できる可能性がある行政分野であるということがいえるのではないかと思う。

最後に、投資的経費と公債費についてであるが、今回の分析に当たっては、投資的経費に算入されている後年度事業費補正、つまり地方債の元利償還金に対する交付税算入額を、投資的経費から公債費の需要額に移し替えたうえで決算比較を行ってみた。

後年度事業費補正の額を含んだ投資的経費では、乖離度は - 13.1%と非常に大きくなっているが、これを公債費の方に移行させると、- 7.6%と乖離度は小さくなる。逆に、公債費については、もともと11.6%だった乖離度が、後年度事業費補正を合算することによって6.1%まで小さくなっている。この方が、より実態に近いものといえる。

投資的経費については、当然のことではあるが、団体間のばらつきが非常に大きい。これは、後年度事業費補正を除いたベースでも同様であり、その年度にどの程度建設事業を行っているかによって、大きな較差が生じている。

いずれにしても、投資的経費は、総じて乖離度がマイナスとなっており、最近よく批判的に取り上げられている地方財政計画との決算乖離の状況が、ここでも明らかとなっている。もっとも、地方財政計画における「歳入策出の見込額」とは、当該年度の実際の収支見込額ではなく、客観的に推測される標準的な水準における地方団体の歳入歳出総額の見込額であることから、決算との乖離が生じるのは、ある程度当然視されているものである（注3）。

公債費（後年度事業費補正含む）についても、大きくばらつきがあるが、これは、地方債元利償還金の多寡に最も大きく左右されるものの、それ以外にもいくつか理由が考えられる。

交付税算入率の高い地方債しか発行しない団体もあれば、元金償還額以上には新規に起債しない団体もある。また、最近、交付税算定における公債費は、理論償還方式（実際の償還額ではな

く、許可額に一定の乗率を掛けることによって各年度の交付税算入額を理論的に求める方式)への移行が進められていることから、実際の元利償還金と交付税算入額が各年度別に見れば不一致となることなども一因と考えられる。

・ 需要額・決算対比の将来的な意義

以上、平成13年度の需要額・決算対比表について若干のコメントを行ってきたが、最後に改めて需要額・決算対比の意義について考えてみたい。

基準財政需要額を一応のナショナル・ミニマムの基準であると見ると、需要額と決算の対比により、これまでは一定の「基準型財政責任」を果たすことができた。すなわち、基準財政需要額積算の基礎となっている行政内容どおりに行財政運営を行っていれば、財源保障の傘の下、理論的には必ず収支は均衡するはずであり、それゆえに需要額・決算対比は非常に有用であった。

誤解を恐れずに言うと、地方団体としては、交付税措置のある事務、すなわち法令等の義務付けのある事務や全国的に標準的な事務だけを粛々と行うという選択肢が、財政運営上は最も堅実かつ誉められたやり方であったといえる。

しかし、今後、国の関与が縮小されるとともに税源移譲等が行われ、地方の歳入・歳出両面での自由度が高まっていくと、そのような財政運営手法が立ち行かなくなることは容易に想像できる。本年度、これを先取りするような交付税算定方法の変更が行われた。留保財源率の変更である。

本年度、都道府県分の留保財源率が、交付税制度創設以来はじめて20%から25%に引き上げられたが、これは、税収確保インセンティブを強化するとともに、個別団体の財源保障範囲の縮小により自らの責任と財源で対応すべき部分を拡大するためであると説明されている。

留保財源率を上げると、財政力の高い団体ほど留保財源額が増加するため、これと見合った基準財政需要額が、同時に削減された。その際、相対的に自由度が高い需要額については留保財源で対応すべきであるとして、一部費目の単独事業分が削減されると同時に、都市部の需要を割増ししている補正係数が廃止・縮減され、留保財源率変更による各団体の交付税額の変動が少なくなるよう調整された(注4)。

市町村分の留保財源率変更が行われるかどうかは検討中ということであるが、これによって、基準財政需要額にこれまで算入されていた事務事業に要する経費の一部が、財源保障から外れることになるわけであり、そうした事務については、今後、交付税措置がある(ない)から行う(行わない)という判断はできなくなるわけである。

今後、三位一体改革が具体化していくにしたがって、補助制度や交付税措置の有無といったこれまでの行財政運営の「指針」を寄る辺にはできなくなる。それとともに、需要額・決算対比という手法は、その価値を減じてゆき、それに代わる新たな財政責任の説明手法が採られていくことであろう。これまでの他律的な財政運営から脱却し、地域住民が真に必要とする施策を自主

的・自律的に選択していけるような地方自治体へと進化していくことを期待している。

- (注) 1 投資的経費充当分を除く理由は、対比指数を用いて経常収支比率を求めるためである。実際には、基準財政需要額の投資的経費には、経常・臨時の区別なく一般財源の所要額が見積もられているので、決算対比を行う場合は、本来はこれも加味すべきであろう。
- 2 なお、平成13年度決算では、臨時一般財源等充当経費（投資的経費充当分除く）は148,243百万円となっているのに対して、都市計画税が90,351百万円、特別交付税が18,586百万円となっている。
- 3 確かに、国の経済対策等に伴って、地方財政計画上の投資的経費が肥大化したのは事実であり、これを縮小していくことは理解できる。しかし、財政状況の厳しい団体が、地方財政計画以上に投資的経費を削って経常経費に回すのは当然のことであり、投資的経費のみに着目して、決算と乖離しているから地方財政計画の規模を削減せよというのは一面的な主張のように思える。逆に、経常経費については、決算額が需要額を大きく上回っている事実も考慮すべきであろう。
- 4 留保財源率の引き上げが、すなわち財源保障範囲の縮小であるというのであれば、財政力の弱い団体に配慮する必要があるという実情は理解できるものの、このような基準財政需要額の調整方法はあまりに恣意的に過ぎないかという疑問は残る。激変緩和であると明言するならともかく、補正係数まで操作して個別団体の交付税額の激変を防ぐというのは、基準財政需要額そのものの信頼性を損なうこととならないだろうか。

<参考文献>

- 中井英雄（2000）「第6章 地方財政における補完性の原理」（神野直彦編著『分権型社会を創る 6～分権型税財政の運営』ぎょうせい）。
- 遠藤安彦（1996）『地方交付税法逐条解説〔第三版〕』ぎょうせい。

団体名 市町村計

住基人口 6,151,891 人

	需要額(千円)	支出額(千円)	住民1人当り(円)			需要額	支出額	乖離度
			需要額	支出額	乖離額			
消防費	81,136,490	69,768,598	13,189	11,341	-1,848	8.4	7.2	-1.2
土木費	49,429,937	84,786,708	8,035	13,782	5,747	5.1	8.7	3.6
道路橋りょう費	9,682,774	17,477,530	1,574	2,841	1,267	1.0	1.8	0.8
港湾費	0	194,356	0	32	32	0.0	0.0	0.0
都市計画費	9,965,735	30,962,494	1,620	5,033	3,413	1.0	3.2	2.2
公園費	6,494,240	13,351,603	1,056	2,170	1,114	0.7	1.4	0.7
下水道費	12,518,314	9,351,899	2,035	1,520	-515	1.3	1.0	-0.3
その他の土木費	10,768,874	13,448,826	1,750	2,186	436	1.1	1.4	0.3
教育費	119,680,592	174,651,454	19,454	28,390	8,936	12.3	18.0	5.7
小学校費	39,435,287	55,800,146	6,410	9,070	2,660	4.1	5.7	1.6
中学校費	19,358,845	17,900,660	3,147	2,910	-237	2.0	1.8	-0.2
高等学校費	2,868,387	3,724,232	466	605	139	0.3	0.4	0.1
その他の教育費	58,018,073	97,226,416	9,431	15,804	6,373	6.0	10.0	4.0
厚生費	283,058,627	464,806,739	46,012	75,555	29,543	29.1	47.9	18.8
生活保護費	37,109,618	37,496,044	6,032	6,095	63	3.8	3.9	0.1
社会福祉費	45,950,077	180,960,713	7,469	29,415	21,946	4.7	18.6	13.9
保健衛生費	43,405,038	66,676,048	7,056	10,838	3,782	4.5	6.9	2.4
高齢者保健福祉費	76,416,302	80,276,505	12,422	13,049	627	7.9	8.3	0.4
清掃費	80,177,592	99,397,429	13,033	16,157	3,124	8.3	10.2	1.9
産業経済費	12,246,207	15,573,610	1,991	2,532	541	1.3	1.6	0.3
農業行政費	2,910,053	6,473,266	473	1,052	579	0.3	0.7	0.4
商工行政費	9,105,358	8,581,471	1,480	1,395	-85	0.9	0.9	0.0
その他の産業経済費	230,796	518,873	38	84	46	0.0	0.1	0.1
その他の行政費	142,984,843	223,074,685	23,242	36,261	13,019	14.7	23.0	8.3
徴税費	20,676,899	19,584,816	3,361	3,184	-177	2.1	2.0	-0.1
戸籍住民基本台帳費	10,644,408	11,353,914	1,730	1,846	116	1.1	1.2	0.1
企画振興費	31,397,673							
その他の諸費	80,265,863	192,135,955	18,151	31,232	13,081	11.5	19.8	8.3
経常経費 計	688,536,696	1,032,661,794	111,923	167,861	55,938	70.9	106.3	35.4
投資的経費 計	199,918,155		32,497		-20,638	-20.6		-13.1
(除・後年度事業費補正)	146,236,120	72,954,213	23,771	11,859	-11,912	15.1	7.5	-7.6
公債費 計	82,595,373		13,426		18,259	8.5		11.6
(公債費+後年度事業費補正)	136,277,408	194,920,798	22,152	31,685	9,533	14.0	20.1	6.1
合 計	971,050,224	1,300,536,805	157,846	211,404	53,558	100.0	133.9	33.9
(経常・公債費計)			125,349	199,545				

1) 財政力指数(単年度)		
$\frac{772,880,401}{971,050,224} =$		0.7959
2) 経常一般財源等		192,191
3) 対比指数		
$\frac{192,191}{157,846} \times 100 =$		121.8
4) 経常収支比率(%)		
$\frac{\text{対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})}$		
$= \frac{121.8}{1.2653} =$		96.3
※本来の経常収支比率(%)		
$= \frac{1,182,337,958}{1,243,401,233} =$		95.1
参考) 臨時一財等充当経費を分子に加えた対比指数(修正対比指数)		
$\frac{216,288}{157,846} \times 100 =$		137.0
修正経常収支比率(%)		
$\frac{\text{修正対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})}$		
$= \frac{137}{1.2653} =$		108.3

○ 基準財政収入額	772,880,401	(住民1人当り・円)	125,633	○ 経常一般財源等総額	1,207,367,033	(住民1人当り・円)	196,259
○ 経常一財等充当経費	1,182,337,958		192,191	・ 減税補てん債	11,803,800		1,919
○ 臨時一財等充当経費	148,243,296		24,097	・ 臨時財政対策債	24,230,400		3,939
				○ 後年度事業費補正	53,682,035		

(注)

- 1 本表における基準財政需要額は、臨時財政対策債振替額を各費目に戻した振替前のものである。
- 2 基準財政需要額・基準財政収入額とも、錯誤を除いた額を使用している。
- 3 財政力指数は、上記1)によって算出した基準財政需要額を分母に用いているため、実際の財政力指数とは相違する(正確には、調整率の関係で、さらに誤差が発生する)。
- 4 「本来の経常収支比率」の分母には、減税補てん債及び臨時財政対策債を加算している(平成13年度決算からの公式数値)。
- 5 本表の数値中、「支出額(千円)」のうち「経常経費」の各費目の額については、本府が各市町村に照会した額を使用しており、「投資的経費」及び「公債費」については、平成13年度決算状況調査の金額をそのまま使用している。経常経費のみ照会額を使用しているのは、主に下水道費について、いわゆる基準外繰出金を支出額から控除し、公費負担部分(雨水分)のみを計上するためである。



第3章 中核市移行に伴う財政負担の転嫁問題

東大阪市 森 美樹

【概要】中核市移行に伴い増加する一般財源への対応は、法定移譲事務に伴う普通交付税の増額算定が唯一の措置である。このため、移譲される事務の需要額の増加と決算を対比したとき、単独事業が大きい都道府県の都市や不交付団体では、財政負担の転嫁といった多額の持ち出しを覚悟しなければ移行できない。

．中核市制度の要件緩和と未移行市

1．完全2層制と権能差

都道府県と市町村の完全2層制の我が国では、例えば、生活保護の認定を「市」の権能とし、町村部は都道府県の権能とするなど、人口規模などで権能差を設けている。全国に約670ある「市」も、人口規模で1万人に満たない市から、300万人を超える大都市まで様々である。このため、「中核市」は、規模や権限によって「市」を区分しようとする制度の一つであり、政令指定都市に次ぐ都市の制度である。

中核市制度は、これらの市の仕事を一律に捉えるのではなく、人口や面積などで比較的大きい都市が、都道府県から事務権限を引受け、できるだけ市民に身近な「市役所」で用事が済むようにして、市民の利便を高めようとするのが狙いである（別紙 「指定都市・中核市の処理する主な仕事の比較」参照）。

2．中核市制度の要件緩和

制度が創設された当時の中核市要件は、人口30万人以上、市域面積100km²以上、人口50万人未満の市は昼夜間人口比率が100%以上の3つの要件を満たす必要があった。しかし、平成10年5月に「地方分権推進計画」が閣議決定されるなど、地方分権を一層進めようとする流れの中で、政令指定都市でさえ満たしていない昼夜間人口比率100%以上という条件を、中核市にだけ課するのはおかしいという議論がなされた。

その結果、平成12年4月より昼夜間人口比率の要件は削除され、さらに平成14年4月からは、人口50万人以上の市については「市域面積100km²以上」の要件も削除され現在に至っている。

中核市要件の2度の緩和は当然のことながら、その都度対象団体を増加させ、現在では37市が要件を満たす団体となっている。

3. 中核市制度への未移行市

要件を満たした団体は概ね早期に中核市に移行しており、平成15年4月現在で未移行市は八王子市と東大阪市の2市を残すのみ、という状況にある（別紙「全国中核市一覧」参照）。東大阪市の現市長の松見正宣が平成14年7月の市長就任後初の定例会での所信表明で、「中核市をめざして検討を進める」旨を明らかにし、これを受けて平成15年第一回定例会での市政運営方針において、「平成17年4月の中核市移行を目指す」ことを表明し、本格的に移行作業に着手した段階である。

中核市制度は、地方分権を一層推進させるために導入されたが、制度の根幹となる財源面、移譲権限面の双方において様々な問題点が存在する。このため、先行中核市の資料から、移譲された事務の需要額の増加と決算を対比して、中核市移行に伴う財政負担の転嫁問題を検証する。

・ 中核市移行に伴う財政配当と財政負担の転嫁

1. 法定移譲事務の交付税措置と都道府県単独事務の財政負担の転嫁

中核市への移行によって、都道府県が実施している事務の一部が市に移譲される。中核市はこの権限移譲で、より総合的な行政が可能となり、市民サービスの向上が図られる。これが分権時代に向かう中で、中核市制度の最大のメリットであるが、反面、事務負担に伴う財政負担が生じる。

この財政負担に関しては、普通交付税の算定時に中核市補正（主として態容補正）という形で行政運営に必要な経費が嵩上げされて算定される。このため、中核市移行は一般的に、市の財政的な負担が増えることはないと説明されている。

実際の中核市移行に伴う事務には、法で定められた「法定移譲事務」と、これに付随して都道府県が単独で実施してきた「都道府県単独事務」がある。法定移譲事務は、国がその財政負担をきっちりと算定し、国庫支出金や普通交付税でその必要額が概ね賄われる。例えば、社会福祉に関する事務が中核市に移った場合、法定移譲事務である民間社会福祉施設建設に係る国庫補助金や、施設入所に要する運営費等の国庫補助金は、一切都道府県を通らず市が直接国とのやりとりをすることとなる。更には、これらの施設に対する指導・監督も市の判断と責任により行うこととなるので、都道府県からはこの分野の権限がなくなる結果となる。

他方、都道府県単独事務について、都道府県は、施策によって薄い厚いはあるが、これまで行ってきた施設への指導・監督権限を根拠に、これら施設に対し施設整備や施設運営費に係る「国基準プラス」の上乗せ補助等の単独事業を行っている例が多い。この都道府県単独事務

には、中核市移行に伴う財源措置がない。

これら単独事業は、都道府県の権限が一切なくなる以上、法定事務権限の移譲に伴う関連事務として、中核市に事業の引継ぎを求めるということが通例である。これは、理屈の上では当然の都道府県側の要求といえる。しかし、都道府県単独事業の引継ぎに係る事業経費が、普通交付税では殆ど考慮されていないから、その財政負担は都道府県から、そっくり中核市に「転嫁」される。

2. 先行中核市の純財政配当は需要額対比で「1割配当」

全国の中核市及び中核市要件を満たす団体で構成される「中核市連絡会」は毎年、表1の中核市移行に伴う財源影響額が示すように、中核市移行に伴って増加した普通交付税措置額（以下、需要額措置額）と増加した決算一般財源を比較している。この調査によると、中核市移行に伴う財源問題は平均して、歳入超過（俗に言う“儲かっている”）という「純財政配当」になっている事実が一方では存在する。

表1 中核市移行に伴う財源影響額

（単位：百万円）

区 分	平成11年度	平成12年度	平成13年度
普通交付税措置額	3,651	4,179	4,259
経常的経費	3,075	3,620	3,770
投資的経費	576	559	489
歳出一般財源増加額	2,944	4,056	3,818
法令等移譲事務	2,603	3,417	3,420
都道府県単独移譲事務	341	639	398
- 歳入超過額	707	123	441

出所) 中核市連絡会調査

平成11年度：中核市移行市24市平均

平成12年度：中核市移行市27市平均

平成13年度：中核市移行市28市平均

この財政配当（歳入超過額）は、（ 需要額措置額 - 歳出一般財源増加額 ）と定義されるから、以下のように表される。

$$\text{純財政配当} = (\text{需要額措置額} - \text{法令等移譲事務分}) - \text{都道府県単独事務分} \quad (1)$$

また、純財政配当の需要額対比は、両辺を 需要額措置額で割って、以下のようになる。

$$\begin{aligned} \text{純財政配当の需要額対比} &= (1 - \text{法令等移譲事務分} / \text{需要額措置額}) \\ &\quad - (\text{都道府県単独事務分} / \text{需要額措置額}) \end{aligned} \quad (2)$$

ここで、(1)式の第1項（需要額措置額 - 法令等移譲事務分）は、法定移譲事務に伴う財政配当である。この財政配当は、平成11年度1,048百万円（需要額対比：28.7%）、平成12年度762百万円（18.2%）、平成13年度839百万円（19.7%）と、需要額対比〔(2)式の第1項〕で「2割」前後に及んでいる。

これに対し、(1)式の第2項（マイナス都道府県単独事務分）は、中核市に財政負担が転嫁される部分である。この財政負担転嫁分が、平成12年度に639百万円（需要額対比：15.3%）と多かったから、純財政配当は123百万円と需要額対比で2.9%と低くなる。他方、平成11年度、平成13年度の財政負担転嫁分は、需要額対比でともに9.3%であったから、純財政配当の需要額対比はそれぞれ19.4%、10.4%と年度によって多少異なるが、3年平均では「1割配当」になっている。

中核市移行を実現してきた先行諸市は、厳しい財源環境の下で行財政改革に懸命に取り組み、法定移譲事務は勿論のこと、都道府県単独事業の移譲分をも普通交付税の増額分の中に吸収させてきたのである。

3. 八王子市の苦悩：都単独事務と不交付団体による財政負担の転嫁

八王子市は、中核市移行の要件を制度発足当初から満たしていたが、未だに中核市とはなっていない。なぜ、八王子市は移行しないのか、いや、できないのか。そこに中核市制度の問題点が見える。

八王子市は、過去に中核市への移行を検討している。その中核市移行に伴う財政負担は、表2の「八王子市の中核市影響額」が示すように、法定移譲事務で28億円、都単独事務で32億円、あわせて60億円にも及ぶと試算された。

表2 八王子市の中核市影響額

（単位：百万円）

項 目	影 響 額			単独事務の主なもの
	法定移譲事務	単独事務	合 計	
民生行政事務	1,997	3,093	5,090	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所運営費補助金 2,076 ・ 老人福祉施設整備費補助金 224 ・ 学童クラブ運営補助金 121 ・ 心身障害者通所訓練等事業費運営費補助金 354
保健衛生行政事務	743	114	857	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者歯科保健推進事業 12 ・ 重度心身障害児（者）通所事業 38 ・ 結核予防に関する事務 19 ・ 健康快適居住環境の確保対策 10
環境行政事務	1		1	
都市計画・建設行政事務	36		36	
その他行政事務	7		7	
合 計	2,784	3,207	5,991	

影響額については、平成9年度ベースで東京都が試算出所）中核市移行への取り組み（八王子市中核市推進室）

表1の先行中核市の資料は、法定移譲事務の財政配当が需要額対比で「2割」としているから、八王子市の需要額措置額は、(2)式の第1項によって以下のように試算できる。

$$(1 - \text{法令等移譲事務分} / \text{需要額措置額}) = 20\%$$

(3)

ここで、八王子市の需要額措置額は約35億円(=28/0.8)と推定でき、法定移譲事務に関する財政配当は、約7億円(=35-28)になる。この財政配当では、都単独事務32億円の財政負担を吸収できない。

さらに、八王子市は、試算当時不交付団体であったから、中核市になっても、需要額措置の約35億円が全額、交付税で増額される見通しが立たなかった。また、都単独事業の32億円についても、負担軽減に関しての都の理解が得られず、泣く泣く中核市への移行を諦めた経過がある。まさに「塗炭」の苦しみならぬ「都単」の苦しみと、当時言われたものである。

中核市移行に伴い増加する一般財源への対応は、普通交付税の増額算定が唯一の措置である。このため、普通交付税の不交付団体や福祉先進地域の大都市圏に位置する市の移行には、都道府県単独事業の肩代わりといった多額の持ち出しを覚悟しなければ移行できないといった問題点がある。

．中核市制度の充実に向けて

1．魅力ある権限移譲

既に保健所政令市となっている東大阪市などの場合、移譲を受ける事務権限の6割が福祉関係である。残りは都市計画・建築行政、環境行政といった状況であり、大多数の市民が直接恩恵を実感できるような移譲項目に欠けている。

中核市への権限移譲は、一般市民が足を運ぶ必要のある窓口的な市民サービスを中心に制度設計されたとのことである。そうした意味からいえば、例えば、第1にパスポートが市役所で取れるようになるといった魅力ある移譲項目の検討が不可欠である。第2に、まちづくりの面では、市街化区域と市街化調整区域の区分け権限など、まちづくりの基本である「都市計画」に関する権限を大幅に移譲することが必要である。第3に、国・都道府県道の管理や国・都道府県道の部分的な改良事業などは、地域の実情にあった対応が図られるよう権限移譲が求められる。特に、国・都道府県道の管理は、既に政令指定都市には移譲されているところであり、その財源として譲与税の移譲が行われている。市域の面積から見ても、政令指定都市(最大：札幌市1,121.12km² 最小：川崎市144.35km²)と中核市(最大：いわき市1,231.13km² 最小：船橋市85.72km²)では、それ程遜色もないし、何よりも中核市制度を財源面から補強できる点からも大いに検討されるべき移譲項目である。

言うまでもないことだが、真の地方分権を進めるためには、住民自治の根幹をなす地方議会の活性化や市民協働の積極的な拡大・多様化が進む必要がある。併せて、市民の意思と責任に基づき形成できる行政範囲の拡大を図ること、すなわち権限移譲が必要である。中核市制度は、その先駆けとして創設されたのであるから、思い切った権限移譲が重要であろう。

2．財政負担の転嫁に対する財源措置

しかし、中核市移行上の最大の課題は、都道府県単独事業の肩代わりという財政負担の転嫁問題である。中核市を抱える都道府県側は、法定移譲事務の移譲に伴って、その財政負担の軽減分に相当する普通交付税の減額を被るが、都道府県単独事業分の財政負担を中核市に転嫁できる。このことは、都道府県内同率で徴収される都道府県民税の使用配分が、中核市には薄くなった一方で、その他の市へ中核市市民から徴収した税を充当することを意味する。

この矛盾を解消するためには、現在、市が都道府県からの徴収委託を受けて一括徴収している都道府県民税において、徴収事務委託金の配分率を一般市より中核市に厚くする必要がある。地方税法施行令の配分率は、中核市移行で図らずも生じてしまう都道府県と市間のアンバランスを調整できるよう、改正の必要がある。

そうしないと、中核市移行問題は、普通交付税の範囲内で都道府県単独事業の肩代わりをするといった本末転倒の議論に矮小化され、中核市制度として本当にあるべき都道府県・市間の役割分担の議論がおざなりにされてしまう。その結果、事務分担が中途半端なものとなり、市民サービスの一層の向上を図ろうという視点で考えた場合に、都道府県と市の双方にとって満足しうるものとならない恐れがあるのである。

3．都道府県と市町村の役割分担

地方分権時代に重要なことは、権限とそれに伴う財源を一致させることによって、「受益と負担の関係」を明確にすることである。一定の財源の補填がなされているからといって、都道府県単独事業の移譲財源措置をうやむやにするならば、これまでの国と地方の関係と何ら変わらないことになる。

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003（骨太の方針）」は、いわゆる「三位一体の改革」を推進することにより、国と地方の役割分担を明確化していく新しい行政システムの構築が謳われている。同時に、地方の中の都道府県と市町村の役割分担についても、同様の方向で明確化していくことが求められよう。中核市への移行問題は、結果的に、まさにこの点をクローズアップするものであり、都道府県と市の財政関係を再構築していく格好のチャンスである。

<参考文献>

中核市連絡会（2000，2001，2002）「中核市移行に伴う影響額調査」。

中核市連絡会（2002）「都市要覧」。

八王子市中核市推進室（2000）「中核市移行への取り組み」。

東大阪市企画部（2003）「中核市への移行について」。

「指定都市・中核市の処理する主な仕事の比較」

指定都市の処理する主な仕事（中核市を上回る事務）

民生行政に関する事務

- ・ 児童相談所の設置

都市計画等に関する事務

- ・ 首都圏の既成市街地における工業等制限区域内の制限施設の新設の許可

土木行政に関する事務

- ・ 市内の指定区間外の国道の管理
- ・ 市内の府道の管理

文教行政に関する事務

- ・ 府費負担教職員の任免、給与の決定

中核市の処理する主な事務

民生行政に関する事務

- ・ 身体障害者手帳の交付
- ・ 母子、寡婦福祉資金の貸し付け
- ・ 養護老人ホームの設置認可、監督

保健所の設置（保健所設置市が行う事務）

- ・ 地域住民の健康保持、増進のための事業の実施
- ・ 飲食店営業等の許可
- ・ 一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の許可
- ・ 浄化槽設置等の届出
- ・ 温泉の供用許可

都市計画等に関する事務

- ・ 屋外広告物の条例による設置制限

環境保全行政に関する事務

- ・ ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設の設置の届出

文教行政に関する事務

- ・ 府費負担教職員の研修

中核市への移譲事務には、政令市へ移譲されている事務のうち、次の事務が除かれている。

広域性がある事務

- (例)・ 道路法に基づく事務（国道等の管理）・ 府費負担教職員の任免

事務量からみて市独自で施設、機関または専門員等を設置して行うことが非効率的な事務

- (例)・ 児童相談所の設置

法の適用される範囲が大都市圏等に限定されている事務

- (例)・ 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する事務

- ・ 歴史的風土特別保存地区における行為許可等

法が発動される局面が緊急時に限られている事務

- (例)・ 国民安定緊急措置法に基づく販売業者に対する立ち入り検査

中核市の状況（平成15年4月現在）

移行済市

移行年度	都道府県	都 市	人口 (国調人口)	面積(H13.10.1現在) (km ²)	中核市該当要件
平成8年4月 (12市)	栃木県	宇都宮市	443,808	312.16	当初要件該当市
	新潟県	新潟市	527,324	231.91	〃
	富山県	富山市	325,700	208.81	〃
	石川県	金沢市	456,438	467.77	〃
	岐阜県	岐阜市	402,751	195.12	〃
	静岡県	静岡市	469,695	1,146.19	〃
	静岡県	浜松市	582,095	256.74	〃
	大阪府	堺市	792,018	136.79	〃
	兵庫県	姫路市	478,309	275.69	〃
	岡山県	岡山市	626,642	513.28	〃
	熊本県	熊本市	662,012	266.77	〃
	鹿児島県	鹿児島市	552,098	289.91	〃
	平成9年4月 (5市)	秋田県	秋田市	317,625	460.10
福島県		郡山市	334,824	757.06	〃
和歌山県		和歌山市	386,551	209.21	〃
長崎県		長崎市	423,167	241.21	〃
大分県		大分市	436,470	360.92	〃
平成10年4月 (4市)	愛知県	豊田市	351,101	290.11	〃
	広島県	福山市	378,789	364.51	〃
	高知県	高知市	330,654	144.95	〃
平成11年4月 (4市)	宮崎県	宮崎市	305,760	286.99	〃
	福島県	いわき市	360,138	1,231.13	〃
	長野県	長野市	360,112	404.35	〃
	愛知県	豊橋市	364,856	261.26	〃
平成12年4月 (2市)	香川県	高松市	332,865	194.34	〃
	北海道	旭川市	359,536	747.60	〃
平成13年4月	愛媛県	松山市	473,379	289.42	〃
	神奈川県	横須賀市	428,645	100.62	昼夜間人口比率廃止
平成14年4月 (2市)	奈良県	奈良市	366,185	211.60	〃
	岡山県	倉敷市	430,291	298.98	〃
平成15年4月 (5市)	埼玉県	川越市	330,766	109.16	〃
	千葉県	船橋市	550,074	85.72	面積要件廃止
	神奈川県	相模原市	605,561	90.41	〃
	愛知県	岡崎市	336,583	226.97	昼夜間人口比率廃止
	大阪府	高槻市	357,438	105.31	〃

未移行市

その他対象市 (2市)	東京都	八王子市	536,046	186.31	当初要件該当市
	大阪府	東大阪市	515,094	61.81	面積要件廃止

= 中核市移行にあわせて保健所を設置した団体



第4章 性質別分類で比較可能な「実験的」需要額・決算対比分析

～社会福祉費の乖離度を中心にして～

大東市 川口克仁

【概要】基準財政需要額と、大東市の税等一般財源充当経費とを、目的別性質別のクロスで比較してみると、児童福祉費の人件費の項目で、決算税等額が需要額の1,336.0%になった。この原因は、需要額算定に「保育士」の人件費が算入されていないからである。

・実験的な需要額対比表による性質的分類の決算対比

地方自治体は、地方交付税制度の一つとして、意見提出ができる。この意見提出のため、大阪府内の各市町村は、決算税等額に対する基準財政需要額の割合を「算入率」とし、行政項目ごとの算入率が示される「需要額対比表」を基礎データとして作成している。

より具体的には、需要額の区分（経常経費や投資的経費、消防費や土木費の道路橋りょう費等）に、決算統計側のルールによって区分された決算税等額をなるべく近づけるように組み立てなおして、需要額と決算税等額の対比を行っている。この対比表は、需要額のなかで、「どの行政項目の算入率が低いか」を明らかにできる。

しかし、この手法では、算入率の低い原因が、人件費等の性質別分類のなかで、どの費目に依存するかが明らかにできない。このため、性質別分類で比較可能な「実験的」手法を試みた。

第1に、実験的な手法は算入率と反対に、需要額に対する決算税等額の倍率を「乖離度（％）」とすれば、それが100を超える「上方乖離」は、需要額のあるべき行政経費を超えて、市が追加的に支出していることを意味している。反対に、100以下の場合、国の配置基準に対して民間委託等で行政の効率化を図ったか、もしくは行政サービス水準の数量を基準以下に抑制したかの、どちらかを意味している。

第2に、実験的手法は従来の「需要額対比表」のように、決算税等額を需要額の区分に組み立てなおすのではなく、需要額の区分を決算統計ルールの区分に組み立てなおし、両者を対比したものである。

第3に、実験的手法により、需要額を決算統計ルールの区分に組み立てなおすことができれば、目的別分類のそれぞれについて、人件費等の性質的分類で対比が可能になる。

他方、分析対象に関して、従来の「需要額対比表」によると、大東市は、需要額経常分の厚生

費のなかで「社会福祉費」の算入率が非常に低い。大阪府内のほとんどの市町村が、おしなべてその算入率が低い状態にある。これは大阪府内の自治体に限った話ではない。このため、分析対象の費目は、需要額の行政項目の社会福祉費に限定し、分析対象の団体は、大東市とその類似団体（市町村類型 - 4）とした。

．決算統計の「児童福祉費」の人件費に依存した社会福祉費の高い乖離度

実験的手法では、需要額経常分の厚生費のなかの社会福祉費が、決算統計ルールに従って、児童福祉費と社会福祉費に分類される。

大東市の決算統計ルールによる「児童福祉費」のなかで、人件費の乖離率は表1のように、1,336.0%と大幅な「上方乖離」を示している。これに対し、その扶助費や物件費、補助費等も300%弱の高い上方乖離を示しているが、人件費ほど極端ではない。他方、決算統計ルールによる「社会福祉費」では、人件費の乖離率が290.7%で高い上方乖離ではあるが、扶助費や物件費、補助費等とともに、児童福祉費の人件費ほど極端ではない。

表1 基準財政需要額と決算税等額との対比（需要額と大東市の決算税等額）

一人当たり 単位：円

目的	性質	基準財政需要額 a	決算税等額 b	乖離額(円) b - a	乖離度(%) b/a
児童福祉費	人件費	878	11,730	10,852	1,336.0
	扶助費	2,662	6,397	3,735	240.3
	物件費	294	801	507	272.4
	補助費等	447	1,296	849	289.9
	維持補修費	0	93	93	皆増
	小計	4,281	20,317	16,036	474.6
社会福祉費	人件費	1,490	4,331	2,841	290.7
	扶助費	2,176	2,744	568	126.1
	物件費	333	817	484	245.3
	補助費等	418	1,056	638	252.6
	維持補修費	0	13	13	皆増
	積立金	0	9	9	皆増
	貸付金	0	36	36	皆増
	小計	4,417	9,006	4,589	203.9
合計	8,698	29,323	20,625	337.1	

対比の条件

- ・交付税ルールの経常/厚生費/社会福祉費を、決算統計ルールを用いて目的別性質別に区分した数値に、大東市の最終補正係数を乗じたものが『基準財政需要額 a』である。
- ・最新情報を用いたので、基準財政需要額は平成15年度、決算税等は平成14年度決算、類似団体別市町村決算は平成13年度になっている。
- ・基準財政需要額の追加財政需要額は、児童福祉費の扶助費に区分した。
- ・国保特会繰出に係る経費は、全額を決算税等額から控除した。

このため、児童福祉費の人件費の極端な「上方乖離」は、児童福祉費全体の乖離度474.6%の最大の原因になっている。また、児童福祉費と社会福祉費を合わせた金額の乖離度が337.1%と

3倍以上に及ぶことも、児童福祉費の人件費に起因している。この点は、人口1人あたり児童福祉費の人件費が、10,852円の「乖離額」であり、乖離額合計20,625円の52.6%を占めることが裏書きしている。

「児童福祉費」の人件費の極端な乖離度は、大東市だけの問題ではない。この人件費だけを大東市の類似団体（市町村類型 - 4）と比較すると、表2が示すように、大東市の乖離度1,336.0%に対して、類似団体のそれは845.2%となっている。他方、「社会福祉費」の人件費の乖離度は、大東市の290.7%に対し、類似団体のそれは152.1%となっている。確かに、大東市の人件費の乖離度は、類似団体の1.5倍と高い。しかし、「児童福祉費」の人件費の極端な上方乖離は、大東市だけの問題ではなく、他都市と共通した全国的問題になっている。

表2 人件費の対比（需要額と類似団体の決算税等額）

一人当たり 単位：円

目的	性質	基準財政需要額 a	決算税等額 c	乖離額(円) c - a	乖離度(%) c/a
児童福祉費	人件費	878	7,421	6,543	845.2%
社会福祉費	人件費	1,490	2,267	777	152.1%

・民間保育所ベースの需要額算定：「保育士」人件費の需要額不算入

『地方交付税制度解説（単位費用篇）』は、需要額の単位費用の積算基礎を説明している。平成15年度版の社会福祉費の項目を調べると、職員配置/児童福祉費では、10名の職員が配置されている。標準団体である人口10万人の地方自治体に、児童福祉に従事する職員が10名ということなので、保育士の数は入っていない。

一方、需要額の積算基礎では、児童措置費（扶助費）が存在しているが、民間保育所レベルで積算されている。

このため、自治体が直営の保育所を設置すれば、たちまち保育士の人件費が上方乖離に直結することになる。『類似団体別市町村財政指数表』の「附表16：施設の管理費等の状況」を見ると、類似団体の保育士の数は81.7人となっているので、類似団体でさえ845.2%の上方乖離を示すのは当然のことと言える。

しかし、標準団体の保育士の配置は0人で、給与費（人件費）としての需要額算入が0円となっている現状は、そもそも妥当なことなのだろうか。

児童福祉法第24条は、「市町村は（中略）児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。」と定めている。しかしこれは、行政が保育所を設置する義務を課しているわけではない。東大阪市の保育所訴訟において、「市町村に保育所の設置を義務づける規定はない。」という判決（平成14年6月28日大阪地裁）があった。この判決から推測すると、法的には市が保育所を公設置する義

務はないと考える。法的な裏づけがない以上、需要額に、保育士の人件費が給与費という形で算入されていないことを「妥当でない」とは言えない。

また、地方自治経営学会（2000）の『公立と民間とのコストとサービス比較』によると、保育所運営に係る園児1人1月あたりの市等単独持出額は、東京都内区部の公立134,147円が私立73,805円の1.82倍、都内の市では公立106,596円が私立41,483円の2.57倍、大阪府内の市では、公立124,542円が私立25,295円の4.92倍となっている。したがって、保育所を民営化し、追加的支出を抑制することで、対比表の決算税等額が需要額に近づき、児童福祉費で生じた乖離度が縮小することになる。

・措置から契約の保育行政とNPM理論

児童福祉法の改正により、保育所への入所は、「措置」から「契約」（選択）に変更された。税負担による弱者救済の措置制度から、サービスを選択する契約制度に移行したことで、選ばれる保育所としてサービスの質が問われるようになった。また、サービスの選択が可能であることから、保育料の負担は、応能原則から応益原則に変わった。

昨今の地方自治体の動きを見ると、ニュー・パブリック・マネジメント（以下NPM）が主流となりつつあるようだ。NPM理論とは大住荘四郎（2000）によると、「民間企業の経営理念・手法を可能なかぎり公的部門に導入し、その効率化・活性化を図ろうという革新的な行政運営理論である」とされる。これは、公的分野に市場原理を導入し、保育行政は民設民営や公設民営など、民営方式を中心にするのだと思われる。民営方式を中心にした場合、住民のニーズに合致するかどうかの「外部効率性」の問題が課題となる。

小泉和重（2000）は、効率性を内部効率性と外部効率性に分けている。地方財政の「内部効率性」とは、公共サービスをいかに低いコストで生産するかという効率性である。これに対して、「外部効率性」とは、住民のニーズに合致していれば効率的であり、合致していなければ非効率的だとする考え方である。需要額・決算対比による乖離度問題のような内部効率性（保育所の民営化による費用削減）だけを追求するのではなく、同じ経費で住民の満足度をより高めるような外部効率性の問題も考慮する必要がある。

地方自治経営学会（2000）の『公立と民間とのコストとサービス比較』によると、「コストの面では、民間は公立のほぼ4分の1という低いコストであるにもかかわらず、サービスの面では逆に民間のほうがすぐれている、あるいは公・私の差はない」という結果が出た。コスト計算の過程が不明なので、4分の1という数字をそのまま信じることに危険は感じるが、サービスにおいて公立が特にすぐれてはいないと思われる。また、措置から契約に変わることで、サービスの質が問われるようになった。ニーズへの即応性の点においては、公立より民間に利があるのではないか。

以上のような理由から、民営化により外部効率性が低下することはないと考える。

しかし、市場原理は万能ではない。競争原理は持たざるものを排除する。市場の競争原理が拡大しすぎると、社会は立ち行かなくなるのではなからうか。敗者が増え社会は不安定になる。神野直彦（2002）『財政学』によると、経済社会を、市場の経済、政府の経済、家族の経済に分けている。市場の経済は、競争原理によるシステムである。政府の経済は、強制的な協力原理によるシステムである。政府による強制的な協力原理とは、強制力として税を徴収し、その財源を福祉政策的な目的のために再分配したり、生活基盤の整備に充てたりすること等を意味する。家族の経済は、家族・コミュニティのような自発的な協力原理によるシステムである。その3つのシステムをどう組み合わせ、補完させていくのかが、これからの時代の政策課題であると思う。

財政が悪化する現状においては、市場の経済の原理を導入していくことで、公的分野の効率化・活性化を図ることが急務ではあるが、その限界点についても同時に考える必要がある。政府の経済や 家族の経済にも大切な役割がある。

<参考文献>

大住荘四郎（2000）「第5章 地方財政とニュー・パブリック・マネジメント」（神野直彦編著『分権型税財政の運営』ぎょうせい）。

小泉和重（2000）「第4章 内部効率性と外部効率性」（神野直彦編著『分権型税財政の運営』ぎょうせい）。

神野直彦（2002）『財政学』有斐閣。

地方自治経営学会（2000）『公立と民間とのコストとサービス比較』。

地方交付税制度研究会（2003）『地方交付税制度解説（単位費用篇）』地方財務協会。

地方財務協会（2003）『地方交付税のあらまし』。

地方財務協会（2003）『類似団体別市町村財政指数表』。



第5章 保育所民営化によるエンゼルプランの実現

和泉市 藤井 満

【概要】公立保育所での保育行政は既に限界にきている。一刻も早く公立保育所を民営化して、効率の良い行財政運営をすべきである。ただし、公立保育所の民営化はエンゼルプランの推進という充実保育の実現のためであるということを、保護者である住民に対して、説明責任を果たしたうえでのことである。これこそがスクラップアンドビルドである。

．エンゼルプランと措置から契約の保育行政

現在の少子高齢社会において、国はエンゼルプラン推進重点施策にて低年齢児童の保育所受け入れ枠の拡大推進、保育所待機児童の解消のための受け入れ枠の拡大・規制緩和、延長保育・一時保育の実施推進など、次々と打ち出している。

本市においても、将来を見据えた総合的な、少子高齢社会にふさわしい子育て支援施策を総合的・計画的に推進するため、1999年3月に児童育成計画（エンゼルプラン）を策定し、現在、延長保育、一時保育の拡充、長時間保育の実施、また、地域ぐるみの育児支援として、保育所を利用した育児不安に対する相談指導、育児支援、地域子育て支援センターの開設、子育てサークルへの活動助成やファミリーサポートセンターの開設等の施策を実施しているところである。

一方、児童福祉法第二十四条第一項において、「市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第三十九条第二項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、…（以下、省略）」と規定されているため、各市町村は保育所を設置し、児童を預かり、職員を配置し、運営を行っている。本市も例外ではない。しかも本市の場合は、法律上、公設置をしなければならないとは一言も明記されていないにもかかわらず、市内25の保育園のうち公立保育園が19園もある。昭和40年代のベビーブーム期に対応するための措置だったのであるが、現在においても公立保育園主体の保育行政が続いている。そのため、保育行政への市税投入が多くなっている。表1において、本市の平成13年度普通交付税基準財政需要額と決算税等の対比を行ったが、国の基準が低いせいもあるのか、やはり、行政費用がかかりすぎていることが乖離度からも読みとれる。

行政として、エンゼルプランを進めていこうという時代に、保育所運営経費が重圧になっており、積極的に推進できない状況にある。

そこで、本稿にて、本市の状況を用いつつ、保育所の現状と課題を整理し、これから市町村の保育所運営のあり方について提言したい。なお、本稿における意見にわたる部分はすべて私見である。

・和泉市における保育行政の現状

本市の児童数は平成14年3月末日現在で公立19園に1,963人（定員数1,980人）、民間6園に938人（定員数870人）、合わせて2,901人（定員数2,850人）在園している。これは本市住民の1.66%である。毎年入退園していくので、数値の増減はあるが、ここ近年の本市においては毎年増加している状況である。特に、民間保育園は途中入所等受け入れを促進しているため、全6園とも定員を超過している。一方、公立保育園は定員に満たない園が9園あり、このうちの5園は定員数を80%以上確保している。かなりの定数割れをしている状況である残りの4園は本市の山間部と言われている地区の保育園である。

次に、保育士数の状況であるが、正職員はここ近年補充をほとんどしておらず、又、早期退職勧奨制度を促進していることもあって、平成10年度から現在に至るまで、約40名減員している。平成15年4月1日現在で304名、ただし、措置児童の年齢別に、職員が対応すべき配置基準が存在するため、不補充分はパート・アルバイト対応を余儀なくされ、措置児童数そのものの増加も重なり、この臨時職員数は年々増加している。

保育所の運営費に対する国の負担は児童福祉法第五十三条の一に、都道府県の負担は児童福祉法第五十五条の一に規定されており、国基準の運営経費、いわゆる支弁金から国基準の保育料、いわゆる徴収金を差し引いた分の1/2を国が負担し、その1/4を都道府県が負担することになっている。市町村の負担は同法第五十一条第四号に規定されている。国基準の支弁金は保育単価等を設定したうえで決定されるものであり、市町村の直接的な運営経費とは異なる。保育料の徴収金は、国の徴収金基準は7段階の世帯所得階層に区分され、料金は3歳未満児が0円から80,000円（保育単価限度）、3歳以上児が0円から77,000円（保育単価限度）となっている。平成15年度の本市の保育料は世帯の所得階層により26段階に区分しており、料金は3歳未満児が0円から56,000円、3歳以上児が0円から26,000円と設定している。

支弁金である歳出の乖離と徴収金である歳入の乖離が超過負担となってくるのであり、表2において、本市における平成13年度決算額と国基準との比較を行った。

本市における平成13年度決算での保育所に係る追加支出額は2,219,065千円であり、本市一般財源の約7%である。その要因として、公立保育園では運営経費が国基準に比べて、かなり高額であることがわかる。この要因は明らかに人件費である。公立保育園における人件費の平成13年度決算額は2,656,421千円であり、アルバイト保育士等臨時職員分を含めると運営経費の約90%とな

る31億円を超える決算額となっている。

次に、民間保育園の決算状況であるが、本市では民間保育所の児童に対する市単独助成を行っているために、ここでも追加支出が発生している。国基準の措置費以外に、運営費に対する定額加算として1園当たり2,600千円、乳児加算として1園当たり3,500千円、児童措置加算として児童の年齢に応じて1児童1月につき5～7千円の助成を行っているのである。平成13年度決算額では表2のとおり53,964千円である。

表2 平成13年度和泉市における保育所に係る決算額

【単位；円】

	平成13年度決算額 (ただし、精算後)	平成13年度国基準	差異 = -
．公立保育園			
園児数 1,963人			
支弁金	3,502,352,975	1,283,287,770	2,219,065,205
国庫負担金	347,074,502	347,074,502	0
大阪府負担金	173,537,251	173,537,251	0
保育料	391,168,990	589,149,630	197,980,640
その他特定財源	86,250,805	0	86,250,805
国基準の一般財源	173,526,387	173,526,387	0
追加支出	2,219,065,205		2,219,065,205
児童1人当たり追加支出	1,130,446		
．民間保育園			
園児数 938人			
支弁金	873,573,770	819,609,910	53,963,860
国庫負担金	264,295,063	264,295,063	0
大阪府負担金	132,147,531	132,147,531	0
保育料	191,598,390	291,008,920	99,410,530
その他特定財源	0	0	0
国基準の一般財源	132,158,396	132,158,396	0
追加支出	53,963,860		53,963,860
児童1人当たり追加支出	57,531		
．総合計			
支弁金	4,375,926,745	2,102,897,680	2,273,029,065
国庫負担金	611,369,565	611,369,565	0
大阪府負担金	305,684,782	305,684,782	0
保育料	582,767,380	880,158,550	297,391,170
その他特定財源	86,250,805	0	86,250,805
国基準の一般財源	305,684,783	305,684,783	0
追加支出	2,273,029,065		2,273,029,065

．和泉市における保育所民営化の財政効果

ここで、和泉市内の公立保育園をすべて民営化した場合、どれくらいの財政効果が出てくるのかを試算してみよう。

本市の、民間保育園にかかる経費を定式化すると、 $Xx + (Aa + Bb + Cc) + Yi$ となる。

【ただし、A ; 0 ~ 2 歳児 1 人当たりの年間助成額、B ; 3 歳児 1 人当たりの年間助成額、C ; 3 歳以上児 1 人当たりの年間助成額、X ; 1 園当たりの年間定額助成額、Y ; 国基準の年間措置費、a ; 0 ~ 2 歳児数、b ; 3 歳児数、c ; 3 歳以上児数、x ; 民間保育園数、金額の単位は千円】

一方、公立保育園にかかる経費は $Y_{ii} + Z$ 【ただし、Z ; 追加支出額】と定式化できる。

ここで、民間保育園と公立保育園とのコスト比較を行うために、仮に、措置児童数が全て同年齢で同数、 $a = 75$ 、 $b = 25$ 、 $c = 50$ とすれば、 $Y_i = Y_{ii}$ となる。本市の現行の助成制度では、 $X = 6,100$ 、 $A = 84$ 、 $B = 72$ 、 $C = 60$ であるので、 $Xx + (Aa + Bb + Cc) = 17,200$ となる。Zについては、正職員20名、臨時職員10名配置としたモデルケースを想定すると、平成13年度決算額における正保育士の平均人件費は約8,400千円、臨時保育士の平均人件費は約2,300千円、又、人件費以外の平均管理経費は約19,000千円であるので、このモデルケースの総費用は約210,000千円となる。国基準における支弁金はこのモデルの児童数では約100,000千円と推定されるため、追加支出額Zは約110,000千円となる。1園あたり $Z - \{Xx + (Aa + Bb + Cc)\} = 92,800$ 千円の追加支出を抑制できるから、19園全てを民営化すれば、17億円以上のそれを抑制できることになる。しかも、このモデルケースでは民営化された保育園は150人定員となるので、現在約300人存在する待機児童を保育園に入所させることも可能なのである。

あくまでも、決算額を平均化した簡単な数値の整理ではあるが、この結果を見る限り、現在の状況では一刻も早く民営化して、民間保育園に助成したほうが明らかに市税投入を少なくできるのである。又は、民間に委託するという方法もある。他の市町村では経費削減につながった事例もある。ただ、管理経費と臨時保育士の経費は削減できても、正保育士はあくまでも地方公務員なので、簡単には削減できない。ではどうするのか？余剰人員は事務職に職種替えをしてもらうことが一番策ではなかろうか。本市は早期退職勧奨制度によって、本庁内の職員が毎年減少しており、臨時職員による補充を行わざるを得ない状況になってきている。そこで、この事務職への職種替えによる再活用を図れば、さらなる経費削減にもつながり、低年齢児保育、延長保育、一時保育、休日・夜間保育などの和泉市エンゼルプラン推進施策を全保育園で実施していくには十分な財源が確保できることになる。

もちろん、社会福祉法人が民間保育園運営を行えるだけの余力があるかどうかという要因も重要ではあるが、それはその事業に対するインセンティブを創設していけば充分可能となるであろう。

．公立保育園を民営化へ

近畿各地の市町村では、ここ近年公立保育園を社会福祉法人に移管して民営化してきている。児童を保護する人員が公務員であり、人件費がかさんでくるという点での、財政難が後押ししているケースもある。ただ、平成14年10月23日付け日本経済新聞に掲載されているように、「民営

化や民間委託は行政責任の放棄だという批判を住民らから受ける。」と言及し、民営化に及び腰の市町村もいまだ多くあるのも事実である。

「公務員は公務員にしかできないことに特化すべきだ。行政サービスの企画立案と監視を担い、執行は民間に任せるのが望ましい。」と小西砂千夫関西学院大学教授は主張しているが、筆者もこの主張に大賛成である。地方自治体のこれからの職員はまさにこうあるべきであり、コスト縮減とともに最大の公的サービスを提供できると日々考えている。西川（2002）も歳出と歳入の差を埋める方策として「代替サービスとしての住民の判断による民間サービス等の活用による公的サービスの供給の削減（又は廃止）」と主張しているが、これからの市町村は民間活力を導入し、コスト縮減を図っていくためにも、「各自治体の行政コスト」と「標準行政コスト」の比較をしたうえで、積極的に自己説明を行い、自己責任を訴えるべきである。

前述したように、保育所民営化による財政効果は絶大であり、単に経常収支比率を下げるためという財政的な見地からではなく、長時間保育の完全実施等エンゼルプランを実現するために保育園民営化を実施することを、保護者に説得すべきである。まさに、スクラップアンドビルドである。

先般、とある市にて公立保育所の民営化を打ち出したところ、住民から反対署名が市役所に出されたニュースを耳にしたが、首を傾げてしまった。住民サイドの意見もトンチンカンではあったが、それ以上に説明責任を果たせない行政サイドが怠慢なのではなかるうか。自治にふさわしい歳入・歳出制度の構築、つまり、受益と負担の自己決定・自己責任、住民の負担で公共サービスを支え、住民自らが負担と支出を選ぶということを行政サイドが説明できなかったのだろう。

<参考文献>

岡本全勝（2002）『地方財政改革議論』ぎょうせい。

岡本全勝（1995）『地方交付税 仕組と機能』大蔵省印刷局。

渡辺精一（1993）『入門地方財政論』有斐閣。

森美樹（2002）「第4章 留保財源と超過一般財源充当経費の一致」『地方分権ゼミナール「地方財政研究」報告書』7 大阪府市町村振興協会。

西川浩二（2002）「第11章 財源不足への自治体対応」『地方分権ゼミナール「地方財政研究」報告書』7 大阪府市町村振興協会。

和泉市（2002）『統計いずみ』。

和泉市（2003）『子育て支援ニーズ把握調査報告書』。

日本経済新聞（2002.10.23）『自治体リストラ』。

表1 費目別基準財政需要額と決算税等の対比

和泉市

H14.3.31住民基本台帳人口 174,775人

項 目	和泉市結果(千円)			人口1人当たり額(円)			対 比(%)		
	基準財政需要額	決算税等	乖離額	基準財政需要額	決算税等	乖離額	基準財政需要額	決算税等	乖離度
消防費	2,200,637	1,360,394	840,243	12,591	7,784	4,807	9.4	5.8	3.6
道路橋梁費	298,046	423,434	125,388	1,705	2,423	718	1.3	1.8	0.5
港湾費	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
都市計画費	249,258	494,669	245,411	1,426	2,830	1,404	1.1	2.1	1.0
公園費	197,678	299,167	101,489	1,131	1,712	581	0.8	1.3	0.5
下水道費	271,861	92,907	178,954	1,555	532	1,023	1.2	0.4	0.8
その他の土木費	271,454	347,798	76,344	1,553	1,990	437	1.2	1.5	0.3
小学校費	1,232,483	1,448,893	216,410	7,052	8,290	1,238	5.3	6.2	0.9
中学校費	590,168	789,873	199,705	3,377	4,519	1,142	2.5	3.4	0.9
高等学校費	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
その他の教育費	1,541,856	2,360,752	818,896	8,822	13,507	4,685	6.6	10.1	3.5
生活保護費	1,079,000	1,156,902	77,902	6,174	6,619	445	4.6	4.9	0.3
社会福祉費	1,274,371	4,967,144	3,692,773	7,291	28,420	21,129	5.4	21.2	15.8
保健衛生費	1,063,304	1,936,264	872,960	6,084	11,079	4,995	4.5	8.3	3.8
高齢者保健福祉費	2,055,273	2,035,595	19,678	11,760	11,647	113	8.8	8.7	0.1
清掃費	2,180,016	3,055,896	875,880	12,473	17,485	5,012	9.3	13.0	3.7
農業行政費	137,977	287,601	149,624	789	1,646	857	0.6	1.2	0.6
商工行政費	223,532	238,496	14,964	1,279	1,365	86	1.0	1.0	0.0
その他産業経済費	6,048	10,732	4,684	35	61	26	0.0	0.0	0.0
徴税費	532,074	365,673	166,401	3,044	2,092	952	2.3	1.6	0.7
戸籍住民基本台帳費	273,162	363,283	90,121	1,563	2,079	516	1.2	1.6	0.4
企画振興費・その他の諸費	3,104,355	5,089,208	1,984,853	17,762	29,119	11,357	13.3	21.7	8.4
経常 計	18,782,553	27,124,681	8,342,128	107,466	155,199	47,733	80.2	115.8	35.6
道路橋梁費	850,740	559,914	290,826	4,868	3,204	1,664	3.6	2.4	1.2
港湾費	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
都市計画費	322,031	190,757	131,274	1,843	1,091	752	1.4	0.8	0.6
公園費	78,617	61,922	16,695	450	354	96	0.3	0.3	0.0
下水道費	299,533	256,685	42,848	1,714	1,469	245	1.3	1.1	0.2
その他の土木費	403,396	218,519	184,877	2,308	1,250	1,058	1.7	0.9	0.8
小学校費	542,500	399,130	143,370	3,104	2,284	820	2.3	1.7	0.6
中学校費	327,050	327,824	774	1,871	1,876	5	1.4	1.4	0.0
高等学校費	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
その他の教育費	58,519	69,850	11,331	335	400	65	0.2	0.3	0.1
社会福祉費	89,136	174,735	85,599	510	1,000	490	0.4	0.7	0.3
高齢者保健福祉費	53,504	25,181	28,323	306	144	162	0.2	0.1	0.1
清掃費	262,084	126,471	135,613	1,500	724	776	1.1	0.5	0.6
農業行政費	89,978	144,337	54,359	515	826	311	0.4	0.6	0.2
その他産業経済費	11,160	0	11,160	64	0	64	0.0	0.0	0.0
企画振興費・その他の諸費	1,255,501	1,047,673	207,828	7,184	5,994	1,190	5.4	4.5	0.9
投資 計	4,643,749	3,602,998	1,040,751	26,572	20,616	5,956	19.8	15.4	4.4
総合計	23,426,302	30,727,679	7,301,377	134,038	175,815	41,777	100.0	131.2	31.2



第6章 受益と負担の明確化による住みたい「まち」へ

泉南市 伊藤公喜

【概要】あらたな行政需要に柔軟に対応できない慢性的な財政赤字体質を解消するためには、行政の効率化が不可欠である。行政の効率化は財政の説明責任を發揮することであり、自律的な効率化である受益と負担の明確化を実現すれば、人口増加という他律的な効率化も同時に実現できる。

・住みたい「まち」への「まち」づくり

泉南市は、第4次総合計画（2001～2010）において、住みたい「まち」への「まち」づくりを標榜している。幸い、大都市圏内にありながら、海と山に囲まれているという奇跡的な自然の恵みを楽しんでいるので、住みたい「まち」になり得る素地は十分であると思われる。事実、泉南市の人口増加率は表1のように、国の増加率を上回っている。

表1

（単位：人、％）

	国	増加率	泉南市	増加率
平成2年	123,611,167		60,065	
平成7年	125,570,246	1.58	61,688	2.70
平成12年	126,925,843	1.08	64,152	3.99
平成14年	127,435,000	0.40	65,245	1.70

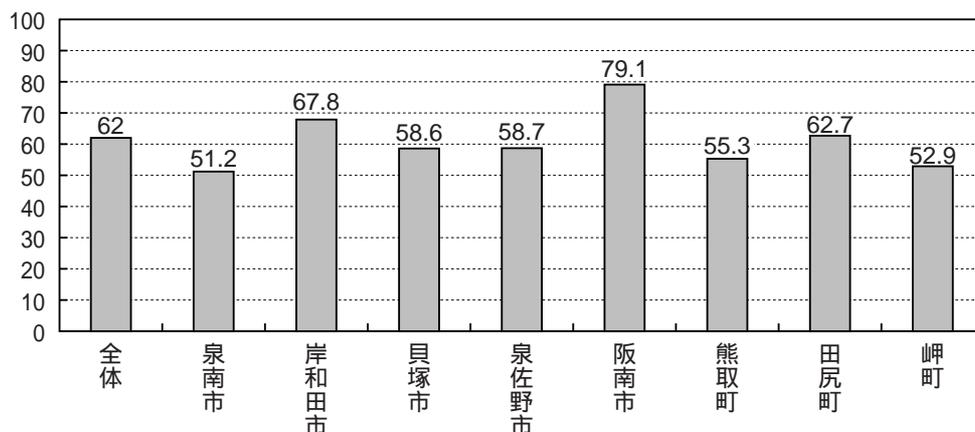
基準日は各年度10月1日。

平成2年度、平成7年度、平成12年度数値は国勢調査数値。

平成14年度数値は、国が総務省統計局推計値、泉南市が住基人口。

ところが、泉南地域広域行政推進協議会（岸和田市以南5市3町）において、定住意向についての住民アンケートを実施（1999）したところ、図1のとおり、泉南市民の「ずっと住み続けたい」割合は51%であり、5市3町のなかで最下位であった。とくに自然環境、人口条件が類似している阪南市のそれが、79%で最上位であったことを考えれば悲観すべきものである。さらに、「泉南市総合計画策定のための市民意識調査」（1999）によると「移転したい」割合が25%とかなり高い数値であった。この結果は、将来の人口減少を意味しており、市としての衰退を予見させるものである。

図1 ずっと住みたいと思う住民の割合



国も地方も、歳入・歳出の構造改革に取り組み、行政の効率化を推進しているが、今もなお大幅な財源不足を続けている。泉南市も例外でなく、1998年度から2002年度の普通会計決算が示すように、赤字体質が慢性化しており、中期的な財政見通しでも、劇的な好転は見込めない。この状況では、住みたい「まち」への「まち」づくりに不可欠な下水道など都市基盤整備の財源が確保できない。

このため、本稿は、私見であるが、現行の地方財政制度のなかで、受益と負担の明確化による財政赤字体質からの脱却を図り、ある程度の人口流入を確保した、住みたい「まち」への「まち」づくりをめざしたい。

・需要額対比表によるメニューの質・信憑性・改善

都市基盤がある程度まで充実している今の時代、人口増加につながる住みたいまちを実現するためには、自治体が住民に対して財政の説明責任（財政責任）を発揮することであろう。すなわち、受益と負担の関係を明確化することである。

住民にとっては、負担がなくあらゆる行政サービスを受けられることが最良の選択となる。しかしながら、財源不足が続いている状況ではその選択肢はありえない。本来、住民は納得できるものならば負担に応じるはずである。この受益と負担の一致こそ住みたい「まち」への「まち」づくりの根幹となる。

受益と負担の一致は、公共サービスの提供者である自治体と受給者である住民の間で締結する一種の契約である。双方の意思疎通がなければ成り立たないが、納得すれば契約を解除（移転）することなく継続（定住）していく。公共サービスの提供者として契約を締結するために、自治体は様々な努力をしなければならない。

第1のメニューの「質」では、現在提供している公共サービスの水準を示すことである。その

方法として、国の基準と決算を比較している需要額対比表をみればよい。この対比表は、乖離度がプラスの項目がナショナル・ミニマムを上回る行政コストであり、マイナスの項目がナショナル・ミニマムを下回る行政コストであるといえる。たとえば、泉南市の対比表は、表2が示すように、経常的経費の中学校費が、給食制度を実施していないため、乖離度がマイナスであり、行政サービスの水準が国の基準よりも低いといえる。

第2のメニューの「信憑性」では、公共サービスの行政コストが適正であるかを検証することである。表2の経常的経費の社会福祉費は、乖離度が大幅なプラスとなっており、一見手厚い福祉施策を実施しているといえなくもない。

しかしながら、泉南市の場合、国の基準を大きく上回って乖離する主な原因は、保育所に係る経費のほとんどが人件費のためである。これは、手厚い福祉施策というよりも、「公設公営」で行う保育所事業がコスト的に割高なのである。実際、民間事業者が実施している保育所事業と比較すると、入所児一人当たり運営費が5倍を超える格差となっている。また、経常的経費の清掃費に算入されているごみ収集事業は、一般的に公設公営で行う場合、収集車両に3名乗車してごみを収集しているが、民間事業者が実施すればほとんどが2名乗車で対応しており、単純に割高であると考えられる。割高なコストで公共サービスを提供しつづけることは、「住民ばなれ」を助長する。

第3のメニューの「改善」は、最終的な住民負担を小さくするために、公共サービスの行政コストを適正にしなければならない。本来自治体が行う公共サービスは、家族、地域、民間事業者などが行えないか、行うべきでないものに限ることである。保育所や、経常的経費の「その他の教育費」に算入される幼稚園事業、ごみ収集事業などは、家族、地域、民間事業者などにまかせる方がよい。

表2 平成13年度需要額対比表(泉南市)

H14.3.31住民基本台帳人口 64,577人

項 目	泉南市結果(千円)			人口1人当たり額(円)			対 比(%)		
	基準財政需要額	H13決算税等	乖離額	基準財政需要額	H13決算税等	乖離額	基準財政需要額	H13決算税等	乖離度
消防費	895,815	889,651	6,164	13,872	13,777	95	8.9	8.8	0.1
道路橋梁費	105,530	133,535	28,005	1,634	2,068	434	1.0	1.3	0.3
港湾費	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
都市計画費	91,748	67,995	23,753	1,421	1,053	368	0.9	0.7	0.2
公園費	56,808	49,275	7,533	880	763	117	0.6	0.5	0.1
下水道費	61,485	115,228	53,743	952	1,784	832	0.6	1.1	0.5
その他の土木費	112,613	73,439	39,174	1,744	1,137	607	1.1	0.7	0.4
小学校費	477,783	457,215	20,568	7,399	7,080	319	4.7	4.5	0.2
中学校費	212,859	128,652	84,207	3,296	1,992	1,304	2.1	1.3	0.8
高等学校費	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
その他の教育費	715,800	1,437,827	722,027	11,084	22,265	11,181	7.1	14.2	7.1
生活保護費	396,501	478,893	82,392	6,140	7,416	1,276	3.9	4.7	0.8
社会福祉費	481,987	2,218,062	1,736,075	7,464	34,348	26,884	4.8	21.9	17.1
保健衛生費	333,673	268,105	65,568	5,167	4,152	1,015	3.3	2.7	0.6
高齢者保健福祉費	842,903	776,185	66,718	13,053	12,020	1,033	8.3	7.7	0.6
清掃費	639,707	1,171,261	531,554	9,906	18,137	8,231	6.3	11.6	5.3
農業行政費	69,573	161,848	92,275	1,077	2,506	1,429	0.7	1.6	0.9
商工行政費	96,102	62,731	33,371	1,488	971	517	1.0	0.6	0.4
その他産業経済費	6,480	2,066	4,414	100	32	68	0.1	0.0	0.1
徴税費	212,643	303,930	91,287	3,293	4,706	1,413	2.1	3.0	0.9
戸籍住民基本台帳費	112,182	114,788	2,606	1,737	1,778	41	1.1	1.1	0.0
企画振興費・その他の諸費	1,278,046	2,129,245	851,199	19,791	32,972	13,181	12.6	21.1	8.5
経常的経費 計	7,200,238	11,039,931	3,839,693	111,498	170,957	59,459	71.2	109.2	38.0
道路橋梁費	357,720	262,134	95,586	5,539	4,059	1,480	3.5	2.6	0.9
港湾費	5,019	0	5,019	78	0	78	0.0	0.0	0.0
都市計画費	102,004	308,989	206,985	1,580	4,785	3,205	1.0	3.1	2.1
公園費	25,309	5,635	19,674	392	87	305	0.3	0.1	0.2
下水道費	768,652	146,084	622,568	11,903	2,262	9,641	7.6	1.4	6.2
その他の土木費	224,006	118,225	105,781	3,469	1,831	1,638	2.2	1.2	1.0
小学校費	188,325	152,774	35,551	2,916	2,366	550	1.9	1.5	0.4
中学校費	93,000	78,166	14,834	1,440	1,210	230	0.9	0.8	0.1
高等学校費	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
その他の教育費	27,645	67,000	39,355	428	1,038	610	0.3	0.7	0.4
社会福祉費	42,531	5,889	36,642	659	91	568	0.4	0.1	0.3
高齢者保健福祉費	29,957	8,618	21,339	464	133	331	0.3	0.1	0.2
清掃費	53,674	33,122	20,552	831	513	318	0.5	0.3	0.2
農業行政費	39,153	51,093	11,940	606	791	185	0.4	0.5	0.1
その他産業経済費	7,192	8,574	1,382	111	133	22	0.1	0.1	0.0
企画振興費・その他の諸費	944,247	492,325	451,922	14,622	7,624	6,998	9.3	4.9	4.4
投資的経費 計	2,908,434	1,738,628	1,169,806	45,038	26,923	18,115	28.8	17.2	11.6
総合計	10,108,672	12,778,559	2,669,887	156,536	197,880	41,344	100.0	126.4	26.4

・住みたい「まち」による人口増加のメリットと受益・負担の明確化

第1に、人口増加のメリットは、税収が増えることである。住民税は流入する人口に比例して確実に増える。また、宅地開発などの波及効果による固定資産税の課税客体の変更（宅地なり課税）、人口増加地域の特徴である地価の潜在的上昇による固定資産税評価額の引き上げによって、固定資産税も増収となる。単純に税収が増えれば、留保財源相当分と都市計画税分は、あらたな行政需要の財源となりうる。

第2に、人口増加は人口が減少している自治体と比較して、地方交付税のベースアップが考えられる。現行の地方交付税において、その算定の基礎となる測定単位は、ほとんどが人口数を基準としている。実際に、市町村の経常的経費は、測定単位34項目のうち人口数15項目、人口に準ずるもの（児童数、生徒数、世帯数など）14項目である。投資的経費は、測定単位19項目のうち人口数10項目、人口に準ずるもの（学級数、生徒数、農家数など）5項目である。人口数を測定単位とする算定は、国勢調査による国全体の人口増加率を上回る増加率を示せば、基準財政需要額が拡大する仕組みとなっている。

第3に、人口増加は一般的に、行政需要の拡大を招きやすいが、それを抑えることができれば、行政の効率化が達成されやすい。これは消極的で極端な発想になるが、たとえば、小学校の適正配置問題は、児童数の減少による小学校の統廃合に取り組む場合よりも、児童数の増加による新增築を回避する方が、自治体にとってはたやすいはずであろう。また、稼働率が低い公共施設の閉鎖、縮小の問題も、人口増加によって稼働率が上がり、施設運営の効率化を達成できる。

しかし、このようなケースは、人口増加という他律的な効率化であり、真に行政の効率化を達成したと断言できない。また、国全体での人口増加も鈍化している。このような状況のなか、泉南市だけが堅調に人口を増やすことは、かなりきびしいはずである。このため、現在では、ほとんどの自治体が受益と負担の明確化に向けて取り組んでいる。ただし、受益と負担の明確化を実現している自治体は、今だ少ないと認識している。是非とも、泉南市が最初に、受益と負担の明確化を実現し、泉南市を「住みたいまちNo1」にしたいとおもう。

<参考文献>

中井英雄（2000）「第6章 地方財政における補完性の原理」（神野直彦編著『分権型税財政の運営』ぎょうせい）。

齊藤慎・中井英雄（2002.8）「自治体 財政責任を担え」『経済教室』日本経済新聞社。

高木健二（2002）「地方交付税と市町村合併」地方自治総合研究所。

泉南地域広域行政推進協議会（1999）「第3次泉南地域広域行政圏計画策定のための住民アンケート調査報告書」。

泉南市（1999）「第4次泉南市総合計画策定のための市民意識調査報告書」。

総務省統計局ホームページ（<http://www.stat.go.jp>）。

川崎市ホームページ（<http://www.city.kawasaki.jp>）。



第7章 介護保険のシビル・ミニマムによる

限界的財政責任の発揮

枚方市 川嶋徹也

【概要】介護サービスにおけるニーズは地域差が大きいにもかかわらず、介護保険制度における市町村独自の給付は全国的にみて稀少であり、殆どの市町村が独自のサービスを保険外で行っている。これは、市町村が措置制度を今だに引きずり、受益と負担の一致を実現せず、説明責任から逃避した結果である。これからの地方分権時代において、市町村の限界的財政責任をまず介護保険から実行すべきである。

・「措置」から「契約」に移行した介護サービス

我が国の社会福祉は戦後、戦争被災者や生活困窮者に対する救済対策の「措置」制度としてスタートした。しかし、その後の高度経済成長を経て、少子高齢化社会になると、行政サービスを受ける側のニーズも高まっていったことから、措置制度の見直しが図られ、介護保険制度が誕生した^{注1}。2000年4月にスタートした介護保険は、20世紀最後の社会保障制度改革として措置から「契約」制度に移行したものである。

介護保険では、「市町村特別給付」などの独自の介護サービス給付費が契約制度によって、すべて第1号被保険者の負担となる。このため、保険料は目的税としての性格を持つと言ってもよいであろう^{注2}。

周知の通り、介護保険の保険者は、市町村または複数の市町村で構成される広域連合である。役割分担的に考えると、国は、保険給付への国庫負担等の財政負担、保険給付の円滑な実施を図るためのサービス基盤整備に関する基本指針の策定、要介護認定基準その他各種基準の作成や介護報酬の額の設定等を行う。

これに対して、市町村は、要介護者等の介護給付等対象サービスに関するニーズなどから「介護保険事業計画」を定め、供給される介護サービスの内容や見込み量等を設定し、介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込み量等に基づいて保険料（正確には第1号被保険者の保険料）を決定する^{注3}。

介護保険の標準サービス、つまり制度下のナショナル・ミニマムに対する第1号被保険者の負担割合は、国や地方の公費負担を除いた18%である。これに対し、市町村特別給付等の独自の介

護サービス、つまり制度下のシビル・ミニマムは全額、第1号被保険者の追加的負担となる。この契約制度は、介護サービスにかかった「費用」から、最後に保険料の水準が決定されるシステムである。このシステムは、国庫負担等の「財源」から、サービス水準が決まる従来の措置制度とは全く違った側面がうかがえる。このため、市町村がシビル・ミニマムにおけるアカウントビリティ（説明責任）に対して臆病になり、ナショナル・ミニマムにとどまる必要はないのである。

・措置制度を引きずった横並び意識の強い自治体

市町村は、基本的に厚生労働省の推計マニュアルに従って、介護保険事業計画におけるサービス目標値を算定しており、その意味では目標値は制度的に決められているといえなくもない。しかしその一方で、アンケート調査等に基づいて、最終的なサービス目標値を個々の地域の実状に合わせて市町村独自の判断で修正を加えることになっている。

介護保険のサービスは、ある特定の集団（介護の対象者・家族等の介護者）に利益をもたらす、非排除性が弱いことから、純粋公共財ではなく、準公共財である。その量・質について、市町村は、サービスを実際に提供する団体とともに、保険料徴収のアカウントビリティを果たす必要がある。また、市町村がアカウントビリティに裏付けされた施策の実行には、施策全体のシステム設計が重要であり、具体的にどのような種類のサービスや施設をどのように組み合わせれば最終目標の達成（高齢者の自立の促進）に最も有効であるかが問われている^{注4)}。

介護保険制度は、財源を担保に実行される制度ではなく、介護保険のサービスの総枠を決定し、目的税的な性格を持つ保険料の額を決定する。サービスの総枠は、ナショナル・ミニマムにとどまらず、「市町村特別給付」等のシビル・ミニマムが含まれる。

しかし、現実には、独自の介護保険サービスを行っている市町村は稀少であり、「保険内」では標準的なサービスを行っているにすぎない。厚生労働省の「平成13年度介護保険事業状況報告-まとめ」によれば、特別給付を行っている保険者は、全国2921の保険者のうち、約2%の65団体しかない。

第1の「被保険者」に起因する理由は、市町村独自のいわゆる上乘せ・横だしサービス^{注5)}の費用負担が全額、1号被保険者の保険料の引き上げになるからであろう。市町村独自部分が公費負担ゼロであることは、被保険者のニーズの拡大に対する一定の歯止めとなる。

第2の「保険者」に起因する理由は、上乘せ・横だしサービスが保険料にダイレクトに反映されることが、保険者に対して「保険内」の独自サービスの範囲の拡大に慎重を促している。（もっと大胆に言えば臆病になっている。）つまり、多くの市町村が保険料の額を押さえることに主眼を置きすぎて、本来の出発点となる「介護保険でどんな介護サービスを提供するか」を契約制度のもとで選択することが、二の次になっているのである。

第3の自治体行財政運営に起因する理由は、独自の介護サービスを「保険外」の国庫補助や一

般財源で行うからである。上乘せ・横だしサービスが保険料にダイレクトに反映されることをおそれ、独自の介護サービスを行わないことや、介護保険外で行うということは、受益と負担の一致や措置から契約への移行という観点から、明らかに逆行している。

このような市町村が多いかぎり、全国的に一律化された介護サービスの措置時代と何ら変わらない。地方分権時代を見据えた受益と負担の一致からは、ほど遠い話である。

・シビル・ミニマムと保険料の追加負担のシミュレーション

枚方市では、公費負担の高齢者一般施策として、「配食サービス事業」と「在宅生活支援補助事業」を行っている。前者は食事づくりが困難な独居高齢者等の家庭に食事を提供するものであり、後者は介護保険の在宅サービスで基準限度額を超えた対象者に、月上限を設けて5割を助成するものである。この2つの事業を介護保険で給付すると保険料にどう反映されるかシミュレーションした。

まず、配食サービスを特例給付として行った場合、保険料は表1のように、第3段階（被保険者が課税世帯にいて、自身が非課税）の場合で月額約50円増える。配食サービスを利用しない人はこれだけであるが、利用する人は5割負担の375円/食が負担として生ずることになる。しかし、現行の制度下では、市民税非課税の場合400円/食、課税の場合550円/食であるから、保険料の負担と相殺しても、むしろ負担は軽くなる。ただし、現行制度下では、利用者負担分以外の経費の4分の3が国・府の補助金であるから、利用者負担分を全額保険料でまかなうのとどちらが良いかは難しいところである。

次に、在宅生活支援補助事業を上乗せで行った場合は、保険料が表1のように、第3段階の場合で月額約24円増えるのみである。利用者の負担も、現行制度と変わらないので、現行が市単独事業であることを考えると、受益と負担の関係を明確化する観点から介護保険の中で行った方がよいようである。

表1 独自の給付による保険料の推計（単位：円）

平成15年保険料ワークシートから

	保険料(月額)	保険料(年額)	増加分(月額)	増加分(年額)
独自給付なし	3,376	40,514	0	0
配食サービスのみ	3,425	41,108	49	594
在宅生活支援のみ	3,400	40,808	24	294
両方	3,450	41,402	74	888

配食サービスは平成14年度実績で延べ人数が98,442人、1食あたり750円なので、総経費が73,831,500円かかるとし、5割の利用者負担として36,915,750円の給付額を見込んだ。
在宅生活支援は現行の制度の通り、15万/月を限度額、5割の利用者負担として、平成14年度実績の18,322,800円を給付額とした。

確かに、介護保険のシビル・ミニマムを決定することは、易しいことではない。例えば、中井（2000）は「自治体が税率操作権を行使して限界的財政責任を発揮することは、行政に移管すべ

き『真』のシビル・ミニマムを決定することであり、この決定は同時に、住民が公共サービスの私的供給と政府供給を選択することでもある」としている。介護保険制度における税率操作権とは、保険料操作権と言い換えることができる。つまり介護保険事業計画を策定し、保険料を決定することは、住民意志をふまえた上で、私的供給と公的供給のバランスを決定することにつながるわけである。しかし、介護保険における私的サービスには地域差があることから、容易ではない。

枚方市でももちろん、介護保険事業計画策定に当たって市民に対するアンケート調査や学識経験者の意見も踏まえ、いろんな議論がなされてきた。だが、平成14年からショートステイが在宅サービスに一本化されたことにより、在宅生活支援補助事業の規模が拡大している。今後、受益と負担の一致を目指す意味で限界的財政責任を発揮するには、在宅生活支援補助事業のあり方が大きな検討課題であると言える。

・介護保険制度の限界的財政責任の発揮

三位一体の改革が叫ばれている昨今、ある程度の税源移譲があったとしても国が交付税・補助金を今後縮小させていくことは明らかである。そうなれば、表2が示すように、高まる介護ニーズに対応していくには将来1号被保険者の負担が増えるであろう。介護認定をうける被保険者が全体の2割にも満たない現状では、市民の総意をまともに求めようとするれば、保険料の額に注目が集まるのは当然の流れである。もし介護保険であらゆるサービスをまかなったとしたら、ステイグリッツ(1989)「保険のカバーする範囲がよくなればそれだけ、通常の効率性を求める経済的なインセンティブは弱くなる」のように、必ず保険に対するモラルハザードが生じ、制度の根幹が崩れてしまうことになりかねない。

保険料の賦課に対して、「保険料が高い」という苦情を受けたとき、「本市は府内平均より安い」

表2

市町村独自分を一般会計からまかなう場合

標準サービス		市町村独自サービス		
公費	保険料	市町村一般会計		
		地方税	交付税	国庫支出金その他

市町村独自分を一部介護保険でまかなう場合

標準サービス		市町村独自サービス		
公費	保険料	1号被保険者保険料	市町村一般会計	
			地方税	交付税

といった趣旨の説明をすることがある。これはこれで間違った説明とはいえないにしろ、やはりナショナル・ミニマムと枚方市のシビル・ミニマムについて、きっちりと説明するといった考え方に欠けていたのではないだろうか。

今や高齢化率が上昇し、要介護者が増え、介護の担い手が減る状況にある。そのなかで、介護保険に関するシビル・ミニマムの受益と負担の一致を実現し、市民に対する説明責任を果たせるかどうかは、市町村の取り組み次第といえる。介護保険制度は、地方自治体の政策担当能力が問われるから、地方分権の試金石である。ゆえに市町村は、介護保険の制度において保険料操作権を行使しながら、積極的にシビル・ミニマムを提案するアカウンタビリティから、逃避してはならないのである。

[脚注]

- 1) 1995年の国勢調査をもとにした人口の将来見通しは、1995年で65才以上の人口が1830万人で全人口の14.6%。それが2025年には3312万人で27.4%、2050年には3245万人で32.3%になる。厚生労働省人口問題研究所予測。つまり、50年後には3人に1人が65才以上という超高齢社会が到来する。
- 2) 財源については、税方式で、特に間接税を使ってはとの意見もあった。間接税ならば市民にとっても負担感が少ないからとのことだろうが、「二世紀昔のボストンの市民は紅茶に対するイギリスの税負担を錯覚しなかった」(ミュラー(1993)「公共選択論」)ことを考えると、必ずしもそうとは限らない。むしろ、保険料方式をとることで、負担についてもしくは、「自己責任社会」への転換の市民の理解を得ようとしたと考えられる。
- 3) 介護保険法上では「介護保険事業に要する費用」の決定という表現となっている。
- 4) 他方、介護保険のサービスの提供は、保険者との「契約」に基づいて、民間が中心となっていて行われている。介護サービスは、民間事業者や住民参加の非営利組織など多様な事業主体の参加により、民間活力の利用が進んでいる。つまり、従来型の公共投資による雇用創出に代わって、自治体の施策が介護ビジネスを創出し、雇用効果に大きな役割を果たす可能性がある。
- 5) 「上乘せ・横だしサービス」……上乘せとは、それぞれの区分によって設けられている在宅サービスの限度額を超えて給付すること。また、横だしとは保険者が独自に条例によって追加したサービスのこと。

< 参考文献 >

井堀利宏・土居丈朗(2001)『財政読本』東洋経済新報社。

厚生労働省(2001)『平成13年度介護保険事業状況報告』。

J・E・スティグリッツ/藪下史郎訳(1989)『公共経済学 上』マグローヒル出版。

デニス・C・ミュラー/加藤寛監訳(1993)『公共選択論』有斐閣。

中井英雄（2000）「第6章 地方財政における補完性の原理」（神野直彦編著『分権型税財政の運営』ぎょうせい）。

平野正樹（2002）『地方財政論』慶應義塾大学出版会。

矢野浩一郎（2000）『地方税財政制度』学陽書房。



第 8 章 下水道事業の受益と負担の妥当性は説明できるか

高槻市 徳島 巳樹典

【概要】下水道事業は経営に伴う収入と、一般会計からの繰出し金为主要な財源である。汚水私費の原則に従い適正な使用料収入を確保することが、受益と負担の一致を確保した下水道事業としての財政責任をはたす事となる。しかし、その為には普及率の向上に伴って経費回収率100%を目指し、単年度のみ乖離ではなく全体サイクルから考えることが重要である。

1. 下水道特別会計への繰出金

下水道事業は、公営企業であることから、高槻市においても特別会計を設けてその経営を行っている。その経費は、性質上当該事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費、及び、当該事業の性質上能率的な経営を行っても尚その経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該事業の経営に伴う収入（地方債による収入を含む）をもってこれに充てなければならないとされており、適正な経費負担区分を前提とした独立採算制が義務付けられている。

1. 高槻市の下水道特別会計

このことを念頭に高槻市の下水道特別会計（平成13年度決算）を見てみると、表 - のとおりである。歳入総額の約37%、額にして約50億円が一般会計からの繰入れ金、すなわち税金である。経営に伴う収入（使用料+受益者負担金）と変わらない額で、下水や公園、街路等に充当するものとする都市計画税額よりも多いのである。恥ずかしい話だが、最初にこれを見たとき、「どこが独立採算制なのだろう？受益と負担の説明責任が果せるのだろうか？」と考えてしまった。

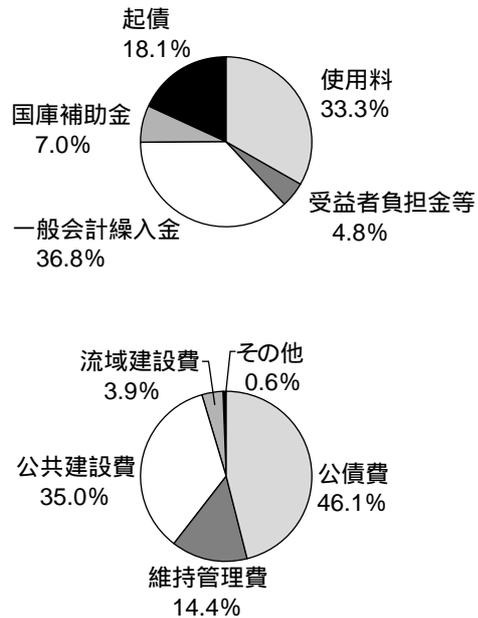
表 - 平成13年度高槻市公共下水道決算状況

歳 入				歳 出			
項 目	決算額	一人当り()	割合(%)	項 目	決算額	一人当り()	割合(%)
使 用 料	4,542,089	15,088	33.3	公 債 費	6,177,239	17,341	46.1
受益者負担金等	659,093	86,484	4.8	維 持 管 理 費	1,931,545	6,416	14.4
一般会計繰入金	5,025,000	14,107	36.8	公 共 建 設 費	4,688,904	15,576	35.0
国庫補助金	955,000	2,681	7.0	流 域 建 設 費	516,908	1,451	3.9
起 債	2,462,900	6,914	18.1	そ の 他	79,265	223	0.6
計	13,644,082	125,274	100	計	13,393,861	41,007	100

使用料については水洗便所設置済み人口で、繰入金・補助金・起債については行政区域内人口で一人当り額を算出している。受益者負担金は処理区域内人口をH12よりの増加数として算出。

公債費・流域建設費その他は行政区域内人口で、維持管理費・公共建設費は水洗便所設置済人口で算出。

項 目	数 量
行政区域内人口	356,218
市街地人口	337,273
処理区域内人口	326,564
水洗便所設置済人口	301,043
年間総処理水量(千m ³)	39,786
うち汚水処理水量(千m ³)	37,520
年間有収水量(千m ³)	33,848
有収率(%)	90
処理原価(円/m ³)	141
使用料単価(円/m ³)	134
経費回収率(%)	95
職員数	37
都市計画税(千円)	4,779,906



2. 一般会計繰出基準

しかし、ここで問題となるのは「その性質上当該事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費(基準内繰出し金)」(1)の理解である。これが、一般会計から特別会計への繰出し金の意味にあたるものと考えからである。しかし、ほとんどの市町村で基準内繰出し金だけではまかなえてはいないのではないかと考えるのが普通ではないだろうか。

これらのことをいろいろな角度から分析し、たとえ、最初はこの50億が多いと感じても、その妥当性を説明できれば説明責任をはたすことができるものであるし、説明できなければ当然それは、使用料の改定を意味するものである。

3. 使用料

下水道使用料については、各市ばらばらであり累進使用料体系(使用料の増加に応じて使用料単価が高くなる使用料体系)であるがゆえに、一概にその1部をとって安い高いかは判断

しにくい。よって、使用料単価（料金収入を有収水量（水道使用量）で割った値）と、汚水処理原価（汚水処理料を有収水量で割った値）を比較することが重要である。また、使用料単価を処理原価で割った値（経費回収率）が100%であれば汚水私費、雨水公費の原則により経営を行っているといわれている。しかし、処理原価は表 - 1にあるように供用開始当初は有収水量が少ないため割高であり、建設が進むにつれて減少したあと増加しその後、公債費の償還終了に伴い減少していく。使用料については、建設当初は処理原価に見合った料金を徴収することは公平性に欠けるから、普及率にしたがって、なるべく処理原価に見合うように料金改定を行う。ここで、この処理原価と使用料単価との乖離が問題となる。

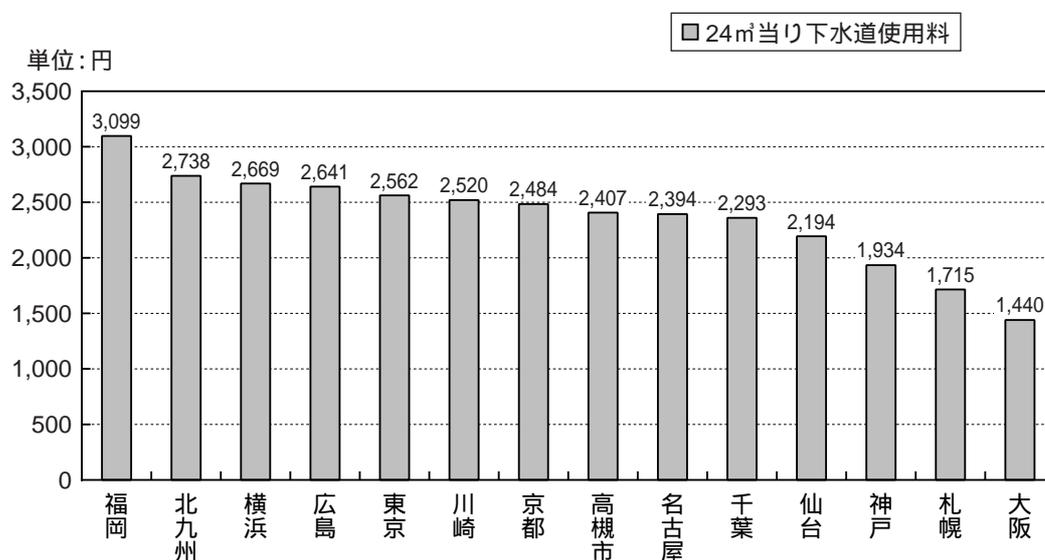
・経費の妥当性

1. 横並びにみる妥当性

使用料単価をもって妥当性を論じるべきであるが、市民の目からみると実際に自分が支払っている金額が高いか安いかが問題になってくる、すなわち「横並びの妥当性」である。まず「隣の市はどうなんだろう？ 親戚のところではいくらだった。」という具合である。そこで、行政側は表 - 1 Aのような資料をもちだして説明する。これに付け加えて、隣接市町村の状況等を入れ使用料の妥当性を主張する。

表 - 1 A

下水道使用料の比較（平成13年6月現在）



（神戸市のホームページのデータ参照）

このとき説明の多くは、使用料が平均より高ければ、処理原価等も話題に入れ懇切丁寧に理解を得るために説明するだろうが、安い場合は「安いんです！」で終わってしまう。受益と負担が一致していないことが先々問題となることへの認識に欠けている。どちらにせよ、別の形

(一般会計からの繰入金)で補填されるから問題ないのだという錯覚に陥ってしまう。また、普及率が上がれば住民のほとんどが使用料を支払うことになるから、別に無理に値上げをしなくても不公平ではなく、他の税で補填したら良いと考えてしまうのかもしれない。しかし、これが強いては、一般会計の財政運営を圧迫し一般会計自らが行う事業等に支障が生じることとなる。

2. 処理原価と使用料単価との乖離

次に値上げを行おうとする時に問題となるのが処理原価の妥当性である。下水道法第20条第2項第2号は、「下水道使用料は能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること」としている。ここでいう適正な原価とは繰出し基準以外の汚水にかかった経費ということになる。個々の市町村の処理原価の妥当性は中井(1997)の汚水処理原価の推定などから判断できる。当然汚水処理原価には資本費を含むものであると考えるが、その汚水処理原価の資本費(公債費)は国の第3次下水道財政研究委員会で提言があったように、一般会計で負担すべきではないかという議論もある。

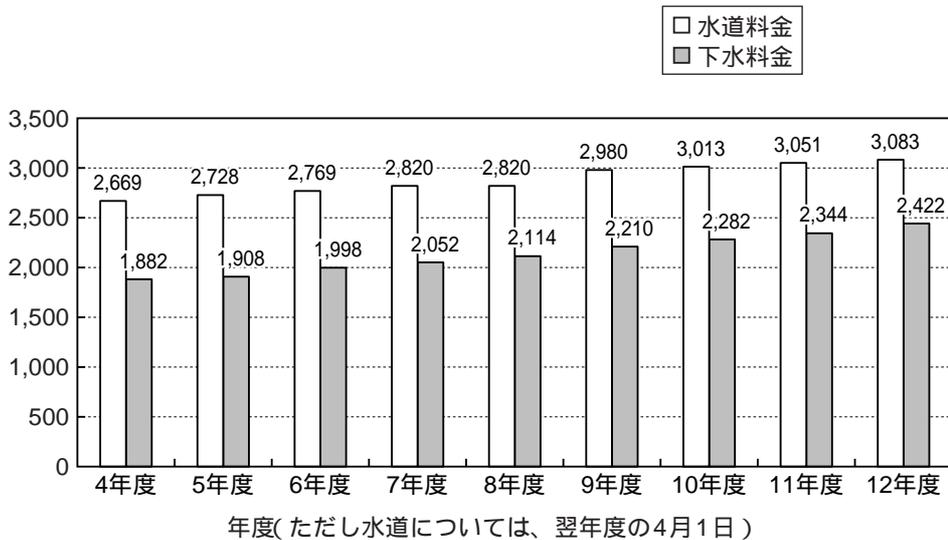
表- は本市の使用料単価と処理原価、普及率を表したグラフ(一部根拠資料が無い部分があり、その部分及び平成15年度以降については筆者の推定値、処理原価には資本費を含む。更新に要する費用は含まない。)である。供用開始は昭和44年9月1日で平成27年に普及率100%(2)を目指している。このグラフから、処理原価と使用料単価との乖離に対して、計7回の料金の値上げ(うち1回は消費税の外税化)を行い、平成14年度末で処理原価143.6円、使用料単価134.1円で経費回収率93.1%である。この処理原価のうち約70%が資本費であるから、これを一般会計で負担すると仮定すると、有収水量(34,819千 m^3)から、約32億円の繰出し金が必要となる。財政担当者としてとんでもない話である。

ここで、表- に戻ってもう一度考え直してみよう。たしかに建設当初の料金の乖離は大きいものであるが、この表のように汚水私費の原則に従って経費回収率を上げて(私的意見だが水道料金と同額までは可能と考える(表- B))いった結果、単純に料金差だけの問題ならば、昭和22年を境に逆転する。すなわち以後は使用料を下げなくてはいけないのである。しかし、下水道施設は住民にとって生活の必需品として定着しているものである。そして、後の世代にも引き継いでいくべき重要施設であるがゆえに、単年度の処理原価と使用料単価との乖離ではなく、もっと長いスパンで収支のバランスを考える必要がある。

仮に耐用年数を50年とすると、平成30年以降、施設の更新等の多大な費用が必要ではあるが、供用開始より各年度の処理原価と使用料単価との乖離額から、その年度分を赤字補填分として累積したとすると、平成37年頃に累積された補填分が計算上解消したこととなる。普及率が100%を超えても建設費が発生する可能性や、更新に必要な費用が発生したとしても、現在の使用料単価は、将来を見据えた下水道事業の財政責任を果たす上での最低限な使用料単価であると考えられる。

表 - B

一般家庭（20m³/月使用）における下水道と上水道の使用料の推移



(下水道協会ホームページのデータを使用)

3. 地方公営企業法適用の必要性

下水道事業については、昭和38年の地方公営企業法（以下、地公企法）改正により、職員数が100名以上の事業について地公企法の一部（財務規定等）を当然に適用することとされた。その後、地方公共団体の一般行政との関係が密接であり、この経費の相当な部分を一般財源をもって賄わなければならないことから、昭和41年の改正により当然適用の規定が廃止され、地公企法を適用するか否かは地方公共団体の任意とされた。

しかし、下水道事業の説明責任をはたし、公共料金の設定における透明性を確保するには、少なくとも企業会計方式を導入し事業の経営成績や財政状況を一層明確にしていく必要があるのではないかと思う。現に総務省の報告によると、経費回収率は、法適用企業で86.1%、法非適用企業では46.0%とかなりの開きがある。

それでは、地方公営企業のメリットとは具体的になんだろうか。下水道事業・簡易水道事業における地方公営企業法適用の推進方策についての調査研究報告書「平成15年3月、公営企業金融公庫地方公営企業経営活性化研究会」によると 経営状況の明確化、使用料の適切な算定、企業経営の弾力化、職員の経営意識の向上、起債制度上の取り扱い 資産の有効活用、などが上がっている。逆に問題点として 業務量の増加、法適用のための財源確保、

小規模事業の法適用、財務状況を明確化することへの抵抗、などが掲げられている。中井英雄（1997）は「企業会計方式に移行すると、汚水処理原価は起債の元利償還費のほかに、同法の財務規定で減価償却費が加算されるから、会計上のコストが特別会計方式に比べて増大する。」としている。しかし、受益と負担の明確化の観点からもその算定基礎、経営努力、事業経営の状況等については情報公開も含めて住民に納得のいくような説明責任の手法が求められ

ることから、企業会計化への必要性を強く感じる場所である。建設の時代から管理の時代へ移行する、普及率90%を超えるあたりから十分な検討を行い、将来を見据えた、すみやかな準備が必要である。

．下水道事業の説明責任をはたす

冒頭で抱いた疑問、普通建設費総額に対する割合、都市計画税に対する割合などからの下水道事業への繰出し金の多さについては少し認識が変わってきた。

下水道の整備は、快適な生活環境の確保や公共水域の水質保全是もちろんのこと、市の持つ価値の一つとして重要な位置をしめている。また、市民の関心と期待も高いことから全国的に率先して実施されてきた。普及率についても平成13年度末で、全国平均63.5%、大阪府全域平均86.3%である。まさにこれから、建設から下水道サービスを永続的に提供していく事業経営への道を歩まなければいけない時代である。よって今から経営の状況を見直すことが急務であるといえよう。使用料が低く抑えられていると、この収入不足額を補填するため、下水道会計へ一般会計から多額の財政負担を強いられることとなり、将来の地方公共団体の財政運営に影響を与えることは必須である。

高槻市においては、経費回収率95%、有収率90%、水洗化率92%（平成13年度公共）などの数値に表れるように、健全な経営努力を行っている。使用料単価についても将来にわたる下水道経営も視野に入れた考えからも全体の財政責任を果していると考えられる。たしかに、基準外繰出（繰出し額の34%）が少ないとはいえない。しかし、繰出し基準以外の経費をすべて使用料でまかなうことへの是非は別として、今後は積極的に地方公営企業法への適用を考える必要がある。さらに、水道事業との統合などからもっと長いスパンで全体を考えられる地方独立行政法人制度をも視野に入れ、より経営内容を明確化して受益と負担の一致を目指していくべきだと思う。

最後に、まったくの個人意見ではあるが、下水道建設費は国の歩掛によって積算するから、その歩掛の内容についての異論はないが、経費率が高すぎると思われる。建設コストの削減については平成9年4月4日の公共工事コスト縮減対策関係閣僚会議において「公共工事コスト縮減対策に関する行動指針」が決定され、設置基準、埋設基準等の見直しがおこなわれ、かなりの効果がでていたが、地方公共団体の多くが地元育成対策として地元業者と契約する場合はこれほどの経費は必要ないように思う。最終的にはこの建設コストが処理原価の資本費となるのだから。

以上この報告については筆者の個人的見解であり市を代表する意見ではないが、各団体が表のグラフなどをもとに経費回収率、有収率、水洗化率を参考に説明責任はもとより、団体内部での議論の資料となれば幸いである。

1 平成14年度の一般会計が負担するための経費、繰出し基準

雨水処理に要する経費、流域下水道の建設に要する経費の一部、下水道に排除され

- る下水の規制に関する事務に要する経費、 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費、 不明水の処理に要する経費、 高度処理に要する経費、 高資本費対策に要する経費、 広域化・共同化の推進に要する経費、 地方公営企業法の適用に要する経費、 普及特別対策に要する経費、 緊急下水道整備特定事業に要する経費、 農業集落排水緊急整備事業に要する経費、 小規模集合排水処理施設整備事業に要する経費、 個別排水処理施設整備事業に要する経費、 下水道事業債（特例措置分）の償還に要する経費
- 2 普及率については整備量のベースになる行政人口を高槻市生活排水処理計画書に基づき平成12年末人口を使用し、それを基準に算出し直している。

<参考文献>

中井英雄（1997）「下水道事業の連携可能性～標準化原理の観点から～」大阪学院大学『経済論集』11巻、第1・2号。

下水道事業経営研究会編集（平成14年度版）「下水道経営ハンドブック」ぎょうせい。

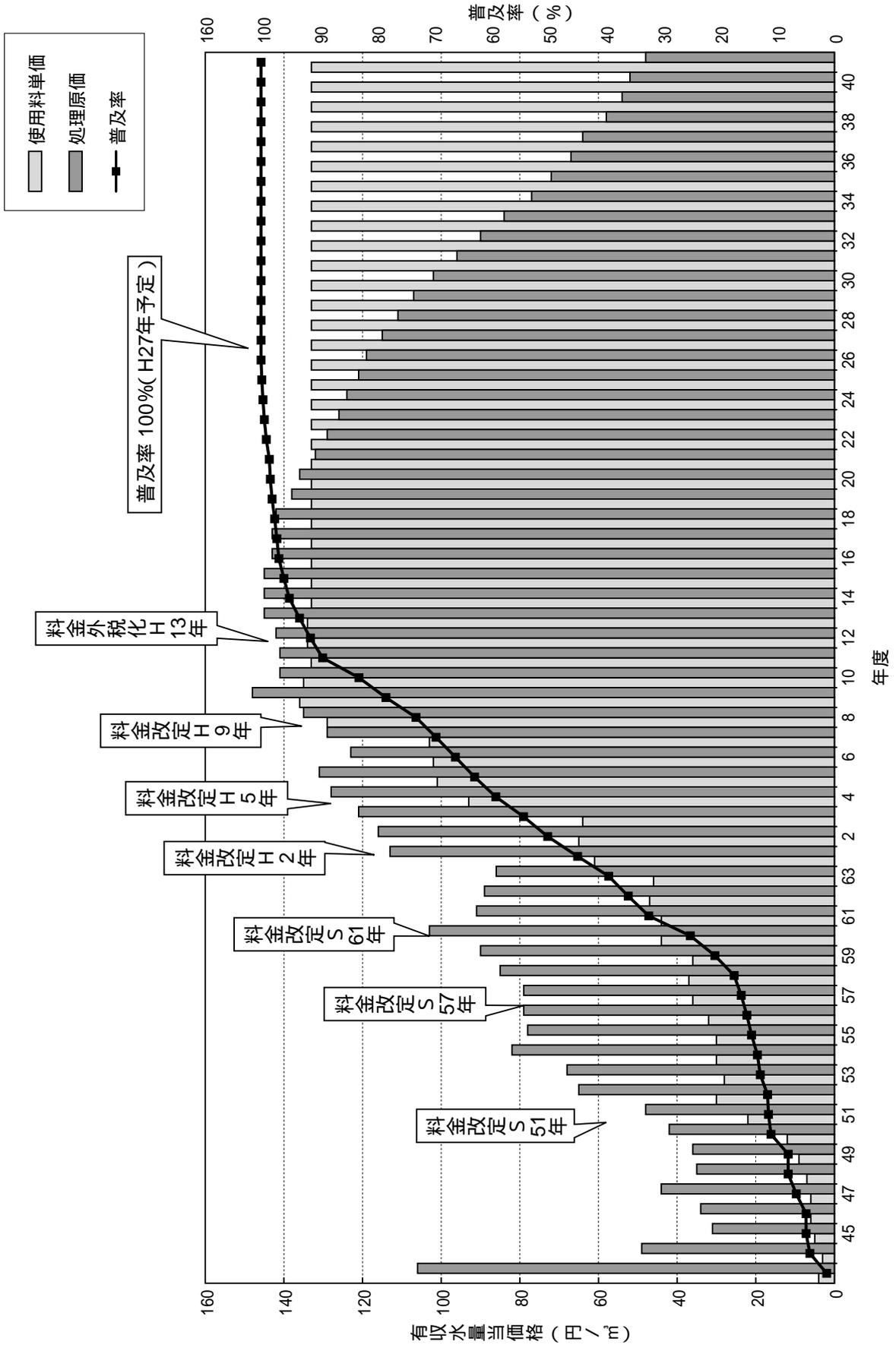
公営企業金融公庫地方公営企業経営活性化研究会（平成15年3月）「下水道事業・簡易水道事業における地方公営企業法適用の推進方策についての調査研究報告書」。

総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp/>）

下水道協会ホームページ（<http://www.alpha-web.ne.jp/jswa/>）

高槻市建設部下水道室（平成13年9月）「高槻市第6次公共下水道整備7か年計画」。

下水道経営グラフ 表 -





第9章 松原市のし尿処理行政と

下水道普及促進におけるジレンマ

松原市 津村直輝

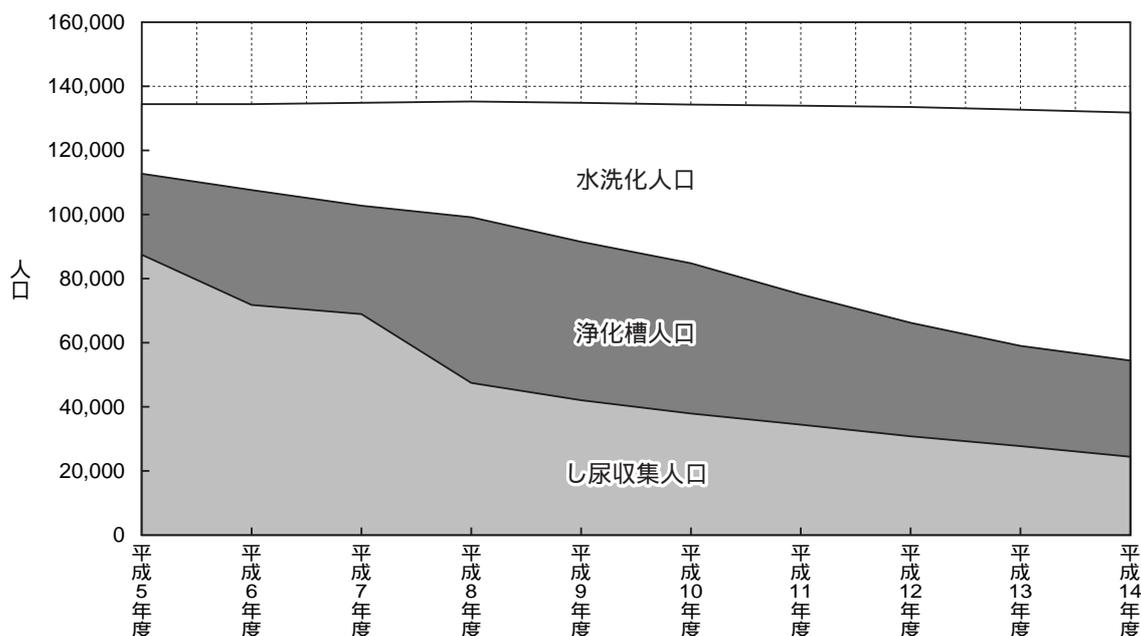
【概要】松原市では、公共下水道の普及促進を重点的に行い、平成14年度末で人口普及率72.4%に至った。しかしながら、使用開始区域には未水洗化世帯が点々と残っており、このような状況は環境衛生面においても、行政のコスト面においても望ましいものではなく、速やかに解消しなければならない。については、し尿汲み取り助成金をはじめとする安定したし尿処理を行うための施策を見直し公共下水への切替を促す施策へと転換する必要がある。

・松原市のし尿処理と下水道事業の概況

長らく自前のし尿処理施設を持たなかった本市は、堺市・松原市し尿処理協議会（実質は堺市への委託、平成14年度をもって解散）での処理や、富美山環境事業組合への処理委託、海洋投棄、農家還元などでしのいでいたが、平成元年10月に松原市サニテーションが完成した。これは流域下水道今池処理場の敷地内にある施設でし尿に前処理を行ったのち、下水道投入し、今池処理場で最終処理するという全国でも珍しい施設である。以降、海洋投棄を平成2年度、農家還元を平成4年度に廃止したのち、堺市・松原市し尿処理協議会、富美山環境事業組合、サニテーションの3ルートでの処理が平成14年度末まで行われた。なお、各家庭からの収集については直営や委託といった形態ではなく、許可業者が収集するという形をとっており、市民は業者に対して汲取手数料を支払っている。

一方、公共下水道については昭和60年6月の供用開始以来、本市の重点施策として事業を推進し、平成14年度末現在で人口普及率72.4%となっており、浄化槽人口こそほぼ横ばいであるものの、し尿汲取人口が水洗化人口にスライドする構図（グラフ1参照）を見せている。

グラフ1 し尿処理区分の推移

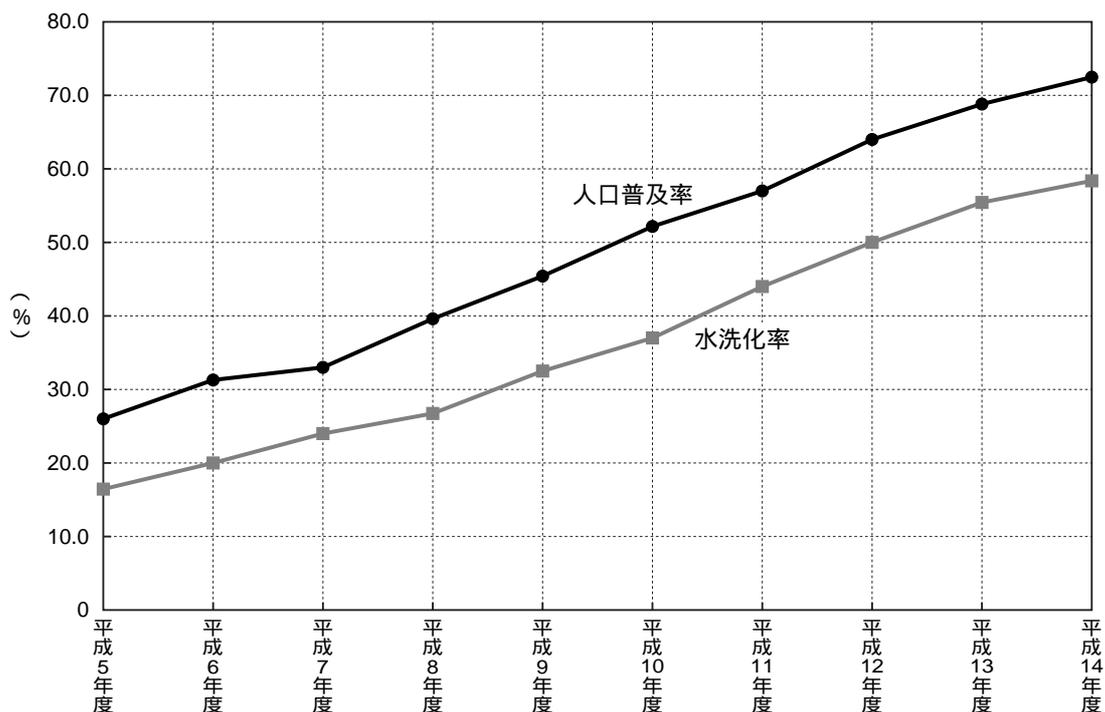


・公共下水道普及率と水洗化率の乖離

公共下水道の普及促進を積極的に行ってきた結果、本市のわずか16.66平方キロメートルという狭く、ほとんど平坦地ばかりの市域に13万人強の人口という条件も重なり、人口普及率は平成5年度末の26.0%から平成14年度末の72.4%と、この10年間で46.4%もの上昇を見せたのだが、水洗化率を見ると、平成5年度末の16.4%から平成14年度末の58.3%と常に人口普及率と10%～15%の乖離（グラフ2参照）が見られる。公共下水道の供用開始後土地の所有者、使用者、または占有者は、遅滞なく排水施設を設置し、建築物の所有者は三年以内に水洗便所へ改造することが義務付けられている（下水道法第十条、十一条の三）にもかかわらず、経済的事情その他により、実際にはそれが行われていない世帯が概ね1万世帯、人口にして2万人前後存在していることになる。特に、供用開始後3年が経過した後もなお、下水道未接続の世帯がそのうちの1割以上を占めていると思われる。

下水道建設事業費は、これだけの市民が居住する区域に対しても投入されているわけであるが、未接続世帯相当分は今のところ無駄な投資になっていることになる。また、それだけの受益者負担金が未収となり、下水道使用料も2万人分（おそらく2億円近く）もの理論上見込める歳入を得ることができず、苦しい経営が続いている下水道特別会計にとって看過し得ないところである。さらに、2万人分の汚水が垂れ流しになっているという環境面での負荷も無視できるものではなく、水洗化率の向上を図るため、あらゆる対策を講じる必要があり、下水道事業としても今後は面整備以上に比重を置くべき目標ではないかと考えるところである。

グラフ2 公共下水道普及率の推移



し尿処理の現状と将来像

一方、未水洗化世帯も多く残るとはいえ、着実に水洗化世帯が増加することにより、し尿の処理量も徐々に減少しており、し尿処理の効率は作業効率においても対費用効果の面においても悪化の兆し（表参照）を見せている。汲取と浄化槽をあわせた人口は平成5年度には11万人を超えていたが平成14年度には約5万5千人と半減している。処理量もそれに伴い、半減とまでは行かないものの、6万5千 kl 近くあったものが4万 kl を割り込むところまできている。

しかし、そのし尿を処理するためにかかる経費となると、人件費を含んだ経常経費だけの比較において、平成5年度に8億4千万円ほどだったものが平成14年度には5億5千万円にしか減少していない。一人あたりの処理経費に直すと7,500円から10,104円と30%以上もコストアップしていることになる。これは、委託で処理している分や、処理そのものに係る経費については処理量の減少が多少の単価上昇はあれども概ね経費の縮減につながるのだが、サニテーションという施設の維持管理に係る経費（いわゆる固定費）は施設の老朽化に伴い、むしろ増加の傾向になること、また、人件費はここ数年はほぼ横ばいであるものの、決して減ってるとは言いがたいことなどが要因となっている。平成14年度からはサニテーションの大規模な改修工事も行っており、投資的経費も含めて考えると、さらに顕著なコストアップとなる。

今後、さらに水洗化が進み、汲取及び浄化槽人口が減少すれば、この傾向はさらに拍車をかける事になるのは明白であるが、最終的にほとんどの世帯が水洗化すれば、し尿処理量は微々たるものとなり、その時には下水道投入の際の前処理の必要性も薄れることも期待され、事実上し尿

表 し尿処理及び下水道関連の推移

		平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
人口	A 総人口(住基+外登) (人) B+C+D	134,243	134,112	134,426	134,800	134,435	134,153	133,648	133,216	132,533	131,803
	B し尿収集人口 (人)	86,866	71,590	69,066	47,415	42,127	38,254	34,999	31,274	28,180	25,364
	C 浄化槽人口 (人)	25,424	35,971	33,605	51,486	48,947	46,497	40,114	35,405	31,128	29,505
	D 水洗化人口(し尿台帳) (人)	21,953	26,551	31,755	35,899	43,361	49,402	58,535	66,537	73,225	76,934
排出量	E 生し尿量 (㎏)	51,298	47,615	46,317	42,383	38,943	35,508	33,438	29,113	25,982	22,267
	F 浄化槽汚泥量 (㎏)	13,474	15,021	17,233	19,117	19,111	17,935	18,487	19,309	17,321	16,458
	G 総排出量=処理量 (㎏) E+F	64,772	62,636	63,550	61,500	58,054	53,443	51,925	48,422	43,303	38,725
1人当り	H し尿排出量 (ℓ/人日)	1.62	1.82	1.84	2.45	2.53	2.54	2.62	2.55	2.53	2.41
	I 浄化槽汚泥 (ℓ/人日)	1.45	1.14	1.40	1.02	1.07	1.06	1.26	1.49	1.52	1.53
経費	J し尿処理費決算額(経常) (千円)	807,231	776,204	795,376	739,420	701,269	644,493	631,193	581,574	551,018	516,487
	K 人件費(平均単価×4名) (千円)	34,919	35,745	36,249	37,272	38,226	38,193	38,030	37,474	38,509	37,901
	L 合計 (千円) J+K	842,150	811,949	831,625	776,692	739,495	682,686	669,223	619,048	589,527	554,388
	M うちし尿汲み取り助成金 (千円)	203,636	199,137	197,351	146,707	137,894	128,594	109,537	98,077	88,952	80,371
1人当り経費	N 経費(汲取・浄化槽) (円) L/(B+C)	7,500	7,549	8,100	7,853	8,120	8,055	8,910	9,284	9,940	10,104
	O うちし尿汲取助成金 (円) M/B	2,344	2,782	2,857	3,094	3,273	3,362	3,130	3,136	3,157	3,169
	P 本人負担(普通便槽・年額) (円)	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,670	2,760	2,760	2,760
負担率等	Q し尿汲取助成金(月額) (円)	193	229	234	250	259	268	272/242	247	251	252
	R 本人負担(普通便槽・月額) (円)	200	200	200	200	200	200	200/230	230	230	230
	S し尿汲取料金(合計) (円) Q+R	393	429	434	450	459	468	472	477	481	482
	T 本人負担率 (%) R/S	50.9	46.6	46.1	44.4	43.6	42.7	42.4/48.7	48.2	47.8	47.7
下水道	U 処理区域内人口 (人)	34,902	41,889	44,695	53,529	60,866	69,996	76,237	85,408	91,307	95,460
	V 水洗化人口(下水道台帳) (人)	21,953	26,551	31,755	35,899	43,361	49,402	58,535	66,537	73,163	76,807
	W 人口普及率 (%) U/A	26.0	31.2	33.2	39.7	45.3	52.2	57.0	64.1	68.9	72.4
	X 水洗化率(マク口) (%) V/A	16.4	19.8	23.6	26.6	32.3	36.8	43.8	49.9	55.2	58.3
	Y 水洗化率(ミク口) (%) V/U	62.9	63.4	71.0	67.1	71.2	70.6	76.8	77.9	80.1	80.5
	Z 下水道使用料(20㎡) (円)	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540

* 松原市決算書、地方財政状況調査、及び環境政策課、下水道総務課資料より作成

* 平成14年度し尿処理費決算額にはサニテーション改良事業(投資的経費)61,498千円を除く。これを含んだ決算額は577,985千円で合計欄は615,886千円となり、その場合の1人当り経費は11,225円。

* 平成11年度のし尿汲み取り助成金及び本人負担額は7月に改定されたので併記している。

* 人件費の平均単価は実際に従事する職員給ではなく、普通会計に属する職員の平均を地方財政状況調査から割り出した。

処理にかかる経費はゼロに近くなる。当面の目標としては、それまでの期間、すなわち、それなりに汲取及び浄化槽の世帯が残存し、し尿処理量もそれなりの量となっている期間=対費用効果が悪い期間をできるだけ短期間にする事である。その唯一の方法は、水洗化の普及促進であり、し尿処理事業と下水道事業の将来目標とは一致するのである。

・ 公共下水道を接続しない理由とは

公共下水道が供用開始された後、多くの家庭では受益者負担金を支払い、公共下水道に接続し、下水道使用料を支払うという費用負担の対価として衛生的な生活環境を享受するのであるが、中にはすんなりと公共下水道に接続してくれない市民も存在する。その理由は各々千差万別であるが、主に、以下の理由と、問題点に分類できよう。

経済的理由によるもの

まさしく経済的に受益者負担金を支払い、さらに接続工事を行うだけの経済的余裕がないというケースである。昨今の不況下においては失業中の世帯など、いかんともしい状況である。

立地条件上の理由によるもの

進入路があまりに狭く、下水道管を埋設するための掘削さえできない、マンションなど集合住宅で一部の反対者（もしくは のケースに該当する人たちだろう）により接続工事を行えないなどのケースである。前者の場合は例えば大阪市内においてもわずかではあるが存在するそうで、技術的に困難な事例であるが、後者の場合は、大型合併処理浄化槽が設置されているケースが大半で、環境問題の視点において、即座に問題が表面化するわけではないが、反対者の理解を得て、一刻も早く接続工事を実現すべく、市としてご理解いただく必要がある。集合住宅の接続は一挙に水洗化人口の増となり、メリットは大きい。

接続工事の主体が明らかでないもの

本市においては高度成長期に建築された文化住宅や長屋住宅などが多く残っており、これらの場合は賃貸物件であるから実際の居住者は内心水洗化を希望していても、それを実行しにくい面がある。その一方で、家主側では老朽化した文化住宅や長屋住宅に新たな設備投資を行うことは家賃の値上げも困難で、昨今の社会経済情勢下においては難しい（本当は下水道法十一条の三にあるとおり、家主に改造義務があるのだが）。このケースでは、当面公共下水道への切り替えは希望薄である。現実的な切り替えのタイミングは賃借人が転出して空き家となり、老朽建物として取り壊されたときになるのだろう。原因の根本は経済的なものがかわっており、 と の折衷的要素を持つともいえる。

接続する意志がないもの

浄化槽を設置しているために宅内のトイレはすでに水洗式になっている、高齢者世帯で子供が独立して別居しているので今更古い先短いのもったいない、経済的に必ずしも不可能ではないが、下水道使用料の支払いをしたくない、などのケース。1番目、2番目のケースは粘り強くご理解いただくべく説明を続けていくしかない。3番目のケースも同様であるが、この場合、し尿汲取助成金という制度により、汲取トイレの方が費用負担が少なくすむという事実が大きな問題となる。該当する市民本人の意識としては のケースのつもりであるが、客観的に見るとそうではない人たちである。

これらを容認し、供用開始区域に飛び地のように汲取り世帯が点在すると、収集業者の作業効率は非常に悪いものとなり、従来の手数料では経営が成り立たないと言い、また、付近住民から

はせっかく下水道に切り替えたのに隣家の汲取りにバキュームカーが家の前に停まるのでは何のための下水道かとの不満が出て、トラブルが絶えないということになる。止むを得ない場合もあるが、できる限り早期の公共下水道接続を促すことは市の責務である。

・し尿汲取助成金の功罪（社会的意義と弊害）

本市が支給しているし尿汲取助成金とは、市民が負担すべきし尿汲取手数料を市が一部補助するもので、昭和47年度より実施されている。昭和40年代の10年間に人口が3倍に増加した時期においては、それ以前のし尿を肥料とする旧来のシステムが崩壊する一方で、市町村の責務としての適正なし尿処理により市民の環境衛生を確保するために、助成を行うことにより市民負担を軽減するという施策は当時においては十分に合理的なものであったと考えられる。

実際の補助金の支給については市民に直接給付するのではなく、し尿汲取台帳より算定された人数分の補助金を、その地区を収集する業者に対して支払っている。補助金額についても、毎年収集業者との交渉により決定するものであり、その意味においては業者への収集委託料に近い性質ではある。この補助金の支給対象はあくまでも市民であるが、その支払い形態ゆえに市民は補助金の存在を意識することもなく、汲取手数料から補助金額を差し引いた残りの金額を汲取手数料と思っているのが実情である。そのため、実際の市民負担は極めて低コストに抑えられており、それが公共下水道の割高感を助長していることは否めない。

例えば、平成14年度において、4人家族の場合、汲取り式のトイレであれば、し尿汲取り手数料は一人月額482円であるから1ヶ月で1,928円、年間で23,136円かかる計算になる。しかし、し尿汲取り助成金により一人月額252円補填されているので実際の一人月額負担は230円、1ヶ月で920円、年間11,040円で済むことになる。これが浄化槽の場合だと、一般家庭で従来多用されてきた5人槽～7人槽の単独浄化槽であれば、1回の汚泥引き抜きに12,000円程度かかる。これを年2回程度の実施で24,000円程度の負担額である。浄化槽の場合は本市では、公共下水道の整備を進めるという施策誘導的な面もあり、助成金を出していないので、これがそのまま実費負担となる。

ところが、もし彼らが公共下水道に接続した場合、2ヶ月毎の水道料金の支払い毎に60立方メートルを使用すると、下水道使用料として5,080円がかかり、年間では30,480円となる。下水道の場合は使用水量が各々異なるので一概には言いきれないものの、このモデルケースでは汲取り式トイレの場合より3倍近くもの負担になる。浄化槽と比べても30%の負担増になる。これでは、費用負担を嫌う市民が公共下水道接続に躊躇するわけである。こうなると、もはや、昭和40年代以前の衛生環境を昭和40年代的な衛生的な環境に引き上げ、維持してきた助成金が、足かせとなり、より衛生的な下水道普及を阻害する本末転倒な状況となっているのである。

・下水道の普及促進 = 汲取世帯・浄化槽世帯の水洗化のために

先に述べたような状況下においては、し尿汲取助成金のあり方について、再考すべき時期が来ているのではなかろうか。もちろん、未だ供用開始されていない地域については、他に選択肢がなく、また、下水道整備に伴う利益を享受していないのであるから、当面のフォローは必要であろうが、果たして、供用開始後の世帯についてまで助成する必要があるのだろうか。各々事情はあれども、汚水の垂れ流しを続け、多くの市民が下水道使用料を支払うことで自らが出した汚水を処理するという相応の社会的負担を果たしていないという点においては、公益に反する行為であると言えないか。彼らは受益に対する負担をすどころか、周辺住民に悪臭などの負担を与えているのである。従来の縦割り行政の弊害で、下水サイドと清掃サイドが十分な連携をしていない面において、市としても今まであまりに無策であったといわざるを得ないが、いよいよ下水道の人口普及率が75%を超えようかというところにまで到達した今後は今までどおりの方法ではいけない。供用開始地域のし尿汲取助成金については廃止の方向で検討すべきである。もちろん、当初は助成が打ち切られた世帯については汲取料金が2倍以上に増えるのであるから、金銭的な損得が公益よりも上位とする価値観の元で水洗化をしない人が対象の多くを占める状況では、これにより「経済的被害を受けた」と「逆ギレ」する声が出てくるのは容易に予想できる。市への苦情、業者とのトラブルは避けられないであろうが、本来は下水道に切り替えてもらうことが義務付けられているものであり、彼らには自身が一市民としての責任を果たしていないのみならず、周辺住民や地域環境へ迷惑をかけているのだという現実を理解してもらわねばならないのである。そして、速やかに下水道接続をしてもらうか、それ相応の社会的負担を負ってもらう（べきではないが）かの選択をしてもらうのである。それ相応の社会的負担ということにまで踏み込んで考えれば、補助金カットにとどまらず、ペナルティとして割増料金によるし尿汲取まで考慮してよいほどである。これは、行政としてはなかなかやりにくいことではあり、前述の のケースの世帯に対しては別途何らかの方策が必要かもしれない。しかし、下水道の普及促進には極めて有効な策であり、しかも、市はトラブル解決のための汗はかかかねばならないが、カネはかからない。むしろ、経費節減（し尿汲取助成金・長期的にはし尿処理そのものに係る経費）と歳入の確保（受益者負担金・下水道使用料）につながる。

また、府内のある市では補助金カット分を算定し、それを基金に積み立て、それを原資に環境衛生事業を推進したという。この例は、ある意味、水洗化への理解を示さない人たちを強制的に、自らの汚水による環境破壊への贖罪をさせている構図となり、多くの市民への説明も説得力を持つものであり、本市においても一考の余地はあろう。前述のペナルティによる割増料金分を充当できればなお、その意味合いが強くなりいいのではないか。

．まとめ

ここまで、好き勝手なことを書き連ねてしまったが、これは以前、し尿処理担当としての筆者の経験を踏まえた個人的な見解であり、決して現在の本市の公式なスタンスではない。筆者はし尿汲取助成金の速やかな見直し、これこそがこれから本市の下水道普及促進とし尿行政の速やかな収束へ向けたソフトランディングのための最善の策であると確信するものである。

<参考文献>

松原市財政課「地方財政状況調査」各年度。

松原市会計課「松原市歳入歳出決算書」各年度。

松原市環境政策課「清掃事業概要」平成14年度版。



第10章 パチンコ税の導入について

～ 地方税財源の充実確保策 ～

阪南市 山中 富士夫

【概要】地方財政の状況が非常に厳しい中、地方税財源の充実確保策となる課題克服策として「パチンコ税」の導入を提案する。日本経済が低迷する中、市場規模約2兆7千億円という超巨大なパチンコ産業があり、多くの人々が利用し、かつ、企業が参画している中、利用者に税金を課すものが、パチンコ税である。地方自治における住民負担の基本原則により、パチンコ税は地方税とし、地方公共団体の一般財源として利用し、地域住民の公共福祉に貢献する。

・パチンコ利用者・企業の公共福祉への貢献

1. 導入のきっかけ

現状の地方財政、とりわけ本市の財政状況が非常に苦しい中、昨年9月に財政再建実施計画を策定し、行政の守備範囲のあり方を根本的に見直すため、事務事業評価の実施や事業別予算化、使用料・手数料等の見直し等々様々な改革に取り組んでいるが、財政状況が一向に改善しない。

財政再建の太い柱となるのが、やはり歳出の抑制であるが、幾ら歳出を抑制しても、歳入の落ち込みに勝てないのである。

本市の市税収入はというと、平成15年度当初予算ベースで、景気低迷と固定資産の評価替え等があいまって、約5億円（対前年度比 8.6%）減収となり、歳入の落ち込みが財政再建見直しの効果額や、給与カット分等の歳出抑制額を食らっていくのである。

勿論、本市にとっては受益と負担の観点から、10園もある幼稚園の統廃合等解決しなければならない課題が山積している。

しかしながら、このような事態を目の当たりにし、あえて現状の歳入の糧となるものはないかを探索するものである。三位一体の改革をはじめとし、国庫補助負担金の改革、地方交付税の改革、税源移譲等様々な改革が進められているが、真に地方分権を目指すのなら、もっと具体的・直接的に地方自治体の税源を考えるべきである。

とりわけ、三位一体の改革は時代にそぐわない歳出・行政構造等を改革することにあるなら、

歳入も同じであり、古くから問題化され、不合理なものから合理化を図れるものはないかを考察する。

その中で、地方財政の現状の課題克服薬、即効性のある薬として辿り着いたのが「パチンコ税」の導入である。

2. パチンコ産業の現状

本市にはパチンコ店が6箇所あり、近隣市にも多数の店舗が存在する中、本市の職員をはじめ、多くの人々がこの産業を利用している。

パチンコ店についても他の産業と同じく、景気の低迷等の影響を受け、淘汰されていくものはあるものの、店舗の豪華さといい、夜のネオンの明るさは言うまでもない。また、これだけの設備を有するという事は、多大な資金の流れがあり、利用者がサービスの対価として自らの資金を消費しているということである。

そこで、パチンコ業界を調べてみると仰天する。パチンコ市場は1995年度にピークに達し、減少傾向にあるものの、2001年度の市場規模は表1のとおりで、278,070億円に達している。

単位は億円である。つまり、この日本経済の低迷に関わらず、超巨大なマーケットが存在し、それに集う人々がいて、巨大な資金が消費され続けている訳である。無論、そこには様々な企業が参画しており、例を言うと、ゲームメーカーのコナミ等や、情報処理の分野では富士通・NEC等、資金面では三井住友銀行等の大手都市銀行、又、空調等ホール設備・トイレ・自販機等にあらゆる産業が群れをなしている状況である。

表1 パチンコ参加動向

年 度	1997	1998	1999	2000	2001
参加人口(万人)	2,310	1,980	1,860	2,020	1,930
参加率(%)	21.6	18.4	17.2	18.6	17.7
市場規模(億円)	284,260	280,570	284,690	286,970	278,070
対前年増加率(%)	-5.4	-1.3	1.5	0.8	-3.1

3. 誰もが認めるレジャー産業へ

パチンコについては、従来からダークなイメージがある。このようなイメージが据えついたのは、従前からの賭博性・利用者の過度な借金問題・企業の脱税・暴力団等資金源問題・パチンコ機不法投棄の問題等に起因するもので、利用しない人から見れば、軽蔑されることが多い。

しかしながら、パチンコはレジャーである。レジャーであるからこそ、これだけ多数の人が利用するのであって、企業も参画するのである。

これからは、利用者・企業とも協力してイメージ転換を図る必要があり、そのための方策は、公共の福祉への貢献にあると考える。

つまり、税金の負担である。

地方財源が不足し、地域住民の生活にも影響を及ぼす中、国の税源移譲等の改革もなかなか

進まない。そこで、過去のイメージを払拭するためにも、利用者・企業自らが、地域住民のために税金を負担する。それを境に、誰もが認めるレジャー産業に転換を図るのである。

現にパチンコ業界は従前から公共の福祉に貢献している。2001年度に実施した社会的貢献は全国で5,438件、額にすると約15億円に達する。また、雇用創出にも一躍を担っており、2001年度の営業所数は合計で16,801店（パチンコ・スロット店）であるから、仮に1店舗あたり20名働いていたとしても約33万6千人の人が雇用されている計算となる。

したがって、今回は利用者が公共の福祉に貢献する「パチンコ税」の導入を提案するものである。

・新地方税「パチンコ税」の概要

1．パチンコ税の導入根拠

パチンコ税導入の根拠としては、当然ながら、地方自治における住民負担の基本原理にある。地域住民の福祉の向上等を図るための経費は地域住民自らが負担するという点である。

現在でも市府民税・固定資産税等様々な税金の負担等があるが、今後の地方分権、少子高齢化による社会福祉費関連経費の増加等の行政需要に的確に対応していくためには、地方財政の税源を充実させる必要が生じている。反面、受益と負担の観点から、行政需要を求めない、税負担の軽減があるが、地方財政の厳しい現況、三位一体改革といいながらも地方への税源移譲等の問題が解決されないなか、新しい税制改革の必要性が生じている訳である。

地方自治法第10条第2項には「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」という規定があり、地方公共団体の行政運営は、地域住民の責任と負担において実行されなければならない。

2．パチンコ税の概要

したがって、パチンコ税は地方公共団体の普通税（間接税）として導入する。課税主体は都道府県及び市町村で、税率は一定税率とし、消費税・地方消費税相当分として5%（都道府県2.5%：市町村2.5%）の税率で課税する。納税義務者はパチンコ利用者。課税客体はパチンコの貸玉料（スロットも含む）とする。

(1) 普通税

パチンコ税を普通税とするのは、社会福祉等の目的に限定されるものではなく、パチンコのダークなイメージから発する人権問題や、パチンコ製造等における環境問題、反面、高齢者の健康増進や雇用創出・産業振興等いろいろな面でパチンコは公的役割を担っている面を踏まえ、地方公共団体の一般財源として位置づけるものである。

(2) 課税主体

課税主体については、先に述べた地方自治の原点から、都道府県・市町村とする。

ただ、課税の実施にあたっては税負担の均衡を図るため全国均一課税が前提である。これについては、後に紹介する各地方公共団体への税の均衡配分による水平的調整を図る必要性とともに、パチンコ業者の偏在を防ぐためのものである。

(3) 税率

税率については、一定税率の5%とする。

地方自治の原点から標準・制限・任意税率が考えられるが、ここでは、全国的税負担の均衡と後に紹介する税配分を前提に、より実行的に考えているため、一定税率とする。

また、消費税・地方消費税相当分5%としたのは、消費税は物品の購入等消費に広く公平に負担を求めるという観点から、昭和63年度の税制の抜本改正により創設されたもので、その財源は地方自主財源の強化財源として、また、地域に偏ることのない普遍的財源として活用されているところであり、パチンコ利用者には、生活消費以外にパチンコというレジャーを利用する担税力を有するものであって、消費税同等の税負担による公共的負担・役割を求めるとは、応能原則に沿ったものであり、二重課税の問題もクリアできるものであると考えたからである。たばこ税・酒税然りで、ゴルフ場利用税についても、地方公共団体の貴重な財源として活用されている。

(4) 納税義務者

納税義務者はパチンコ利用者とする。

パチンコ税は間接税であり、あくまでパチンコの利用者に税負担を求めたものであって、パチンコ業者に負担を求めたものではない。パチンコ業者は法人税・消費税等の税を負担しており、新たな税の負担は、パチンコ税とは別の観点、外形標準課税等法人税や環境税等の目的税等により考えるべきであると推察される。

先に述べたように、利用者は生活消費以外のパチンコというレジャー消費を行う担税力を持つものであるから、税負担の垂直的公平とともに、どのような所得者も余裕所得の中での税負担能力を有していることから、水平的公平が図られるものとする。したがって、利用者にはその財源の一部から公共的役割・負担をしてもらうのである。

娯楽施設利用税等の問題

ここで問題となってくるのが、既に廃止された娯楽施設利用税、特別地方消費税である。

娯楽施設利用税は道府県が、ゴルフ場やパチンコ場等娯楽施設の利用行為に対して課税する普通税であり、パチンコ場については、1台につき月額250円の税金が課せられていた。以前にはパチンコ税があったのである。

それが、昭和63年度の税法改正による消費税導入に伴い、パチンコ等は廃止され、ゴルフ場のみが残り、ゴルフ場利用税として改められ現在に至っている。ゴルフ場が残った要因は、ゴルフ場周辺の道路整備改良等々地方公共団体に与える影響が大きいとのことであるが、パチンコと同様に利用者に利用するだけの担税力があるのならば、それだけの公的役割・負担をしてもらうのが本論ではないのかと考える。

特別地方消費税も同じようなもので、元は料理飲食等消費税といわれ、道府県が、料理店における遊興飲食行為に対して課する普通税であった。これについては、利用者の担税力により、課税免除があったぐらいで、同じく昭和63年度の消費税導入に伴い税率の引き下げが行われた際に、特別地方消費税と改められ、消費税の5%の引き上げをもって、平成12年3月31日に廃止されたものである。

特別地方消費税については税率や課税客体の見直し等必要があったかと思われるが、娯楽施設利用税と同じく廃止する必要があったのか。生活等の一般的消費とゴルフ利用税然りレジャー等の特定消費に対する税負担を平等にするのが公平と言えるのであろうか。

(5) 課税客体

課税客体は、パチンコの貸玉料（スロット含む）とする。

パチンコを利用するにあたっての大半は、台間玉貸機に現金1,000円を投入するか、プリペイドカード1,000~5,000円購入する。図1のとおりで、1,000円投入すると玉250個に交換され、それで遊技を行うのである。したがって、1玉について4円の貸玉料を支払うことになっている。

この貸玉1個あたりに税金を課すわけで、税率5%として、1玉4円2銭となる。すなわち、今まで利用者が遊技に1,000円支払っていたとすると、1,050円の支払いとなり、当然50円がパチンコ税として課税される訳である。パチスロについても同様で、50円が課税されることとなる。

なお、ここでは外税方式としているが、利用者の利便性や玉貸機の都合上、内税になる要素が濃くなる。その場合は後で述べる1玉4円の貸玉料の引き上げがポイントになってくる。

また、パチンコ業界でもIC化が進みつつあり、獲得した玉を交換せずに会員カードにストックしておき、再プレイできるシステムが進行しているようである。このような場合のストック利用については、税金は課税されない。あくまで利用者が貸玉料を払う際に、課税されるものとする。

なお、支払われた税金はパチンコ業者を通じ、税務署に納付されることとなる。

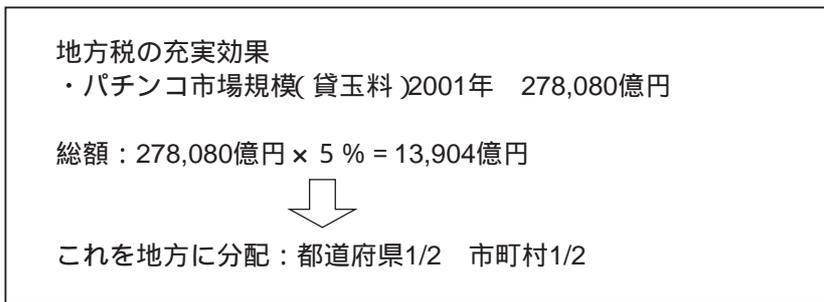
図1 パチンコ税の課税の概要

パチンコ市場規模（貸玉料）に地方消費税相当分の5%の税率。		
【実際例】		
〔パチンコ〕		
1,000円投入	1玉4円(貸出料)×250個	参加者に5%の税率を掛ける 1,050円の投入
〔パチスロ〕		
1,000円投入	1メダル20円(貸出料)×50メダル	参加者に5%の税率を掛ける 1,050円の投入

このように、利用者から負担されたパチンコ税の総額を試算すると、図2のとおりで、2001年度のパチンコ市場規模（貸玉料）は278,080億円であることから、これが課税標準総額となり、5%の税率を掛けると総額13,904億円となる。

したがって、パチンコ利用者の担税力から5%の公共的負担を求めることにより、これだけの多大な地方財源が充足されることとなり、よって、地域住民の公共的福祉に大いに貢献できることとなる。

図2 パチンコ税の地方財源効果



3. パチンコ税の配分

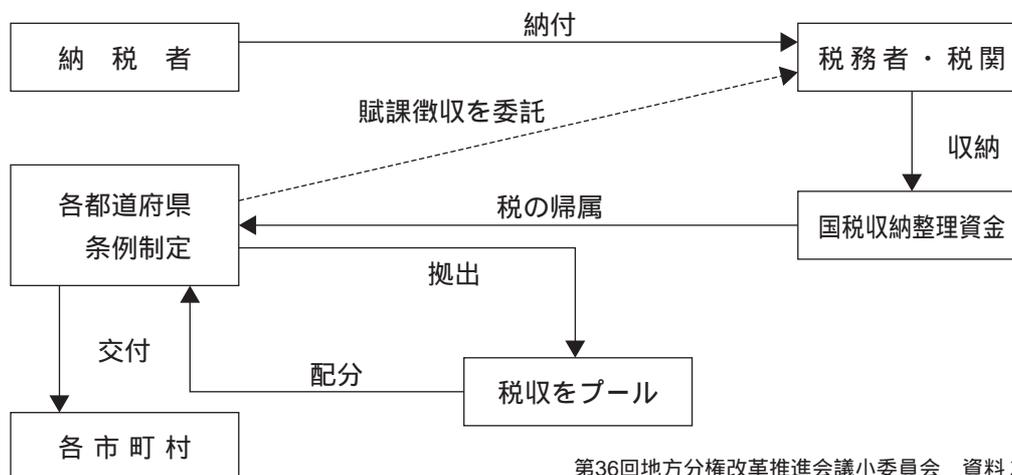
パチンコ税は全国的税負担の均衡を図るとともに、各地方公共団体への税の均衡配分による水平的調整を図ることを前提に、より実行的に導入を考え、一定税率とした。

全国への税の均衡配分についてであるが、パチンコ業者から税務署に賦課徴収された税金は、各都道府県に納入されることになるが、各都道府県において共同機関を設置しておき、納められた税金を共同機関に拠出し、各都道府県に税金を再配分するというものである。すなわち、パチンコ税は地方共同税（仮称）番外と成り得るものでもある。地方共同税（仮称）は、図3のとおり第36回地方分権改革推進会議小委員会での小委員長試案（「水口試案」）があり、国税を対象としたものであるが、パチンコ税の配分については、この方式を参考にできるものである。

市町村は都道府県に徴収事務取扱金等を負担し、都道府県からの税の配分を受けることとなる。

これについては、地方消費税のように納税・徴収事務の簡素化を図ることから必要なことである。

図3 地方共同税（仮称）のイメージ図



パチンコ税の税収配分については、地域間の偏在がないよう考慮されるべきで、パチンコ店舗数・パチンコ台数等を基準に配分を行うと地域間でかなりの格差が生まれることになる。

基本的に普通税・一定税率が前提で、福祉・環境・雇用問題等地方の一般財源の充実強化にあることから、国勢調査人口割のパターン（表2-1-2）と地方消費税に習った人口割・従業者数割のパターン（表3-1-2）の2パターンを作成した。

人口割での配分を例とすると、大阪府内全体で964.55億円、大阪府が482.28億円（調整あり）、阪南市では3.19億円の一般財源の強化が図れ、地域住民の方々の行政需要に対し、いろいろな施策の展開が可能となる。

パチンコ利用者と各地方公共団体の協力を是非お願いしたい。

・風俗営業法改正等パチンコ産業の改革

では、実際税金を取り扱うことになるパチンコ業界関係者に、パチンコ税導入についての意見を伺うと、何と答えるだろうか。パチンコ利用者に課税するものであっても、利用者離れへの対応や税の設備対応等、多々の問題が生じる。また、2001年度市場規模が278,070億円あっても1995年度の309,020億円をピークに減少している状況があり、返事1つではすまない問題であることは事実である。

そこで、パチンコ税を導入するにあたり、業界関係者のメリット策・これまでの不合理から合理への対策を考察する。

1. パチンコ機等製造メーカーへのメリット

まずは、パチンコ機等製造メーカーに関するものである。

パチンコ・スロットの遊技機が世に出るためには、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」とする。）第20条第5項の規定により、国家公安委員会から指定を受けた7保安電子通信技術協会（以下「保通協」とする。）の型式試験に合格したものが販売を許可される。

パチンコ店の営業は風営法第3条の許可を受けて行われるものであるから、風営法の規制を受けるのは仕方の無いことであるが、型式試験手数料がかなり高額でパチンコ機1モデルにつき約150万円、スロット機については約180万円もかかるようである。

また、試験に合格すれば即販売できるものでもなく、販売の際には1枚150円の検査済みシールを1台ごとに貼らなければならないようである。

この件については、もう少し調査する必要があるが、パチンコ機の2001年度形式試験受理件数は312件で、試験手数料が約150万円で想定すると4.68億円の支出となり、スロットでは受理件数は392件で試験手数料が約180万円で想定すると、約7.05億円の支出となる。パチンコ検査シールでは、2001年度の販売台数は表4のとおり3,230,489台であるから、1台150円とすると約4.84億円の支出となる。業界にとっては多大な出費で、反面この出費が保通協の収入となっている訳である。

保通協は国家公安委員会の指定を受けた法人であるから、その試験体制や資金運用状況が正常であると思われるが、独占機関であって、警察の天下り先となっている等風潮されている面もあり、パチンコ税導入にあたっては、手数料の削減や、試験の簡素化、組織の見直し等合わせて実施する必要がある。

また、保通協の代わりとして、各都道府県出資の公益法人を設立し、試験を実施しても良いのである。試験手数料を削減し、1枚150円の検査シールを廃止する。代わりに都道府県・市町村を課税主体とした環境税（パチンコ1台約20kgあり、釘や木材、ガラス、液晶等の資源が消費され、産業廃棄物となる）や産業振興税等目的税として、パチンコ台1台あたり150円の税金を課税したほうが、地域住民にとっては余程有意義なものとなり、パチンコ製造メーカーにとっても社会に貢献できるというものである。

また、風営法等の改正は必要であり、パチンコ検定有効期間の3年から5年等の期間延長や中古機流通の事務の簡素化（勿論証紙は廃止）等改善を図る点が多い。

表4 パチンコ機の販売・出荷・設置台数推移

（単位：台）

年度	販売台数	出荷台数	設置台数
1997	2,847,838	2,700,000	3,883,343
1998	2,358,321	2,280,000	3,706,004
1999	3,128,054	3,016,000	3,569,879
2000	3,368,839	3,361,000	3,431,130
2001	3,230,489	3,324,000	3,326,583

2. パチンコホール業者へのメリット

次にパチンコホール業者に関するものである。

パチンコホール業者にとって、パチンコ税導入は営業の大打撃となる。先に述べたようにパチンコの利用に際しては台間玉貸機に現金1,000円を投入し、交換された玉250個で遊戯する。すなわち1玉4円の貸玉料となる（スロットでは1メダル20円）わけですが、この1玉あたりの貸玉料が風営法第19条で規制されており、風営法規則では1玉4円（スロット20円）を超えないこととされている。つまり、パチンコ業者では勝手な貸玉料の増額はできないこととなっている訳である。

現状消費税が課税されているが、この4円の中に消費税が含まれるのかの公式見解はなく、現実的に消費税は上乘せされずに内税方式が取られている。したがって、現状制度でパチンコ税を導入するとなると、更に内税となり、業者の営業リスクが増えるだけで、利用者が課税主体となるパチンコ税の本来の趣旨が崩れ去ることとなるばかりか、パチンコ業者も納得できないこととなる。

したがって、風営法規則の1玉4円から5円等への改正が必要となる。また、本来このような細かな規制が必要なのであろうか。パチンコ税は1玉を課税客体とするものの、1玉の値段等利用者への料金の表示は風営法で定められている以上、利用者や業者の判断に委ねられるものであり、時代外れの制度が生き残っている感がある。

風営法の規定目的は、第1条に「善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止」とあり、すなわち、公序良俗を害する営業行為等を必要最小限度の範囲で規制し、防止するのが本来の目的である。業者の経営等の経済活動にまでこと細かく規制をかけるのは、資本主義・民主主義社会に反するものであると思われ、風営法の抜本的改革が必要である。

とりわけ、最大の改革は風営法の第23条改正である。風営法23条第1項第1号に遊戯場業者の禁止行為の1つとして、「現金又は有価証券を賞品として提供すること。」とあり、2号に「客に提供した賞品を買い取ること。」とある。つまり遊戯された玉を換金してはいけないこととなっている。

しかしながら、現実には誰もが知っているように換金行為が行われている訳である。現在は店内では換金できないので利用者に景品を渡し、景品問屋等が換金を行っている。このような事実を黙認する小手先の制度は意味がなく、廃止すべきである。したがって、風営法第23条第1項第1号・2号は廃止し、換金を認めるのである。

この廃止により、今までの景品交換における人的・事務的ロスが解消できると考えられる。また一番の大きな利点は店内換金、玉交換による粗利率のUPである。例えば、図4のとおり玉1個4円で貸出、交換は1個2.5円とすると玉1個1.5円の利益が出る。現在等価交換も多いが、店内換金できるとなると、その後の景品問屋等の仲介経費が浮いてくる訳である。

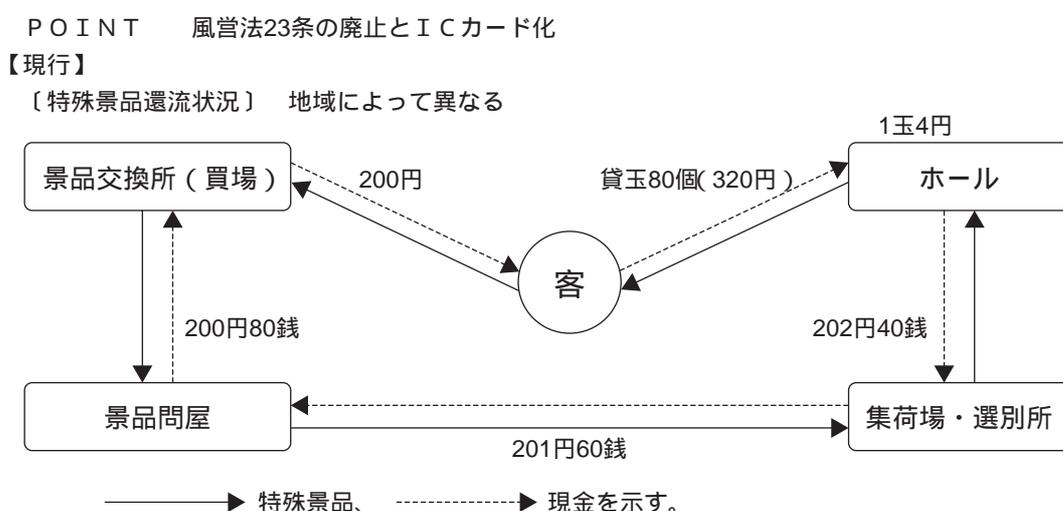
店内で交換できるビールや米等一般景品価格の10,000円の上限も同じく撤廃する。これによ

り一般景品市場も活性化すると思われる。

また、同時に風営法23条第1項第4号「遊技球等を客のために保管したことを表示する書面を客に発行すること。」を廃止する。

これらの風営法改正により飛躍的にパチンコ利用におけるICカード化が進展すると思われる。パチンコを利用するときはICカードに入金し（税金の引き去り）、ICカードを機械に挿入しプレイする。出された玉はICカードに貯蓄されるし、換金もできる。また、百貨店やスーパー、コンビニ等でそれらを使えるようにすると、パチンコ業界は一変し、多大なメリットが発生するであろうと思われる。

図4 パチンコ景品交換例について



【改正後】

- ・ 利用者と業者の直接換金（粗利益・換金率UP）
- ・ 一般景品上限金額の撤廃（景品市場拡大）
- ・ ICカード普及によるパチンコ産業の飛躍（スーパー等の複合施設化の推進等）

．市民のために地方財源

パチンコ税の導入については、あえて現状の地方税財源の充実確保策となる課題克服策として記述した。

現在の地方財政状況は非常に厳しく、とりわけ本市の財政状況は財政再建に取り組むも、税収の落ち込みに加え、老人等社会福祉関係費の増大や義務教育施設の老朽化問題等々が蓄積され、極めて厳しい状況にあることは先に述べたところである。

これまで、右肩上がりの成長を前提にしてきた施策のツケもあるが、運営の基本となるものは、やはり時代背景に合わせた施策の展開であり、また、受益と負担が原則にあると考える。

したがって、行政需要の捕捉と配分が重要となる。市場経済には需要と供給があり、その限界

効用を行政としても探る中、排除してはならない人々があり、その中で行政施策を選択し、展開していかなければならない。その基となるべきは、市民ひとり一人を大切にすることであり、同時にまた、市民に負担を求めなければならないものでもある。市民の務めがあり、企業の務めがあり、行政の務めがある。1つ1つの歯車が合わさり、はじめて地方自治と呼べるものではないか。

地方分権とはまさに地方自治があり、市民ひとり一人の生活が前提である。国・地方の役割や、税源移譲等の改革については、市民ひとり一人の受益と負担を前提になされるべきで、現在の国家財源等を主導とした分権には疑問を抱かざるを得ない。

したがって、税源移譲等の地方財源の充実策が示されない中、直接市民と向き合う地方公共団体として、市民の行政需要に対応する新たな税制改革の必要性を感じ、パチンコ税の導入について提案するものであり、今後は各地方公共団体の協力を求めている。

<参考文献>

株式会社矢野経済研究所『パチンコ産業白書2002』。

二見道夫(2001)『パチンコの経済学』オーエス出版社。

日本遊技産業経営者同友会(2002)『パチンコ産業経営白書』経林書房。

岡本全勝 他4名(2003)「座談会「三位一体改革」の行方と自治体財政の展望 - 「骨太方針2003」を踏まえて - 」『月刊「地方財務」7・8合併号』ぎょうせい。

表2-1 パチンコ税国調配分表(都道府県)

パチンコ市場規模(2001年) 278,080億円
 パチンコ税5% 278,080億円×5% = 13,904億円

地 域 Area	H12国調人口	
	平成12年 2000(a)	パチンコ税 国調分 13,904億円
全国 Japan	126,925,843	13,904.00
01 北海道 Hokkaido	5,683,062	622.55
02 青森県 Aomori-ken	1,475,728	161.66
03 岩手県 Iwate-ken	1,416,180	155.13
04 宮城県 Miyagi-ken	2,365,320	259.11
05 秋田県 Akita-ken	1,189,279	130.28
06 山形県 Yamagata-ken	1,244,147	136.29
07 福島県 Fukushima-ken	2,126,935	232.99
08 茨城県 Ibaraki-ken	2,985,676	327.06
09 栃木県 Tochigi-ken	2,004,817	219.62
10 群馬県 Gumma-ken	2,024,852	221.81
11 埼玉県 Saitama-ken	6,938,006	760.02
12 千葉県 Chiba-ken	5,926,285	649.19
13 東京都 Tokyo	12,064,101	1,321.55
14 神奈川県 Kanagawa-ken	8,489,974	930.03
15 新潟県 Niigata-ken	2,475,733	271.20
16 富山県 Toyama-ken	1,120,851	122.78
17 石川県 Ishikawa-ken	1,180,977	129.37
18 福井県 Fukui-ken	828,944	90.81
19 山梨県 Yamanashi-ken	888,172	97.29
20 長野県 Nagano-ken	2,215,168	242.66
21 岐阜県 Gifu-ken	2,107,700	230.89
22 静岡県 Shizuoka-ken	3,767,393	412.70
23 愛知県 Aichi-ken	7,043,300	771.55
24 三重県 Mie-ken	1,857,339	203.46
25 滋賀県 Shiga-ken	1,342,832	147.10
26 京都府 Kyotofu	2,644,391	289.68
27 大阪府 Osakaifu	8,805,081	964.55
28 兵庫県 Hyogo-ken	5,550,574	608.03
29 奈良県 Nara-ken	1,442,795	158.05
30 和歌山県 Wakayama-ken	1,069,912	117.20
31 鳥取県 Tottori-ken	613,289	67.18
32 島根県 Shimane-ken	761,503	83.42
33 岡山県 Okayama-ken	1,950,828	213.70
34 広島県 Hiroshima-ken	2,878,915	315.37
35 山口県 Yamaguchi-ken	1,527,964	167.38
36 徳島県 Tokushima-ken	824,108	90.28
37 香川県 Kagawa-ken	1,022,890	112.05
38 愛媛県 Ehime-ken	1,493,092	163.56
39 高知県 Kochi-ken	813,949	89.16
40 福岡県 Fukuoka-ken	5,015,699	549.44
41 佐賀県 Saga-ken	876,654	96.03
42 長崎県 Nagasaki-ken	1,516,523	166.13
43 熊本県 Kumamoto-ken	1,859,344	203.68
44 大分県 Oita-ken	1,221,140	133.77
45 宮崎県 Miyazaki-ken	1,170,007	128.17
46 鹿児島県 Kagoshima-ken	1,786,194	195.67
47 沖縄県 Okinawa-ken	1,318,220	144.40

表2-2 パチンコ税国調配分表(大阪府内)

パチンコ税大阪府内交付額 964.55億円
 大阪府 1/2 482.27億円

府内市区町村名	H12国調人口	
	平成12年	パチンコ税 国調分 482.27億円
27 大阪府	8,805,081	482.27
100 大阪市	2,598,774	142.34
201 堺市	792,018	43.38
202 岸和田市	200,104	10.96
203 豊中市	391,726	21.46
204 池田市	101,516	5.56
205 吹田市	347,929	19.06
206 泉大津市	75,091	4.11
207 高槻市	357,438	19.58
208 貝塚市	88,523	4.85
209 守口市	152,298	8.34
210 枚方市	402,563	22.05
211 茨木市	260,648	14.28
212 八尾市	274,777	15.05
213 泉佐野市	96,064	5.26
214 富田林市	126,558	6.93
215 寝屋川市	250,806	13.74
216 河内長野市	121,008	6.63
217 松原市	132,562	7.26
218 大東市	128,917	7.06
219 和泉市	172,974	9.47
220 箕面市	124,898	6.84
221 柏原市	79,227	4.34
222 羽曳野市	119,246	6.53
223 門真市	135,648	7.43
224 摂津市	85,065	4.66
225 高石市	62,260	3.41
226 藤井寺市	66,806	3.66
227 東大阪市	515,094	28.21
228 泉南市	64,152	3.51
229 四條畷市	55,136	3.02
230 交野市	76,919	4.21
231 大阪狭山市	56,996	3.12
232 阪南市	58,193	3.19
301 島本町	30,125	1.65
321 豊能町	25,722	1.41
322 能勢町	14,186	0.78
341 忠岡町	17,509	0.96
361 熊取町	42,914	2.35
362 田尻町	6,785	0.37
366 岬町	19,789	1.08
381 太子町	14,190	0.78
382 河南町	17,341	0.95
383 千早赤阪村	6,968	0.38
385 美原町	37,618	2.06

表3 - 1 パチンコ税国調・従業者配分表（都道府県）

パチンコ市場規模（2001年） 278,080億円 国調査人口 1/2 6,952億円
 パチンコ税5% 278,080億円×5% = 13,904億円 従業者人口 1/2 6,952億円

地 域 Area	H12国調人口		H13事業所統計		パチンコ税 合計額
	平成12年 2000(a)	パチンコ税 国調分 6,952億円	従業者数 Number of persons engaged	パチンコ税 従業者分 6,952億円	
全国 Japan	126,925,843	6,952.00	59,910,446	6,952.00	13,904.00
01 北海道 Hokkaido	5,683,062	311.27	2,548,776	295.76	607.03
02 青森県 Aomori-ken	1,475,728	80.83	625,831	72.62	153.45
03 岩手県 Iwate-ken	1,416,180	77.57	620,146	71.96	149.53
04 宮城県 Miyagi-ken	2,365,320	129.55	1,098,591	127.48	257.03
05 秋田県 Akita-ken	1,189,279	65.14	517,580	60.06	125.20
06 山形県 Yamagata-ken	1,244,147	68.14	566,515	65.74	133.88
07 福島県 Fukushima-ken	2,126,935	116.50	953,780	110.68	227.18
08 茨城県 Ibaraki-ken	2,985,676	163.53	1,297,635	150.58	314.11
09 栃木県 Tochigi-ken	2,004,817	109.81	939,325	109.00	218.81
10 群馬県 Gumma-ken	2,024,852	110.91	981,229	113.86	224.77
11 埼玉県 Saitama-ken	6,938,006	380.01	2,552,667	296.21	676.22
12 千葉県 Chiba-ken	5,926,285	324.60	2,125,191	246.61	571.21
13 東京都 Tokyoto	12,064,101	660.78	8,604,897	998.51	1,659.29
14 神奈川県 Kanagawa-ken	8,489,974	465.01	3,371,134	391.19	856.20
15 新潟県 Niigata-ken	2,475,733	135.60	1,168,717	135.62	271.22
16 富山県 Toyama-ken	1,120,851	61.39	575,110	66.73	128.12
17 石川県 Ishikawa-ken	1,180,977	64.69	598,391	69.44	134.13
18 福井県 Fukui-ken	828,944	45.40	420,944	48.85	94.25
19 山梨県 Yamanashi-ken	888,172	48.65	409,514	47.52	96.17
20 長野県 Nagano-ken	2,215,168	121.33	1,069,628	124.12	245.45
21 岐阜県 Gifu-ken	2,107,700	115.44	971,613	112.74	228.18
22 静岡県 Shizuoka-ken	3,767,393	206.35	1,881,335	218.31	424.66
23 愛知県 Aichi-ken	7,043,300	385.78	3,684,236	427.52	813.30
24 三重県 Mie-ken	1,857,339	101.73	846,760	98.26	199.99
25 滋賀県 Shiga-ken	1,342,832	73.55	608,815	70.65	144.20
26 京都府 Kyotofu	2,644,391	144.84	1,199,552	139.20	284.04
27 大阪府 Osakafu	8,805,081	482.27	4,777,320	554.36	1,036.63
28 兵庫県 Hyogo-ken	5,550,574	304.02	2,325,576	269.86	573.88
29 奈良県 Nara-ken	1,442,795	79.03	468,940	54.41	133.44
30 和歌山県 Wakayama-ken	1,069,912	58.60	422,195	48.99	107.59
31 鳥取県 Tottori-ken	613,289	33.59	277,664	32.22	65.81
32 島根県 Shimane-ken	761,503	41.71	348,038	40.39	82.10
33 岡山県 Okayama-ken	1,950,828	106.85	865,429	100.42	207.27
34 広島県 Hiroshima-ken	2,878,915	157.68	1,352,918	156.99	314.67
35 山口県 Yamaguchi-ken	1,527,964	83.69	683,887	79.36	163.05
36 徳島県 Tokushima-ken	824,108	45.14	353,012	40.96	86.10
37 香川県 Kagawa-ken	1,022,890	56.03	484,374	56.21	112.24
38 愛媛県 Ehime-ken	1,493,092	81.78	656,143	76.14	157.92
39 高知県 Kochi-ken	813,949	44.58	344,975	40.03	84.61
40 福岡県 Fukuoka-ken	5,015,699	274.72	2,250,151	261.11	535.83
41 佐賀県 Saga-ken	876,654	48.02	385,035	44.68	92.70
42 長崎県 Nagasaki-ken	1,516,523	83.06	623,186	72.31	155.37
43 熊本県 Kumamoto-ken	1,859,344	101.84	762,101	88.43	190.27
44 大分県 Oita-ken	1,221,140	66.88	538,153	62.45	129.33
45 宮崎県 Miyazaki-ken	1,170,007	64.08	487,605	56.58	120.66
46 鹿児島県 Kagoshima-ken	1,786,194	97.83	734,432	85.22	183.05
47 沖縄県 Okinawa-ken	1,318,220	72.20	531,400	61.66	133.86

表3 - 2 パチンコ税国調・従業者配分表（大阪府内）

パチンコ税大阪府内交付額 1,036.63億円 国調査人口 1/2 259.16億円
 大阪府 1/2 518.32億円 従業者人口 1/2 259.15億円

端数調整あり

府内市区町村名	H12国調人口		H13事業所統計		パチンコ税 合計額
	平成12年	パチンコ税 国調分 259.16億円	従業者数	パチンコ税 従業者分 259.15億円	
27 大阪府	8,805,081	259.16 ^{億円}	4,778,808	259.16 ^{億円}	518.32
100 大阪市	2,598,774	76.49	2,427,045	131.62	208.11
201 堺市	792,018	23.31	300,529	16.30	39.61
202 岸和田市	200,104	5.89	77,966	4.23	10.12
203 豊中市	391,726	11.53	132,598	7.19	18.72
204 池田市	101,516	2.99	46,535	2.52	5.51
205 吹田市	347,929	10.24	143,306	7.77	18.01
206 泉大津市	75,091	2.21	33,178	1.80	4.01
207 高槻市	357,438	10.52	107,129	5.81	16.33
208 貝塚市	88,523	2.61	32,264	1.75	4.36
209 守口市	152,298	4.48	81,565	4.42	8.90
210 枚方市	402,563	11.85	118,772	6.44	18.29
211 茨木市	260,648	7.67	108,948	5.91	13.58
212 八尾市	274,777	8.09	122,025	6.62	14.71
213 泉佐野市	96,064	2.83	50,976	2.76	5.59
214 富田林市	126,558	3.72	38,093	2.07	5.79
215 寝屋川市	250,806	7.38	78,425	4.25	11.63
216 河内長野市	121,008	3.56	27,561	1.49	5.05
217 松原市	132,562	3.90	44,084	2.39	6.29
218 大東市	128,917	3.79	59,780	3.24	7.03
219 和泉市	172,974	5.09	49,644	2.69	7.78
220 箕面市	124,898	3.68	39,851	2.16	5.84
221 柏原市	79,227	2.33	26,061	1.41	3.74
222 羽曳野市	119,246	3.51	35,177	1.91	5.42
223 門真市	135,648	3.99	79,072	4.29	8.28
224 摂津市	85,065	2.50	51,840	2.81	5.31
225 高石市	62,260	1.83	22,458	1.22	3.05
226 藤井寺市	66,806	1.97	22,434	1.22	3.19
227 東大阪市	515,094	15.16	255,313	13.85	29.01
228 泉南市	64,152	1.89	23,178	1.26	3.15
229 四條畷市	55,136	1.62	14,665	0.79	2.41
230 交野市	76,919	2.26	19,158	1.04	3.30
231 大阪狭山市	56,996	1.68	18,608	1.01	2.69
232 阪南市	58,193	1.71	13,427	0.73	2.44
301 島本町	30,125	0.89	8,054	0.44	1.33
321 豊能町	25,722	0.76	3,122	0.17	0.93
322 能勢町	14,186	0.42	4,430	0.24	0.66
341 忠岡町	17,509	0.52	8,379	0.45	0.97
361 熊取町	42,914	1.26	10,160	0.55	1.81
362 田尻町	6,785	0.20	6,864	0.37	0.57
366 岬町	19,789	0.58	5,213	0.28	0.86
381 太子町	14,190	0.42	3,186	0.17	0.59
382 河南町	17,341	0.51	4,946	0.27	0.78
383 千早赤阪村	6,968	0.21	1,962	0.11	0.32
385 美原町	37,618	1.11	20,827	1.13	2.24



第11章 財政的な立場から「課税自主権」を考える

大阪府総務部市町村課 神谷雅之

【概要】市町村にとって「税」の問題はややもすると聖域化されがちである。しかし、実際には、課税自主権の問題を取り上げる市町村も増えつつある。課税自主権を議論しようとするれば、「透明で、説得力ある」財政運営の確立が不可欠である。むしろ、税という「聖域」に踏み込むことが、財政運営手法の確立に寄与するといった見方も可能だろう。

・市町村が自ら「税」を決めるのは聖域か

国庫補助金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を見直す「三位一体改革」が、いよいよ実行の段階を迎えようとしている。これとあわせ、地方自治体には、合併を含めたより一層の行革も求められている。地方分権に伴う「自己決定・自己責任」の原則がようやく現実味を帯びてきたといえる。

国の画一的な制約を免れ、サービスの内容をそれぞれが自由に決められることができるとともに、その決定についての説明責任もそれぞれがはたすこととなる。当然、その財源についても自らが決めなければならない。財源に不足を生じたときには、地方債を起すのか、料金として徴収するのか、増税を行うのか、逆に、財源に余剰が出たときには、追加的なサービスを提供するのか、基金として後年度に蓄えるのか、減税を行うのか、を自ら判断しなければならない。

しかし、このような流れに対し、地方自治体、特に市町村では、自ら「税」を決めるといった意識を持っているのであろうか。職員・議員・住民、すべてでそのような議論ができる環境が整っているのであろうか。もちろん、そういったことを検討している市町村も中にはあるだろうが、大半のところでは「税」の問題は聖域となっているのではないか。

今回は、課税自主権について府内市町村のこれまでの対応を見てみるとともに、実際に、課税自主権を活用する場合にどのような問題があるのかを財政的な立場で考えてみたい。

・料金による「実質的な増減税」

まず始めに、これまでの府内市町村における対応について、税と料金という観点から見てみる。

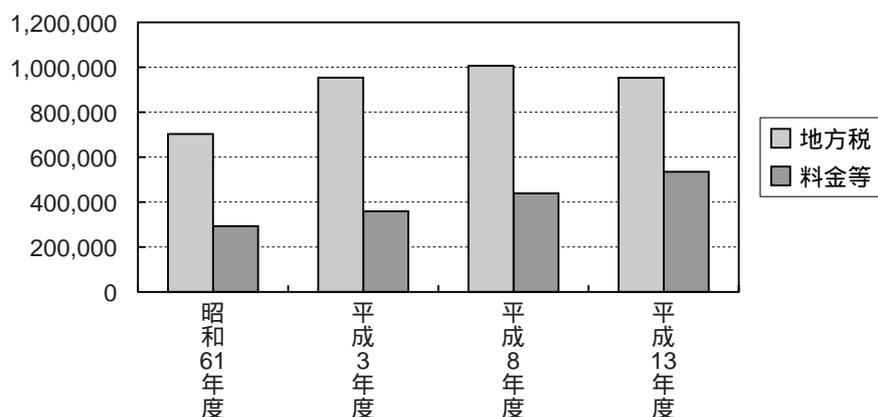
府内市町村における地方税と料金収入（主な特別会計を含む）の推移を見ると表のようになる。昭和61年度から見て、税収は約1.36倍となっているのに比して、料金収入は約1.83倍となっており、税から料金へとシフトしたことがわかる。例えば、介護保険が新設されたり、下水道が普及しているが、これらは、かつて福祉の措置費やし尿の汲取り費用として税で負担されていたものが料金にシフトしたと言える。

また、最近では、家庭用ごみの有料化を行うところが増えてきている。これは、ごみ排出量の抑制という目的もあるが、これまで税で行ってきたごみの処理を一部料金化するという点では、税から料金へシフトしている例であろう。

このように税から料金にシフトしつつあるのは、もちろん、受益と負担の関係を明確化するという目的である。しかし、増税という方法が困難なことから、料金を引き上げることによって「実質的な増税」を行ったということもひとつの要因であろう。

例えば、バブル期の水道事業に対する基準外繰出金をみると、財政力の高い一部の市では、料金水準を引き下げるために多額な繰出しを行っている。これは、住民のほぼすべてが支払う水道料金を引き下げることによって実質的な減税をしていたといえなくもない。一方で、財政が悪化するとこの基準外繰出しを縮減している。これは実質的な増税に当たるだろう。

このように、これまで財源調整を行う際には、制度的な制約（減税をすると起債が制限されるなど）もあり、また、直接的な税の増減税の議論を避けるということもあって、料金を使った「実質的な増減税」を行ってきたと言えるだろう。



(単位：百万円)

	昭和61年度	平成3年度	平成8年度	平成13年度
地方税	702,955	953,622	1,006,485	953,117
料金等	292,802	358,914	438,791	534,879
使用料	20,030	25,984	29,194	33,603
手数料	7,564	7,882	9,774	11,285
上水道	91,238	100,268	124,423	128,301
下水道	19,364	28,041	42,565	58,263
病院	60,047	74,111	94,995	112,736
国保	94,559	122,628	137,840	166,363
介護				24,328

公営企業は主要3事業に限定している

・増税をめぐる府内市町村の最近の議論

ここ数年、府内市町村の財政は逼迫している。全国的に見ても飛びぬけて財政状態は悪い。そのため、財政健全化をめぐる議論が府内のほぼすべての市町村で行われている。そういった中で、税をめぐる議論も出ているが、そのほとんどは徴収率をどうするかという問題設定になっている。ただ、中には、増税の問題までふれているので、いくつかここで紹介しておく。

1．豊中市の緊急財政再建対策

豊中市では、市税の大幅な落込みを背景に、平成11年度財政非常事態宣言を行うとともに、緊急財政再建対策として歳入・歳出にわたる大幅な見直しを実施した。その中で、従来、0.25%であった都市計画税を制限税率いっぱいの0.3%に平成12年度より引上げを行っている。引上げにあたっては、当初議会等の反対も一部あったが、危機的な財政状況の説明と他市比較（府内都市のほとんどが0.3%）から最終的には了承されるにいった。

2．岸和田市の財政再建アクションプラン

平成13年2月に策定された「財政健全化3カ年アクションプラン」で、目的税である入湯税の課税をうたっており、4千万円程度の収入増を見込んでいる。これは、平成12年8月に設置された「法定外目的税等研究チーム」の報告を受けたものであり、平成14年度より課税されている。

3．泉佐野市の行財政改革推進委員会報告

泉佐野市では、準用再建団体転落を回避するため、市民代表、学識経験者、会計士などからなる「泉佐野市行財政改革推進委員会」を設置し、財政健全化に向けた幅広い検討を進めてきた。平成13年8月の中間報告において地方税の増収策として個人市民税、固定資産税の超過課税が提案されている。なお、市ではこの報告を受け、検討を行ったが、実際に超過課税を行うにはいたっていない。

・実際に増税を行う際の問題点は何か

実際に、増減税を行う際に、どのような点が問題となるだろうか。課税自主権の活用は、財源調達と政策目的の実現（環境税を賦課することによってCO₂の排出を抑制するなど）という2つの目的があると言われているが、特に財政的な見地から、今回は、財源調達に焦点を当てたい。そのため、何に課税するのかといったことはあまり考えず、税率の引上げ（増税）を例に実際にどのような問題が出てくるのかを考えていきたい。

1．何のための増税か（目的）

増税するためには、なぜ増税しなければいけないかを説明することが当然必要である。新たなサービスを行うために必要なのか、現在のサービスを維持するために必要なのかを明確にすることが求められる。新たなサービスを提供する場合は、増税とそのサービスの「比較」を行えばよいのであるから、比較的選択は容易であろう。

問題は、現在のサービスを維持する場合である。この場合は、増税と何か他のサービスを廃止・縮減することとが「比較」されることになる。そうすると、もうひとつの「比較」、すなわち、サービス間の「比較」が必要となる。何を優先し、何を切り捨てるのかを判断しなければならず、判断基準を何に求めるのか、どのようなプロセスで決定するのか、など非常に難しい問題を招くこととなる。最終的には、政治的な判断が求められるが、少なくとも、増税ができない場合どのようなサービスの見直しが必要となるのかという「選択肢」をいくつか用意することが必要だろう。

2．他の手段はないのか

増税の議論を行うと、まず、サービスの提供方法を効率化することによって増税を回避できないかという意見が出されるだろう。明らかに非効率なサービス提供をしながら、住民に負担を求めるのは困難である。問題は、どの程度の効率性を確保できれば十分かということである。効率性についても何らかの基準との「比較」を行うことが求められるであろう。例えば、過去の実績との比較、他の市町村との比較、国の基準との比較（交付税の算定に用いられ需要額との対比など）、民間との比較（行政と民間が競争入札を行うことを義務付けたイギリスの強制競争入札（CCT）など）といったことが考えられる。その前提としては、明確なコスト計算が必須である。

また、増税を回避するために、例えば、国の支援（補助、交付税など）を引き出すことや起債を活用すること、中には赤字を打つことができないかという意見が出てくるのが予想される。自らが直接負担するのではなく、国等の第三者の負担を求めたり、現在の負担を回避して将来の世代に負担を求めようというのである。これらに対しては、制度的な公正性の確保や収支見通しの公表と議論といった努力が必要である。

さらに、誰が負担するのかという問題もある。新しいサービスを行うために増税を提案する場合、受益者が負担すべきだとなれば、それは料金ということになる。料金として徴収できないサービス（受益者の特定が困難なサービス、福祉的なサービスなど）の場合は、この問題は生じない。一方で、介護保険のように料金として徴収しているが、実質的には「税」のようなものもある。いずれにせよ、何を料金として徴収するのか、税と料金の負担割合はどの程度にするのか、といったことについても考えておかなければならないだろう。

3. 増税に賛同は得られるのか（同意）

増税の最大の問題は、住民や議会の理解が得られるのかということである。この問題があるがために税が「聖域」となっているといても過言ではないだろう。ここでは、増税を提案するまでのプロセスが問題となる。まず、重要なのは、これまでも述べてきたように、財政的な情報を事前に十分に提供していることである。突然に増税を求められても納得できる者は少ない。事前に財政状況が十分に理解され、検討が繰り返されていれば、「やむをえない」として納得される可能性は高くなる。財政状況の提供、説明会の開催、コストの明確化、収支見通しの公表、健全化のための継続的な努力、などなどが、まず、住民の目に明らかになることによって、はじめて増税の議論が俎上にのることとなるのだろう。

さらに、住民参画の仕組みづくりも重要である。誰かが、どこかで、税金の使途を決めている、財政健全化は自分たちの生活とは関係がない、というのが一般的な住民の感覚ではないか。そういう意味では、市民代表を含めた泉佐野市の行財政改革推進委員会が多くの議論を経て、最終的には、増税を提案したというのは、非常に画期的なことであろう。行革の委員会に市民が参画し、行政の効率化を検討しているというケースは多いが、市民自身がどのようにすればトータルで財政が成り立つのかを検討するというケースはまれであろう。今後は、そのような機会をより多く設けていくことが必要であろう。

また、議会の問題についても少しふれておきたい。残念ながら、いまだに多くの市町村では、財政に関する責任は理事者が負うと考えている議員が多い。最近では、若手を中心に財政問題に関心を持ち、質問を行う議員が増えてきているが、一方で、予算を使うことが仕事だと考えている議員もまだまだたくさんいるように思われる。最終的には、住民がこれらの議員をどう考えるのかということに尽きるだろうが、税の問題にとどまらず、財政的な問題について、議会のあり方についてはまだまだ課題が多いように思われる。

4. その他の制約はないか

今回の財政的な視点からは外れるかもしれないが、制度的な制約として制限税率の問題についても若干触れておく。地方分権の進展に伴い、制限税率は廃止される流れにある。個人の住民税についても、すでに撤廃されたところであるが、さらに、法人住民税についても、先日の新聞報道によると緩和、撤廃の方向にあるようだ。しかし、例えば、軽自動車税などはいまだに制限税率は標準税率の1.2倍と定められている。自動車税と比べ軽自動車税は相当低く設定されており、また、ミニバイクなどは1台1,000円と徴収コストと比較しても額が少額過ぎるように思う。ところが、例えばミニバイクの税率を引き上げようとしても1,200円までと200円の引上げしかできず、あまりメリットがない。制限税率については、よほどの事情のない限り廃止を進め、個々の、自治体の選択の幅を広げることが望まれる。

・「減税とサービス水準の引き下げ」も可能な選択肢

これまで、増税をするケースを取り上げて検討してきたが、減税であっても本質的な部分は大きく変わらないだろう。かつては、普通税の税率が標準税率を下回ると起債ができないという大きな制約があったが、現在は、見直しがなされている。

もちろん、減税というのは、負担が減るのであるから、住民等の理解は得やすい。しかし、住民にとっては、税として負担するのか、サービス水準を引き下げるのかという「選択」を迫られるということを理解しておいてもらう必要がある。

一方、財政担当者からは、このように財政状況が厳しい中では、とても減税などできないという声がある。もっともなことであろう。しかし、これからは、効率化のより一層の推進、施策選択によるサービス水準の見直し、受益と負担の明確化による料金の見直し（税から料金へのシフト）などによって、税負担を軽減する方法がないのか、言い換えると、なぜ減税ができないのかの説明責任を果たすことができるように備えておかなければならないだろう。

今回、実際に増減税を行う際の問題点を列挙してみた。施策の選択、効率化の推進、コスト計算、財政規律の確立、収支見通しの公表、受益と負担の明確化、住民の参画などは、今日の財政運営に求められている重要課題である。すなわち、課税自主権を確立するためには、時代の要請に応じた「透明で、説得力のある」財政運営の確立が不可欠であることがあらためて認識できる。

これからは、市町村にも今まで以上に自主的・自立的財政運営が求められることとなる。このような新しい財政運営手法をいち早く確立した市町村は、住民の理解を得ながら、適切なサービス水準と適切な負担の確保によって、財政全体としての「受益と負担の一致」を達成し、財政健全化を確保できるであろう。一方、それに遅れた市町村は、これまでと同様に収支の帳尻合わせに追われることとなる。

今回は、実際の増減税の場面を想定し、どのような問題があるのかを考えてみたが、自主的・自立的な財政運営手法の確立に向け、何が不足しているのかを明らかにするためにも、あえて、「税」という聖域に踏み込んでみるのも一計ではないだろうか。

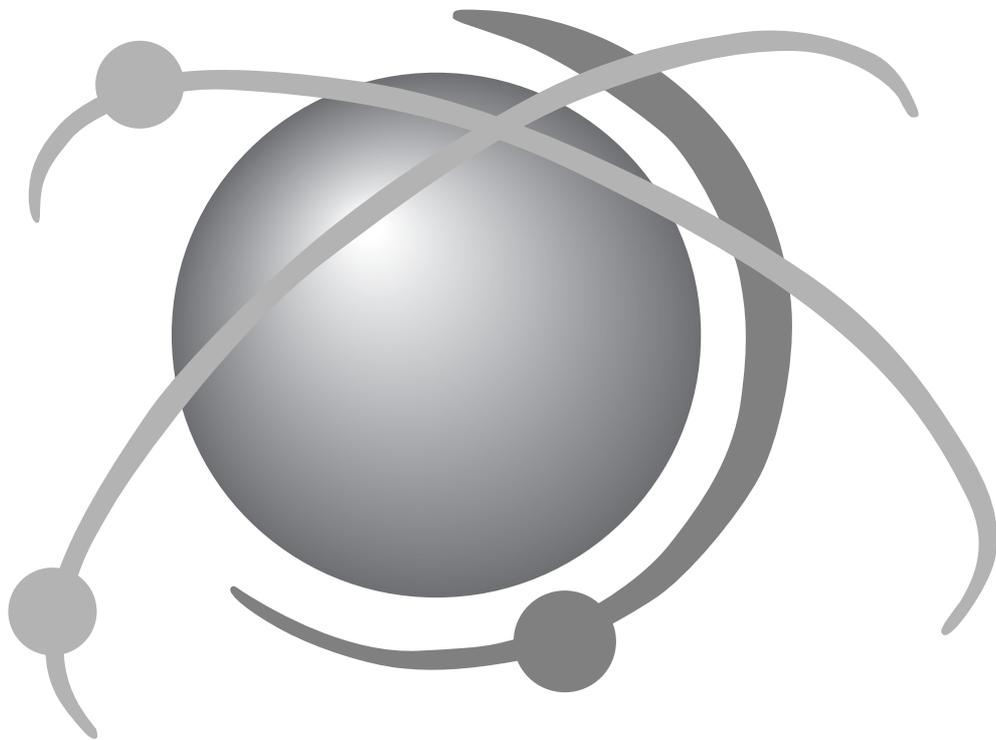
<参考文献>

自治・分権ジャーナリストの会（1992）『英国の地方分権改革』日本評論会。

ジェームズ・スイス（2001）『行政機関のマネジメントシステム』ピアソン・エデュケーション。

資料編

大阪府内市町村需要額・決算対比表



団体名 堺市

住基人口 787,833人

	需要額(千円)	支出額(千円)	住民1人当り(円)			需要額	支出額	乖離度
			需要額	支出額	乖離額			
消防費	9,763,015	10,154,337	12,392	12,889	497	7.7	8.0	0.3
土木費	6,871,201	24,108,486	8,722	30,601	21,879	5.4	18.9	13.5
道路橋りょう費	1,627,968	2,338,702	2,066	2,969	903	1.3	1.8	0.5
港湾費		52,908	0	67	67	0.0	0.0	0.0
都市計画費	1,336,044	16,017,977	1,696	20,332	18,636	1.0	12.6	11.6
公園費	961,885	3,209,823	1,221	4,074	2,853	0.8	2.5	1.7
下水道費	1,734,998	1,415,985	2,202	1,797	-405	1.4	1.1	-0.3
その他の土木費	1,210,306	1,073,091	1,536	1,362	-174	0.9	0.8	-0.1
教育費	14,787,038	19,903,513	18,769	25,264	6,495	11.6	15.6	4.0
小学校費	4,868,892	6,835,401	6,180	8,676	2,496	3.8	5.4	1.6
中学校費	2,403,715	2,058,053	3,051	2,612	-439	1.9	1.6	-0.3
高等学校費	1,554,996	2,456,831	1,974	3,118	1,144	1.2	1.9	0.7
その他の教育費	5,959,435	8,553,228	7,564	10,857	3,293	4.7	6.7	2.0
厚生費	42,009,947	63,632,620	53,323	80,769	27,446	32.9	49.9	17.0
生活保護費	6,379,404	7,873,268	8,097	9,994	1,897	5.0	6.2	1.2
社会福祉費	7,605,357	24,959,940	9,654	31,682	22,028	6.0	19.6	13.6
保健衛生費	7,019,604	9,801,393	8,910	12,441	3,531	5.5	7.7	2.2
高齢者保健福祉費	10,635,194	10,944,740	13,499	13,892	393	8.3	8.6	0.3
清掃費	10,370,388	10,053,279	13,163	12,761	-402	8.1	7.9	-0.2
産業経済費	1,536,387	4,298,103	1,950	5,456	3,506	1.2	3.4	2.2
農業行政費	213,132	1,009,078	271	1,281	1,010	0.2	0.8	0.6
商工行政費	1,317,747	3,242,493	1,673	4,116	2,443	1.0	2.5	1.5
その他の産業経済費	5,508	46,532	7	59	52	0.0	0.0	0.0
その他の行政費	16,612,960	23,420,735	21,087	29,728	8,641	13.0	18.4	5.4
徴税費	2,441,461	2,413,986	3,099	3,064	-35	1.9	1.9	0.0
戸籍住民基本台帳費	1,255,936	1,571,096	1,594	1,994	400	1.0	1.2	0.2
企画振興費	3,784,784	19,435,653	16,394	24,670	8,276	10.1	15.2	5.1
その他の諸費	9,130,779							
経常経費 計	91,580,548	145,517,794	116,244	184,706	68,462	71.8	114.1	42.3
投資的経費 計	25,345,189		32,171		-18,793	19.9		-11.6
(除・後年度事業費補正)	18,675,312	10,539,654	23,705	13,378	-10,327	14.6	8.3	-6.3
公債費 計	10,596,940		13,451		21,489	8.3		13.3
(公債費+後年度事業費補正)	17,266,817	27,527,214	21,917	34,940	13,023	13.5	21.6	8.1
合 計	127,522,677	183,584,662	161,865	233,025	71,160	100.0	144.0	44.0
(経常・公債費計)			129,694	219,647				

1) 財政力指数(単年度)
 $\frac{101,106,448}{127,522,677} = 0.7929$

2) 経常一般財源等 198,677

3) 対比指数
 $\frac{198,677}{161,865} \times 100 = 122.7$

4) 経常収支比率(%)
 $\frac{\text{対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{122.7}{1.2643} = 97.0$

※本来の経常収支比率(%)
 $\frac{156,524,238}{162,263,511} = 96.5$

参考) 臨時一財等充当経費を分子に加えた対比指数(修正対比指数)
 $\frac{220,554}{161,865} \times 100 = 136.3$

修正経常収支比率(%)
 $\frac{\text{修正対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{136.3}{1.2643} = 107.8$

(住民1人当り・円)

- 基準財政収入額 101,106,448
- 経常一財等充当経費 156,524,238
- 臨時一財等充当経費 17,235,255

(住民1人当り・円)

- 経常一般財源等総額 157,428,311
- ・減税補てん債 1,514,400
- ・臨時財政対策債 3,320,800
- 後年度事業費補正 6,669,877

団体名 岸和田市

住基人口 201,689人

	需要額(千円)	支出額(千円)	住民1人当り(円)			需要額	支出額	乖離度
			需要額	支出額	乖離額			
消防費	2,436,722	1,541,319	12,082	7,642	-4,440	7.3	4.6	-2.7
土木費	1,666,200	2,289,907	8,261	11,354	3,093	5.0	6.9	1.9
道路橋りょう費	317,322	555,914	1,573	2,756	1,183	1.0	1.7	0.7
港湾費		57,264	0	284	284	0.0	0.2	0.2
都市計画費	306,271	462,443	1,519	2,293	774	0.9	1.4	0.5
公園費	210,873	338,643	1,046	1,679	633	0.6	1.0	0.4
下水道費	469,006	240,444	2,325	1,192	-1,133	1.4	0.7	-0.7
その他の土木費	362,728	635,199	1,798	3,149	1,351	1.1	1.9	0.8
教育費	4,700,736	5,731,267	23,307	28,416	5,109	14.1	17.2	3.1
小学校費	1,359,312	1,805,762	6,740	8,953	2,213	4.1	5.4	1.3
中学校費	659,459	514,240	3,270	2,550	-720	2.0	1.5	-0.5
高等学校費	671,327	627,204	3,329	3,110	-219	2.0	1.9	-0.1
その他の教育費	2,010,638	2,784,061	9,969	13,804	3,835	6.0	8.4	2.4
厚生費	9,507,953	14,738,044	47,142	73,073	25,931	28.6	44.3	15.7
生活保護費	1,153,239	1,110,343	5,718	5,505	-213	3.5	3.3	-0.2
社会福祉費	1,548,616	5,374,768	7,678	26,649	18,971	4.7	16.2	11.5
保健衛生費	1,683,871	2,217,650	8,349	10,995	2,646	5.1	6.7	1.6
高齢者保健福祉費	2,695,391	2,619,614	13,364	12,988	-376	8.1	7.9	-0.2
清掃費	2,426,836	3,415,669	12,033	16,935	4,902	7.3	10.3	3.0
産業経済費	379,540	586,433	1,882	2,908	1,026	1.1	1.8	0.7
農業行政費	109,746	254,981	544	1,264	720	0.3	0.8	0.5
商工行政費	255,214	288,504	1,265	1,430	165	0.8	0.9	0.1
その他の産業経済費	14,580	42,948	72	213	141	0.0	0.1	0.1
その他の行政費	4,463,334	7,873,901	22,130	39,040	16,910	13.4	23.7	10.3
徴税費	592,738	643,771	2,939	3,192	253	1.8	1.9	0.1
戸籍住民基本台帳費	349,013	353,867	1,730	1,755	25	1.0	1.1	0.1
企画振興費	1,019,121							
その他の諸費	2,502,462	6,876,263	17,460	34,093	16,633	10.6	20.7	10.1
経常経費 計	23,154,485	32,760,871	114,803	162,433	47,630	69.7	98.5	28.8
投資的経費 計	7,040,898		34,910		-29,599	21.2		-18.0
(除・後年度事業費補正)	4,379,608	1,071,141	21,715	5,311	-16,404	13.2	3.2	-10.0
公債費 計	3,048,163		15,113		23,584	9.2		14.3
(公債費+後年度事業費補正)	5,709,453	7,804,751	28,308	38,697	10,389	17.2	23.5	6.3
合 計	33,243,546	41,636,763	164,826	206,440	41,614	100.0	125.2	25.2
(経常・公債費計)			129,916	201,129				

1) 財政力指数(単年度)
 $\frac{21,395,453}{33,243,546} = 0.6436$

2) 経常一般財源等 190,796

3) 対比指数
 $\frac{190,796}{164,826} \times 100 = 115.8$

4) 経常収支比率(%)
 $\frac{\text{対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{115.8}{1.2145} = 95.3$

※本来の経常収支比率(%)
 $\frac{38,481,555}{40,292,703} = 95.5$

参考) 臨時一財等充当経費を分子に加えた対比指数(修正対比指数)
 $\frac{223,279}{164,826} \times 100 = 135.5$

修正経常収支比率(%)
 $\frac{\text{修正対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{135.5}{1.2145} = 111.6$

(住民1人当り・円)

- 基準財政収入額 21,395,453
- 経常一財等充当経費 38,481,555
- 臨時一財等充当経費 6,551,547

(住民1人当り・円)

- 経常一般財源等総額 39,221,803
- ・減税補てん債 328,900
- ・臨時財政対策債 742,000
- 後年度事業費補正 2,661,290

団体名 豊中市

住基人口 387,869人

	需要額(千円)	支出額(千円)	住民1人当り(円)			需要額	支出額	乖離度
			需要額	支出額	乖離額			
消防費	4,937,373	4,785,468	12,729	12,338	-391	8.4	8.1	-0.3
土木費	3,254,315	5,785,567	8,391	14,916	6,525	5.5	9.8	4.3
道路橋りょう費	503,738	1,412,360	1,299	3,641	2,342	0.9	2.4	1.5
港湾費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
都市計画費	653,180	922,366	1,684	2,378	694	1.1	1.6	0.5
公園費	419,599	739,146	1,082	1,906	824	0.7	1.3	0.6
下水道費	1,011,734	728,821	2,608	1,879	-729	1.7	1.2	-0.5
その他の土木費	666,464	1,982,874	1,718	5,112	3,394	1.1	3.4	2.3
教育費	6,710,074	11,167,747	17,300	28,793	11,493	11.4	18.9	7.5
小学校費	2,352,828	3,536,713	6,066	9,118	3,052	4.0	6.0	2.0
中学校費	1,173,630	1,538,696	3,026	3,967	941	2.0	2.6	0.6
高等学校費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
その他の教育費	3,183,616	6,092,338	8,208	15,707	7,499	5.4	10.3	4.9
厚生費	17,808,559	31,963,861	45,914	82,409	36,495	30.2	54.2	24.0
生活保護費	2,560,139	2,385,239	6,601	6,150	-451	4.3	4.0	-0.3
社会福祉費	2,415,261	12,825,652	6,227	33,067	26,840	4.1	21.8	17.7
保健衛生費	2,754,571	4,519,887	7,102	11,653	4,551	4.7	7.7	3.0
高齢者保健福祉費	4,602,103	6,300,786	11,865	16,245	4,380	7.8	10.7	2.9
清掃費	5,476,485	5,932,297	14,119	15,295	1,176	9.3	10.1	0.8
産業経済費	598,701	428,278	1,544	1,104	-440	1.0	0.7	-0.3
農業行政費	49,064	83,616	126	216	90	0.1	0.1	0.0
商工行政費	542,725	344,662	1,399	889	-510	0.9	0.6	-0.3
その他の産業経済費	6,912	0	18	0	-18	0.0	0.0	0.0
その他の行政費	8,476,133	12,717,219	21,853	32,787	10,934	14.4	21.6	7.2
徴税費	1,365,188	1,004,326	3,520	2,589	-931	2.3	1.7	-0.6
戸籍住民基本台帳費	686,037	729,879	1,769	1,882	113	1.2	1.2	0.0
企画振興費	1,811,896							
その他の諸費	4,613,012	10,983,014	16,565	28,316	11,751	10.9	18.6	7.7
経常経費 計	41,785,555	66,848,140	107,731	172,347	64,616	70.9	113.4	42.5
投資的経費 計	12,679,170		32,689		-23,008	21.5		-15.1
(除・後年度事業費補正)	11,056,986	3,755,145	28,507	9,681	-18,826	18.8	6.4	-12.4
公債費 計	4,494,803		11,588		17,709	7.6		11.7
(公債費+後年度事業費補正)	6,116,987	11,363,264	15,771	29,297	13,526	10.4	19.3	8.9
合 計	58,959,528	81,966,549	152,009	211,325	59,316	100.0	139.0	39.0
(経常・公債費計)			119,320	201,644				

1) 財政力指数(単年度)
 $\frac{55,225,380}{58,959,528} = 0.9367$

2) 経常一般財源等 197,167

3) 対比指数
 $\frac{197,167}{152,009} \times 100 = 129.7$

4) 経常収支比率(%)
 $\frac{\text{対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{129.7}{1.3122} = 98.8$

※本来の経常収支比率(%)
 $\frac{76,475,131}{77,919,649} = 98.1$

参考) 臨時一財等充当経費を分子に加えた対比指数(修正対比指数)
 $\frac{212,600}{152,009} \times 100 = 139.9$

修正経常収支比率(%)
 $\frac{\text{修正対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{139.9}{1.3122} = 106.6$

(住民1人当り・円)

○ 基準財政収入額 55,225,380 142,382

○ 経常一財等充当経費 76,475,131 197,167

○ 臨時一財等充当経費 5,986,117 15,433

(住民1人当り・円)

○ 経常一般財源等総額 75,317,349 194,182

 ・減税補てん償 1,037,800 2,676

 ・臨時財政対策債 1,564,500 4,034

○ 後年度事業費補正 1,622,184 4,182

団体名 池田市

住基人口 99,779人

	需要額(千円)	支出額(千円)	住民1人当り(円)			需要額	支出額	乖離度
			需要額	支出額	乖離額			
消防費	1,440,445	1,100,232	14,436	11,027	-3,409	9.2	7.0	-2.2
土木費	894,768	1,569,557	8,967	15,730	6,763	5.7	10.0	4.3
道路橋りょう費	140,788	363,456	1,411	3,643	2,232	0.9	2.3	1.4
港湾費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
都市計画費	165,407	175,311	1,658	1,757	99	1.1	1.1	0.0
公園費	141,169	536,836	1,415	5,380	3,965	0.9	3.4	2.5
下水道費	266,634	176,389	2,672	1,768	-904	1.7	1.1	-0.6
その他の土木費	180,770	317,565	1,812	3,183	1,371	1.2	2.0	0.8
教育費	1,930,039	3,611,300	19,343	36,193	16,850	12.3	23.0	10.7
小学校費	571,151	838,195	5,724	8,401	2,677	3.6	5.3	1.7
中学校費	297,128	281,627	2,978	2,823	-155	1.9	1.8	-0.1
高等学校費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
その他の教育費	1,061,760	2,491,478	10,641	24,970	14,329	6.8	15.9	9.1
厚生費	4,579,419	7,731,886	45,896	77,490	31,594	29.1	49.2	20.1
生活保護費	306,017	249,243	3,067	2,498	-569	1.9	1.6	-0.3
社会福祉費	738,913	2,799,215	7,405	28,054	20,649	4.7	17.8	13.1
保健衛生費	902,398	2,080,604	9,044	20,852	11,808	5.7	13.2	7.5
高齢者保健福祉費	1,354,537	1,422,710	13,575	14,259	684	8.6	9.1	0.5
清掃費	1,277,554	1,180,114	12,804	11,827	-977	8.1	7.5	-0.6
産業経済費	183,366	205,828	1,838	2,063	225	1.2	1.3	0.1
農業行政費	44,716	85,042	448	852	404	0.3	0.5	0.2
商工行政費	136,706	120,786	1,370	1,211	-159	0.9	0.8	-0.1
その他の産業経済費	1,944	0	19	0	-19	0.0	0.0	0.0
その他の行政費	2,561,182	4,140,770	25,669	41,499	15,830	16.3	26.3	10.0
徴税費	401,599	415,256	4,025	4,162	137	2.6	2.6	0.0
戸籍住民基本台帳費	206,826	206,470	2,073	2,069	-4	1.3	1.3	0.0
企画振興費	525,908							
その他の諸費	1,426,849	3,519,044	19,571	35,268	15,697	12.4	22.4	10.0
経常経費 計	11,589,219	18,359,573	116,149	184,002	67,853	73.7	116.8	43.1
投資的経費 計	3,121,049		31,280		-24,636	19.9		-15.7
(除・後年度事業費補正)	2,510,791	662,887	25,164	6,644	-18,520	16.0	4.2	-11.8
公債費 計	1,004,837		10,071		24,413	5.4		15.5
(公債費+後年度事業費補正)	1,615,095	3,440,798	16,187	34,484	18,297	10.3	21.9	11.6
合 計	15,715,105	22,463,258	157,499	225,130	67,631	100.0	142.9	42.9
(経常・公債費計)			126,219	218,486				

1) 財政力指数(単年度)
 $\frac{14,267,210}{15,715,105} = 0.9079$

2) 経常一般財源等 214,496

3) 対比指数
 $\frac{214,496}{157,499} \times 100 = 136.2$

4) 経常収支比率(%)
 $\frac{\text{対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{136.2}{1.3026} = 104.6$

※本来の経常収支比率(%)
 $\frac{21,402,171}{21,037,568} = 101.7$

参考) 臨時一財等充当経費を分子に加えた対比指数(修正対比指数)
 $\frac{228,768}{157,499} \times 100 = 145.3$

修正経常収支比率(%)
 $\frac{\text{修正対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{145.3}{1.3026} = 111.5$

(住民1人当り・円)

○ 基準財政収入額 14,267,210 142,988

○ 経常一財等充当経費 21,402,171 214,496

○ 臨時一財等充当経費 1,424,091 14,272

(住民1人当り・円)

○ 経常一般財源等総額 20,330,768 203,758

 ・減税補てん償 269,700 2,703

 ・臨時財政対策債 437,100 4,381

○ 後年度事業費補正 610,258 6,116

団体名 吹田市

住基人口 342,112人

	需要額(千円)	支出額(千円)	住民1人当り(円)			需要額	支出額	乖離度
			需要額	支出額	乖離額			
消防費	4,385,620	3,765,391	12,819	11,006	-1,813	8.8	7.5	-1.3
土木費	2,961,568	5,738,037	8,657	16,772	8,115	5.9	11.5	5.6
道路橋りょう費	473,726	1,580,764	1,385	4,621	3,236	0.9	3.2	2.3
港湾費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
都市計画費	561,242	1,446,121	1,641	4,227	2,586	1.1	2.9	1.8
公園費	404,301	1,088,626	1,182	3,182	2,000	0.8	2.2	1.4
下水道費	920,393	1,161,226	2,690	3,394	704	1.8	2.3	0.5
その他の土木費	601,906	461,300	1,759	1,348	-411	1.2	0.9	-0.3
教育費	6,149,914	12,928,835	17,976	37,791	19,815	12.3	25.9	13.6
小学校費	2,145,805	4,421,982	6,272	12,926	6,654	4.3	8.9	4.6
中学校費	1,047,110	1,434,821	3,061	4,194	1,133	2.1	2.9	0.8
高等学校費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
その他の教育費	2,956,999	7,072,032	8,643	20,672	12,029	5.9	14.2	8.3
厚生費	14,815,119	28,432,663	43,305	83,109	39,804	29.7	56.9	27.2
生活保護費	1,941,558	1,698,152	5,675	4,964	-711	3.9	3.4	-0.5
社会福祉費	2,254,361	11,807,860	6,590	34,515	27,925	4.5	23.6	19.1
保健衛生費	1,896,294	4,114,086	5,543	12,026	6,483	3.8	8.2	4.4
高齢者保健福祉費	3,846,127	5,077,210	11,242	14,841	3,599	7.7	10.2	2.5
清掃費	4,876,779	5,735,355	14,255	16,765	2,510	9.8	11.5	1.7
産業経済費	529,010	337,819	1,546	987	-559	1.1	0.7	-0.4
農業行政費	38,096	102,378	111	299	188	0.1	0.2	0.1
商工行政費	490,050	235,441	1,432	688	-744	1.0	0.5	-0.5
その他の産業経済費	864	0	3	0	-3	0.0	0.0	0.0
その他の行政費	7,515,596	13,030,048	21,968	38,087	16,119	15.0	26.1	11.1
徴税費	1,183,710	701,635	3,460	2,051	-1,409	2.4	1.4	-1.0
戸籍住民基本台帳費	579,883	526,915	1,695	1,540	-155	1.2	1.1	-0.1
企画振興費	1,628,886							
その他の諸費	4,123,117	11,801,498	16,813	34,496	17,683	11.5	23.6	12.1
経常経費 計	36,356,827	64,232,793	106,272	187,754	81,482	72.8	128.6	55.8
投資的経費 計	9,232,733		26,987		-18,234	18.5		-12.5
(除・後年度事業費補正)	7,810,934	2,994,355	22,832	8,753	-14,079	15.6	6.0	-9.6
公債費 計	4,373,220		12,783		10,920	8.8		7.4
(公債費+後年度事業費補正)	5,795,019	8,108,971	16,939	23,703	6,764	11.6	16.2	4.6
合 計	49,962,780	75,336,119	146,042	220,209	74,167	100.0	150.8	50.8
(経常・公債費計)			119,055	211,456				

1) 財政力指数(単年度)
 $\frac{51,590,144}{49,962,780} = 1.0326$

2) 経常一般財源等 197,733

3) 対比指数
 $\frac{197,733}{146,042} \times 100 = 135.4$

4) 経常収支比率(%)
 $\frac{\text{対比指数}}{4/3 \times \text{財政力指数}(\%)}$ ※不交付
 $= \frac{135.4}{1.3768} = 98.3$

※本来の経常収支比率(%)
 $= \frac{67,646,672}{70,762,320} = 95.6$

参考) 臨時一財等充当経費を分子に加えた対比指数(修正対比指数)
 $\frac{222,089}{146,042} \times 100 = 152.1$

修正経常収支比率(%)
 $\frac{\text{修正対比指数}}{4/3 \times \text{財政力指数}(\%)}$ ※不交付
 $= \frac{152.1}{1.3768} = 110.5$

	(住民1人当り・円)		(住民1人当り・円)	
○ 基準財政収入額	51,590,144	150,799	○ 経常一般財源等総額	69,822,320
○ 経常一財等充当経費	67,646,672	197,733	・ 減税補てん債	940,000
○ 臨時一財等充当経費	8,332,332	24,356	・ 臨時財政対策債	0
			○ 後年度事業費補正	1,421,799
				4,156

団体名 泉大津市

住基人口 75,905人

	需要額(千円)	支出額(千円)	住民1人当り(円)			需要額	支出額	乖離度
			需要額	支出額	乖離額			
消防費	1,109,579	876,427	14,618	11,546	-3,072	8.6	6.8	-1.8
土木費	579,453	973,962	7,634	12,831	5,197	4.5	7.5	3.0
道路橋りょう費	117,974	231,840	1,554	3,054	1,500	0.9	1.8	0.9
港湾費		48,501	0	639	639	0.0	0.4	0.4
都市計画費	107,747	325,347	1,419	4,286	2,867	0.8	2.5	1.7
公園費	71,765	145,742	945	1,920	975	0.6	1.1	0.5
下水道費	146,456	190,732	1,929	2,513	584	1.1	1.5	0.4
その他の土木費	135,511	31,800	1,785	419	-1,366	1.0	0.2	-0.8
教育費	1,859,369	2,173,689	24,496	28,637	4,141	14.4	16.8	2.4
小学校費	489,030	511,358	6,443	6,737	294	3.8	4.0	0.2
中学校費	206,784	120,332	2,724	1,585	-1,139	1.6	0.9	-0.7
高等学校費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
その他の教育費	1,163,555	1,541,999	15,329	20,315	4,986	9.0	11.9	2.9
厚生費	3,555,755	6,439,320	46,845	84,834	37,989	27.5	49.8	22.3
生活保護費	462,523	460,259	6,093	6,064	-29	3.6	3.6	0.0
社会福祉費	594,761	1,867,612	7,836	24,605	16,769	4.6	14.4	9.8
保健衛生費	658,304	1,258,180	8,673	16,576	7,903	5.1	9.7	4.6
高齢者保健福祉費	954,440	1,136,373	12,574	14,971	2,397	7.4	8.8	1.4
清掃費	885,727	1,716,896	11,669	22,619	10,950	6.8	13.3	6.5
産業経済費	144,370	257,888	1,902	3,398	1,496	1.1	2.0	0.9
農業行政費	33,294	32,735	439	431	-8	0.3	0.3	0.0
商工行政費	110,212	224,823	1,452	2,962	1,510	0.9	1.7	0.8
その他の産業経済費	864	330	11	4	-7	0.0	0.0	0.0
その他の行政費	1,911,128	2,856,391	25,178	37,631	12,453	14.8	22.1	7.3
徴税費	273,618	251,281	3,605	3,310	-295	2.1	1.9	-0.2
戸籍住民基本台帳費	149,274	92,889	1,967	1,224	-743	1.2	0.7	-0.5
企画振興費	398,936							
その他の諸費	1,089,300	2,512,221	19,607	33,097	13,490	11.5	19.4	7.9
経常経費 計	9,159,654	13,577,677	120,673	178,877	58,204	70.8	104.9	34.1
投資的経費 計	2,512,112		33,095		-24,477	19.4		-14.3
(除・後年度事業費補正)	1,899,958	654,112	25,031	8,618	-16,413	14.7	5.1	-9.6
公債費 計	1,268,279		16,709		19,247	9.8		11.3
(公債費+後年度事業費補正)	1,880,433	2,729,203	24,774	35,956	11,182	14.5	21.1	6.6
合 計	12,940,045	16,960,992	170,477	223,450	52,973	100.0	131.1	31.1
(経常・公債費計)			137,382	214,832				

1) 財政力指数(単年度)
 $\frac{9,508,043}{12,940,045} = 0.7348$

2) 経常一般財源等 211,261

3) 対比指数
 $\frac{211,261}{170,477} \times 100 = 123.9$

4) 経常収支比率(%)
 $\frac{\text{対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})}$
 $= \frac{123.9}{1.2449} = 99.5$

※本来の経常収支比率(%)
 $= \frac{16,035,734}{16,078,878} = 99.7$

参考) 臨時一財等充当経費を分子に加えた対比指数(修正対比指数)
 $\frac{265,169}{170,477} \times 100 = 155.5$

修正経常収支比率(%)
 $\frac{\text{修正対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})}$
 $= \frac{155.5}{1.2449} = 124.9$

	(住民1人当り・円)		(住民1人当り・円)	
○ 基準財政収入額	9,508,043	125,262	○ 経常一般財源等総額	15,608,978
○ 経常一財等充当経費	16,035,734	211,261	・ 減税補てん債	130,100
○ 臨時一財等充当経費	4,091,862	53,908	・ 臨時財政対策債	339,800
			○ 後年度事業費補正	612,154
				8,065

団体名 高槻市

住基人口 353,362人

	需要額(千円)	支出額(千円)	住民1人当り(円)			需要額	支出額	乖離度
			需要額	支出額	乖離額			
消防費	4,417,420	3,419,735	12,501	9,678	-2,823	8.4	6.5	-1.9
土木費	2,917,307	3,704,198	8,256	10,483	2,227	5.5	7.0	1.5
道路橋りょう費	577,792	1,209,156	1,635	3,422	1,787	1.1	2.3	1.2
港湾費		0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
都市計画費	585,635	940,139	1,657	2,661	1,004	1.1	1.8	0.7
公園費	375,220	392,787	1,062	1,112	50	0.7	0.7	0.0
下水道費	783,051	455,681	2,216	1,290	-926	1.5	0.9	-0.6
その他の土木費	595,609	706,435	1,686	1,999	313	1.1	1.3	0.2
教育費	6,449,215	9,935,724	18,251	28,118	9,867	12.2	18.8	6.6
小学校費	2,194,028	3,078,899	6,209	8,713	2,504	4.2	5.8	1.6
中学校費	1,081,092	907,429	3,059	2,568	-491	2.0	1.7	-0.3
高等学校費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
その他の教育費	3,174,095	5,949,396	8,983	16,837	7,854	6.0	11.3	5.3
厚生費	14,565,526	19,819,086	41,220	56,087	14,867	27.6	37.5	9.9
生活保護費	1,528,118	1,324,784	4,325	3,749	-576	2.9	2.5	-0.4
社会福祉費	2,323,732	7,669,826	6,576	21,705	15,129	4.4	14.5	10.1
保健衛生費	1,581,189	2,476,169	4,475	7,007	2,532	3.0	4.7	1.7
高齢者保健福祉費	4,174,062	4,108,205	11,812	11,626	-186	7.9	7.8	-0.1
清掃費	4,958,425	4,240,102	14,032	11,999	-2,033	9.4	8.0	-1.4
産業経済費	587,113	813,231	1,662	2,301	639	1.1	1.5	0.4
農業行政費	136,030	441,087	385	1,248	863	0.3	0.8	0.5
商工行政費	436,827	207,507	1,236	587	-649	0.8	0.4	-0.4
その他の産業経済費	14,256	164,637	40	466	426	0.0	0.3	0.3
その他の行政費	7,569,953	12,998,026	21,423	36,784	15,361	14.3	24.6	10.3
徴税費	1,115,733	944,540	3,157	2,673	-484	2.1	1.8	-0.3
戸籍住民基本台帳費	566,369	510,496	1,603	1,445	-158	1.1	1.0	-0.1
企画振興費	1,657,076							
その他の諸費	4,230,775	11,542,990	16,662	32,666	16,004	11.1	21.8	10.7
経常経費 計	36,506,534	50,690,000	103,312	143,451	40,139	69.1	95.9	26.8
投資的経費 計	11,428,219		32,341		-9,162	21.6		-6.1
(除・後年度事業費補正)	8,174,635	8,190,730	23,134	23,179	45	15.5	15.5	0.0
公債費 計	4,922,692		13,931		12,710	9.3		8.5
(公債費+後年度事業費補正)	8,176,276	9,413,803	23,139	26,641	3,502	15.5	17.8	2.3
合 計	52,857,445	68,294,533	149,584	193,271	43,687	100.0	129.2	29.2
(経常・公債費計)			117,243	170,092				

1) 財政力指数(単年度)
 $\frac{42,791,942}{52,857,445} = 0.8096$

2) 経常一般財源等 166,306

3) 対比指数
 $\frac{166,306}{149,584} \times 100 = 111.2$

4) 経常収支比率(%)
 $\frac{\text{対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{111.2}{1.2699} = 87.6$

※本来の経常収支比率(%)
 $\frac{58,766,048}{67,155,248} = 87.5$

参考) 臨時一財等充當経費を分子に加えた対比指数(修正対比指数)
 $\frac{187,340}{149,584} \times 100 = 125.2$

修正経常収支比率(%)
 $\frac{\text{修正対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{125.2}{1.2699} = 98.6$

(住民1人当り・円)

- 基準財政収入額 42,791,942 121,099
- 経常一財等充當経費 58,766,048 166,306
- 臨時一財等充當経費 7,432,718 21,034

(住民1人当り・円)

- 経常一般財源等総額 65,626,248 185,720
- ・減税補てん償 83,300 236
- ・臨時財政対策債 1,445,700 4,091
- 後年度事業費補正 3,253,584 9,208

団体名 貝塚市

住基人口 88,326人

	需要額(千円)	支出額(千円)	住民1人当り(円)			需要額	支出額	乖離度
			需要額	支出額	乖離額			
消防費	1,177,375	842,173	13,330	9,535	-3,795	8.0	5.8	-2.2
土木費	598,128	907,998	6,772	10,280	3,508	4.1	6.2	2.1
道路橋りょう費	140,788	185,018	1,594	2,095	501	1.0	1.3	0.3
港湾費		18,487	0	209	209	0.0	0.1	0.1
都市計画費	129,552	157,406	1,467	1,782	315	0.9	1.1	0.2
公園費	76,531	134,681	866	1,525	659	0.5	0.9	0.4
下水道費	96,711	114,888	1,095	1,301	206	0.7	0.8	0.1
その他の土木費	154,546	297,518	1,750	3,368	1,618	1.1	2.0	0.9
教育費	1,821,113	2,138,539	20,618	24,212	3,594	12.4	14.6	2.2
小学校費	606,863	671,024	6,871	7,597	726	4.1	4.6	0.5
中学校費	275,047	159,318	3,114	1,804	-1,310	1.9	1.1	-0.8
高等学校費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
その他の教育費	939,203	1,308,197	10,633	14,811	4,178	6.4	8.9	2.5
厚生費	4,482,621	7,172,569	50,751	81,206	30,455	30.6	49.0	18.4
生活保護費	478,267	448,477	5,415	5,078	-337	3.3	3.1	-0.2
社会福祉費	749,498	2,389,994	8,486	27,059	18,573	5.1	16.3	11.2
保健衛生費	1,038,501	1,743,992	11,758	19,745	7,987	7.1	11.9	4.8
高齢者保健福祉費	1,246,206	1,136,723	14,109	12,870	-1,239	8.5	7.8	-0.7
清掃費	970,149	1,453,383	10,984	16,455	5,471	6.6	9.9	3.3
産業経済費	197,674	247,205	2,238	2,799	561	1.4	1.7	0.3
農業行政費	71,779	142,023	813	1,608	795	0.5	1.0	0.5
商工行政費	121,467	103,665	1,375	1,174	-201	0.8	0.7	-0.1
その他の産業経済費	4,428	1,517	50	17	-33	0.0	0.0	0.0
その他の行政費	2,158,705	3,804,746	24,440	43,076	18,636	14.8	26.0	11.2
徴税費	288,662	302,383	3,268	3,423	155	2.0	2.1	0.1
戸籍住民基本台帳費	160,063	105,143	1,812	1,190	-622	1.1	0.7	-0.4
企画振興費	462,247							
その他の諸費	1,247,733	3,397,220	19,360	38,462	19,102	11.7	23.2	11.5
経常経費 計	10,435,616	15,113,230	118,149	171,107	52,958	71.3	103.3	32.0
投資的経費 計	3,233,186		36,605		-28,325	22.1		-17.1
(除・後年度事業費補正)	2,275,886	731,320	25,767	8,280	-17,487	15.6	5.0	-10.6
公債費 計	964,834		10,924		25,631	6.6		15.5
(公債費+後年度事業費補正)	1,922,134	3,228,754	21,762	36,555	14,793	13.1	22.1	9.0
合 計	14,633,636	19,073,304	165,678	215,942	50,264	100.0	130.3	30.3
(経常・公債費計)			129,073	207,662				

1) 財政力指数(単年度)
 $\frac{9,209,748}{14,633,636} = 0.6294$

2) 経常一般財源等 200,913

3) 対比指数
 $\frac{200,913}{165,678} \times 100 = 121.3$

4) 経常収支比率(%)
 $\frac{\text{対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{121.3}{1.2098} = 100.3$

※本来の経常収支比率(%)
 $\frac{17,745,840}{17,929,878} = 99.0$

参考) 臨時一財等充當経費を分子に加えた対比指数(修正対比指数)
 $\frac{233,267}{165,678} \times 100 = 140.8$

修正経常収支比率(%)
 $\frac{\text{修正対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{140.8}{1.2098} = 116.4$

(住民1人当り・円)

- 基準財政収入額 9,209,748 104,270
- 経常一財等充當経費 17,745,840 200,913
- 臨時一財等充當経費 2,857,670 32,354

(住民1人当り・円)

- 経常一般財源等総額 17,410,578 197,117
- ・減税補てん償 129,800 1,470
- ・臨時財政対策債 389,500 4,410
- 後年度事業費補正 957,300 10,838

団体名 守口市

住基人口 149,649 人

	需要額(千円)	支出額(千円)	住民1人当り(円)			需要額	支出額	乖離度
			需要額	支出額	乖離額			
消防費	2,105,962	2,261,956	14,073	15,115	1,042	8.4	9.1	0.7
土木費	1,252,654	2,315,419	8,371	15,472	7,101	5.0	9.3	4.3
道路橋りょう費	175,802	548,787	1,175	3,667	2,492	0.7	2.2	1.5
港湾費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
都市計画費	252,984	602,498	1,691	4,026	2,335	1.0	2.4	1.4
公園費	145,061	514,123	969	3,436	2,467	0.6	2.1	1.5
下水道費	370,642	424,704	2,477	2,838	361	1.5	1.7	0.2
その他の土木費	308,165	225,307	2,059	1,506	-553	1.2	0.9	-0.3
教育費	2,874,267	4,687,855	19,207	31,326	12,119	11.5	18.8	7.3
小学校費	942,700	1,355,408	6,299	9,057	2,758	3.8	5.4	1.6
中学校費	482,403	400,591	3,224	2,677	-547	1.9	1.6	-0.3
高等学校費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
その他の教育費	1,449,164	2,931,856	9,684	19,592	9,908	5.8	11.7	5.9
厚生費	7,605,220	12,157,055	50,820	81,237	30,417	30.4	48.7	18.3
生活保護費	1,226,121	1,383,845	8,193	9,247	1,054	4.9	5.5	0.6
社会福祉費	1,159,411	5,474,970	7,748	36,585	28,837	4.6	21.9	17.3
保健衛生費	1,181,273	1,409,446	7,894	9,418	1,524	4.7	5.6	0.9
高齢者保健福祉費	1,986,420	1,978,678	13,274	13,222	-52	7.9	7.9	0.0
清掃費	2,051,995	1,910,116	13,712	12,764	-948	8.2	7.6	-0.6
産業経済費	252,986	238,096	1,691	1,591	-100	1.0	1.0	0.0
農業行政費	22,585	90,908	151	607	456	0.1	0.4	0.3
商工行政費	229,213	147,188	1,532	984	-548	0.9	0.6	-0.3
その他の産業経済費	1,188	0	8	0	-8	0.0	0.0	0.0
その他の行政費	3,753,945	5,010,854	25,085	33,484	8,399	15.0	20.1	5.1
徴税費	559,758	608,597	3,740	4,067	327	2.2	2.4	0.2
戸籍住民基本台帳費	300,505	473,357	2,008	3,163	1,155	1.2	1.9	0.7
企画振興費	819,542							
その他の諸費	2,074,140	3,928,900	19,336	26,254	6,918	11.6	15.7	4.1
經常経費 計	17,845,034	26,671,235	119,246	178,225	58,979	71.4	106.7	35.3
投資的経費 計	4,812,509	938,966	32,159	6,274	-25,885	19.3	-15.5	-34.8
(除・後年度事業費補正)	3,898,986		26,054		-19,780	15.6		-11.8
公債費 計	2,330,176	5,657,540	15,571	37,805	22,234	9.3	22.6	13.3
(公債費+後年度事業費補正)	3,243,699		21,675		16,130	13.0		9.6
合 計	24,987,719	33,267,741	166,976	222,305	55,329	100.0	133.1	33.1
(經常・公債費計)			134,817	216,031				

1) 財政力指数(単年度)
 $\frac{20,169,221}{24,987,719} = 0.8072$

2) 經常一般財源等 227,785

3) 対比指数
 $\frac{227,785}{166,976} \times 100 = 136.4$

4) 經常収支比率(%)
 $\frac{\text{対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{136.4}{1.2691} = 107.5$

※本来の經常収支比率(%)
 $\frac{34,087,795}{32,021,933} = 106.5$

参考) 臨時一財等充當経費を分子に加えた対比指数(修正対比指数)
 $\frac{241,535}{166,976} \times 100 = 144.7$

修正經常収支比率(%)
 $\frac{\text{修正対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{144.7}{1.2691} = 114.0$

(住民1人当り・円)

- 基準財政収入額 20,169,221
- 經常一財等充當経費 34,087,795
- 臨時一財等充當経費 2,057,726

(住民1人当り・円)

- 經常一般財源等総額 30,984,133
- ・ 減税補てん償 302,400
- ・ 臨時財政対策債 735,400
- 後年度事業費補正 913,523

団体名 枚方市

住基人口 401,753 人

	需要額(千円)	支出額(千円)	住民1人当り(円)			需要額	支出額	乖離度
			需要額	支出額	乖離額			
消防費	4,923,669	5,149,171	12,255	12,817	562	8.4	8.8	0.4
土木費	2,994,752	3,828,618	7,454	9,530	2,076	5.1	6.5	1.4
道路橋りょう費	491,782	1,066,434	1,224	2,654	1,430	0.8	1.8	1.0
港湾費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
都市計画費	652,423	964,969	1,624	2,402	778	1.1	1.6	0.5
公園費	400,379	963,620	997	2,399	1,402	0.7	1.6	0.9
下水道費	787,652	333,594	1,961	830	-1,131	1.3	0.6	-0.7
その他の土木費	662,516	500,001	1,649	1,245	-404	1.1	0.9	-0.2
教育費	7,224,032	10,525,834	17,981	26,200	8,219	12.3	18.0	5.7
小学校費	2,593,467	3,976,102	6,455	9,897	3,442	4.4	6.8	2.4
中学校費	1,281,044	922,511	3,189	2,296	-893	2.2	1.6	-0.6
高等学校費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
その他の教育費	3,349,521	5,627,221	8,337	14,007	5,670	5.7	9.6	3.9
厚生費	16,907,128	24,980,248	42,083	62,178	20,095	28.9	42.7	13.8
生活保護費	2,051,063	1,763,357	5,105	4,389	-716	3.5	3.0	-0.5
社会福祉費	2,781,353	9,815,404	6,923	24,431	17,508	4.8	16.8	12.0
保健衛生費	2,368,365	3,630,590	5,895	9,037	3,142	4.0	6.2	2.2
高齢者保健福祉費	4,139,073	4,102,863	10,303	10,212	-91	7.1	7.0	-0.1
清掃費	5,567,274	5,668,034	13,857	14,108	251	9.5	9.7	0.2
産業経済費	679,772	518,955	1,692	1,292	-400	1.2	0.9	-0.3
農業行政費	124,348	298,112	310	742	432	0.2	0.5	0.3
商工行政費	550,456	220,843	1,370	550	-820	0.9	0.4	-0.5
その他の産業経済費	4,968	0	12	0	-12	0.0	0.0	0.0
その他の行政費	8,334,016	11,526,909	20,744	28,692	7,948	14.2	19.7	5.5
徴税費	1,226,458	1,351,319	3,053	3,364	311	2.1	2.3	0.2
戸籍住民基本台帳費	611,673	704,554	1,523	1,754	231	1.0	1.2	0.2
企画振興費	1,830,980							
その他の諸費	4,664,905	9,471,036	16,169	23,574	7,405	11.1	16.2	5.1
經常経費 計	41,063,369	56,529,735	102,210	140,708	38,498	70.2	96.6	26.4
投資的経費 計	11,806,003	3,497,787	29,386	8,706	-20,680	20.2	-14.2	-34.4
(除・後年度事業費補正)	8,616,311		21,447		-12,741	14.7		-8.7
公債費 計	5,662,474	13,212,744	14,094	32,888	18,794	9.7	22.6	12.9
(公債費+後年度事業費補正)	8,852,166		22,034		10,854	15.1		7.5
合 計	58,531,846	73,240,266	145,691	182,302	36,611	100.0	125.1	25.1
(經常・公債費計)			116,305	173,596				

1) 財政力指数(単年度)
 $\frac{48,612,867}{58,531,846} = 0.8305$

2) 經常一般財源等 169,757

3) 対比指数
 $\frac{169,757}{145,691} \times 100 = 116.5$

4) 經常収支比率(%)
 $\frac{\text{対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{116.5}{1.2768} = 91.2$

※本来の經常収支比率(%)
 $\frac{68,200,206}{75,190,848} = 90.7$

参考) 臨時一財等充當経費を分子に加えた対比指数(修正対比指数)
 $\frac{196,805}{145,691} \times 100 = 135.1$

修正經常収支比率(%)
 $\frac{\text{修正対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{135.1}{1.2768} = 105.8$

(住民1人当り・円)

- 基準財政収入額 48,612,867
- 經常一財等充當経費 68,200,206
- 臨時一財等充當経費 10,866,654

(住民1人当り・円)

- 經常一般財源等総額 72,741,648
- ・ 減税補てん償 843,100
- ・ 臨時財政対策債 1,606,100
- 後年度事業費補正 3,189,692

団体名 茨木市

住基人口 257,577 人

	需要額(千円)	支出額(千円)	住民1人当り(円)			需要額	支出額	乖離度
			需要額	支出額	乖離額			
消費費	3,329,936	2,494,005	12,928	9,683	-3,245	8.7	6.5	-2.2
土木費	2,206,794	3,347,457	8,568	12,996	4,428	5.7	8.7	3.0
道路橋りょう費	416,020	642,885	1,615	2,496	881	1.1	1.7	0.6
港湾費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
都市計画費	421,759	846,185	1,637	3,285	1,648	1.1	2.2	1.1
公園費	275,707	702,454	1,070	2,727	1,657	0.7	1.8	1.1
下水道費	612,576	274,660	2,378	1,066	-1,312	1.6	0.7	-0.9
その他の土木費	480,732	881,273	1,866	3,421	1,555	1.2	2.3	1.1
教育費	5,014,271	8,271,554	19,467	32,113	12,646	13.0	21.5	8.5
小学校費	1,665,032	2,777,738	6,464	10,784	4,320	4.3	7.2	2.9
中学校費	832,825	847,182	3,233	3,289	56	2.2	2.2	0.0
高等学校費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
その他の教育費	2,516,414	4,646,634	9,770	18,040	8,270	6.5	12.1	5.6
厚生費	10,221,778	16,937,053	39,684	65,755	26,071	26.6	44.0	17.4
生活保護費	1,021,784	861,631	3,967	3,345	-622	2.7	2.2	-0.5
社会福祉費	1,804,508	7,858,410	7,006	30,509	23,503	4.7	20.4	15.7
保健衛生費	1,043,189	1,842,984	4,050	7,155	3,105	2.7	4.8	2.1
高齢者保健福祉費	2,729,113	2,670,591	10,595	10,368	-227	7.1	6.9	-0.2
清掃費	3,623,184	3,703,437	14,066	14,378	312	9.4	9.6	0.2
産業経済費	516,370	673,461	2,005	2,615	610	1.3	1.8	0.5
農業行政費	130,838	356,931	508	1,386	878	0.3	0.9	0.6
商工行政費	380,348	292,763	1,477	1,137	-340	1.0	0.8	-0.2
その他の産業経済費	5,184	23,767	20	92	72	0.0	0.1	0.1
その他の行政費	5,811,418	7,269,345	22,562	28,222	5,660	15.1	18.9	3.8
徴税費	840,505	512,082	3,263	1,988	-1,275	2.2	1.3	-0.9
戸籍住民基本台帳費	424,487	407,879	1,648	1,584	-64	1.1	1.1	0.0
企画振興費	1,287,358	6,349,384	17,651	24,650	6,999	11.8	16.5	4.7
その他の諸費	3,259,068							
経常経費 計	27,100,567	38,992,875	105,213	151,383	46,170	70.4	101.3	30.9
投資的経費 計	7,567,609	6,626,134	29,380	25,725	-3,655	19.7	17.2	-2.5
(除・後年度事業費補正)	5,455,325		21,179		4,546	14.2		3.0
公債費 計	3,820,242	5,516,876	14,831	21,418	6,587	9.9	14.3	4.4
(公債費+後年度事業費補正)	5,932,526		23,032		-1,614	15.4		-1.1
合 計	38,488,418	51,135,885	149,425	198,527	49,102	100.0	132.9	32.9
(経常・公債費計)			120,045	172,802				

1) 財政力指数(単年度)
 $\frac{36,080,485}{38,488,418} = 0.9374$

2) 経常一般財源等 170,885

3) 対比指数
 $\frac{170,885}{149,425} \times 100 = 114.4$

4) 経常収支比率(%)
 $\frac{\text{対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{114.4}{1.3125} = 87.2$

※本来の経常収支比率(%)
 $\frac{44,016,050}{51,453,673} = 85.5$

参考) 臨時一財等充当経費を分子に加えた対比指数(修正対比指数)
 $\frac{191,301}{149,425} \times 100 = 128.0$

修正経常収支比率(%)
 $\frac{\text{修正対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{128}{1.3125} = 97.5$

	(住民1人当り・円)		(住民1人当り・円)	
○ 基準財政収入額	36,080,485	140,077	○ 経常一般財源等総額	49,883,673 193,665
○ 経常一財等充当経費	44,016,050	170,885	・減税補てん債	614,000 2,384
○ 臨時一財等充当経費	5,258,649	20,416	・臨時財政対策債	956,000 3,712
			○ 後年度事業費補正	2,112,284 8,201

団体名 八尾市

住基人口 268,012 人

	需要額(千円)	支出額(千円)	住民1人当り(円)			需要額	支出額	乖離度
			需要額	支出額	乖離額			
消費費	3,325,293	2,501,971	12,407	9,335	-3,072	8.0	6.0	-2.0
土木費	1,943,982	1,921,538	7,253	7,170	-83	4.7	4.6	-0.1
道路橋りょう費	366,976	513,957	1,369	1,918	549	0.9	1.2	0.3
港湾費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
都市計画費	444,170	487,986	1,657	1,821	164	1.1	1.2	0.1
公園費	253,631	238,637	946	890	-56	0.6	0.6	0.0
下水道費	396,869	265,343	1,481	990	-491	1.0	0.6	-0.4
その他の土木費	482,336	415,615	1,800	1,551	-249	1.2	1.0	-0.2
教育費	5,151,278	7,852,153	19,220	29,298	10,078	12.3	18.8	6.5
小学校費	1,674,818	2,263,707	6,249	8,446	2,197	4.0	5.4	1.4
中学校費	855,291	659,031	3,191	2,459	-732	2.0	1.6	-0.4
高等学校費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
その他の教育費	2,621,169	4,929,415	9,780	18,393	8,613	6.3	11.8	5.5
厚生費	12,677,939	20,043,204	47,304	74,785	27,481	30.4	48.0	17.6
生活保護費	2,091,278	2,189,869	7,803	8,171	368	5.0	5.2	0.2
社会福祉費	1,866,366	7,670,835	6,964	28,621	21,657	4.5	18.4	13.9
保健衛生費	1,811,188	2,964,322	6,758	11,060	4,302	4.3	7.1	2.8
高齢者保健福祉費	3,370,763	3,287,526	12,577	12,266	-311	8.1	7.9	-0.2
清掃費	3,538,344	3,930,652	13,202	14,666	1,464	8.5	9.4	0.9
産業経済費	509,382	261,909	1,901	977	-924	1.2	0.6	-0.6
農業行政費	113,705	122,257	424	456	32	0.3	0.3	0.0
商工行政費	392,329	139,652	1,464	521	-943	0.9	0.3	-0.6
その他の産業経済費	3,348	0	12	0	-12	0.0	0.0	0.0
その他の行政費	5,940,129	8,898,313	22,164	33,201	11,037	14.2	21.3	7.1
徴税費	846,558	550,454	3,159	2,054	-1,105	2.0	1.3	-0.7
戸籍住民基本台帳費	453,174	637,613	1,691	2,379	688	1.1	1.5	0.4
企画振興費	1,334,852	7,710,246	17,314	28,768	11,454	11.1	18.5	7.4
その他の諸費	3,305,545							
経常経費 計	29,548,003	41,479,088	110,249	154,766	44,517	70.8	99.4	28.6
投資的経費 計	8,551,347	4,174,477	31,907	15,576	-16,331	20.5	10.0	-10.5
(除・後年度事業費補正)	5,545,969		20,693		-5,117	13.3		-3.3
公債費 計	3,622,285	9,048,422	13,515	33,761	20,246	8.7	21.7	13.0
(公債費+後年度事業費補正)	6,627,663		24,729		9,032	15.9		5.8
合 計	41,721,635	54,701,987	155,671	204,103	48,432	100.0	131.1	31.1
(経常・公債費計)			123,764	188,527				

1) 財政力指数(単年度)
 $\frac{33,736,804}{41,721,635} = 0.8086$

2) 経常一般財源等 186,615

3) 対比指数
 $\frac{186,615}{155,671} \times 100 = 119.9$

4) 経常収支比率(%)
 $\frac{\text{対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{119.9}{1.2695} = 94.4$

※本来の経常収支比率(%)
 $\frac{50,015,142}{53,666,569} = 93.2$

参考) 臨時一財等充当経費を分子に加えた対比指数(修正対比指数)
 $\frac{208,496}{155,671} \times 100 = 133.9$

修正経常収支比率(%)
 $\frac{\text{修正対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{133.9}{1.2695} = 105.5$

	(住民1人当り・円)		(住民1人当り・円)	
○ 基準財政収入額	33,736,804	125,878	○ 経常一般財源等総額	52,130,169 194,507
○ 経常一財等充当経費	50,015,142	186,615	・減税補てん債	555,100 2,071
○ 臨時一財等充当経費	5,864,382	21,881	・臨時財政対策債	981,300 3,661
			○ 後年度事業費補正	3,005,378 11,214

団体名 泉佐野市

住基人口 99,208 人

	需要額(千円)	支出額(千円)	住民1人当り(円)			需要額	支出額	乖離度
			需要額	支出額	乖離額			
消防費	1,246,844	966,263	12,568	9,740	-2,828	7.5	5.8	-1.7
土木費	597,624	1,184,581	6,024	11,940	5,916	3.6	7.1	3.5
道路橋りょう費	147,742	200,371	1,489	2,020	531	0.9	1.2	0.3
港湾費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
都市計画費	139,144	371,813	1,403	3,748	2,345	0.8	2.2	1.4
公園費	86,307	227,704	870	2,295	1,425	0.5	1.4	0.9
下水道費	60,082	81,375	606	820	214	0.4	0.5	0.1
その他の土木費	164,349	303,318	1,657	3,057	1,400	1.0	1.8	0.8
教育費	1,870,685	2,629,717	18,856	26,507	7,651	11.3	15.8	4.5
小学校費	649,716	664,258	6,549	6,696	147	3.9	4.0	0.1
中学校費	282,496	180,486	2,848	1,819	-1,029	1.7	1.1	-0.6
高等学校費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
その他の教育費	938,473	1,784,973	9,460	17,992	8,532	5.7	10.7	5.0
厚生費	4,905,057	8,810,188	49,442	88,805	39,363	29.5	53.1	23.6
生活保護費	474,879	468,081	4,787	4,718	-69	2.9	2.8	-0.1
社会福祉費	835,028	3,470,851	8,417	34,986	26,569	5.0	20.9	15.9
保健衛生費	1,249,849	1,876,757	12,598	18,917	6,319	7.5	11.3	3.8
高齢者保健福祉費	1,354,147	951,232	13,650	9,588	-4,062	8.2	5.7	-2.5
清掃費	991,154	2,043,267	9,991	20,596	10,605	6.0	12.3	6.3
産業経済費	236,586	376,505	2,385	3,795	1,410	1.4	2.3	0.9
農業行政費	91,834	185,843	926	1,873	947	0.6	1.1	0.5
商工行政費	127,040	184,660	1,281	1,861	580	0.8	1.1	0.3
その他の産業経済費	17,712	6,002	179	60	-119	0.1	0.0	-0.1
その他の行政費	2,343,448	4,114,818	23,622	41,477	17,855	14.1	24.8	10.7
徴税費	338,113	421,758	3,408	4,251	843	2.0	2.5	0.5
戸籍住民基本台帳費	180,721	88,017	1,822	887	-935	1.1	0.5	-0.6
企画振興費	496,722							
その他の諸費	1,327,892	3,605,043	18,392	36,338	17,946	11.0	21.7	10.7
経常経費 計	11,200,244	18,082,072	112,897	182,264	69,367	67.4	108.9	41.5
投資的経費 計	3,840,184		38,708		-31,338	23.1		-18.7
(除・後年度事業費補正)	2,455,114	731,120	24,747	7,370	-17,377	14.8	4.4	-10.4
公債費 計	1,565,453		15,780		39,745	9.4		23.8
(公債費+後年度事業費補正)	2,950,523	5,508,481	29,741	55,525	25,784	17.8	33.2	15.4
合 計	16,605,881	24,321,673	167,384	245,158	77,774	100.0	146.5	46.5
(経常・公債費計)			128,676	237,788				

1) 財政力指数(単年度)
 $\frac{16,752,735}{16,605,881} = 1.0088$

2) 経常一般財源等 240,770

3) 対比指数
 $\frac{240,770}{167,384} \times 100 = 143.8$

4) 経常収支比率(%)
 $\frac{\text{対比指数}}{4/3 \times \text{財政力指数}(\%)}$ ※不交付
 $= \frac{143.8}{1.3451} = 106.9$

※本来の経常収支比率(%)
 $= \frac{23,886,323}{22,751,127} = 105.0$

参考) 臨時一財等充当経費を分子に加えた対比指数(修正対比指数)
 $\frac{288,012}{167,384} \times 100 = 172.1$

修正経常収支比率(%)
 $\frac{\text{修正対比指数}}{4/3 \times \text{財政力指数}(\%)}$ ※不交付
 $= \frac{172.1}{1.3451} = 127.9$

(住民1人当り・円)

- 基準財政収入額 16,752,735 168,865
- 経常一財等充当経費 23,886,323 240,770
- 臨時一財等充当経費 4,686,829 47,242

(住民1人当り・円)

- 経常一般財源等総額 22,169,227 223,462
- ・減税補てん償 161,700 1,630
- ・臨時財政対策債 420,200 4,236
- 後年度事業費補正 1,385,070 13,961

団体名 富田林市

住基人口 125,447 人

	需要額(千円)	支出額(千円)	住民1人当り(円)			需要額	支出額	乖離度
			需要額	支出額	乖離額			
消防費	1,639,807	911,265	13,072	7,264	-5,808	8.7	4.8	-3.9
土木費	979,481	1,120,447	7,808	8,932	1,124	5.2	5.9	0.7
道路橋りょう費	219,478	372,873	1,750	2,972	1,222	1.2	2.0	0.8
港湾費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
都市計画費	189,955	137,221	1,514	1,094	-420	1.0	0.7	-0.3
公園費	121,915	394,679	972	3,146	2,174	0.6	2.1	1.5
下水道費	239,070	27,392	1,906	218	-1,688	1.3	0.1	-1.2
その他の土木費	209,063	188,282	1,667	1,501	-166	1.1	1.0	-0.1
教育費	2,658,871	3,469,235	21,195	27,655	6,460	14.1	18.3	4.2
小学校費	890,297	1,118,828	7,097	8,919	1,822	4.7	5.9	1.2
中学校費	434,085	346,923	3,460	2,765	-695	2.3	1.8	-0.5
高等学校費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
その他の教育費	1,334,489	2,003,484	10,638	15,971	5,333	7.1	10.6	3.5
厚生費	5,361,908	9,005,948	42,742	71,791	29,049	28.4	47.6	19.2
生活保護費	792,057	616,097	6,314	4,911	-1,403	4.2	3.3	-0.9
社会福祉費	919,449	3,901,090	7,329	31,098	23,769	4.9	20.6	15.7
保健衛生費	620,889	816,406	4,949	6,508	1,559	3.3	4.3	1.0
高齢者保健福祉費	1,552,285	1,803,804	12,374	14,379	2,005	8.2	9.5	1.3
清掃費	1,477,228	1,868,551	11,776	14,895	3,119	7.8	9.9	2.1
産業経済費	281,413	275,303	2,243	2,195	-48	1.5	1.5	0.0
農業行政費	113,705	167,128	906	1,332	426	0.6	0.9	0.3
商工行政費	165,224	108,175	1,317	862	-455	0.9	0.6	-0.3
その他の産業経済費	2,484	0	20	0	-20	0.0	0.0	0.0
その他の行政費	2,926,990	4,447,134	23,332	35,450	12,118	15.5	23.5	8.0
徴税費	397,923	400,227	3,172	3,190	18	2.1	2.1	0.0
戸籍住民基本台帳費	200,164	184,250	1,596	1,469	-127	1.1	1.0	-0.1
企画振興費	647,115							
その他の諸費	1,681,788	3,862,657	18,565	30,791	12,226	12.3	20.4	8.1
経常経費 計	13,848,470	19,229,332	110,393	153,287	42,894	73.2	101.7	28.5
投資的経費 計	3,995,745		31,852		-20,842	21.1		-13.8
(除・後年度事業費補正)	2,867,156	1,381,157	22,856	11,010	-11,846	15.2	7.3	-7.9
公債費 計	1,064,212		8,483		15,010	5.6		10.0
(公債費+後年度事業費補正)	2,192,801	2,947,188	17,480	23,493	6,013	11.6	15.6	4.0
合 計	18,908,427	23,557,677	150,728	187,790	37,062	100.0	124.6	24.6
(経常・公債費計)			118,876	176,780				

1) 財政力指数(単年度)
 $\frac{12,746,990}{18,908,427} = 0.6741$

2) 経常一般財源等 169,432

3) 対比指数
 $\frac{169,432}{150,728} \times 100 = 112.4$

4) 経常収支比率(%)
 $\frac{\text{対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})}$
 $= \frac{112.4}{1.2247} = 91.8$

※本来の経常収支比率(%)
 $= \frac{21,254,688}{23,156,800} = 91.8$

参考) 臨時一財等充当経費を分子に加えた対比指数(修正対比指数)
 $\frac{188,363}{150,728} \times 100 = 125.0$

修正経常収支比率(%)
 $\frac{\text{修正対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})}$
 $= \frac{125}{1.2247} = 102.1$

(住民1人当り・円)

- 基準財政収入額 12,746,990 101,613
- 経常一財等充当経費 21,254,688 169,432
- 臨時一財等充当経費 2,374,886 18,931

(住民1人当り・円)

- 経常一般財源等総額 22,423,900 178,752
- ・減税補てん償 226,900 1,809
- ・臨時財政対策債 506,000 4,034
- 後年度事業費補正 1,128,589 8,997

団体名 寝屋川市

住基人口 248,464 人

	需要額(千円)	支出額(千円)	住民1人当たり(円)			需要額	支出額	乖離度
			需要額	支出額	乖離額			
消防費	3,239,227	3,526,205	13,037	14,192	1,155	8.8	9.6	0.8
土木費	1,852,809	2,177,673	7,457	8,765	1,308	5.0	5.9	0.9
道路橋りょう費	208,010	292,614	837	1,178	341	0.6	0.8	0.2
港湾費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
都市計画費	422,103	870,724	1,699	3,504	1,805	1.1	2.4	1.3
公園費	251,069	386,400	1,010	1,555	545	0.7	1.0	0.3
下水道費	501,032	362,903	2,017	1,461	-556	1.4	1.0	-0.4
その他の土木費	470,595	265,032	1,894	1,067	-827	1.3	0.7	-0.6
教育費	4,525,931	5,881,339	18,216	23,671	5,455	12.3	15.9	3.6
小学校費	1,528,163	2,196,924	6,150	8,842	2,692	4.1	6.0	1.9
中学校費	745,697	520,853	3,001	2,096	-905	2.0	1.4	-0.6
高等学校費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
その他の教育費	2,252,071	3,163,562	9,064	12,732	3,668	6.1	8.6	2.5
厚生費	11,078,839	17,395,973	44,589	70,014	25,425	30.0	47.1	17.1
生活保護費	1,509,702	1,492,007	6,076	6,005	-71	4.1	4.0	-0.1
社会福祉費	1,926,294	8,268,706	7,753	33,279	25,526	5.2	22.4	17.2
保健衛生費	1,415,029	1,003,531	5,695	4,039	-1,656	3.8	2.7	-1.1
高齢者保健福祉費	2,739,147	2,669,632	11,024	10,745	-279	7.4	7.2	-0.2
清掃費	3,488,667	3,962,097	14,041	15,946	1,905	9.4	10.7	1.3
産業経済費	436,392	428,470	1,756	1,724	-32	1.2	1.2	0.0
農業行政費	64,446	216,108	259	870	611	0.2	0.6	0.4
商工行政費	369,678	212,362	1,488	855	-633	1.0	0.6	-0.4
その他の産業経済費	2,268	0	9	0	-9	0.0	0.0	0.0
その他の行政費	5,678,264	8,308,534	22,853	33,440	10,587	15.4	22.5	7.1
徴税費	836,441	787,981	3,366	3,171	-195	2.3	2.1	-0.2
戸籍住民基本台帳費	427,191	300,689	1,719	1,210	-509	1.2	0.8	-0.4
企画振興費	1,258,640	7,219,864	17,768	29,058	11,290	12.0	19.6	7.6
その他の諸費	3,155,992							
経常経費 計	26,811,462	37,718,194	107,909	151,805	43,896	72.6	102.2	29.6
投資的経費 計	6,680,564		26,887		-20,507	18.1		-13.8
(除・後年度事業費補正)	4,806,642	1,585,136	19,345	6,380	-12,965	13.0	4.3	-8.7
公債費 計	3,425,487	6,989,710	13,787	28,132	14,345	9.3	18.9	9.6
(公債費+後年度事業費補正)	5,299,409		21,329		6,803	14.4		4.5
合 計	36,917,513	46,293,040	148,583	186,317	37,734	100.0	125.4	25.4
(経常・公債費計)			121,696	179,937				

1) 財政力指数(単年度)	24,907,648	=	0.6747
	36,917,513		
2) 経常一般財源等	175,629		
3) 対比指数	175,629	×100=	118.2
	148,583		
4) 経常収支比率(%)	対比指数		
	1 + (1/3 × 財政力指数)		
	118.2	=	96.5
	1.2249		
※本来の経常収支比率(%)	43,637,525	=	95.6
	45,632,431		
参考) 臨時一財等充当経費を分子に加えた対比指数(修正対比指数)	195,130	×100=	131.3
	148,583		
修正経常収支比率(%)	修正対比指数		
	1 + (1/3 × 財政力指数)		
	131.3	=	107.2
	1.2249		

		(住民1人当たり・円)		(住民1人当たり・円)
○ 基準財政収入額	24,907,648	100,247	○ 経常一般財源等総額	44,287,931
○ 経常一財等充当経費	43,637,525	175,629	・ 減税補てん償	437,100
○ 臨時一財等充当経費	4,845,317	19,501	・ 臨時財政対策債	907,400
			○ 後年度事業費補正	1,873,922
				7,542

団体名 河内長野市

住基人口 121,717 人

	需要額(千円)	支出額(千円)	住民1人当たり(円)			需要額	支出額	乖離度
			需要額	支出額	乖離額			
消防費	1,587,463	1,094,199	13,042	8,990	-4,052	8.9	6.1	-2.8
土木費	986,535	1,293,424	8,105	10,626	2,521	5.5	7.2	1.7
道路橋りょう費	301,096	341,732	2,474	2,808	334	1.7	1.9	0.2
港湾費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
都市計画費	182,924	251,067	1,503	2,063	560	1.0	1.4	0.4
公園費	165,633	337,487	1,361	2,773	1,412	0.9	1.9	1.0
下水道費	134,275	89,258	1,103	733	-370	0.8	0.5	-0.3
その他の土木費	202,607	273,880	1,665	2,250	585	1.1	1.5	0.4
教育費	2,133,105	2,449,740	17,525	20,127	2,602	11.9	13.7	1.8
小学校費	784,667	694,035	6,447	5,702	-745	4.4	3.9	-0.5
中学校費	400,180	290,763	3,288	2,389	-899	2.2	1.6	-0.6
高等学校費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
その他の教育費	948,258	1,464,942	7,791	12,036	4,245	5.3	8.2	2.9
厚生費	4,930,454	7,221,831	40,508	59,333	18,825	27.6	40.4	12.8
生活保護費	524,928	383,420	4,313	3,150	-1,163	2.9	2.1	-0.8
社会福祉費	873,920	2,362,674	7,180	19,411	12,231	4.9	13.2	8.3
保健衛生費	547,364	1,113,726	4,497	9,150	4,653	3.1	6.2	3.1
高齢者保健福祉費	1,564,687	1,477,427	12,855	12,138	-717	8.8	8.3	-0.5
清掃費	1,419,555	1,884,584	11,663	15,483	3,820	7.9	10.5	2.6
産業経済費	288,938	462,630	2,374	3,801	1,427	1.6	2.6	1.0
農業行政費	94,235	172,820	774	1,420	646	0.5	1.0	0.5
商工行政費	159,603	171,592	1,311	1,410	99	0.9	1.0	0.1
その他の産業経済費	35,100	118,218	288	971	683	0.2	0.7	0.5
その他の行政費	2,842,226	4,009,435	23,351	32,941	9,590	15.9	22.4	6.5
徴税費	373,790	296,736	3,071	2,438	-633	2.1	1.7	-0.4
戸籍住民基本台帳費	190,244	180,005	1,563	1,479	-84	1.1	1.0	-0.1
企画振興費	625,904	3,532,694	18,717	29,024	10,307	12.7	19.8	7.1
その他の諸費	1,652,288							
経常経費 計	12,768,721	16,531,259	104,905	135,817	30,912	71.4	92.5	21.1
投資的経費 計	3,928,617		32,277		-12,921	22.0		-8.8
(除・後年度事業費補正)	2,834,447	2,355,964	23,287	19,356	-3,931	15.9	13.2	-2.7
公債費 計	1,183,597	4,417,541	9,724	36,294	26,570	6.6	24.7	18.1
(公債費+後年度事業費補正)	2,277,770		18,714		17,580	12.7		12.0
合 計	17,880,935	23,304,764	146,906	191,467	44,561	100.0	130.3	30.3
(経常・公債費計)			114,629	172,111				

1) 財政力指数(単年度)	13,362,930	=	0.7473
	17,880,935		
2) 経常一般財源等	167,876		
3) 対比指数	167,876	×100=	114.3
	146,906		
4) 経常収支比率(%)	対比指数		
	1 + (1/3 × 財政力指数)		
	114.3	=	91.5
	1.2491		
※本来の経常収支比率(%)	20,433,392	=	92.0
	22,221,781		
参考) 臨時一財等充当経費を分子に加えた対比指数(修正対比指数)	182,997	×100=	124.6
	146,906		
修正経常収支比率(%)	修正対比指数		
	1 + (1/3 × 財政力指数)		
	124.6	=	99.8
	1.2491		

		(住民1人当たり・円)		(住民1人当たり・円)
○ 基準財政収入額	13,362,930	109,787	○ 経常一般財源等総額	21,472,081
○ 経常一財等充当経費	20,433,392	167,876	・ 減税補てん償	247,800
○ 臨時一財等充当経費	1,840,423	15,121	・ 臨時財政対策債	501,900
			○ 後年度事業費補正	1,094,173
				8,989

団体名 松原市

住基人口 131,043 人

	需要額(千円)	支出額(千円)	住民1人当り(円)			需要額	支出額	乖離度
			需要額	支出額	乖離額			
消防費	1,805,485	993,688	13,778	7,583	-6,195	8.5	4.7	-3.8
土木費	875,539	879,285	6,681	6,710	29	4.1	4.1	0.0
道路橋りょう費	118,462	213,900	904	1,632	728	0.6	1.0	0.4
港湾費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
都市計画費	214,182	193,649	1,634	1,478	-156	1.0	0.9	-0.1
公園費	119,140	163,788	909	1,250	341	0.6	0.8	0.2
下水道費	199,922	114,651	1,526	875	-651	0.9	0.5	-0.4
その他の土木費	223,833	193,297	1,708	1,475	-233	1.1	0.9	-0.2
教育費	2,628,336	3,414,733	20,057	26,058	6,001	12.4	16.1	3.7
小学校費	823,971	1,255,393	6,288	9,580	3,292	3.9	5.9	2.0
中学校費	396,414	426,604	3,025	3,255	230	1.9	2.0	0.1
高等学校費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
その他の教育費	1,407,951	1,732,736	10,744	13,223	2,479	6.6	8.2	1.6
厚生費	6,461,011	10,851,389	49,305	82,808	33,503	30.5	51.2	20.7
生活保護費	949,372	850,952	7,245	6,494	-751	4.5	4.0	-0.5
社会福祉費	960,117	3,805,230	7,327	29,038	21,711	4.5	17.9	13.4
保健衛生費	1,013,858	1,574,225	7,377	12,013	4,276	4.8	7.4	2.6
高齢者保健福祉費	1,823,032	1,727,729	13,912	13,184	-728	8.6	8.1	-0.5
清掃費	1,714,632	2,893,253	13,084	22,079	8,995	8.1	13.6	5.5
産業経済費	245,477	295,619	1,873	2,256	383	1.2	1.4	0.2
農業行政費	69,573	91,276	531	697	166	0.3	0.4	0.1
商工行政費	175,796	204,343	1,342	1,559	217	0.8	1.0	0.2
その他の産業経済費	108	0	1	0	-1	0.0	0.0	0.0
その他の行政費	3,172,362	4,627,978	24,209	35,316	11,107	15.0	21.8	6.8
徴税費	450,090	394,419	3,435	3,010	-425	2.1	1.9	-0.2
戸籍住民基本台帳費	230,981	177,270	1,763	1,353	-410	1.1	0.8	-0.3
企画振興費	703,949							
その他の諸費	1,787,342	4,056,289	19,011	30,954	11,943	11.7	19.1	7.4
經常経費 計	15,188,210	21,062,692	115,902	160,731	44,829	71.6	99.3	27.7
投資的経費 計	3,971,611		30,308		-28,328	18.7		-17.5
(除・後年度事業費補正)	2,848,933	259,445	21,740	1,980	-19,760	13.4	1.2	-12.2
公債費 計	2,042,441		15,586		-13,301	-9.6		-8.3
(公債費+後年度事業費補正)	3,165,119	3,785,498	24,153	28,887	4,734	14.9	17.9	3.0
合 計	21,202,262	25,107,635	161,796	191,598	29,802	100.0	118.4	18.4
(經常・公債費計)			131,488	189,618				

1) 財政力指数(単年度)
 $\frac{12,282,214}{21,202,262} = 0.5793$

2) 經常一般財源等 190,222

3) 対比指数
 $\frac{190,222}{161,796} \times 100 = 117.6$

4) 經常収支比率(%)
 $\frac{\text{対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{117.6}{1.1931} = 98.6$

※本来の經常収支比率(%)
 $\frac{24,927,292}{25,657,794} = 97.2$

参考) 臨時一財等充當経費を分子に加えた対比指数(修正対比指数)
 $\frac{215,919}{161,796} \times 100 = 133.5$

修正經常収支比率(%)
 $\frac{\text{修正対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{133.5}{1.1931} = 111.9$

	(住民1人当り・円)		(住民1人当り・円)	
○ 基準財政収入額	12,282,214	93,727	○ 經常一般財源等総額	24,921,094
○ 經常一財等充當経費	24,927,292	190,222	・ 減税補てん債	205,000
○ 臨時一財等充當経費	3,367,425	25,697	・ 臨時財政対策債	531,700
			○ 後年度事業費補正	1,122,678
				8,567

団体名 大東市

住基人口 126,833 人

	需要額(千円)	支出額(千円)	住民1人当り(円)			需要額	支出額	乖離度
			需要額	支出額	乖離額			
消防費	1,689,626	1,356,579	13,322	10,696	-2,626	9.2	7.4	-1.8
土木費	876,997	1,055,545	6,915	8,322	1,407	4.8	5.7	0.9
道路橋りょう費	124,806	389,420	984	3,070	2,086	0.7	2.1	1.4
港湾費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
都市計画費	202,366	111,703	1,596	881	-715	1.1	0.6	-0.5
公園費	113,419	99,229	894	782	-112	0.6	0.5	-0.1
下水道費	222,869	248,885	1,757	1,962	205	1.2	1.3	0.1
その他の土木費	213,537	206,308	1,684	1,627	-57	1.2	1.1	-0.1
教育費	2,290,244	3,136,483	18,057	24,729	6,672	12.4	17.0	4.6
小学校費	811,261	1,196,121	6,396	9,431	3,035	4.4	6.5	2.1
中学校費	402,623	340,814	3,174	2,687	-487	2.2	1.8	-0.4
高等学校費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
その他の教育費	1,076,360	1,599,548	8,486	12,611	4,125	5.8	8.7	2.9
厚生費	5,134,236	9,890,929	40,480	77,984	37,504	27.8	53.6	25.8
生活保護費	487,569	432,251	3,844	3,408	-436	2.6	2.3	-0.3
社会福祉費	1,028,424	4,738,598	8,108	37,361	29,253	5.6	25.7	20.1
保健衛生費	640,368	962,360	5,049	7,588	2,539	3.5	5.2	1.7
高齢者保健福祉費	1,428,215	1,528,881	11,261	12,054	793	7.7	8.3	0.6
清掃費	1,549,660	2,228,839	12,218	17,573	5,355	8.4	12.1	3.7
産業経済費	210,767	173,265	1,662	1,366	-296	1.1	0.9	-0.2
農業行政費	38,226	127,726	301	1,007	706	0.2	0.7	0.5
商工行政費	171,245	45,539	1,350	359	-991	0.9	0.2	-0.7
その他の産業経済費	1,296	0	10	0	-10	0.0	0.0	0.0
その他の行政費	3,049,214	4,723,387	24,041	37,241	13,200	16.5	25.6	9.1
徴税費	435,899	333,828	3,437	2,632	-805	2.4	1.8	-0.6
戸籍住民基本台帳費	217,678	169,722	1,716	1,338	-378	1.2	0.9	-0.3
企画振興費	689,310							
その他の諸費	1,706,327	4,219,837	18,888	33,271	14,383	13.0	22.9	9.9
經常経費 計	13,251,084	20,336,188	104,477	160,338	55,861	71.8	110.3	38.5
投資的経費 計	3,598,038		28,368		-16,375	19.5		-11.3
(除・後年度事業費補正)	2,757,976	1,521,066	21,745	11,993	-9,752	15.0	8.2	-6.8
公債費 計	1,594,528		12,572		-11,146	-8.6		-7.7
(公債費+後年度事業費補正)	2,434,590	3,008,230	19,195	23,718	4,523	13.2	16.3	3.1
合 計	18,443,650	24,865,484	145,417	196,049	50,632	100.0	134.8	34.8
(經常・公債費計)			117,049	184,056				

1) 財政力指数(単年度)
 $\frac{14,973,692}{18,443,650} = 0.8119$

2) 經常一般財源等 182,737

3) 対比指数
 $\frac{182,737}{145,417} \times 100 = 125.7$

4) 經常収支比率(%)
 $\frac{\text{対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{125.7}{1.2706} = 98.9$

※本来の經常収支比率(%)
 $\frac{23,177,133}{23,783,605} = 97.5$

参考) 臨時一財等充當経費を分子に加えた対比指数(修正対比指数)
 $\frac{201,903}{145,417} \times 100 = 138.8$

修正經常収支比率(%)
 $\frac{\text{修正対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{138.8}{1.2706} = 109.2$

	(住民1人当り・円)		(住民1人当り・円)	
○ 基準財政収入額	14,973,692	118,058	○ 經常一般財源等総額	23,042,605
○ 經常一財等充當経費	23,177,133	182,737	・ 減税補てん債	227,900
○ 臨時一財等充當経費	2,430,866	19,166	・ 臨時財政対策債	513,100
			○ 後年度事業費補正	840,062
				6,623

団体名 和泉市

住基人口 174,775 人

	需要額(千円)	支出額(千円)	住民1人当たり(円)			需要額	支出額	乖離度
			需要額	支出額	乖離額			
消防費	2,200,637	1,360,394	12,591	7,784	-4,807	8.8	5.4	-3.4
土木費	1,288,297	1,657,975	7,371	9,486	2,115	5.1	6.6	1.5
道路橋りょう費	298,046	423,434	1,705	2,423	718	1.2	1.7	0.5
港湾費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
都市計画費	249,258	494,669	1,426	2,830	1,404	1.0	2.0	1.0
公園費	197,678	299,167	1,131	1,712	581	0.8	1.2	0.4
下水道費	271,861	92,907	1,555	532	-1,023	1.1	0.4	-0.7
その他の土木費	271,454	347,798	1,553	1,990	437	1.1	1.4	0.3
教育費	3,364,507	4,599,518	19,251	26,317	7,066	13.4	18.3	4.9
小学校費	1,232,483	1,448,893	7,052	8,290	1,238	4.9	5.8	0.9
中学校費	590,168	789,873	3,377	4,519	1,142	2.3	3.1	0.8
高等学校費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
その他の教育費	1,541,856	2,360,752	8,822	13,507	4,685	6.1	9.4	3.3
厚生費	7,651,964	13,151,801	43,782	75,250	31,468	30.4	52.3	21.9
生活保護費	1,079,000	1,156,902	6,174	6,619	445	4.3	4.6	0.3
社会福祉費	1,274,371	4,967,144	7,291	28,420	21,129	5.1	19.8	14.7
保健衛生費	1,063,304	1,936,264	6,084	11,079	4,995	4.2	7.7	3.5
高齢者保健福祉費	2,055,273	2,035,595	11,760	11,647	-113	8.2	8.1	-0.1
清掃費	2,180,016	3,055,896	12,473	17,485	5,012	8.7	12.2	3.5
産業経済費	367,557	536,829	2,103	3,072	969	1.5	2.1	0.6
農業行政費	137,977	287,601	789	1,646	857	0.5	1.1	0.6
商工行政費	223,532	238,496	1,279	1,365	86	0.9	0.9	0.0
その他の産業経済費	6,048	10,732	35	61	26	0.0	0.0	0.0
その他の行政費	3,909,591	5,818,164	22,369	33,289	10,920	15.6	23.1	7.5
徴税費	532,074	365,673	3,044	2,092	-952	2.1	1.5	-0.6
戸籍住民基本台帳費	273,162	363,283	1,563	2,079	516	1.1	1.4	0.3
企画振興費	871,337							
その他の諸費	2,233,018	5,089,208	17,762	29,119	11,357	12.3	20.2	7.9
経常経費 計	18,782,553	27,124,681	107,467	155,198	47,731	74.7	107.9	33.2
投資的経費 計	4,643,749		26,570		-14,838	18.5		-10.3
(除・後年度事業費補正)	3,631,977	2,050,546	20,781	11,732	-9,049	14.4	8.2	-6.2
公債費 計	1,713,331		9,803		15,578	6.8		10.8
(公債費+後年度事業費補正)	2,725,103	4,436,041	15,592	25,381	9,789	10.8		6.8
合 計	25,139,633	33,611,268	143,840	192,312	48,472	100.0	133.7	33.7
(経常・公債費計)			117,270	180,580				

1) 財政力指数(単年度)
 $\frac{16,989,366}{25,139,633} = 0.6758$

2) 経常一般財源等 167,688

3) 対比指数
 $\frac{167,688}{143,840} \times 100 = 116.6$

4) 経常収支比率(%)
 $\frac{\text{対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{116.6}{1.2253} = 95.2$

※本来の経常収支比率(%)
 $\frac{29,307,717}{31,478,074} = 93.1$

参考) 臨時一財等充当経費を分子に加えた対比指数(修正対比指数)
 $\frac{188,333}{143,840} \times 100 = 130.9$

修正経常収支比率(%)
 $\frac{\text{修正対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{130.9}{1.2253} = 106.8$

(住民1人当たり・円)

- 基準財政収入額 16,989,366 97,207
- 経常一財等充当経費 29,307,717 167,688
- 臨時一財等充当経費 3,608,154 20,645

(住民1人当たり・円)

- 経常一般財源等総額 30,546,374 174,775
- ・減税補てん債 278,400 1,593
- ・臨時財政対策債 653,300 3,738
- 後年度事業費補正 1,011,772 5,789

団体名 箕面市

住基人口 121,232 人

	需要額(千円)	支出額(千円)	住民1人当たり(円)			需要額	支出額	乖離度
			需要額	支出額	乖離額			
消防費	1,772,177	1,273,425	14,618	10,504	-4,114	9.4	6.8	-2.6
土木費	1,180,144	1,676,048	9,735	13,825	4,090	6.3	8.9	2.6
道路橋りょう費	247,050	425,615	2,038	3,511	1,473	1.3	2.3	1.0
港湾費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
都市計画費	206,004	410,395	1,699	3,385	1,686	1.1	2.2	1.1
公園費	130,897	221,656	1,080	1,828	748	0.7	1.2	0.5
下水道費	336,624	81,474	2,777	672	-2,105	1.8	0.4	-1.4
その他の土木費	259,569	536,908	2,141	4,429	2,288	1.4	2.9	1.5
教育費	2,371,324	3,892,550	19,560	32,108	12,548	12.6	20.7	8.1
小学校費	749,478	1,053,687	6,182	8,691	2,509	4.0	5.6	1.6
中学校費	408,832	433,624	3,372	3,577	205	2.2	2.3	0.1
高等学校費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
その他の教育費	1,213,014	2,405,239	10,006	19,840	9,834	6.5	12.8	6.3
厚生費	5,334,028	9,910,689	43,999	81,750	37,751	28.4	52.8	24.4
生活保護費	367,728	219,668	3,033	1,812	-1,221	2.0	1.2	-0.8
社会福祉費	875,668	3,813,593	7,223	31,457	24,234	4.7	20.3	15.6
保健衛生費	854,875	2,361,335	7,052	19,478	12,426	4.6	12.6	8.0
高齢者保健福祉費	1,512,978	1,596,974	12,480	13,173	693	8.1	8.5	0.4
清掃費	1,722,779	1,919,119	14,211	15,830	1,619	9.2	10.2	1.0
産業経済費	231,403	235,218	1,909	1,940	31	1.2	1.3	0.1
農業行政費	62,109	84,230	512	695	183	0.3	0.4	0.1
商工行政費	166,702	139,821	1,375	1,153	-222	0.9	0.7	-0.2
その他の産業経済費	2,592	11,167	21	92	71	0.0	0.1	0.1
その他の行政費	3,054,314	5,581,554	25,194	46,040	20,846	16.3	29.7	13.4
徴税費	452,592	345,328	3,733	2,848	-885	2.4	1.8	-0.6
戸籍住民基本台帳費	220,793	284,672	1,821	2,348	527	1.2	1.5	0.3
企画振興費	645,102							
その他の諸費	1,735,827	4,951,554	19,639	40,844	21,205	12.7	26.4	13.7
経常経費 計	13,943,390	22,569,484	115,014	186,168	71,154	74.2	120.2	46.0
投資的経費 計	3,701,675		30,534		-13,057	19.7		-8.4
(除・後年度事業費補正)	3,032,050	2,118,829	25,010	17,477	-7,533	16.1	11.3	-4.8
公債費 計	1,137,731		9,385		19,798	6.1		12.7
(公債費+後年度事業費補正)	1,807,356	3,537,875	14,908	29,183	14,275	9.6	18.8	9.2
合 計	18,782,796	28,226,188	154,933	232,828	77,895	100.0	150.3	50.3
(経常・公債費計)			124,399	215,351				

1) 財政力指数(単年度)
 $\frac{18,507,422}{18,782,796} = 0.9853$

2) 経常一般財源等 194,323

3) 対比指数
 $\frac{194,323}{154,933} \times 100 = 125.4$

4) 経常収支比率(%)
 $\frac{\text{対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{125.4}{1.3284} = 94.4$

※本来の経常収支比率(%)
 $\frac{23,558,157}{25,708,883} = 91.6$

参考) 臨時一財等充当経費を分子に加えた対比指数(修正対比指数)
 $\frac{221,609}{154,933} \times 100 = 143.0$

修正経常収支比率(%)
 $\frac{\text{修正対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{143}{1.3284} = 107.6$

※ 実際の算定では不交付だったが、臨時財政対策債償替がなければ交付。

(住民1人当たり・円)

- 基準財政収入額 18,507,422 152,661
- 経常一財等充当経費 23,558,157 194,323
- 臨時一財等充当経費 3,307,958 27,286

(住民1人当たり・円)

- 経常一般財源等総額 24,821,183 204,741
- ・減税補てん債 366,100 3,020
- ・臨時財政対策債 521,600 4,302
- 後年度事業費補正 669,625 5,524

団体名 柏原市

住基人口 76,861人

	需要額(千円)	支出額(千円)	住民1人当り(円)			需要額	支出額	乖離度
			需要額	支出額	乖離額			
消防費	1,126,550	876,830	14,657	11,408	-3,249	8.8	6.8	-2.0
土木費	550,285	803,348	7,159	10,452	3,293	4.3	6.2	1.9
道路橋りょう費	109,434	143,285	1,424	1,864	440	0.9	1.1	0.2
港湾費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
都市計画費	125,796	311,056	1,637	4,047	2,410	1.0	2.4	1.4
公園費	69,834	121,079	909	1,575	666	0.5	0.9	0.4
下水道費	102,759	91,312	1,337	1,188	-149	0.8	0.7	-0.1
その他の土木費	142,462	136,616	1,854	1,777	-77	1.1	1.1	0.0
教育費	1,676,939	2,211,216	21,818	28,769	6,951	13.0	17.2	4.2
小学校費	539,699	827,598	7,022	10,767	3,745	4.2	6.4	2.2
中学校費	276,316	266,111	3,595	3,462	-133	2.1	2.1	0.0
高等学校費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
その他の教育費	860,924	1,117,507	11,201	14,539	3,338	6.7	8.7	2.0
厚生費	3,571,890	5,824,924	46,472	75,785	29,313	27.8	45.3	17.5
生活保護費	349,025	309,741	4,541	4,030	-511	2.7	2.4	-0.3
社会福祉費	622,287	1,992,831	8,096	25,928	17,832	4.8	15.5	10.7
保健衛生費	652,345	865,174	8,487	11,256	2,769	5.1	6.7	1.6
高齢者保健福祉費	1,004,069	1,022,654	13,063	13,305	242	7.8	7.9	0.1
清掃費	944,164	1,634,524	12,284	21,266	8,982	7.3	12.7	5.4
産業経済費	164,213	183,215	2,136	2,384	248	1.3	1.4	0.1
農業行政費	48,870	108,276	636	1,409	773	0.4	0.8	0.4
商工行政費	113,399	71,328	1,475	928	-547	0.9	0.6	-0.3
その他の産業経済費	1,944	3,611	25	47	22	0.0	0.0	0.0
その他の行政費	2,000,031	3,081,398	26,021	40,091	14,070	15.5	23.9	8.4
徴税費	282,134	281,894	3,671	3,668	-3	2.2	2.2	0.0
戸籍住民基本台帳費	148,827	177,403	1,936	2,308	372	1.2	1.4	0.2
企画振興費	426,040							
その他の諸費	1,143,030	2,622,101	20,414	34,115	13,701	12.2	20.4	8.2
経常経費 計	9,089,908	12,980,931	118,264	168,888	50,624	70.6	100.9	30.3
投資的経費 計	2,921,991		38,017		-24,182	22.7		-14.4
(除・後年度事業費補正)	1,925,973	1,063,385	25,058	13,835	-11,223	15.0	8.3	-6.7
公債費 計	857,485	2,097,888	11,156	27,295	16,139	6.7	16.3	9.6
(公債費+後年度事業費補正)	1,853,503		24,115		3,180	14.4		1.9
合 計	12,869,384	16,142,204	167,437	210,018	42,581	100.0	125.4	25.4
(経常・公債費計)			129,420	196,183				

1) 財力指数(単年度)
 $\frac{7,945,291}{12,869,384} = 0.6174$

2) 経常一般財源等 192,897

3) 対比指数
 $\frac{192,897}{167,437} \times 100 = 115.2$

4) 経常収支比率(%)
 $\frac{\text{対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財力指数})} = \frac{115.2}{1.2058} = 95.5$

※本来の経常収支比率(%)
 $\frac{14,826,258}{15,681,220} = 94.5$

参考) 臨時一財等充当経費を分子に加えた対比指数(修正対比指数)
 $\frac{212,954}{167,437} \times 100 = 127.2$

修正経常収支比率(%)
 $\frac{\text{修正対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財力指数})} = \frac{127.2}{1.2058} = 105.5$

	(住民1人当り・円)		(住民1人当り・円)	
○ 基準財政収入額	7,945,291	103,372	○ 経常一般財源等総額	15,196,920
○ 経常一財等充当経費	14,826,258	192,897	・減税補てん債	134,600
○ 臨時一財等充当経費	1,541,639	20,057	・臨時財政対策債	349,700
			○ 後年度事業費補正	996,018
				12,959

団体名 羽曳野市

住基人口 120,976人

	需要額(千円)	支出額(千円)	住民1人当り(円)			需要額	支出額	乖離度
			需要額	支出額	乖離額			
消防費	1,642,364	1,238,777	13,576	10,240	-3,336	8.7	6.5	-2.2
土木費	790,155	880,627	6,532	7,279	747	4.2	4.7	0.5
道路橋りょう費	156,892	232,879	1,297	1,925	628	0.8	1.2	0.4
港湾費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
都市計画費	187,402	300,541	1,549	2,484	935	1.0	1.6	0.6
公園費	106,768	151,891	883	1,256	373	0.6	0.8	0.2
下水道費	134,862	44,592	1,115	369	-746	0.7	0.2	-0.5
その他の土木費	204,231	150,724	1,688	1,246	-442	1.1	0.8	-0.3
教育費	2,582,167	3,224,144	21,344	26,651	5,307	13.6	17.0	3.4
小学校費	780,897	1,019,528	6,455	8,428	1,973	4.1	5.4	1.3
中学校費	370,981	319,873	3,067	2,644	-423	2.0	1.7	-0.3
高等学校費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
その他の教育費	1,430,289	1,884,743	11,823	15,579	3,756	7.6	10.0	2.4
厚生費	5,425,875	9,426,981	44,851	77,924	33,073	28.7	49.8	21.1
生活保護費	698,452	670,761	5,773	5,545	-228	3.7	3.5	-0.2
社会福祉費	903,846	3,668,173	7,471	30,321	22,850	4.8	19.4	14.6
保健衛生費	626,240	933,101	5,177	7,713	2,536	3.3	4.9	1.6
高齢者保健福祉費	1,668,493	1,950,221	13,792	16,121	2,329	8.8	10.3	1.5
清掃費	1,528,844	2,204,725	12,638	18,224	5,586	8.1	11.6	3.5
産業経済費	248,435	227,180	2,054	1,878	-176	1.3	1.2	-0.1
農業行政費	89,627	136,743	741	1,130	389	0.5	0.7	0.2
商工行政費	158,160	90,437	1,307	748	-559	0.8	0.5	-0.3
その他の産業経済費	648	0	5	0	-5	0.0	0.0	0.0
その他の行政費	2,847,219	4,948,977	23,535	40,909	17,374	15.0	26.1	11.1
徴税費	391,531	279,049	3,236	2,307	-929	2.1	1.5	-0.6
戸籍住民基本台帳費	200,199	300,704	1,655	2,486	831	1.1	1.6	0.5
企画振興費	622,673							
その他の諸費	1,632,816	4,369,224	18,644	36,116	17,472	11.9	23.1	11.2
経常経費 計	13,536,215	19,946,686	111,892	164,881	52,989	71.5	105.4	33.9
投資的経費 計	4,223,001		34,908		-21,913	22.3		-14.0
(除・後年度事業費補正)	2,775,312	1,572,044	22,941	12,995	-9,946	14.7	8.3	-6.4
公債費 計	1,170,509	3,362,080	9,676	27,791	18,115	6.2	17.8	11.6
(公債費+後年度事業費補正)	2,618,198		21,642		6,149	13.8		4.0
合 計	18,929,725	24,880,810	156,475	205,667	49,192	100.0	131.4	31.4
(経常・公債費計)			121,567	192,672				

1) 財力指数(単年度)
 $\frac{11,414,616}{18,929,725} = 0.6030$

2) 経常一般財源等 181,928

3) 対比指数
 $\frac{181,928}{156,475} \times 100 = 116.3$

4) 経常収支比率(%)
 $\frac{\text{対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財力指数})} = \frac{116.3}{1.201} = 96.8$

※本来の経常収支比率(%)
 $\frac{22,008,975}{22,764,262} = 96.7$

参考) 臨時一財等充当経費を分子に加えた対比指数(修正対比指数)
 $\frac{204,903}{156,475} \times 100 = 130.9$

修正経常収支比率(%)
 $\frac{\text{修正対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財力指数})} = \frac{130.9}{1.201} = 109.0$

	(住民1人当り・円)		(住民1人当り・円)	
○ 基準財政収入額	11,414,616	94,354	○ 経常一般財源等総額	22,065,662
○ 経常一財等充当経費	22,008,975	181,928	・減税補てん債	203,900
○ 臨時一財等充当経費	2,779,441	22,975	・臨時財政対策債	494,700
			○ 後年度事業費補正	1,447,689
				11,967

団体名 門真市

住基人口 134,291人

	需要額(千円)	支出額(千円)	住民1人当たり(円)			需要額	支出額	乖離度
			需要額	支出額	乖離額			
消防費	1,865,252	2,049,541	13,890	15,262	1,372	8.9	9.7	0.8
土木費	1,002,327	1,497,372	7,464	11,150	3,686	4.8	7.1	2.3
道路橋りょう費	136,152	425,508	1,014	3,169	2,155	0.6	2.0	1.4
港湾費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
都市計画費	224,990	555,603	1,675	4,137	2,462	1.1	2.6	1.5
公園費	125,182	256,092	932	1,907	975	0.6	1.2	0.6
下水道費	241,404	218,562	1,798	1,628	-170	1.1	1.0	-0.1
その他の土木費	274,599	41,607	2,045	310	-1,735	1.3	0.2	-1.1
教育費	2,442,565	3,784,961	18,189	28,185	9,996	11.6	18.0	6.4
小学校費	856,256	1,273,850	6,376	9,486	3,110	4.1	6.0	1.9
中学校費	383,447	657,458	2,855	4,896	2,041	1.8	3.1	1.3
高等学校費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
その他の教育費	1,202,862	1,853,653	8,957	13,803	4,846	5.7	8.8	3.1
厚生費	6,681,358	9,945,126	49,753	74,057	24,304	31.7	47.2	15.5
生活保護費	1,531,110	1,588,725	11,401	11,830	429	7.3	7.5	0.2
社会福祉費	1,009,297	3,470,053	7,516	25,840	18,324	4.8	16.5	11.7
保健衛生費	847,975	1,075,752	6,314	8,011	1,697	4.0	5.1	1.1
高齢者保健福祉費	1,493,136	1,384,893	11,119	10,313	-806	7.1	6.6	-0.5
清掃費	1,799,840	2,425,703	13,403	18,063	4,660	8.5	11.5	3.0
産業経済費	241,278	323,211	1,797	2,407	610	1.1	1.5	0.4
農業行政費	34,722	172,379	259	1,284	1,025	0.2	0.8	0.6
商工行政費	205,692	150,832	1,532	1,123	-409	1.0	0.7	-0.3
その他の産業経済費	864	0	6	0	-6	0.0	0.0	0.0
その他の行政費	3,299,596	6,304,606	24,570	46,947	22,377	15.7	29.9	14.2
徴税費	504,487	744,095	3,757	5,541	1,784	2.4	3.5	1.1
戸籍住民基本台帳費	258,445	355,719	1,925	2,649	724	1.2	1.7	0.5
企画振興費	700,045							
その他の諸費	1,836,619	5,204,792	18,889	38,758	19,869	12.0	24.7	12.7
経常経費 計	15,532,376	23,904,817	115,662	178,008	62,346	73.7	113.5	39.8
投資的経費 計	3,877,924		28,877		-17,416	18.4		-11.1
(除・後年度事業費補正)	2,986,705	1,539,043	22,241	11,461	-10,780	14.2	7.3	-6.9
公債費 計	1,651,292	3,735,894	12,296	27,819	15,523	7.8	17.7	9.9
(公債費+後年度事業費補正)	2,542,511		18,933		8,886	12.1		5.6
合 計	21,061,592	29,179,754	156,835	217,287	60,452	100.0	138.5	38.5
(経常・公債費計)			127,958	205,826				

1) 財政力指数(単年度)
 $\frac{16,965,274}{21,061,592} = 0.8055$

2) 経常一般財源等 205,748

3) 対比指数
 $\frac{205,748}{156,835} \times 100 = 131.2$

4) 経常収支比率(%)
 $\frac{\text{対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{131.2}{1.2685} = 103.4$

※本来の経常収支比率(%)
 $\frac{27,630,042}{26,710,527} = 103.4$

参考) 臨時一財等充当経費を分子に加えた対比指数(修正対比指数)
 $\frac{219,277}{156,835} \times 100 = 139.8$

修正経常収支比率(%)
 $\frac{\text{修正対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{139.8}{1.2685} = 110.2$

(住民1人当たり・円)

(住民1人当たり・円)

- 基準財政収入額 16,965,274 126,332
- 経常一財等充当経費 27,630,042 205,748
- 臨時一財等充当経費 1,816,864 13,529
- 経常一般財源等総額 25,908,627 192,929
- 減税補てん債 261,000 1,944
- 臨時財政対策債 540,900 4,028
- 後年度事業費補正 891,219 6,636

団体名 摂津市

住基人口 84,039人

	需要額(千円)	支出額(千円)	住民1人当たり(円)			需要額	支出額	乖離度
			需要額	支出額	乖離額			
消防費	1,222,235	1,032,132	14,544	12,282	-2,262	8.1	6.8	-1.3
土木費	705,925	1,484,481	8,400	17,664	9,264	4.7	9.8	5.1
道路橋りょう費	151,890	353,260	1,807	4,204	2,397	1.0	2.3	1.3
港湾費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
都市計画費	137,777	431,826	1,639	5,138	3,499	0.9	2.9	2.0
公園費	79,307	257,750	944	3,067	2,123	0.5	1.7	1.2
下水道費	183,730	200,325	2,186	2,384	198	1.2	1.3	0.1
その他の土木費	153,221	241,320	1,823	2,872	1,049	1.0	1.6	0.6
教育費	1,631,288	2,480,483	19,411	29,516	10,105	10.8	16.4	5.6
小学校費	532,383	837,060	6,335	9,960	3,625	3.5	5.5	2.0
中学校費	263,456	259,246	3,135	3,085	-50	1.7	1.7	0.0
高等学校費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
その他の教育費	835,449	1,384,177	9,941	16,471	6,530	5.5	9.1	3.6
厚生費	3,421,755	6,159,341	40,716	73,291	32,575	22.6	40.7	18.1
生活保護費	387,178	328,098	4,607	3,904	-703	2.6	2.2	-0.4
社会福祉費	707,729	2,560,143	8,421	30,464	22,043	4.7	16.9	12.2
保健衛生費	407,193	583,798	4,845	6,947	2,102	2.7	3.9	1.2
高齢者保健福祉費	873,397	1,098,478	10,393	13,071	2,678	5.8	7.3	1.5
清掃費	1,046,258	1,588,824	12,450	18,906	6,456	6.9	10.5	3.6
産業経済費	157,752	347,021	1,877	4,129	2,252	1.0	2.3	1.3
農業行政費	36,798	274,764	438	3,269	2,831	0.2	1.8	1.6
商工行政費	120,522	72,257	1,434	860	-574	0.8	0.5	-0.3
その他の産業経済費	432	0	5	0	-5	0.0	0.0	0.0
その他の行政費	2,142,319	4,106,823	25,492	48,868	23,376	14.2	27.1	12.9
徴税費	323,573	440,875	3,850	5,246	1,396	2.1	2.9	0.8
戸籍住民基本台帳費	157,589	179,163	1,875	2,132	257	1.0	1.2	0.2
企画振興費	441,510							
その他の諸費	1,219,647	3,486,785	19,767	41,490	21,723	11.0	23.0	12.0
経常経費 計	9,281,274	15,610,281	110,440	185,750	75,310	61.3	103.1	41.8
投資的経費 計	3,307,655		39,359		-32,926	21.8		-18.2
(除・後年度事業費補正)	2,166,273	540,615	25,777	6,433	-19,344	14.3	3.6	-10.7
公債費 計	2,549,556	4,373,707	30,338	52,044	21,706	16.8	28.9	12.1
(公債費+後年度事業費補正)	3,690,938		43,919		8,125	24.4		4.5
合 計	15,138,485	20,524,603	180,136	244,227	64,091	100.0	135.6	35.6
(経常・公債費計)			140,777	237,794				

1) 財政力指数(単年度)
 $\frac{14,591,988}{15,138,485} = 0.9639$

2) 経常一般財源等 252,643

3) 対比指数
 $\frac{252,643}{180,136} \times 100 = 140.3$

4) 経常収支比率(%)
 $\frac{\text{対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{140.3}{1.3213} = 106.2$

※本来の経常収支比率(%)
 $\frac{21,231,897}{20,525,175} = 103.4$

参考) 臨時一財等充当経費を分子に加えた対比指数(修正対比指数)
 $\frac{277,837}{180,136} \times 100 = 154.2$

修正経常収支比率(%)
 $\frac{\text{修正対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{154.2}{1.3213} = 116.7$

(住民1人当たり・円)

(住民1人当たり・円)

- 基準財政収入額 14,591,988 173,634
- 経常一財等充当経費 21,231,897 252,643
- 臨時一財等充当経費 2,117,285 25,194
- 経常一般財源等総額 19,943,275 237,310
- 減税補てん債 203,200 2,418
- 臨時財政対策債 378,700 4,506
- 後年度事業費補正 1,141,382 13,582

団体名 高石市

住基人口 62,005 人

	需要額(千円)	支出額(千円)	住民1人当り(円)			需要額	支出額	乖離度
			需要額	支出額	乖離額			
消防費	1,067,210	838,302	17,212	13,520	-3,692	10.5	8.3	-2.2
土木費	451,583	959,623	7,283	15,477	8,194	4.4	9.5	5.1
道路橋りょう費	81,374	210,591	1,312	3,396	2,084	0.8	2.1	1.3
港湾費		17,048	0	275	275	0.0	0.2	0.2
都市計画費	100,719	278,107	1,624	4,485	2,861	1.0	2.7	1.7
公園費	58,115	63,392	937	1,022	85	0.6	0.6	0.0
下水道費	93,857	65,809	1,514	1,061	-453	0.9	0.6	-0.3
その他の土木費	117,518	324,676	1,895	5,236	3,341	1.2	3.2	2.0
教育費	1,294,894	1,890,253	20,884	30,485	9,601	12.8	18.6	5.8
小学校費	373,049	447,833	6,016	7,223	1,207	3.7	4.4	0.7
中学校費	180,762	97,882	2,915	1,571	-1,344	1.8	1.0	-0.8
高等学校費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
その他の教育費	741,083	1,345,038	11,952	21,692	9,740	7.3	13.3	6.0
厚生費	2,748,762	5,750,113	44,331	92,736	48,405	27.1	56.7	29.6
生活保護費	239,546	223,367	3,863	3,602	-261	2.4	2.2	-0.2
社会福祉費	508,958	2,182,038	8,208	35,191	26,983	5.0	21.5	16.5
保健衛生費	354,836	758,815	5,723	12,238	6,515	3.5	7.5	4.0
高齢者保健福祉費	905,575	1,091,782	14,605	17,608	3,003	8.9	10.8	1.9
清掃費	739,847	1,494,111	11,932	24,097	12,165	7.3	14.7	7.4
産業経済費	129,076	119,224	2,082	1,923	-159	1.3	1.2	-0.1
農業行政費	30,438	52,144	491	841	350	0.3	0.5	0.2
商工行政費	97,342	66,402	1,570	1,071	-499	1.0	0.7	-0.3
その他の産業経済費	1,296	678	21	11	-10	0.0	0.0	0.0
その他の行政費	1,672,714	2,738,794	26,977	44,171	17,194	16.5	27.0	10.5
徴税費	240,424	367,245	3,877	5,923	2,046	2.4	3.6	1.2
戸籍住民基本台帳費	130,889	185,961	2,111	2,999	888	1.3	1.8	0.5
企画振興費	344,951							
その他の諸費	956,450	2,185,588	20,989	35,249	14,260	12.8	21.5	8.7
経常経費 計	7,364,239	12,296,309	118,768	198,312	79,544	72.6	121.2	48.6
投資的経費 計	1,884,943		30,400		-16,833	18.6		-10.3
(除・後年度事業費補正)	1,544,418	841,241	24,908	13,567	-11,341	15.2	8.3	-6.9
公債費 計	900,225		14,519		10,180	8.9		6.2
(公債費+後年度事業費補正)	1,240,750	1,531,489	20,010	24,699	4,689	12.2	15.1	2.9
合 計	10,149,407	14,669,039	163,687	236,578	72,891	100.0	144.5	44.5
(経常・公債費計)			133,287	223,011				

1) 財力指数(単年度)
 $\frac{9,927,827}{10,149,407} = 0.9782$

2) 経常一般財源等 228,326

3) 対比指数
 $\frac{228,326}{163,687} \times 100 = 139.5$

4) 経常収支比率(%)
 $\frac{\text{対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財力指数})} = \frac{139.5}{1.3261} = 105.2$

※本来の経常収支比率(%)
 $\frac{14,157,334}{13,603,165} = 104.1$

参考) 臨時一財等充当経費を分子に加えた対比指数(修正対比指数)
 $\frac{250,857}{163,687} \times 100 = 153.3$

修正経常収支比率(%)
 $\frac{\text{修正対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財力指数})} = \frac{153.3}{1.3261} = 115.6$

※実際の算定では、不交付だったが、臨時財政対策債償替がなければ交付。

	(住民1人当り・円)		(住民1人当り・円)	
○ 基準財政収入額	9,927,827	160,113	○ 経常一般財源等総額	13,189,765
○ 経常一財等充当経費	14,157,334	228,326	・ 減税補てん債	122,500
○ 臨時一財等充当経費	1,396,911	22,529	・ 臨時財政対策債	290,900
			○ 後年度事業費補正	340,525
				5,492

団体名 藤井寺市

住基人口 66,401 人

	需要額(千円)	支出額(千円)	住民1人当り(円)			需要額	支出額	乖離度
			需要額	支出額	乖離額			
消防費	992,136	804,706	14,942	12,119	-2,823	9.0	7.3	-1.7
土木費	460,690	681,227	6,938	10,259	3,321	4.2	6.2	2.0
道路橋りょう費	81,496	154,067	1,227	2,320	1,093	0.7	1.4	0.7
港湾費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
都市計画費	105,590	98,442	1,590	1,483	-107	1.0	0.9	-0.1
公園費	57,561	111,918	867	1,685	818	0.5	1.0	0.5
下水道費	93,257	91,938	1,404	1,385	-19	0.8	0.8	0.0
その他の土木費	122,786	224,862	1,849	3,386	1,537	1.1	2.0	0.9
教育費	1,456,842	1,967,876	21,940	29,636	7,696	13.2	17.8	4.6
小学校費	409,968	661,159	6,174	9,957	3,783	3.7	6.0	2.3
中学校費	193,949	156,616	2,921	2,359	-562	1.8	1.4	-0.4
高等学校費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
その他の教育費	852,925	1,150,101	12,845	17,321	4,476	7.7	10.4	2.7
厚生費	3,125,735	5,156,604	47,074	77,659	30,585	28.3	46.7	18.4
生活保護費	393,698	343,579	5,929	5,174	-755	3.6	3.1	-0.5
社会福祉費	516,967	1,727,371	7,786	26,014	18,228	4.7	15.6	10.9
保健衛生費	451,074	612,277	6,793	9,221	2,428	4.1	5.5	1.4
高齢者保健福祉費	946,634	982,831	14,256	14,801	545	8.6	8.9	0.3
清掃費	817,362	1,490,546	12,309	22,448	10,139	7.4	13.5	6.1
産業経済費	140,565	91,148	2,117	1,373	-744	1.3	0.8	-0.5
農業行政費	37,772	57,941	569	873	304	0.3	0.5	0.2
商工行政費	101,929	33,207	1,535	500	-1,035	0.9	0.3	-0.6
その他の産業経済費	864	0	13	0	-13	0.0	0.0	0.0
その他の行政費	1,735,518	2,555,516	26,137	38,486	12,349	15.7	23.1	7.4
徴税費	250,367	291,336	3,771	4,388	617	2.3	2.6	0.3
戸籍住民基本台帳費	133,101	224,250	2,005	3,377	1,372	1.2	2.0	0.8
企画振興費	362,712							
その他の諸費	989,338	2,039,930	20,362	30,721	10,359	12.2	18.5	6.3
経常経費 計	7,911,486	11,257,077	119,147	169,532	50,385	71.6	101.9	30.3
投資的経費 計	2,255,141		33,962		-29,764	20.4		-17.9
(除・後年度事業費補正)	1,695,699	278,779	25,537	4,198	-21,339	15.4	2.5	-12.9
公債費 計	878,691		13,233		7,856	8.0		4.7
(公債費+後年度事業費補正)	1,438,133	1,400,336	21,658	21,089	-569	13.0	12.7	-0.3
合 計	11,045,318	12,936,192	166,343	194,819	28,476	100.0	117.1	17.1
(経常・公債費計)			132,381	190,621				

1) 財力指数(単年度)
 $\frac{7,057,015}{11,045,318} = 0.6389$

2) 経常一般財源等 178,989

3) 対比指数
 $\frac{178,989}{166,343} \times 100 = 107.6$

4) 経常収支比率(%)
 $\frac{\text{対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財力指数})} = \frac{107.6}{1.213} = 88.7$

※本来の経常収支比率(%)
 $\frac{11,885,072}{13,482,886} = 88.1$

参考) 臨時一財等充当経費を分子に加えた対比指数(修正対比指数)
 $\frac{216,101}{166,343} \times 100 = 129.9$

修正経常収支比率(%)
 $\frac{\text{修正対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財力指数})} = \frac{129.9}{1.213} = 107.1$

	(住民1人当り・円)		(住民1人当り・円)	
○ 基準財政収入額	7,057,015	106,279	○ 経常一般財源等総額	13,052,486
○ 経常一財等充当経費	11,885,072	178,989	・ 減税補てん債	126,400
○ 臨時一財等充当経費	2,464,278	37,112	・ 臨時財政対策債	304,000
			○ 後年度事業費補正	559,442
				8,425

団体名 東大阪市

住基人口 496,747人

	需要額(千円)	支出額(千円)	住民1人当り(円)			需要額	支出額	乖離度
			需要額	支出額	乖離額			
消防費	6,320,975	5,688,145	12,725	11,451	-1,274	7.8	7.0	-0.8
土木費	4,041,435	6,149,348	8,136	12,379	4,243	5.0	7.6	2.6
道路橋りょう費	732,610	1,348,098	1,475	2,714	1,239	0.9	1.7	0.8
港湾費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
都市計画費	846,926	1,766,291	1,705	3,556	1,851	1.0	2.2	1.2
公園費	510,010	643,447	1,027	1,295	268	0.6	0.8	0.2
下水道費	1,133,780	1,325,765	2,282	2,669	387	1.4	1.6	0.2
その他の土木費	818,109	1,065,747	1,647	2,145	498	1.0	1.3	0.3
教育費	9,487,405	13,413,765	19,099	27,003	7,904	11.7	16.5	4.8
小学校費	3,052,858	4,233,067	6,146	8,522	2,376	3.8	5.2	1.4
中学校費	1,495,971	1,136,949	3,012	2,289	-723	1.8	1.4	-0.4
高等学校費	642,064	640,197	1,293	1,289	-4	0.8	0.8	0.0
その他の教育費	4,296,512	7,403,532	8,649	14,904	6,255	5.3	9.1	3.8
厚生費	26,095,279	43,448,129	52,532	87,465	34,933	32.1	53.4	21.3
生活保護費	4,643,190	5,161,766	9,347	10,391	1,044	5.7	6.3	0.6
社会福祉費	3,336,956	15,357,520	6,718	30,916	24,198	4.1	18.9	14.8
保健衛生費	5,418,840	6,930,489	10,909	13,952	3,043	6.7	8.5	1.8
高齢者保健福祉費	6,034,188	7,100,447	12,147	14,294	2,147	7.4	8.7	1.3
清掃費	6,662,105	8,897,907	13,411	17,912	4,501	8.2	10.9	2.7
産業経済費	855,013	895,414	1,721	1,803	82	1.1	1.1	0.0
農業行政費	82,618	172,686	166	348	182	0.1	0.2	0.1
商工行政費	760,947	717,822	1,532	1,445	-87	0.9	0.9	0.0
その他の産業経済費	11,448	4,906	23	10	-13	0.0	0.0	0.0
その他の行政費	11,323,183	17,215,438	22,795	34,656	11,861	13.9	21.2	7.3
徴税費	1,659,660	1,632,340	3,341	3,286	-55	2.0	2.0	0.0
戸籍住民基本台帳費	850,017	634,984	1,711	1,278	-433	1.0	0.8	-0.2
企画振興費	2,567,091							
その他の諸費	6,246,415	14,948,114	17,742	30,092	12,350	10.8	18.4	7.6
経常経費 計	58,123,290	86,810,239	117,008	174,757	57,749	71.4	106.7	35.3
投資的経費 計	14,752,291		29,698		-20,956	18.1		-12.8
(除:後年度事業費補正)	11,789,108	4,342,511	23,733	8,742	-14,991	14.5	5.3	-9.2
公債費 計	8,519,526	15,179,335	17,151	30,557	13,406	10.5	18.6	8.1
(公債費+後年度事業費補正)	11,482,709		23,116		7,441	14.1		4.5
合 計	81,395,107	106,332,085	163,856	214,057	50,201	100.0	130.6	30.6
(経常+公債費計)			134,158	205,315				

1) 財政力指数(単年度)
 $\frac{66,672,229}{81,395,107} = 0.8191$

2) 経常一般財源等 200,588

3) 対比指数
 $\frac{200,588}{163,856} \times 100 = 122.4$

4) 経常収支比率(%)
 $\frac{\text{対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{122.4}{1.273} = 96.2$

※本来の経常収支比率(%)
 $\frac{99,641,454}{103,806,283} = 96.0$

参考) 臨時一財等充当経費を分子に加えた対比指数(修正対比指数)
 $\frac{228,077}{163,856} \times 100 = 139.2$

修正経常収支比率(%)
 $\frac{\text{修正対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{139.2}{1.273} = 109.3$

(住民1人当り・円)

○ 基準財政収入額 66,672,229 134,218
 ○ 経常一財等充当経費 99,641,454 200,588
 ○ 臨時一財等充当経費 13,655,126 27,489

(住民1人当り・円)

○ 経常一般財源等総額 100,760,483 202,841
 ・減税補てん償 963,800 1,940
 ・臨時財政対策債 2,082,000 4,191
 ○ 後年度事業費補正 2,963,183 5,965

団体名 泉南市

住基人口 64,577人

	需要額(千円)	支出額(千円)	住民1人当り(円)			需要額	支出額	乖離度
			需要額	支出額	乖離額			
消防費	895,815	889,651	13,872	13,777	-95	8.7	8.6	-0.1
土木費	428,184	439,472	6,631	6,805	174	4.2	4.3	0.1
道路橋りょう費	105,530	133,535	1,634	2,068	434	1.0	1.3	0.3
港湾費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
都市計画費	91,748	67,995	1,421	1,053	-368	0.9	0.7	-0.2
公園費	56,808	49,275	880	763	-117	0.6	0.5	-0.1
下水道費	61,485	115,228	952	1,784	832	0.6	1.1	0.5
その他の土木費	112,613	73,439	1,744	1,137	-607	1.1	0.7	-0.4
教育費	1,406,442	2,023,694	21,779	31,338	9,559	13.7	19.7	6.0
小学校費	477,783	457,215	7,399	7,080	-319	4.6	4.4	-0.2
中学校費	212,859	128,652	3,296	1,992	-1,304	2.1	1.2	-0.9
高等学校費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
その他の教育費	715,800	1,437,827	11,084	22,265	11,181	7.0	14.0	7.0
厚生費	2,694,771	4,912,506	41,730	76,072	34,342	26.2	47.7	21.5
生活保護費	396,501	478,893	6,140	7,416	1,276	3.9	4.7	0.8
社会福祉費	481,987	2,218,062	7,464	34,348	26,884	4.7	21.6	16.9
保健衛生費	333,673	268,105	5,167	4,152	-1,015	3.2	2.6	-0.6
高齢者保健福祉費	842,903	776,185	13,053	12,020	-1,033	8.2	7.5	-0.7
清掃費	639,707	1,171,261	9,906	18,137	8,231	6.2	11.4	5.2
産業経済費	172,155	226,645	2,666	3,510	844	1.7	2.2	0.5
農業行政費	69,573	161,848	1,077	2,506	1,429	0.7	1.6	0.9
商工行政費	96,102	62,731	1,488	971	-517	0.9	0.6	-0.3
その他の産業経済費	6,480	2,066	100	32	-68	0.1	0.0	-0.1
その他の行政費	1,602,871	2,547,963	24,821	39,456	14,635	15.6	24.8	9.2
徴税費	212,643	303,930	3,293	4,706	1,413	2.1	3.0	0.9
戸籍住民基本台帳費	112,182	114,788	1,737	1,778	41	1.1	1.1	0.0
企画振興費	342,259							
その他の諸費	935,787	2,129,245	19,791	32,972	13,181	12.4	20.7	8.3
経常経費 計	7,200,238	11,039,931	111,498	170,958	59,460	70.0	107.3	37.3
投資的経費 計	2,380,967		36,870		-28,132	23.1		-17.6
(除:後年度事業費補正)	1,623,806	564,303	25,145	8,738	-16,407	15.8	5.5	-10.3
公債費 計	710,969	2,493,053	11,010	38,606	27,596	6.9	24.2	17.3
(公債費+後年度事業費補正)	1,468,130		22,735		15,871	14.3		9.9
合 計	10,292,174	14,097,287	159,378	218,302	58,924	100.0	137.0	37.0
(経常+公債費計)			122,508	209,564				

1) 財政力指数(単年度)
 $\frac{8,090,803}{10,292,174} = 0.7861$

2) 経常一般財源等 200,973

3) 対比指数
 $\frac{200,973}{159,378} \times 100 = 126.1$

4) 経常収支比率(%)
 $\frac{\text{対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{126.1}{1.262} = 99.9$

※本来の経常収支比率(%)
 $\frac{12,978,222}{12,887,272} = 100.7$

参考) 臨時一財等充当経費を分子に加えた対比指数(修正対比指数)
 $\frac{227,212}{159,378} \times 100 = 142.6$

修正経常収支比率(%)
 $\frac{\text{修正対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{142.6}{1.262} = 113.0$

(住民1人当り・円)

○ 基準財政収入額 8,090,803 125,289
 ○ 経常一財等充当経費 12,978,222 200,973
 ○ 臨時一財等充当経費 1,694,450 26,239

(住民1人当り・円)

○ 経常一般財源等総額 12,503,972 193,629
 ・減税補てん償 89,200 1,381
 ・臨時財政対策債 294,100 4,554
 ○ 後年度事業費補正 757,161 11,725

団体名 四條畷市

住基人口 56,000人

	需要額(千円)	支出額(千円)	住民1人当り(円)			需要額	支出額	乖離度
			需要額	支出額	乖離額			
消防費	844,330	737,815	15,077	13,175	-1,902	8.9	7.7	-1.2
土木費	476,317	576,918	8,506	10,302	1,796	5.0	6.0	1.0
道路橋りょう費	97,722	116,690	1,745	2,084	339	1.0	1.2	0.2
港湾費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
都市計画費	84,680	156,387	1,512	2,793	1,281	0.9	1.6	0.7
公園費	66,574	102,057	1,189	1,822	633	0.7	1.1	0.4
下水道費	124,026	117,897	2,215	2,105	-110	1.3	1.2	-0.1
その他の土木費	103,315	83,887	1,845	1,498	-347	1.1	0.9	-0.2
教育費	1,147,498	1,637,474	20,491	29,241	8,750	12.0	17.2	5.2
小学校費	378,821	512,006	6,765	9,143	2,378	4.0	5.4	1.4
中学校費	181,920	251,945	3,249	4,499	1,250	1.9	2.6	0.7
高等学校費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
その他の教育費	586,757	873,523	10,478	15,599	5,121	6.2	9.2	3.0
厚生費	2,369,644	4,335,243	42,315	77,415	35,100	24.8	45.4	20.6
生活保護費	290,874	244,976	5,194	4,375	-819	3.0	2.6	-0.4
社会福祉費	439,771	1,877,264	7,853	33,523	25,670	4.6	19.7	15.1
保健衛生費	332,169	483,041	5,932	8,626	2,694	3.5	5.1	1.6
高齢者保健福祉費	639,441	592,499	11,419	10,580	-839	6.7	6.2	-0.5
清掃費	667,389	1,137,463	11,918	20,312	8,394	7.0	11.9	4.9
産業経済費	125,993	117,980	2,250	2,107	-143	1.3	1.2	-0.1
農業行政費	35,695	72,467	637	1,294	657	0.4	0.8	0.4
商工行政費	90,082	45,513	1,609	813	-796	0.9	0.5	-0.4
その他の産業経済費	216	0	4	0	-4	0.0	0.0	0.0
その他の行政費	1,479,907	2,598,210	26,427	46,397	19,970	15.5	27.2	11.7
徴税費	210,733	278,919	3,763	4,981	1,218	2.2	2.9	0.7
戸籍住民基本台帳費	109,658	127,673	1,958	2,280	322	1.1	1.3	0.2
企画振興費	309,626							
その他の諸費	849,890	2,191,618	20,706	39,136	18,430	12.2	23.0	10.8
経常経費 計	6,443,689	10,003,640	115,066	178,636	63,570	67.6	104.9	37.3
投資的経費 計	2,262,031	384,084	40,393	6,859	-33,534	23.7	4.0	-19.7
(除・後年度事業費補正)	1,471,859		26,283		-19,424	15.4		-11.4
公債費 計	833,255	1,859,877	14,880	33,212	18,332	8.7	19.5	10.8
(公債費+後年度事業費補正)	1,623,427		28,990		4,222	17.0		2.5
合 計	9,538,975	12,247,601	170,339	218,707	48,368	100.0	128.4	28.4
(経常・公債費計)			129,946	211,848				

1) 財力指数(単年度)
 $\frac{5,760,361}{9,538,975} = 0.6039$

2) 経常一般財源等 209,993

3) 対比指数
 $\frac{209,993}{170,339} \times 100 = 123.3$

4) 経常収支比率(%)
 $\frac{\text{対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財力指数})} = \frac{123.3}{1.2013} = 102.6$

※本来の経常収支比率(%)
 $\frac{11,759,632}{11,580,146} = 101.5$

参考) 臨時一財等充当経費を分子に加えた対比指数(修正対比指数)
 $\frac{253,145}{170,339} \times 100 = 148.6$

修正経常収支比率(%)
 $\frac{\text{修正対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財力指数})} = \frac{148.6}{1.2013} = 123.7$

(住民1人当り・円)

- 基準財政収入額 5,760,361 102,864
- 経常一財等充当経費 11,759,632 209,993
- 臨時一財等充当経費 2,416,532 43,152

(住民1人当り・円)

- 経常一般財源等総額 11,232,746 200,585
- ・減税補てん償 94,000 1,679
- ・臨時財政対策債 253,400 4,525
- 後年度事業費補正 790,172 14,110

団体名 交野市

住基人口 77,782人

	需要額(千円)	支出額(千円)	住民1人当り(円)			需要額	支出額	乖離度
			需要額	支出額	乖離額			
消防費	1,112,586	605,609	14,304	7,786	-6,518	8.8	4.8	-4.0
土木費	626,738	718,204	8,058	9,234	1,176	5.0	5.7	0.7
道路橋りょう費	122,488	137,042	1,575	1,762	187	1.0	1.1	0.1
港湾費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
都市計画費	113,926	302,599	1,465	3,890	2,425	0.9	2.4	1.5
公園費	70,303	4,159	904	53	-851	0.6	0.0	-0.6
下水道費	180,740	4,935	2,324	63	-2,261	1.4	0.0	-1.4
その他の土木費	139,281	269,469	1,791	3,464	1,673	1.1	2.1	1.0
教育費	1,480,629	2,126,703	19,036	27,342	8,306	11.7	16.9	5.2
小学校費	525,083	688,506	6,751	8,852	2,101	4.2	5.5	1.3
中学校費	241,600	336,549	3,106	4,327	1,221	1.9	2.7	0.8
高等学校費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
その他の教育費	713,946	1,101,648	9,179	14,163	4,984	5.7	8.7	3.0
厚生費	3,029,640	4,601,754	38,950	59,162	20,212	24.0	36.5	12.5
生活保護費	250,915	194,684	3,226	2,503	-723	2.0	1.5	-0.5
社会福祉費	593,480	1,578,536	7,630	20,294	12,664	4.7	12.5	7.8
保健衛生費	359,951	508,073	4,628	6,532	1,904	2.9	4.0	1.1
高齢者保健福祉費	892,616	917,530	11,476	11,796	320	7.1	7.3	0.2
清掃費	932,678	1,402,931	11,991	18,037	6,046	7.4	11.1	3.7
産業経済費	165,537	122,836	2,128	1,579	-549	1.3	1.0	-0.3
農業行政費	52,894	85,418	680	1,098	418	0.4	0.7	0.3
商工行政費	111,671	33,965	1,436	437	-999	0.9	0.3	-0.6
その他の産業経済費	972	3,453	12	44	32	0.0	0.0	0.0
その他の行政費	1,940,299	3,226,483	24,945	41,481	16,536	15.4	25.6	10.2
徴税費	256,293	298,470	3,295	3,837	542	2.0	2.4	0.4
戸籍住民基本台帳費	128,558	267,578	1,653	3,440	1,787	1.0	2.1	1.1
企画振興費	435,395							
その他の諸費	1,120,053	2,660,435	19,998	34,204	14,206	12.3	21.1	8.8
経常経費 計	8,355,429	11,401,589	107,421	146,584	39,163	66.3	90.4	24.1
投資的経費 計	3,544,410	521,818	45,569	6,709	-38,860	28.1	4.1	-24.0
(除・後年度事業費補正)	1,847,751		23,756		-17,047	14.7		-10.6
公債費 計	710,894	3,777,492	9,140	48,565	39,425	5.6	30.0	24.4
(公債費+後年度事業費補正)	2,407,553		30,953		17,612	19.1		10.9
合 計	12,610,733	15,700,899	162,129	201,858	39,729	100.0	124.5	24.5
(経常・公債費計)			116,560	195,149				

1) 財力指数(単年度)
 $\frac{8,163,379}{12,610,733} = 0.6473$

2) 経常一般財源等 183,624

3) 対比指数
 $\frac{183,624}{162,129} \times 100 = 113.3$

4) 経常収支比率(%)
 $\frac{\text{対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財力指数})} = \frac{113.3}{1.2158} = 93.2$

※本来の経常収支比率(%)
 $\frac{14,282,635}{15,383,839} = 92.8$

参考) 臨時一財等充当経費を分子に加えた対比指数(修正対比指数)
 $\frac{209,918}{162,129} \times 100 = 129.5$

修正経常収支比率(%)
 $\frac{\text{修正対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財力指数})} = \frac{129.5}{1.2158} = 106.5$

(住民1人当り・円)

- 基準財政収入額 8,163,379 104,952
- 経常一財等充当経費 14,282,635 183,624
- 臨時一財等充当経費 2,045,166 26,294

(住民1人当り・円)

- 経常一般財源等総額 14,886,839 191,392
- ・減税補てん償 154,700 1,989
- ・臨時財政対策債 342,300 4,401
- 後年度事業費補正 1,696,659 21,813

団体名 大阪狭山市

住基人口 56,100人

	需要額(千円)	支出額(千円)	住民1人当たり(円)			需要額	支出額	乖離度
			需要額	支出額	乖離額			
消防費	862,324	703,663	15,371	12,543	-2,828	8.8	7.2	-1.6
土木費	539,309	528,317	9,613	9,417	-196	5.5	5.4	-0.1
道路橋りょう費	118,462	220,410	2,112	3,929	1,817	1.2	2.3	1.1
港湾費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
都市計画費	90,465	173,830	1,613	3,099	1,486	0.9	1.8	0.9
公園費	53,908	67,133	961	1,197	236	0.6	0.7	0.1
下水道費	170,265	9,084	3,035	162	-2,873	1.7	0.1	-1.6
その他の土木費	106,209	57,860	1,893	1,031	-862	1.1	0.6	-0.5
教育費	1,241,851	1,847,130	22,136	32,926	10,790	12.7	18.9	6.2
小学校費	359,186	433,194	6,403	7,722	1,319	3.7	4.4	0.7
中学校費	176,762	233,277	3,151	4,158	1,007	1.8	2.4	0.6
高等学校費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
その他の教育費	705,903	1,180,659	12,583	21,046	8,463	7.2	12.1	4.9
厚生費	2,378,192	3,320,098	42,392	59,182	16,790	24.3	34.0	9.7
生活保護費	244,557	187,284	4,359	3,338	-1,021	2.5	1.9	-0.6
社会福祉費	421,978	1,058,285	7,522	18,864	11,342	4.3	10.8	6.5
保健衛生費	281,597	584,983	5,020	10,428	5,408	2.9	6.0	3.1
高齢者保健福祉費	748,729	709,319	13,346	12,644	-702	7.7	7.3	-0.4
清掃費	681,331	780,227	12,145	13,908	1,763	7.0	8.0	1.0
産業経済費	140,101	116,198	2,497	2,071	-426	1.4	1.2	-0.2
農業行政費	46,858	68,479	835	1,221	386	0.5	0.7	0.2
商工行政費	91,515	47,719	1,631	851	-780	0.9	0.5	-0.4
その他の産業経済費	1,728	0	31	0	-31	0.0	0.0	0.0
その他の行政費	1,493,653	2,706,517	26,625	48,245	21,620	15.3	27.7	12.4
徴税費	210,703	169,015	3,756	3,013	-743	2.2	1.7	-0.5
戸籍住民基本台帳費	104,543	156,378	1,864	2,787	923	1.1	1.6	0.5
企画振興費	309,286							
その他の諸費	869,121	2,381,124	21,005	42,444	21,439	12.1	24.4	12.3
経常経費 計	6,655,430	9,221,923	118,635	164,384	45,749	68.1	94.4	26.3
投資的経費 計	2,428,299		43,285		-29,240	24.8		-16.7
(除・後年度事業費補正)	1,428,668	787,947	25,466	14,045	-11,421	14.6	8.1	-6.5
公債費 計	689,926	2,424,947	12,298	43,225	30,927	7.1	24.8	17.7
(公債費+後年度事業費補正)	1,689,557		30,117		13,108	17.3		7.5
合 計	9,773,655	12,434,817	174,218	221,654	47,436	100.0	127.2	27.2
(経常・公債費計)			130,933	207,609				

1) 財政力指数(単年度)
 $\frac{6,772,246}{9,773,655} = 0.6929$

2) 経常一般財源等 198,719

3) 対比指数
 $\frac{198,719}{174,218} \times 100 = 114.1$

4) 経常収支比率(%)
 $\frac{\text{対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{114.1}{1.231} = 92.7$

※本来の経常収支比率(%)
 $\frac{11,148,143}{12,032,662} = 92.6$

参考) 臨時一財等充当経費を分子に加えた対比指数(修正対比指数)
 $\frac{220,382}{174,218} \times 100 = 126.5$

修正経常収支比率(%)
 $\frac{\text{修正対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{126.5}{1.231} = 102.8$

(住民1人当たり・円)

○ 基準財政収入額 6,772,246 120,717 ○ 経常一般財源等総額 11,634,562 207,390
 ○ 経常一財等充当経費 11,148,143 198,719 ・ 減税補てん債 134,900 2,405
 ○ 臨時一財等充当経費 1,215,285 21,663 ・ 臨時財政対策債 263,200 4,692
 ○ 後年度事業費補正 999,631 17,819

団体名 阪南市

住基人口 59,866人

	需要額(千円)	支出額(千円)	住民1人当たり(円)			需要額	支出額	乖離度
			需要額	支出額	乖離額			
消防費	788,943	632,271	13,178	10,561	-2,617	8.4	6.7	-1.7
土木費	427,386	353,829	7,139	5,910	-1,229	4.6	3.8	-0.8
道路橋りょう費	120,658	159,895	2,015	2,671	656	1.3	1.7	0.4
港湾費		148	0	2	2	0.0	0.0	0.0
都市計画費	83,118	47,484	1,388	793	-595	0.9	0.5	-0.4
公園費	59,965	67,651	1,002	1,130	128	0.6	0.7	0.1
下水道費	59,918	1,706	1,001	28	-973	0.6	0.0	-0.6
その他の土木費	103,727	76,945	1,733	1,285	-448	1.1	0.8	-0.3
教育費	1,404,060	1,889,078	23,453	31,555	8,102	15.0	20.1	5.1
小学校費	462,084	399,007	7,719	6,665	-1,054	4.9	4.3	-0.6
中学校費	228,346	163,434	3,814	2,730	-1,084	2.4	1.7	-0.7
高等学校費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
その他の教育費	713,630	1,326,637	11,920	22,160	10,240	7.6	14.2	6.6
厚生費	2,488,541	4,129,521	41,569	68,979	27,410	26.5	44.0	17.5
生活保護費	299,826	257,210	5,008	4,296	-712	3.2	2.7	-0.5
社会福祉費	431,711	1,237,215	7,211	20,666	13,455	4.6	13.2	8.6
保健衛生費	386,485	714,225	6,456	11,930	5,474	4.1	7.6	3.5
高齢者保健福祉費	778,484	706,408	13,004	11,800	-1,204	8.3	7.5	-0.8
清掃費	592,035	1,214,463	9,889	20,286	10,397	6.3	13.0	6.7
産業経済費	151,606	125,832	2,532	2,102	-430	1.6	1.3	-0.3
農業行政費	50,622	56,988	846	952	106	0.5	0.6	0.1
商工行政費	91,048	36,476	1,521	609	-912	1.0	0.4	-0.6
その他の産業経済費	9,936	32,368	166	541	375	0.1	0.3	0.2
その他の行政費	1,486,444	1,814,262	24,830	30,305	5,475	15.9	19.4	3.5
徴税費	201,188	250,445	3,361	4,183	822	2.1	2.7	0.6
戸籍住民基本台帳費	104,547	80,875	1,746	1,351	-395	1.1	0.9	-0.2
企画振興費	318,775							
その他の諸費	861,934	1,482,942	19,723	24,771	5,048	12.6	15.8	3.2
経常経費 計	6,746,980	8,944,793	112,701	149,414	36,713	72.0	95.4	23.4
投資的経費 計	2,002,272		33,446		-27,042	21.4		-17.3
(除・後年度事業費補正)	1,508,981	383,378	25,206	6,404	-18,802	16.1	4.1	-12.0
公債費 計	626,112	1,833,743	10,459	30,631	20,172	6.7	19.6	12.9
(公債費+後年度事業費補正)	1,119,403		18,698		11,933	11.9		7.7
合 計	9,375,364	11,161,914	156,606	186,448	29,842	100.0	119.1	19.1
(経常・公債費計)			123,160	180,044				

1) 財政力指数(単年度)
 $\frac{5,484,174}{9,375,364} = 0.5850$

2) 経常一般財源等 181,116

3) 対比指数
 $\frac{181,116}{156,606} \times 100 = 115.7$

4) 経常収支比率(%)
 $\frac{\text{対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{115.7}{1.195} = 96.8$

※本来の経常収支比率(%)
 $\frac{10,842,695}{11,050,081} = 98.1$

参考) 臨時一財等充当経費を分子に加えた対比指数(修正対比指数)
 $\frac{193,481}{156,606} \times 100 = 123.5$

修正経常収支比率(%)
 $\frac{\text{修正対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{123.5}{1.195} = 103.3$

(住民1人当たり・円)

○ 基準財政収入額 5,484,174 91,607 ○ 経常一般財源等総額 10,697,981 178,699
 ○ 経常一財等充当経費 10,842,695 181,116 ・ 減税補てん債 89,300 1,492
 ○ 臨時一財等充当経費 740,218 12,365 ・ 臨時財政対策債 262,800 4,390
 ○ 後年度事業費補正 493,291 8,240

団体名 島本町

住基人口 29,979 人

	需要額(千円)	支出額(千円)	住民1人当り(円)			需要額	支出額	乖離度
			需要額	支出額	乖離額			
消防費	529,928	425,713	17,677	14,200	-3,477	9.3	7.4	-1.9
土木費	245,581	155,327	8,192	5,181	-3,011	4.3	2.7	-1.6
道路橋りょう費	45,994	58,229	1,534	1,942	408	0.8	1.0	0.2
港湾費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
都市計画費	47,485	14,971	1,584	499	-1,085	0.8	0.3	-0.5
公園費	26,626	16,385	888	547	-341	0.5	0.3	-0.2
下水道費	63,687	10,750	2,124	359	-1,765	1.1	0.2	-0.9
その他の土木費	61,789	54,992	2,061	1,834	-227	1.1	1.0	-0.1
教育費	778,357	967,694	25,963	32,279	6,316	13.6	16.9	3.3
小学校費	217,153	293,630	7,244	9,795	2,551	3.8	5.1	1.3
中学校費	114,553	110,611	3,821	3,690	-131	2.0	1.9	-0.1
高等学校費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
その他の教育費	446,651	563,453	14,899	18,795	3,896	7.8	9.8	2.0
厚生費	1,098,630	2,078,344	36,647	69,327	32,680	19.2	36.3	17.1
生活保護費	0	44,688	0	1,491	1,491	0.0	0.8	0.8
社会福祉費	179,838	939,978	5,999	31,355	25,356	3.1	16.4	13.3
保健衛生費	149,994	291,024	5,003	9,708	4,705	2.6	5.1	2.5
高齢者保健福祉費	413,453	383,864	13,791	12,804	-987	7.2	6.7	-0.5
清掃費	355,345	418,790	11,853	13,969	2,116	6.2	7.3	1.1
産業経済費	95,102	68,163	3,172	2,274	-898	1.7	1.2	-0.5
農業行政費	29,140	47,840	972	1,596	624	0.5	0.8	0.3
商工行政費	64,774	19,333	2,161	645	-1,516	1.1	0.3	-0.8
その他の産業経済費	1,188	990	40	33	-7	0.0	0.0	0.0
その他の行政費	921,563	1,854,162	30,740	61,849	31,109	16.1	32.4	16.3
徴税費	132,133	100,830	4,408	3,363	-1,045	2.3	1.8	-0.5
戸籍住民基本台帳費	62,882	37,693	2,098	1,257	-841	1.1	0.7	-0.4
企画振興費	188,441							
その他の諸費	538,107	1,715,639	24,235	57,228	32,993	12.7	30.0	17.3
経常経費 計	3,669,161	5,549,403	122,391	185,110	62,719	64.1	97.0	32.9
投資的経費 計	1,620,005	546,646	54,038	18,234	-35,804	28.3	18.7	-9.6
(除・後年度事業費補正)	828,100		27,623		-9,389	14.5		-4.9
公債費 計	434,748	1,364,612	14,502	45,519	31,017	7.6	23.8	16.2
(公債費+後年度事業費補正)	1,225,653		40,917		4,602	21.4		2.4
合 計	5,723,914	7,460,661	190,931	248,863	57,932	100.0	130.3	30.3
(経常・公債費計)			136,893	230,629				

1) 財力指数(単年度)
 $\frac{4,207,931}{5,723,914} = 0.7351$

2) 経常一般財源等 219,733

3) 対比指数
 $\frac{219,733}{190,931} \times 100 = 115.1$

4) 経常収支比率(%)
 $\frac{\text{対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財力指数})} = \frac{115.1}{1.245} = 92.4$

※本来の経常収支比率(%)
 $\frac{6,587,378}{7,255,630} = 90.8$

参考) 臨時一財等充当経費を分子に加えた対比指数(修正対比指数)
 $\frac{248,659}{190,931} \times 100 = 130.2$

修正経常収支比率(%)
 $\frac{\text{修正対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財力指数})} = \frac{130.2}{1.245} = 104.6$

	(住民1人当り・円)		(住民1人当り・円)	
○ 基準財政収入額	4,207,931	140,363	○ 経常一般財源等総額	7,018,230
○ 経常一財等充当経費	6,587,378	219,733	減税補てん償	78,100
○ 臨時一財等充当経費	867,175	28,926	臨時財政対策債	159,300
			○ 後年度事業費補正	791,905
				26,415

団体名 豊能町

住基人口 26,309 人

	需要額(千円)	支出額(千円)	住民1人当り(円)			需要額	支出額	乖離度
			需要額	支出額	乖離額			
消防費	453,559	386,893	17,240	14,706	-2,534	9.4	8.0	-1.4
土木費	284,944	223,254	10,831	8,486	-2,345	5.9	4.6	-1.3
道路橋りょう費	97,356	40,839	3,700	1,552	-2,148	2.0	0.8	-1.2
港湾費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
都市計画費	41,179	24,455	1,565	930	-635	0.9	0.5	-0.4
公園費	32,017	58,366	1,217	2,218	1,001	0.7	1.2	0.5
下水道費	59,262	15,745	2,253	598	-1,655	1.2	0.3	-0.9
その他の土木費	55,130	83,849	2,095	3,187	1,092	1.1	1.7	0.6
教育費	748,513	899,377	28,451	34,185	5,734	15.5	18.7	3.2
小学校費	200,347	228,811	7,615	8,697	1,082	4.2	4.8	0.6
中学校費	114,509	71,832	4,352	2,730	-1,622	2.4	1.5	-0.9
高等学校費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
その他の教育費	433,657	598,734	16,483	22,758	6,275	9.0	12.4	3.4
厚生費	977,935	2,128,246	37,171	80,894	43,723	20.3	44.2	23.9
生活保護費	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
社会福祉費	136,867	543,880	5,202	20,673	15,471	2.8	11.3	8.5
保健衛生費	171,317	343,971	6,512	13,074	6,562	3.6	7.1	3.5
高齢者保健福祉費	381,726	395,308	14,509	15,026	517	7.9	8.2	0.3
清掃費	288,025	845,087	10,948	32,122	21,174	6.0	17.6	11.6
産業経済費	108,211	112,346	4,113	4,270	157	2.2	2.3	0.1
農業行政費	45,041	70,928	1,712	2,696	984	0.9	1.5	0.6
商工行政費	57,986	26,716	2,204	1,015	-1,189	1.2	0.6	-0.6
その他の産業経済費	5,184	14,702	197	559	362	0.1	0.3	0.2
その他の行政費	807,907	998,250	30,708	37,943	7,235	16.8	20.7	3.9
徴税費	99,871	70,077	3,796	2,664	-1,132	2.1	1.5	-0.6
戸籍住民基本台帳費	47,958	20,103	1,823	764	-1,059	1.0	0.4	-0.6
企画振興費	173,957							
その他の諸費	486,121	908,070	25,089	34,516	9,427	13.7	18.9	5.2
経常経費 計	3,381,069	4,748,366	128,514	180,484	51,970	70.2	98.6	28.4
投資的経費 計	1,273,343	389,657	48,400	14,811	-33,589	26.4	8.1	-18.3
(除・後年度事業費補正)	800,439		30,425		-15,614	16.6		-8.5
公債費 計	160,837	787,806	6,113	29,944	23,831	3.3	13.1	9.8
(公債費+後年度事業費補正)	633,741		24,088		5,856	13.2	16.4	3.2
合 計	4,815,249	5,925,829	183,027	225,240	42,213	100.0	123.1	23.1
(経常・公債費計)			134,627	210,429				

1) 財力指数(単年度)
 $\frac{2,886,417}{4,815,249} = 0.5994$

2) 経常一般財源等 194,691

3) 対比指数
 $\frac{194,691}{183,027} \times 100 = 106.4$

4) 経常収支比率(%)
 $\frac{\text{対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財力指数})} = \frac{106.4}{1.1998} = 88.7$

※本来の経常収支比率(%)
 $\frac{5,122,124}{5,718,208} = 89.6$

参考) 臨時一財等充当経費を分子に加えた対比指数(修正対比指数)
 $\frac{228,249}{183,027} \times 100 = 124.7$

修正経常収支比率(%)
 $\frac{\text{修正対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財力指数})} = \frac{124.7}{1.1998} = 103.9$

	(住民1人当り・円)		(住民1人当り・円)	
○ 基準財政収入額	2,886,417	109,712	○ 経常一般財源等総額	5,519,208
○ 経常一財等充当経費	5,122,124	194,691	減税補てん償	58,900
○ 臨時一財等充当経費	882,867	33,558	臨時財政対策債	140,100
			○ 後年度事業費補正	472,904
				17,975

団体名 能勢町

住基人口 14,445 人

	需要額(千円)	支出額(千円)	住民1人当り(円)			需要額	支出額	乖離度
			需要額	支出額	乖離額			
消防費	99,103	140,389	6,861	9,719	2,858	3.1	4.5	1.4
土木費	147,260	26,672	10,195	1,846	-8,349	4.7	0.8	-3.9
道路橋りょう費	81,862	21,452	5,667	1,485	-4,182	2.6	0.7	-1.9
港湾費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
都市計画費	19,789	898	1,370	62	-1,308	0.6	0.0	-0.6
公園費	10,548	0	730	0	-730	0.3	0.0	-0.3
下水道費	1,797	0	124	0	-124	0.1	0.0	-0.1
その他の土木費	33,264	4,322	2,303	299	-2,004	1.1	0.1	-1.0
教育費	417,758	526,852	28,921	36,473	7,552	13.3	16.7	3.4
小学校費	173,328	247,153	11,999	17,110	5,111	5.5	7.9	2.4
中学校費	81,651	62,280	5,653	4,312	-1,341	2.6	2.0	-0.6
高等学校費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
その他の教育費	162,779	217,419	11,269	15,052	3,783	5.2	6.9	1.7
厚生費	689,163	1,293,735	47,709	89,563	41,854	21.9	41.1	19.2
生活保護費	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
社会福祉費	86,428	328,112	5,983	22,715	16,732	2.7	10.4	7.7
保健衛生費	174,709	192,331	12,095	13,315	1,220	5.6	6.1	0.5
高齢者保健福祉費	299,991	205,747	20,768	14,243	-6,525	9.5	6.5	-3.0
清掃費	128,035	567,545	8,864	39,290	30,426	4.1	18.0	13.9
産業経済費	170,858	162,595	11,823	11,256	-572	5.4	5.2	-0.2
農業行政費	106,825	122,398	7,395	8,473	1,078	3.4	3.9	0.5
商工行政費	40,813	29,049	2,825	2,011	-814	1.3	0.9	-0.4
その他の産業経済費	23,220	11,148	1,607	772	-835	0.7	0.4	-0.3
その他の行政費	568,278	1,074,739	39,341	74,402	35,061	18.1	34.2	16.1
徴税費	58,753	68,400	4,067	4,735	668	1.9	2.2	0.3
戸籍住民基本台帳費	37,709	35,696	2,611	2,471	-140	1.2	1.1	-0.1
企画振興費	115,422							
その他の諸費	356,394	970,643	32,663	67,196	34,533	15.0	30.8	15.8
経常経費 計	2,092,420	3,224,982	144,854	223,259	78,405	66.5	102.5	36.0
投資的経費 計	988,146		68,407		-45,704	31.4		-21.0
(除・後年度事業費補正)	824,717	327,939	57,094	22,703	-34,391	26.2	10.4	-15.8
公債費 計	66,403	415,533	4,597	28,767	24,170	2.1	13.2	11.1
(公債費+後年度事業費補正)	229,832		15,911		12,856	7.3		5.9
合 計	3,146,969	3,968,454	217,859	274,729	56,870	100.0	126.1	26.1
(経常・公債費計)			149,452	252,026				

1) 財政力指数(単年度)
 $\frac{1,319,395}{3,146,969} = 0.4193$

2) 経常一般財源等 220,083

3) 対比指数
 $\frac{220,083}{217,859} \times 100 = 101.0$

4) 経常収支比率(%)
 $\frac{\text{対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{101}{1.1398} = 88.6$

※本来の経常収支比率(%)
 $\frac{3,179,093}{3,545,700} = 89.7$

参考) 臨時一財等充当経費を分子に加えた対比指数(修正対比指数)
 $\frac{264,890}{217,859} \times 100 = 121.6$

修正経常収支比率(%)
 $\frac{\text{修正対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{121.6}{1.1398} = 106.7$

	(住民1人当り・円)		(住民1人当り・円)	
○ 基準財政収入額	1,319,395	91,339	○ 経常一般財源等総額	3,426,600
○ 経常一財等充当経費	3,179,093	220,083	・減税補てん債	19,100
○ 臨時一財等充当経費	647,237	44,807	・臨時財政対策債	100,000
			○ 後年度事業費補正	163,429
				11,314

団体名 忠岡町

住基人口 16,998 人

	需要額(千円)	支出額(千円)	住民1人当り(円)			需要額	支出額	乖離度
			需要額	支出額	乖離額			
消防費	342,454	313,348	20,147	18,434	-1,713	9.0	8.2	-0.8
土木費	169,229	218,404	9,956	12,849	2,893	4.4	5.7	1.3
道路橋りょう費	38,064	44,745	2,239	2,632	393	1.0	1.2	0.2
港湾費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
都市計画費	26,784	18,244	1,576	1,073	-503	0.7	0.5	-0.2
公園費	17,951	25,582	1,056	1,505	449	0.5	0.7	0.2
下水道費	43,834	74,088	2,579	4,359	1,780	1.1	1.9	0.8
その他の土木費	42,596	55,745	2,506	3,280	774	1.1	1.5	0.4
教育費	482,391	527,699	28,379	31,045	2,666	12.6	13.8	1.2
小学校費	108,867	87,952	6,405	5,174	-1,231	2.8	2.3	-0.5
中学校費	53,801	29,820	3,165	1,754	-1,411	1.4	0.8	-0.6
高等学校費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
その他の教育費	319,723	409,927	18,809	24,116	5,307	8.4	10.7	2.3
厚生費	846,145	1,565,917	49,779	92,124	42,345	22.1	41.0	18.9
生活保護費	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
社会福祉費	125,928	379,624	7,408	22,333	14,925	3.3	9.9	6.6
保健衛生費	200,641	445,021	11,804	26,181	14,377	5.2	11.6	6.4
高齢者保健福祉費	310,399	293,812	18,261	17,285	-976	8.1	7.7	-0.4
清掃費	209,177	447,460	12,306	26,324	14,018	5.5	11.7	6.2
産業経済費	65,920	45,607	3,878	2,683	-1,195	1.7	1.2	-0.5
農業行政費	17,977	24,778	1,058	1,458	400	0.5	0.6	0.1
商工行政費	46,863	20,278	2,757	1,193	-1,564	1.2	0.5	-0.7
その他の産業経済費	1,080	551	64	32	-32	0.0	0.0	0.0
その他の行政費	636,858	981,182	37,467	57,723	20,256	16.7	25.7	9.0
徴税費	80,500	124,744	4,736	7,339	2,603	2.1	3.3	1.2
戸籍住民基本台帳費	44,727	29,052	2,631	1,709	-922	1.2	0.8	-0.4
企画振興費	137,086							
その他の諸費	374,545	827,386	30,099	48,675	18,576	13.4	21.6	8.2
経常経費 計	2,542,997	3,652,157	149,606	214,858	65,252	66.5	95.5	29.0
投資的経費 計	907,508		53,389		-40,701	23.7		-18.1
(除・後年度事業費補正)	557,102	215,669	32,775	12,688	-20,087	14.6	5.6	-9.0
公債費 計	372,677	685,883	21,925	40,351	18,426	9.7	17.9	8.2
(公債費+後年度事業費補正)	723,083		42,539		-2,188	18.9		-1.0
合 計	3,823,182	4,553,709	224,920	267,897	42,977	100.0	119.1	19.1
(経常・公債費計)			171,531	255,209				

1) 財政力指数(単年度)
 $\frac{2,048,535}{3,823,182} = 0.5358$

2) 経常一般財源等 264,008

3) 対比指数
 $\frac{264,008}{224,920} \times 100 = 117.4$

4) 経常収支比率(%)
 $\frac{\text{対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{117.4}{1.1786} = 99.6$

※本来の経常収支比率(%)
 $\frac{4,487,612}{4,529,187} = 99.1$

参考) 臨時一財等充当経費を分子に加えた対比指数(修正対比指数)
 $\frac{299,724}{224,920} \times 100 = 133.3$

修正経常収支比率(%)
 $\frac{\text{修正対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{133.3}{1.1786} = 113.1$

	(住民1人当り・円)		(住民1人当り・円)	
○ 基準財政収入額	2,048,535	120,516	○ 経常一般財源等総額	4,391,387
○ 経常一財等充当経費	4,487,612	264,008	・減税補てん債	25,100
○ 臨時一財等充当経費	607,101	35,716	・臨時財政対策債	112,700
			○ 後年度事業費補正	350,406
				20,615

団体名 熊取町

住基人口 43,064人

	需要額(千円)	支出額(千円)	住民1人当り(円)			需要額	支出額	乖離度
			需要額	支出額	乖離額			
消防費	649,297	413,789	15,077	9,609	-5,468	9.4	6.0	-3.4
土木費	328,440	459,410	7,627	10,668	3,041	4.8	6.7	1.9
道路橋りょう費	89,914	127,951	2,088	2,971	883	1.3	1.9	0.6
港湾費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
都市計画費	62,403	7,721	1,449	179	-1,270	0.9	0.1	-0.8
公園費	37,299	84,098	866	1,953	1,087	0.5	1.2	0.7
下水道費	57,829	7,378	1,343	171	-1,172	0.8	0.1	-0.7
その他の土木費	80,995	232,262	1,881	5,393	3,512	1.2	3.4	2.2
教育費	806,735	1,131,921	18,733	26,285	7,552	11.7	16.5	4.8
小学校費	267,505	370,762	6,212	8,610	2,398	3.9	5.4	1.5
中学校費	155,038	115,102	3,600	2,673	-927	2.3	1.7	-0.6
高等学校費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
その他の教育費	384,192	646,057	8,921	15,002	6,081	5.6	9.4	3.8
厚生費	1,455,919	2,512,472	33,808	58,343	24,535	21.2	36.5	15.3
生活保護費	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
社会福祉費	254,312	909,372	5,905	21,117	15,212	3.7	13.2	9.5
保健衛生費	201,347	241,231	4,676	5,602	926	2.9	3.5	0.6
高齢者保健福祉費	533,968	511,504	12,399	11,878	-521	7.8	7.4	-0.4
清掃費	466,292	850,365	10,828	19,747	8,919	6.8	12.4	5.6
産業経済費	118,948	53,552	2,762	1,244	-1,518	1.7	0.8	-0.9
農業行政費	40,887	29,532	949	686	-263	0.6	0.4	-0.2
商工行政費	76,333	23,630	1,773	549	-1,224	1.1	0.3	-0.8
その他の産業経済費	1,728	390	40	9	-31	0.0	0.0	0.0
その他の行政費	1,171,067	1,827,957	27,194	42,447	15,253	17.0	26.6	9.6
徴税費	159,245	183,961	3,698	4,272	574	2.3	2.7	0.4
戸籍住民基本台帳費	76,951	86,687	1,787	2,013	226	1.1	1.3	0.2
企画振興費	249,563							
その他の諸費	685,308	1,557,309	21,709	36,163	14,454	13.6	22.7	9.1
経常経費 計	4,530,406	6,399,101	105,202	148,595	43,393	65.9	93.1	27.2
投資的経費 計	1,934,968		44,932		-36,888	28.1		-23.1
(除・後年度事業費補正)	1,066,637	346,428	24,769	8,044	-16,725	15.5	5.0	-10.5
公債費 計	409,551		9,510		22,728	6.0		14.2
(公債費+後年度事業費補正)	1,277,882	1,388,304	29,674	32,238	2,564	18.6	20.2	1.6
合 計	6,874,925	8,133,833	159,644	188,878	29,234	100.0	118.3	18.3
(経常・公債費計)			114,712	180,834				

1) 財政力指数(単年度)
 $\frac{4,376,339}{6,874,925} = 0.6366$

2) 経常一般財源等 163,801

3) 対比指数
 $\frac{163,801}{159,644} \times 100 = 102.6$

4) 経常収支比率(%)
 $\frac{\text{対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{102.6}{1.2122} = 84.6$

※本来の経常収支比率(%)
 $\frac{7,053,929}{8,390,800} = 84.1$

参考) 臨時一財等充当経費を分子に加えた対比指数(修正対比指数)
 $\frac{193,094}{159,644} \times 100 = 121.0$

修正経常収支比率(%)
 $\frac{\text{修正対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{121}{1.2122} = 99.8$

	(住民1人当り・円)		(住民1人当り・円)	
○ 基準財政収入額	4,376,339	101,624	○ 経常一般財源等総額	8,104,300
○ 経常一財等充当経費	7,053,929	163,801	・ 減税補てん債	77,300
○ 臨時一財等充当経費	1,261,476	29,293	・ 臨時財政対策債	209,200
			○ 後年度事業費補正	868,331
				20,164

団体名 田尻町

住基人口 7,038人

	需要額(千円)	支出額(千円)	住民1人当り(円)			需要額	支出額	乖離度
			需要額	支出額	乖離額			
消防費	203,888	273,013	28,970	38,791	9,821	9.8	13.1	3.3
土木費	70,286	149,393	9,987	21,227	11,240	3.4	7.2	3.8
道路橋りょう費	16,104	10,664	2,288	1,515	-773	0.8	0.5	-0.3
港湾費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
都市計画費	9,793	3,340	1,391	475	-916	0.5	0.2	-0.3
公園費	5,651	0	803	0	-803	0.3	0.0	-0.3
下水道費	16,131	36,803	2,292	5,229	2,937	0.8	1.8	1.0
その他の土木費	22,607	98,586	3,212	14,008	10,796	1.1	4.7	3.6
教育費	220,135	438,016	31,278	62,236	30,958	10.6	21.0	10.4
小学校費	42,768	64,041	6,077	9,099	3,022	2.1	3.1	1.0
中学校費	30,491	53,520	4,332	7,604	3,272	1.5	2.6	1.1
高等学校費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
その他の教育費	149,876	320,455	20,869	45,532	24,663	7.1	15.4	8.3
厚生費	376,336	937,126	53,472	133,152	79,680	18.1	45.0	26.9
生活保護費	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
社会福祉費	52,151	368,799	7,410	52,401	44,991	2.5	17.7	15.2
保健衛生費	67,863	166,912	9,642	23,716	14,074	3.3	8.0	4.7
高齢者保健福祉費	177,437	160,306	25,211	22,777	-2,434	8.5	7.7	-0.8
清掃費	78,885	241,109	11,208	34,258	23,050	3.8	11.6	7.8
産業経済費	45,852	82,353	6,515	11,701	5,186	2.2	4.0	1.8
農業行政費	19,795	77,517	2,813	11,014	8,201	1.0	3.7	2.7
商工行政費	25,409	3,977	3,610	565	-3,045	1.2	0.2	-1.0
その他の産業経済費	648	859	92	122	30	0.0	0.0	0.0
その他の行政費	397,293	1,347,000	56,450	191,390	134,940	19.1	64.7	45.6
徴税費	40,294	56,075	5,725	7,967	2,242	1.9	2.7	0.8
戸籍住民基本台帳費	23,675	13,567	3,364	1,928	-1,436	1.1	0.7	-0.4
企画振興費	102,619							
その他の諸費	230,705	1,277,358	47,361	181,494	134,133	16.0	61.3	45.3
経常経費 計	1,313,790	3,226,901	186,671	458,497	271,826	63.1	155.0	91.9
投資的経費 計	575,306		81,743		-17,269	27.6		-5.8
(除・後年度事業費補正)	379,057	453,766	53,859	64,474	10,615	18.2	21.8	3.6
公債費 計	193,382		27,477		72,030	9.3		24.3
(公債費+後年度事業費補正)	389,631	700,331	55,361	99,507	44,146	18.7	33.6	14.9
合 計	2,082,478	4,380,998	295,891	622,478	326,587	100.0	210.4	110.4
(経常・公債費計)			214,148	558,004				

1) 財政力指数(単年度)
 $\frac{3,251,457}{2,082,478} = 1.5613$

2) 経常一般財源等 464,122

3) 対比指数
 $\frac{464,122}{295,891} \times 100 = 156.9$

4) 経常収支比率(%)
 $\frac{\text{対比指数}}{4/3 \times \text{財政力指数}(\ast)} = \frac{156.9}{2.0817} = 75.4$

※本来の経常収支比率(%)
 $\frac{3,266,488}{5,362,067} = 60.9$

参考) 臨時一財等充当経費を分子に加えた対比指数(修正対比指数)
 $\frac{686,760}{295,891} \times 100 = 232.1$

修正経常収支比率(%)
 $\frac{\text{修正対比指数}}{4/3 \times \text{財政力指数}(\ast)} = \frac{232.1}{2.0817} = 111.5$

	(住民1人当り・円)		(住民1人当り・円)	
○ 基準財政収入額	3,251,457	461,986	○ 経常一般財源等総額	5,362,067
○ 経常一財等充当経費	3,266,488	464,122	・ 減税補てん債	0
○ 臨時一財等充当経費	1,566,928	222,638	・ 臨時財政対策債	0
			○ 後年度事業費補正	196,249
				27,884

団体名 鯉 町

住基人口 19,765 人

	需要額(千円)	支出額(千円)	住民1人当り(円)			需要額	支出額	乖離度
			需要額	支出額	乖離額			
消防費	380,182	328,260	19,235	16,608	-2,627	9.3	8.1	-1.2
土木費	203,967	214,029	10,320	10,829	509	5.0	5.3	0.3
道路橋りょう費	55,022	38,934	2,784	1,970	-814	1.4	1.0	-0.4
港湾費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
都市計画費	28,970	52,848	1,466	2,674	1,208	0.7	1.3	0.6
公園費	53,515	695	2,708	35	-2,673	1.3	0.0	-1.3
下水道費	21,280	674	1,077	34	-1,043	0.5	0.0	-0.5
その他の土木費	45,180	120,878	2,286	6,116	3,830	1.1	3.0	1.9
教育費	439,171	524,837	22,220	26,554	4,334	10.8	12.9	2.1
小学校費	137,003	186,724	6,932	9,447	2,515	3.4	4.6	1.2
中学校費	61,195	48,105	3,096	2,434	-662	1.5	1.2	-0.3
高等学校費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
その他の教育費	240,973	290,008	12,192	14,673	2,481	5.9	7.1	1.2
厚生費	883,829	1,692,679	44,717	85,640	40,923	21.7	41.6	19.9
生活保護費	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
社会福祉費	132,027	698,242	6,680	35,327	28,647	3.2	17.1	13.9
保健衛生費	147,162	168,007	7,446	8,500	1,054	3.6	4.1	0.5
高齢者保健福祉費	426,719	343,975	21,590	17,403	-4,187	10.5	8.4	-2.1
清掃費	177,921	482,455	9,002	24,410	15,408	4.4	11.8	7.4
産業経済費	93,565	56,381	4,734	2,853	-1,881	2.3	1.4	-0.9
農業行政費	34,073	13,672	1,724	692	-1,032	0.8	0.3	-0.5
商工行政費	48,584	31,334	2,458	1,585	-873	1.2	0.8	-0.4
その他の産業経済費	10,908	11,375	552	576	24	0.3	0.3	0.0
その他の行政費	693,188	1,824,870	35,071	92,328	57,257	17.0	44.8	27.8
徴税費	90,540	150,317	4,581	7,605	3,024	2.2	3.7	1.5
戸籍住民基本台帳費	50,887	61,096	2,575	3,091	516	1.2	1.5	0.3
企画振興費	144,817							
その他の諸費	406,944	1,613,457	27,916	81,632	53,716	13.5	39.6	26.1
経常経費 計	2,693,902	4,641,056	136,297	234,812	98,515	66.2	114.0	47.8
投資的経費 計	1,041,618	153,386	52,700	7,760	-44,940	25.6	3.8	-21.8
(除・後年度事業費補正)	679,437		34,376		-26,616	16.7		-12.9
公債費 計	336,875	949,059	17,044	48,017	30,973	8.3	23.3	15.0
(公債費+後年度事業費補正)	699,056		35,368		12,649	17.2		6.1
合 計	4,072,395	5,743,501	206,041	290,589	84,548	100.0	141.0	41.0
(経常・公債費計)			153,341	282,829				

1) 財政力指数(単年度)
 $\frac{2,601,186}{4,072,395} = 0.6387$

2) 経常一般財源等 231,153

3) 対比指数
 $\frac{231,153}{206,041} \times 100 = 112.2$

4) 経常収支比率(%)
 $\frac{\text{対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{112.2}{1.2129} = 92.5$

※本来の経常収支比率(%)
 $\frac{4,568,739}{4,950,584} = 92.3$

参考) 臨時一財等充当経費を分子に加えた対比指数(修正対比指数)
 $\frac{303,682}{206,041} \times 100 = 147.4$

修正経常収支比率(%)
 $\frac{\text{修正対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{147.4}{1.2129} = 121.5$

(住民1人当り・円)

○ 基準財政収入額 2,601,186 131,606
 ○ 経常一財等充当経費 4,568,739 231,153
 ○ 臨時一財等充当経費 1,433,534 72,529

(住民1人当り・円)

○ 経常一般財源等総額 4,797,584 242,731
 ・ 減税補てん債 34,300 1,735
 ・ 臨時財政対策債 118,700 6,006
 ○ 後年度事業費補正 362,181 18,324

団体名 太子町

住基人口 14,214 人

	需要額(千円)	支出額(千円)	住民1人当り(円)			需要額	支出額	乖離度
			需要額	支出額	乖離額			
消防費	281,811	178,405	19,826	12,551	-7,275	9.3	5.9	-3.4
土木費	137,663	100,468	9,685	7,068	-2,617	4.6	3.3	-1.3
道路橋りょう費	44,164	56,453	3,107	3,972	865	1.5	1.9	0.4
港湾費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
都市計画費	19,971	40,981	1,405	2,883	1,478	0.7	1.4	0.7
公園費	13,089	2,727	921	192	-729	0.4	0.1	-0.3
下水道費	24,924	0	1,753	0	-1,753	0.8	0.0	-0.8
その他の土木費	35,515	307	2,499	22	-2,477	1.2	0.0	-1.2
教育費	375,647	486,086	26,428	34,198	7,770	12.4	16.1	3.7
小学校費	107,754	135,018	7,581	9,499	1,918	3.6	4.5	0.9
中学校費	54,184	44,983	3,812	3,165	-647	1.8	1.5	-0.3
高等学校費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
その他の教育費	213,709	306,085	15,035	21,534	6,499	7.1	10.1	3.0
厚生費	583,956	853,697	41,083	60,060	18,977	19.3	28.2	8.9
生活保護費	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
社会福祉費	100,009	322,722	7,036	22,705	15,669	3.3	10.7	7.4
保健衛生費	94,462	113,609	6,646	7,993	1,347	3.1	3.8	0.7
高齢者保健福祉費	229,462	176,427	16,143	12,412	-3,731	7.6	5.8	-1.8
清掃費	160,023	240,939	11,258	16,951	5,693	5.3	8.0	2.7
産業経済費	94,845	79,235	6,673	5,574	-1,099	3.1	2.6	-0.5
農業行政費	52,829	58,485	3,717	4,115	398	1.7	1.9	0.2
商工行政費	41,260	18,629	2,903	1,311	-1,592	1.4	0.6	-0.8
その他の産業経済費	756	2,121	53	149	96	0.0	0.1	0.1
その他の行政費	559,054	835,512	39,331	58,781	19,450	18.5	27.6	9.1
徴税費	63,778	81,218	4,487	5,714	1,227	2.1	2.7	0.6
戸籍住民基本台帳費	35,053	40,929	2,466	2,879	413	1.2	1.4	0.2
企画振興費	125,486							
その他の諸費	334,737	713,365	32,378	50,187	17,809	15.2	23.6	8.4
経常経費 計	2,032,976	2,533,403	143,026	178,233	35,207	67.3	83.8	16.5
投資的経費 計	889,559	448,374	62,583	31,545	-31,038	29.4	14.8	-14.6
(除・後年度事業費補正)	532,929		37,493		-5,948	17.6		-2.8
公債費 計	99,410	698,853	6,994	49,167	42,173	3.3	23.1	19.8
(公債費+後年度事業費補正)	456,040		32,084		17,083	15.1		8.0
合 計	3,021,945	3,680,630	212,603	258,944	46,341	100.0	121.8	21.8
(経常・公債費計)			150,020	227,399				

1) 財政力指数(単年度)
 $\frac{1,430,683}{3,021,945} = 0.4734$

2) 経常一般財源等 220,462

3) 対比指数
 $\frac{220,462}{212,603} \times 100 = 103.7$

4) 経常収支比率(%)
 $\frac{\text{対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{103.7}{1.1578} = 89.6$

※本来の経常収支比率(%)
 $\frac{3,133,649}{3,533,727} = 88.7$

参考) 臨時一財等充当経費を分子に加えた対比指数(修正対比指数)
 $\frac{251,552}{212,603} \times 100 = 118.3$

修正経常収支比率(%)
 $\frac{\text{修正対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{118.3}{1.1578} = 102.2$

(住民1人当り・円)

○ 基準財政収入額 1,430,683 100,653
 ○ 経常一財等充当経費 3,133,649 220,462
 ○ 臨時一財等充当経費 441,909 31,090

(住民1人当り・円)

○ 経常一般財源等総額 3,414,527 240,223
 ・ 減税補てん債 22,400 1,576
 ・ 臨時財政対策債 96,800 6,810
 ○ 後年度事業費補正 356,630 25,090

団体名 河南町

住基人口 16,559人

	需要額(千円)	支出額(千円)	住民1人当り(円)			需要額	支出額	乖離度
			需要額	支出額	乖離額			
消防費	143,797	193,549	8,684	11,688	-3,004	4.1	5.5	1.4
土木費	177,972	125,537	10,748	7,581	-3,167	5.1	3.6	-1.5
道路橋りょう費	66,856	37,130	4,037	2,242	-1,795	1.9	1.1	-0.8
港湾費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
都市計画費	24,022	21,243	1,451	1,283	-168	0.7	0.6	-0.1
公園費	16,623	27,343	1,004	1,651	647	0.5	0.8	0.3
下水道費	29,802	3,633	1,800	219	-1,581	0.8	0.1	-0.7
その他の土木費	40,669	36,188	2,456	2,185	-271	1.2	1.0	-0.2
教育費	496,261	582,437	29,969	35,173	5,204	14.1	16.6	2.5
小学校費	158,607	215,670	9,578	13,024	3,446	4.5	6.1	1.6
中学校費	55,167	40,943	3,332	2,473	-859	1.6	1.2	-0.4
高等学校費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
その他の教育費	282,487	325,824	17,059	19,677	2,618	8.0	9.3	1.3
厚生費	715,493	1,075,349	43,209	64,940	21,731	20.4	30.6	10.2
生活保護費	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
社会福祉費	99,605	425,493	6,015	25,696	19,681	2.8	12.1	9.3
保健衛生費	117,688	201,736	7,107	12,183	5,076	3.3	5.7	2.4
高齢者保健福祉費	315,780	198,495	19,070	11,987	-7,083	9.0	5.6	-3.4
清掃費	182,420	249,625	11,016	15,075	4,059	5.2	7.1	1.9
産業経済費	125,060	140,006	7,552	8,455	903	3.6	4.0	0.4
農業行政費	75,673	122,835	4,570	7,418	2,848	2.2	3.5	1.3
商工行政費	45,175	16,326	2,728	986	-1,742	1.3	0.5	-0.8
その他の産業経済費	4,212	845	254	51	-203	0.1	0.0	-0.1
その他の行政費	636,726	866,157	38,452	52,307	13,855	18.1	24.6	6.5
徴税費	78,046	92,471	4,713	5,584	871	2.2	2.6	0.4
戸籍住民基本台帳費	43,917	57,989	2,652	3,502	850	1.2	1.7	0.5
企画振興費	144,620							
その他の諸費	370,143	715,697	31,087	43,221	12,134	14.6	20.4	5.8
経常経費 計	2,295,309	2,983,035	138,614	180,146	41,532	65.3	84.9	19.6
投資的経費 計	1,118,158		67,526		-41,564	31.8		-19.6
(除・後年度事業費補正)	726,411	429,910	43,868	25,962	-17,906	20.7	12.2	-8.5
公債費 計	100,520		6,070		38,742	2.9		18.2
(公債費+後年度事業費補正)	492,267	742,048	29,728	44,812	15,084	14.0	21.1	7.1
合 計	3,513,987	4,154,993	212,210	250,921	38,711	100.0	118.2	18.2
(経常・公債費計)			144,684	224,959				

1) 財政力指数(単年度)
 $\frac{1,691,819}{3,513,987} = 0.4815$

2) 経常一般財源等 210,694

3) 対比指数
 $\frac{210,694}{212,210} \times 100 = 99.3$

4) 経常収支比率(%)
 $\frac{\text{対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{99.3}{1.1605} = 85.6$

※本来の経常収支比率(%)
 $\frac{3,488,886}{4,044,248} = 86.3$

参考) 臨時一財等充当経費を分子に加えた対比指数(修正対比指数)
 $\frac{242,489}{212,210} \times 100 = 114.3$

修正経常収支比率(%)
 $\frac{\text{修正対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{114.3}{1.1605} = 98.5$

(住民1人当り・円)

○ 基準財政収入額 1,691,819
 ○ 経常一財等充当経費 3,488,886
 ○ 臨時一財等充当経費 526,501

(住民1人当り・円)

○ 経常一般財源等総額 3,936,748
 ・ 減税補てん債 0
 ・ 臨時財政対策債 107,500
 ○ 後年度事業費補正 391,747

団体名 千早赤阪村

住基人口 7,001人

	需要額(千円)	支出額(千円)	住民1人当り(円)			需要額	支出額	乖離度
			需要額	支出額	乖離額			
消防費	158,257	150,925	22,605	21,558	-1,047	8.3	7.9	-0.4
土木費	79,442	113,457	11,347	16,206	4,859	4.2	5.9	1.7
道路橋りょう費	29,036	22,573	4,147	3,224	-923	1.5	1.2	-0.3
港湾費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
都市計画費	11,114	25,680	1,587	3,668	2,081	0.6	1.3	0.7
公園費	5,505	0	786	0	-786	0.3	0.0	-0.3
下水道費	11,664	0	1,666	0	-1,666	0.6	0.0	-0.6
その他の土木費	22,123	65,204	3,160	9,314	6,154	1.2	3.4	2.2
教育費	250,840	450,426	35,829	64,337	28,508	13.1	23.5	10.4
小学校費	84,201	159,219	12,027	22,742	10,715	4.4	8.3	3.9
中学校費	37,430	40,109	5,346	5,729	383	2.0	2.1	0.1
高等学校費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
その他の教育費	129,209	251,098	18,456	35,866	17,410	6.8	13.1	6.3
厚生費	389,322	592,380	55,609	84,614	29,005	20.3	31.0	10.7
生活保護費	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
社会福祉費	54,563	173,846	7,794	24,832	17,038	2.9	9.1	6.2
保健衛生費	72,717	133,696	10,387	19,097	8,710	3.8	7.0	3.2
高齢者保健福祉費	192,112	154,223	27,441	22,029	-5,412	10.0	8.1	-1.9
清掃費	69,930	130,615	9,989	18,657	8,668	3.7	6.8	3.1
産業経済費	85,040	136,311	12,147	19,470	7,323	4.4	7.1	2.7
農業行政費	46,144	68,003	6,591	9,713	3,122	2.4	3.6	1.2
商工行政費	25,504	65,348	3,643	9,334	5,691	1.3	3.4	2.1
その他の産業経済費	13,392	2,960	1,913	423	-1,490	0.7	0.2	-0.5
その他の行政費	396,224	613,787	59,595	87,671	31,076	20.7	32.1	11.4
徴税費	35,628	60,923	5,089	8,702	3,613	1.9	3.2	1.3
戸籍住民基本台帳費	23,220	32,790	3,317	4,684	1,367	1.2	1.7	0.5
企画振興費	98,038							
その他の諸費	239,338	520,074	48,190	74,286	26,096	17.6	27.2	9.6
経常経費 計	1,359,125	2,057,286	194,133	293,856	99,723	71.0	107.5	36.5
投資的経費 計	526,093		75,145		-69,890	27.5		-25.6
(除・後年度事業費補正)	390,876	36,790	55,831	5,255	-50,576	20.4	1.9	-18.5
公債費 計	28,222		4,031		44,763	1.5		16.4
(公債費+後年度事業費補正)	163,439	341,605	23,345	48,794	25,449	8.5	17.9	9.4
合 計	1,913,440	2,435,681	273,310	347,905	74,595	100.0	127.3	27.3
(経常・公債費計)			198,165	342,650				

1) 財政力指数(単年度)
 $\frac{721,712}{1,913,440} = 0.3772$

2) 経常一般財源等 310,507

3) 対比指数
 $\frac{310,507}{273,310} \times 100 = 113.6$

4) 経常収支比率(%)
 $\frac{\text{対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{113.6}{1.1257} = 100.9$

※本来の経常収支比率(%)
 $\frac{2,173,858}{2,137,700} = 101.7$

参考) 臨時一財等充当経費を分子に加えた対比指数(修正対比指数)
 $\frac{356,281}{273,310} \times 100 = 130.4$

修正経常収支比率(%)
 $\frac{\text{修正対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{130.4}{1.1257} = 115.8$

(住民1人当り・円)

○ 基準財政収入額 721,712
 ○ 経常一財等充当経費 2,173,858
 ○ 臨時一財等充当経費 320,462

(住民1人当り・円)

○ 経常一般財源等総額 2,056,900
 ・ 減税補てん債 11,600
 ・ 臨時財政対策債 69,200
 ○ 後年度事業費補正 135,217

団体名 美原町

住基人口 38,289 人

	需要額(千円)	支出額(千円)	住民1人当り(円)			需要額	支出額	乖離度
			需要額	支出額	乖離額			
消防費	619,819	492,669	16,188	12,867	-3,321	9.6	7.7	-1.9
土木費	305,871	392,269	7,988	10,245	2,257	4.8	6.1	1.3
道路橋りょう費	88,328	74,068	2,307	1,934	-373	1.4	1.2	-0.2
港湾費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
都市計画費	58,738	71,963	1,534	1,879	345	0.9	1.1	0.2
公園費	38,902	105,335	1,016	2,751	1,735	0.6	1.6	1.0
下水道費	45,564	34,363	1,190	897	-293	0.7	0.5	-0.2
その他の土木費	74,339	106,540	1,942	2,783	841	1.2	1.7	0.5
教育費	897,855	1,218,007	23,449	31,811	8,362	13.9	18.9	5.0
小学校費	255,725	320,695	6,679	8,376	1,697	4.0	5.0	1.0
中学校費	138,434	102,092	3,616	2,666	-950	2.2	1.6	-0.6
高等学校費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
その他の教育費	503,696	795,220	13,155	20,769	7,614	7.8	12.4	4.6
厚生費	1,415,996	2,780,097	36,982	72,608	35,626	22.0	43.2	21.2
生活保護費	0	94,427	0	2,466	2,466	0.0	1.5	1.5
社会福祉費	217,974	1,100,782	5,693	28,749	23,056	3.4	17.1	13.7
保健衛生費	210,477	356,770	5,497	9,318	3,821	3.3	5.5	2.2
高齢者保健福祉費	544,397	542,304	14,218	14,163	-55	8.5	8.4	-0.1
清掃費	443,148	685,814	11,574	17,912	6,338	6.9	10.7	3.8
産業経済費	137,878	90,112	3,601	2,353	-1,248	2.1	1.4	-0.7
農業行政費	65,744	65,265	1,717	1,705	-12	1.0	1.0	0.0
商工行政費	72,134	24,847	1,884	649	-1,235	1.1	0.4	-0.7
その他の産業経済費	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
その他の行政費	1,088,023	1,827,821	28,416	47,737	19,321	16.9	28.4	11.5
徴税費	141,465	212,607	3,695	5,553	1,858	2.2	3.3	1.1
戸籍住民基本台帳費	74,700	64,770	1,951	1,692	-259	1.2	1.0	-0.2
企画振興費	237,596							
その他の諸費	634,262	1,550,444	22,770	40,493	17,723	13.5	24.1	10.6
經常経費 計	4,465,442	6,800,975	116,625	177,622	60,997	69.4	105.7	36.3
投資的経費 計	1,512,319		39,497		-14,776	23.5		-8.8
(除・後年度事業費補正)	1,150,869	946,529	30,057	24,721	-5,336	17.9	14.7	-3.2
公債費 計	458,583		11,977		16,596	7.1		9.9
(公債費+後年度事業費補正)	820,033	1,094,019	21,417	28,573	7,156	12.7	17.0	4.3
合 計	6,436,344	8,841,523	168,099	230,915	62,816	100.0	137.4	37.4
(經常・公債費計)			128,602	206,194				

1) 財力指数(単年度)
 $\frac{5,282,982}{6,436,344} = 0.8208$

2) 經常一般財源等 190,787

3) 対比指数
 $\frac{190,787}{168,099} \times 100 = 113.5$

4) 經常収支比率(%)
 $\frac{\text{対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財力指数})} = \frac{113.5}{1.2736} = 89.1$

※本来の經常収支比率(%)
 $\frac{7,305,034}{8,262,591} = 88.4$

参考) 臨時一財等充當経費を分子に加えた対比指数(修正対比指数)
 $\frac{226,934}{168,099} \times 100 = 135.0$

修正經常収支比率(%)
 $\frac{\text{修正対比指数}}{1 + (1/3 \times \text{財力指数})} = \frac{135}{1.2736} = 106.0$

	(住民1人当り・円)			(住民1人当り・円)	
○ 基準財政収入額	5,282,982	137,976	○ 經常一般財源等総額	8,075,791	210,917
○ 經常一財等充當経費	7,305,034	190,787	・減税補てん債	0	0
○ 臨時一財等充當経費	1,384,050	36,147	・臨時財政対策債	186,800	4,879
			○ 後年度事業費補正	361,450	9,440

団体名 都市計

住基人口 5,918,230人

	需要額(千円)	支出額(千円)	住民1人当たり(円)			需要額	支出額	乖離度
			需要額	支出額	乖離額			
消防費	77,274,395	66,471,645	13,057	11,232	-1,825	8.3	7.2	-1.1
土木費	47,279,282	82,608,488	7,989	13,958	5,969	5.1	8.9	3.8
道路橋りょう費	9,030,074	16,944,492	1,526	2,863	1,337	1.0	1.8	0.8
港湾費	0	194,356	0	33	33	0.0	0.0	0.0
都市計画費	9,615,487	30,680,150	1,625	5,184	3,559	1.0	3.3	2.3
公園費	6,236,514	13,031,072	1,054	2,202	1,148	0.7	1.4	0.7
下水道費	12,142,540	9,168,465	2,052	1,549	-503	1.3	1.0	-0.3
その他の土木費	10,254,667	12,589,953	1,733	2,127	394	1.1	1.4	0.3
教育費	113,766,929	166,898,102	19,223	28,201	8,978	12.3	18.0	5.7
小学校費	37,682,029	53,490,471	6,367	9,038	2,671	4.1	5.8	1.7
中学校費	18,462,392	17,181,263	3,120	2,903	-217	2.0	1.9	-0.1
高等学校費	2,868,387	3,724,232	485	629	144	0.3	0.4	0.1
その他の教育費	54,754,121	92,502,136	9,252	15,630	6,378	5.9	10.0	4.1
厚生費	273,625,903	447,296,697	46,234	75,579	29,345	29.6	48.3	18.7
生活保護費	37,109,618	37,356,929	6,270	6,312	42	4.0	4.0	0.0
社会福祉費	44,510,375	174,769,863	7,521	29,531	22,010	4.8	18.9	14.1
保健衛生費	41,796,661	64,021,740	7,062	10,818	3,756	4.5	6.9	2.4
高齢者保健福祉費	72,590,858	76,910,540	12,266	12,996	730	7.8	8.3	0.5
清掃費	77,618,391	94,237,625	13,115	15,923	2,808	8.4	10.2	1.8
産業経済費	11,104,928	14,546,949	1,876	2,458	582	1.2	1.6	0.4
農業行政費	2,375,925	5,772,013	401	975	574	0.3	0.6	0.3
商工行政費	8,560,523	8,302,004	1,446	1,403	-43	0.9	0.9	0.0
その他の産業経済費	168,480	472,932	28	80	52	0.0	0.1	0.1
その他の行政費	135,108,662	209,023,248	22,829	35,319	12,490	14.6	22.6	8.0
徴税費	19,696,646	18,383,193	3,328	3,106	-222	2.1	2.0	-0.1
戸籍住民基本台帳費	10,122,729	10,873,542	1,710	1,837	127	1.1	1.2	0.1
企画振興費	29,680,028	179,766,513	17,791	30,375	12,584	11.4	19.4	8.0
その他の諸費	75,609,259	75,609,259	12,670	12,670	0	12.6	12.6	0.0
経常経費計	658,160,999	986,845,129	111,209	166,747	55,538	71.1	106.6	35.5
投資的経費計	187,531,132	68,659,119	31,687	11,601	-20,086	20.3	7.4	-12.9
(除・後年度事業費補正)	138,299,546	23,368	23,368	11,601	-11,767	14.9	7.4	-7.5
公債費計	79,934,165	185,752,745	13,506	31,387	17,881	8.6	20.1	11.5
(公債費+後年度事業費補正)	129,165,751	21,825	21,825	31,387	9,562	14.0	6.1	6.1
合計	925,625,396	1,241,256,993	156,402	209,734	53,332	100.0	134.1	34.1
(経常・公債費計)			124,715	198,133				

1) 財政力指数(単年度)	743,061,945	=	0.8028
	925,625,396		
2) 経常一般財源等	191,269		
3) 対比指数	191,269	×100=	122.3
	156,402		
4) 経常収支比率(%)	対比指数		
	1 + (1/3 × 財政力指数)		
	122.3		
	1.2676	=	96.5
※本来の経常収支比率(%)			
	1.131,971,168	=	95.5
	1,185,670,791		
参考) 臨時一財等充当経費を分子に加えた対比指数(修正対比指数)	214,638	×100=	137.2
	156,402		
修正経常収支比率(%)	修正対比指数		
	1 + (1/3 × 財政力指数)		
	137.2	=	108.2
	1.2676		

○ 基準財政収入額	743,061,945	125,555	○ 経常一般財源等総額	1,151,263,691	194,528
○ 経常一財等充当経費	1,131,971,168	191,269	減税補てん償	11,477,000	1,939
○ 臨時一財等充当経費	138,304,056	23,369	臨時財政対策債	22,930,100	3,874
			○ 後年度事業費補正	49,231,586	

団体名 町村計

住基人口 233,661人

	需要額(千円)	支出額(千円)	住民1人当たり(円)			需要額	支出額	乖離度
			需要額	支出額	乖離額			
消防費	3,862,095	3,296,953	16,529	14,110	-2,419	8.5	7.3	-1.2
土木費	2,150,655	2,178,220	9,204	9,322	118	4.7	4.8	0.1
道路橋りょう費	652,700	533,038	2,793	2,281	-512	1.4	1.2	-0.2
港湾費	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
都市計画費	350,248	282,344	1,499	1,208	-291	0.8	0.6	-0.2
公園費	257,726	320,531	1,103	1,372	269	0.6	0.7	0.1
下水道費	375,774	183,434	1,608	785	-823	0.8	0.4	-0.4
その他の土木費	514,207	858,873	2,201	3,676	1,475	1.1	1.9	0.8
教育費	5,913,663	7,753,352	25,309	33,182	7,873	13.0	17.1	4.1
小学校費	1,753,258	2,309,675	7,503	9,885	2,382	3.9	5.1	1.2
中学校費	896,453	719,397	3,837	3,079	-758	2.0	1.6	-0.4
高等学校費	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
その他の教育費	3,263,952	4,724,280	13,969	20,219	6,250	7.2	10.4	3.2
厚生費	9,432,724	17,510,042	40,369	74,938	34,569	20.8	38.5	17.7
生活保護費	0	139,115	0	595	595	0.0	0.3	0.3
社会福祉費	1,439,702	6,190,850	6,161	26,495	20,334	3.2	13.6	10.4
保健衛生費	1,608,377	2,654,308	6,883	11,360	4,477	3.5	5.8	2.3
高齢者保健福祉費	3,825,444	3,365,965	16,372	14,405	-1,967	8.4	7.4	-1.0
清掃費	2,559,201	5,159,804	10,953	22,082	11,129	5.6	11.4	5.8
産業経済費	1,141,279	1,026,661	4,884	4,394	-490	2.5	2.3	-0.2
農業行政費	534,128	701,253	2,286	3,001	715	1.2	1.5	0.3
商工行政費	544,835	279,467	2,332	1,196	-1,136	1.2	0.6	-0.6
その他の産業経済費	62,316	45,941	267	197	-70	0.1	0.1	0.0
その他の行政費	7,876,181	14,051,437	33,708	60,136	26,428	17.3	30.9	13.6
徴税費	980,253	1,201,623	4,195	5,143	948	2.2	2.6	0.4
戸籍住民基本台帳費	521,679	480,372	2,233	2,056	-177	1.1	1.1	0.0
企画振興費	1,717,645	12,369,442	27,280	52,938	25,658	14.0	27.2	13.2
その他の諸費	4,656,604	4,656,604	19,916	19,916	0	19.9	19.9	0.0
経常経費計	30,376,597	45,816,665	130,003	196,082	66,079	66.9	100.9	34.0
投資的経費計	12,987,023	4,295,094	55,013	18,382	-36,631	27.3	9.5	-17.8
(除・後年度事業費補正)	7,936,574	33,966	33,966	18,382	-15,584	17.5	8.0	-8.0
公債費計	2,661,208	9,168,053	11,389	39,237	27,848	5.9	20.2	14.3
(公債費+後年度事業費補正)	7,111,657	30,436	30,436	39,237	8,801	15.7	4.5	4.5
合計	45,424,828	59,279,812	194,405	253,700	59,295	100.0	130.5	30.5
(経常・公債費計)			141,392	235,318				

1) 財政力指数(単年度)	29,818,456	=	0.6564
	45,424,828		
2) 経常一般財源等	215,555		
3) 対比指数	215,555	×100=	110.9
	194,405		
4) 経常収支比率(%)	対比指数		
	1 + (1/3 × 財政力指数)		
	110.9		
	1.2188	=	91.0
※本来の経常収支比率(%)			
	50,366,790	=	87.2
	57,730,442		
参考) 臨時一財等充当経費を分子に加えた対比指数(修正対比指数)	258,092	×100=	132.8
	194,405		
修正経常収支比率(%)	修正対比指数		
	1 + (1/3 × 財政力指数)		
	132.8	=	109.0
	1.2188		

○ 基準財政収入額	29,818,456	127,614	○ 経常一般財源等総額	56,103,342	240,106
○ 経常一財等充当経費	50,366,790	215,555	減税補てん償	326,800	1,399
○ 臨時一財等充当経費	9,939,240	42,537	臨時財政対策債	1,300,300	5,565
			○ 後年度事業費補正	4,450,449	

団体名 市町村計

住基人口 6,151,891 人

	需要額(千円)	支出額(千円)	住民1人当たり(円)			需要額	支出額	乖離度
			需要額	支出額	乖離額			
消防費	81,136,490	69,768,598	13,189	11,341	-1,848	8.4	7.2	-1.2
土木費	49,429,937	84,786,708	8,035	13,782	5,747	5.1	8.7	3.6
道路橋りょう費	9,682,774	17,477,530	1,574	2,841	1,267	1.0	1.8	0.8
港湾費	0	194,356	0	32	32	0.0	0.0	0.0
都市計画費	9,965,735	30,962,494	1,620	5,033	3,413	1.0	3.2	2.2
公園費	6,494,240	13,351,603	1,056	2,170	1,114	0.7	1.4	0.7
下水道費	12,518,314	9,351,899	2,035	1,520	-515	1.3	1.0	-0.3
その他の土木費	10,768,874	13,448,826	1,750	2,186	436	1.1	1.4	0.3
教育費	119,680,592	174,651,454	19,454	28,390	8,936	12.3	18.0	5.7
小学校費	39,435,287	55,800,146	6,410	9,070	2,660	4.1	5.7	1.6
中学校費	19,358,845	17,900,660	3,147	2,910	-237	2.0	1.8	-0.2
高等学校費	2,868,387	3,724,232	466	605	139	0.3	0.4	0.1
その他の教育費	58,018,073	97,226,416	9,431	15,804	6,373	6.0	10.0	4.0
厚生費	283,058,627	464,806,739	46,012	75,555	29,543	29.1	47.9	18.8
生活保護費	37,109,618	37,496,044	6,032	6,095	63	3.8	3.9	0.1
社会福祉費	45,950,077	180,960,713	7,469	29,415	21,946	4.7	18.6	13.9
保健衛生費	43,405,038	66,676,048	7,056	10,838	3,782	4.5	6.9	2.4
高齢者保健福祉費	76,416,302	80,276,505	12,422	13,049	627	7.9	8.3	0.4
清掃費	80,177,592	99,397,429	13,033	16,157	3,124	8.3	10.2	1.9
産業経済費	12,246,207	15,573,610	1,991	2,532	541	1.3	1.6	0.3
農業行政費	2,910,053	6,473,266	473	1,052	579	0.3	0.7	0.4
商工行政費	9,105,358	8,581,471	1,480	1,395	-85	0.9	0.9	0.0
その他の産業経済費	230,796	518,873	38	84	46	0.0	0.1	0.1
その他の行政費	142,984,843	223,074,685	23,242	36,261	13,019	14.7	23.0	8.3
徴税費	20,676,899	19,584,816	3,361	3,184	-177	2.1	2.0	-0.1
戸籍住民基本台帳費	10,644,408	11,353,914	1,730	1,846	116	1.1	1.2	0.1
企画振興費	31,397,673							
その他の諸費	80,265,863	192,135,955	18,151	31,232	13,081	11.5	19.8	8.3
経常経費計	688,536,696	1,032,661,794	111,923	167,861	55,938	70.9	106.3	35.4
投資的経費計	199,918,155		32,497		-20,638	20.6		-13.1
(除・後年度事業費補正)	146,236,120	72,954,213	23,771	11,859	-11,912	15.1	7.5	-7.6
公債費計	82,595,373		13,426		18,259	8.5		11.6
(公債費+後年度事業費補正)	136,277,408	194,920,798	22,152	31,685	9,533	14.0	20.1	6.1
合 計	971,050,224	1,300,536,805	157,846	211,404	53,558	100.0	133.9	33.9
(経常・公債費計)			125,349	199,545				

1) 財政力指数(単年度)		
772,880,401	=	0.7959
971,050,224		
2) 経常一般財源等		192,191
3) 対比指数		
192,191	×100=	121.8
157,846		
4) 経常収支比率(%)		
対比指数		
1+(1/3×財政力指数)		
121.8	=	96.3
1.2653		
※本来の経常収支比率(%)		
1,182,337,958	=	95.1
1,243,401,233		
参考) 臨時一財等充当経費を分子に加えた対比指数(修正対比指数)		
216,288	×100=	137.0
157,846		
修正経常収支比率(%)		
修正対比指数		
1+(1/3×財政力指数)		
137	=	108.3
1.2653		

(住民1人当たり・円)

(住民1人当たり・円)

○ 基準財政収入額	772,880,401	125,633	○ 経常一般財源等総額	1,207,367,033	196,259
○ 経常一財等充当経費	1,182,337,958	192,191	・ 減税補てん債	11,803,800	1,919
○ 臨時一財等充当経費	148,243,296	24,097	・ 臨時財政対策債	24,230,400	3,939
			○ 後年度事業費補正	53,682,035	

(注)

- 1 本表における基準財政需要額は、臨時財政対策債振替額を各費目に戻した振替前のものである。
- 2 基準財政需要額・基準財政収入額とも、錯誤を除いた額を使用している。
- 3 財政力指数は、上記1によって算出した基準財政需要額を分母に用いているため、実際の財政力指数とは相違する(正確には、調整率の関係で、さらに誤差が発生する)。
- 4 「本来の経常収支比率」の分母には、減税補てん債及び臨時財政対策債を加算している(平成13年度決算からの公式数値)。
- 5 本表の数値中、「支出額(千円)」のうち「経常経費」の各費目の額については、本府が各市町村に照会した額を使用しており、「投資的経費」及び「公債費」については、平成13年度決算状況調査の金額をそのまま使用している。経常経費のみ照会額を使用しているのは、主に下水道費について、いわゆる基準外繰出金を支出額から控除し、公費負担部分(雨水分)のみを計上するためである。

地方財政ゼミナール「地方財政研究」

- 研究テーマ
- ・ 受益と負担の明確化
 - ・ 国・地方間の行財政関係のあり方

内 容

第1次分権改革では税財源の移譲が見送られ、大きな課題が残された。今後、国においては、国庫補助負担金、地方交付税交付金及び税源移譲を含む税源配分を三位一体で検討することとなっている。一方、市町村では分権化が進む中、財源不足に伴い、これまでの行政施策を見直しが喫緊の課題となっている。分権時代における地方財政はどうあるべきかを地方自治体の側から発信していくために、受益と負担の明確化を図る観点から、新たな地方財政制度のあり方についてを学び、議論を行った。

(全5回開催)

名 簿

指導助言者

近畿大学経済学部教授	中 井 英 雄
------------	---------

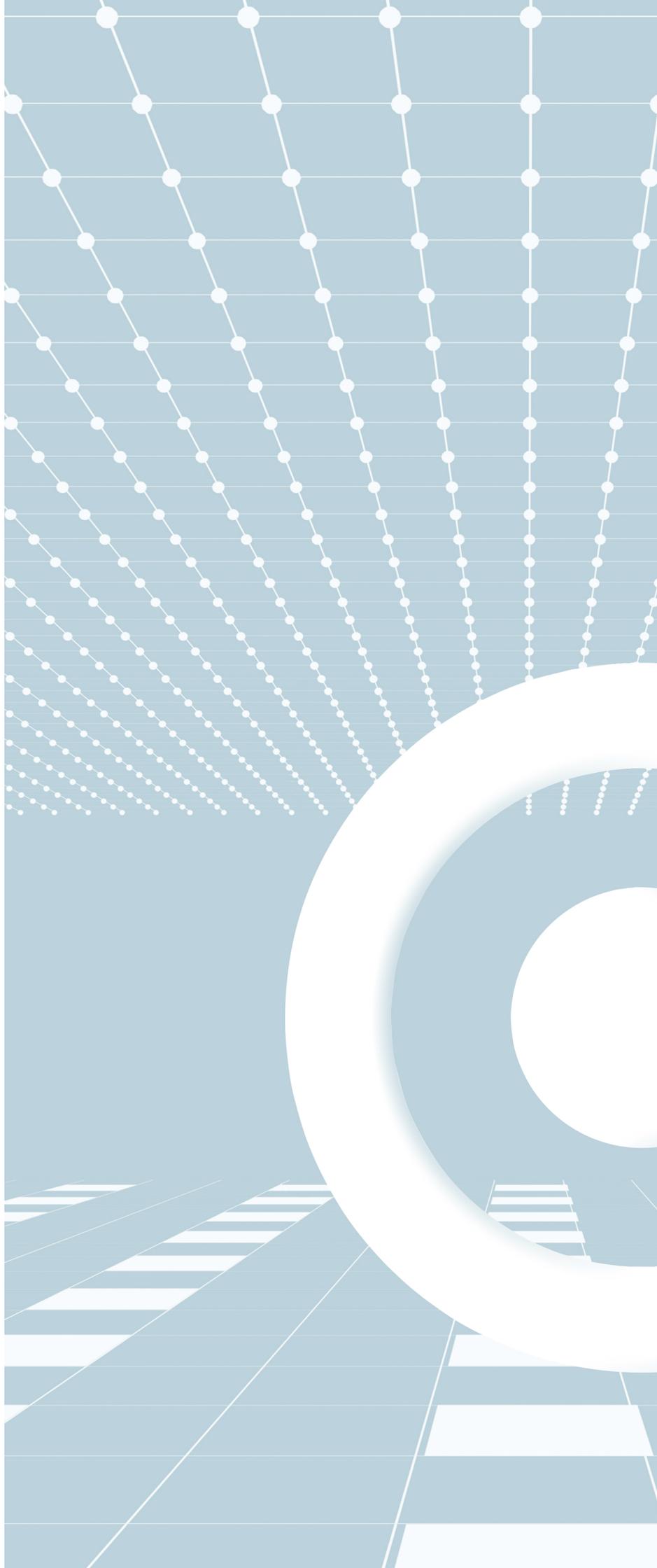
参 加 者

所 属	名 前
東大阪市企画部企画室	森 美 樹
大東市政策推進部財政課	川 口 克 仁
泉南市財務部財政課	伊 藤 公 喜
和泉市企画財政部財政課	藤 井 満
高槻市財務管理室財政課	徳 島 巳樹典
阪南市総務部財政課	山 中 富士夫
松原市財政部財政課	津 村 直 輝
枚方市高齢社会室	川 嶋 徹 也
大阪府総務部市町村課	神 谷 雅 之
大阪府総務部市町村課	宮 崎 豊

地方分権ゼミナール「地方財政研究」報告書
「需要額・決算対比分析の理論とその応用
：受益と負担の一致をめざして」

平成15年12月

発行：財団法人 大阪府市町村振興協会
おおさか市町村職員研修研究センター
〒540-0008
大阪府中央区大手前3-1-43
大阪府新別館南館6階
TEL 06-6920-4565
FAX 06-6920-4561
E-mail center-tr@masse.opas.gr.jp
協会HP <http://www.masse.or.jp/>



R100

古紙配合率100%再生紙を使用しています